

# 平成 23 年第 3 回定例会会議録

平成23年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期16日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月31日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・提案理由説明
9月1日	木	休 会	議案調査
9月2日	金	休 会	議案調査
9月3日	土	休 会	（市の休日）
9月4日	日	休 会	（市の休日）
9月5日	月	本会議	質疑・委員会付託・一般質問
9月6日	火	本会議	一般質問
9月7日	水	本会議	一般質問
9月8日	木	本会議	一般質問
9月9日	金	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 福祉厚生常任委員会（第2委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
9月10日	土	休 会	（市の休日）
9月11日	日	休 会	（市の休日）
9月12日	月	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 福祉厚生常任委員会（第2委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
9月13日	火	休 会	議事整理
9月14日	水	休 会	議事整理
9月15日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 平成23年 第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

8月31日（水曜日）本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	25
5. 説明のため出席した者の職氏名	25
6. 事務局職員出席者	26
7. 開 会	27
8. 開 議	27
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
10. 日程第2 会期の決定	27
11. 日程第3 庁舎等検討特別委員会の中間報告	27
発言の申し出	30
12. 日程第4 議案第76号から議案第77号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	33
13. 日程第5 議案第78号から議案第100号まで一括上程・説明	36
休 憩	48
開 議	48
14. 日程第6 議案第101号及び議案第102号一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	48
15. 日程第7 報告第17号から報告第23号まで一括上程・報告・質疑	50
(1) 中原 繁君質疑	54
○建設部長 山田憲章君答弁	54
中原 繁君再質疑	55
○建設部長 山田憲章君答弁	55
(2) 樋口正博君質疑	55
○総務部長 谷口 誠君答弁	56
○建設部長 山田憲章君答弁	56
樋口正博君再質疑	57
○建設部長 山田憲章君答弁	57
○総務部長 谷口 誠君答弁	57
16. 日程第8 請願第4号及び陳情第2号一括上程	58

17. 日程通告 散会	58
-------------	----

9月1日（木曜日）休会

9月2日（金曜日）休会

9月3日（土曜日）休会

9月4日（日曜日）休会

9月5日（月曜日）本会議	頁
--------------	---

1. 議事日程第2号	61
------------	----

2. 本日の会議に付した事件	61
----------------	----

3. 出席議員氏名	61
-----------	----

4. 欠席議員氏名	62
-----------	----

5. 説明のため出席した者の職氏名	62
-------------------	----

6. 事務局職員出席者	62
-------------	----

7. 開 議	64
--------	----

発言の申し出	64
--------	----

8. 日程第1 質疑	65
------------	----

(1) 坂井正次君質疑	65
-------------	----

○建設部長 山田憲章君答弁	65
---------------	----

(2) 東 英俊君質疑	66
-------------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	67
---------------	----

○建設部長 山田憲章君答弁	68
---------------	----

東 英俊君再質疑	68
----------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	69
---------------	----

○建設部長 山田憲章君答弁	69
---------------	----

(3) 森 隆博君質疑	69
-------------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	70
---------------	----

(4) 東 裕人君質疑	71
-------------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	72
---------------	----

東 裕人君再質疑	72
----------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	73
---------------	----

東 裕人君再々質疑	73
-----------	----

○総務部長 谷口 誠君答弁	73
---------------	----

○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	74
-----------------	----

9. 日程第2	常任委員会付託	74
10. 日程第3	決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託	77
	休憩	77
	開議	77
11. 日程第4	一般質問	77
(1)	怒留湯健蓉さん質問	78
	いじめを起こさせない学校づくりについて	78
	○教育長 倉原久義君答弁	79
	怒留湯健蓉さん再質問	79
	○教育長 倉原久義君答弁	81
	怒留湯健蓉さん再々質問	82
	○教育長 倉原久義君答弁	83
(2)	怒留湯健蓉さん質問	84
	本市非正規職員の任用及び免職の実態について	85
	○総務部長 谷口 誠君答弁	85
	怒留湯健蓉さん再質問	86
	○教育長 倉原久義君答弁	87
	怒留湯健蓉さん再々質問	88
	休憩	92
	開議	92
	○教育長 倉原久義君答弁	92
	○副市長 永田明紘君答弁	93
	○市長 福村三男君答弁	94
	昼食休憩	94
	開議	94
	発言の申し出	94
(1)	東 裕人君質問	95
	情報公開について	95
	○総務部長 谷口 誠君答弁	95
	東 裕人君再質問	96
	○総務部長 谷口 誠君答弁	97
	東 裕人君再々質問	98
	○総務部長 谷口 誠君答弁	98
(2)	東 裕人君質問	99

新庁舎問題について	99
○市長 福村三男君答弁	100
東 裕人君再質問	102
○市長 福村三男君答弁	103
東 裕人君再々質問	105
○市長 福村三男君答弁	106
休 憩	106
開 議	106
(1) 城 典臣君質問	107
高齢者の免許証返納と安全対策	107
○企画部長 野口祐成君答弁	108
○総務部長 谷口 誠君答弁	108
城 典臣君再質問	109
○総務部長 谷口 誠君答弁	110
城 典臣君再々質問	110
○市長 福村三男君答弁	110
(2) 城 典臣君質問	110
ふるさと納税について	110
○企画部長 野口祐成君答弁	111
城 典臣君再質問	111
○企画部長 野口祐成君答弁	112
城 典臣君再々質問	113
○企画部長 野口祐成君答弁	113
(3) 城 典臣君質問	113
障がい者福祉の権限移譲に伴う整備について	113
○市民部長 宮本誠一君答弁	115
城 典臣君再質問	116
○市民部長 宮本誠一君答弁	116
城 典臣君再々質問	116
○市長 福村三男君答弁	117
休 憩	118
開 議	118
(1) 泉田栄一郎君質問	118
姉妹交流について	118

○企画部長 野口祐成君答弁	119
泉田栄一郎君再質問	120
○企画部長 野口祐成君答弁	121
泉田栄一郎君再々質問	122
○市長 福村三男君答弁	122
(2) 泉田栄一郎君質問	124
学校施設の防災機能について	124
○教育長 倉原久義君答弁	125
○総務部長 谷口 誠君答弁	126
泉田栄一郎君再質問	126
○教育長 倉原久義君答弁	127
泉田栄一郎君再々質問	128
○教育長 倉原久義君答弁	128
12. 日程通告 散会	129

<b>9月6日(火曜日)本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第3号	133
2. 本日の会議に付した事件	133
3. 出席議員氏名	133
4. 欠席議員氏名	134
5. 説明のため出席した者の職氏名	134
6. 事務局職員出席者	134
7. 開 議	135
8. 日程第1 一般質問	135
(1) 中山繁雄君質問	135
国道325号の4車線化について	135
○建設部長 山田憲章君答弁	135
中山繁雄君再質問	136
○建設部長 山田憲章君答弁	136
中山繁雄君再々質問	136
○市長 福村三男君答弁	136
(2) 中山繁雄君質問	137
支所機能の充実について	137
○総務部長 谷口 誠君答弁	137

(3) 中山繁雄君質問	138
市有財産について	139
○総務部長 谷口 誠君答弁	139
(4) 中山繁雄君質問	140
学校の統廃合について	140
○教育長 倉原久義君答弁	140
(5) 中山繁雄君質問	141
新エネルギーについて	141
○企画部長 野口祐成君答弁	142
休憩	143
開議	143
(1) 森 隆博君質問	144
耐震補強と公共施設の利用計画について	144
○総務部長 谷口 誠君答弁	145
森 隆博君再質問	146
○市長 福村三男君答弁	148
森 隆博君再々質問	150
○市長 福村三男君答弁	151
(2) 森 隆博君質問	152
農業政策と農業関連施設の経営状況・方針について	152
○経済部長 平野國臣君答弁	153
森 隆博君再質問	154
○市長 福村三男君答弁	156
森 隆博君再々質問	157
○市長 福村三男君答弁	158
昼食休憩	159
開議	159
(1) 森 清孝君質問	159
ダム湖を生かした町おこし（ジュニアボート選手権）について	159
○教育長 倉原久義君答弁	160
森 清孝君再質問	161
○教育長 倉原久義君答弁	162
森 清孝君再々質問	163
○教育長 倉原久義君答弁	163

(2) 森 清孝君質問	163
花房中部 2 期畑総事業について	164
○経済部長 平野國臣君答弁	164
森 清孝君再質問	165
○経済部長 平野國臣君答弁	165
森 清孝君再々質問	166
○市長 福村三男君答弁	166
(3) 森 清孝君質問	167
効率的な行政運営について	167
○市長 福村三男君答弁	168
森 清孝君再質問	169
○市長 福村三男君答弁	170
森 清孝君再々質問	171
○市長 福村三男君答弁	172
休憩	174
開議	174
(1) 樋口正博君質問	174
菊池市の財産管理と自治体としての責任について	174
○総務部長 谷口 誠君答弁	175
○市長 福村三男君答弁	176
樋口正博君再質問	176
○市長 福村三男君答弁	177
樋口正博君再々質問	178
○市長 福村三男君答弁	179
(2) 樋口正博君質問	180
小中学校教職員の確保について	180
○教育長 倉原久義君答弁	181
(3) 樋口正博君質問	181
表彰・顕彰制度について	181
○教育長 倉原久義君答弁	182
休憩	184
開議	184
(1) 水上彰澄君質問	184
庁舎等建設について	184

○市長 福村三男君答弁	185
水上彰澄君再質問	186
○市長 福村三男君答弁	187
水上彰澄君再々質問	188
○市長 福村三男君答弁	188
(2) 水上彰澄君質問	189
小水力発電について	189
○企画部長 野口祐成君答弁	189
○経済部長 平野國臣君答弁	190
水上彰澄君再質問	191
○経済部長 平野國臣君答弁	192
(3) 水上彰澄君質問	192
パークゴルフ場(公園)について	192
○経済部長 平野國臣君答弁	192
水上彰澄君再質問	193
○経済部長 平野國臣君答弁	194
9. 日程通告 散会	194

<b>9月7日(水曜日)本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第4号	197
2. 本日の会議に付した事件	197
3. 出席議員氏名	197
4. 欠席議員氏名	197
5. 説明のため出席した者の職氏名	198
6. 事務局職員出席者	198
7. 開 議	199
8. 日程第1 一般質問	199
(1) 大賀慶一君質問	199
道路の整備について	199
○建設部長 山田憲章君答弁	199
大賀慶一君再質問	200
○建設部長 山田憲章君答弁	201
大賀慶一君再々質問	201
○建設部長 山田憲章君答弁	202

(2) 大賀慶一君質問	202
人口減少の歯止策について	202
○企画部長 野口祐成君答弁	203
○市民部長 宮本誠一君答弁	204
大賀慶一君再質問	204
○企画部長 野口祐成君答弁	205
大賀慶一君再々質問	206
○市長 福村三男君答弁	206
(3) 大賀慶一君質問	207
火災報知器の設置について	207
○総務部長 谷口 誠君答弁	208
大賀慶一君再質問	208
○建設部長 山田憲章君答弁	209
○総務部長 谷口 誠君答弁	209
大賀慶一君再々質問	209
○総務部長 谷口 誠君答弁	210
休 憩	210
開 議	210
(1) 二ノ文伸元君質問	210
本市における行政区の統廃合について	210
○総務部長 谷口 誠君答弁	211
二ノ文伸元君再質問	212
○総務部長 谷口 誠君答弁	212
○市長 福村三男君答弁	213
昼食休憩	214
開 議	214
発言の申し出	214
(1) 坂本昭信君質問	215
道の駅旭志の改修について	215
○経済部長 平野國臣君答弁	216
(2) 坂本昭信君質問	216
市有林の管理について	216
○経済部長 平野國臣君答弁	217
坂本昭信君再質問	217

○経済部長 平野國臣君答弁	220
○市長 福村三男君答弁	220
坂本昭信君再々質問	222
○市長 福村三男君答弁	222
(3) 坂本昭信君質問	222
中小企業振興基本条例について	223
○総務部長 谷口 誠君答弁	223
坂本昭信君再質問	223
○総務部長 谷口 誠君答弁	224
坂本昭信君再々質問	224
○総務部長 谷口 誠君答弁	225
休 憩	225
開 議	225
発言の申し出	225
(1) 隈部忠宗君質問	226
本市の学校教育について	226
○教育長 倉原久義君答弁	226
隈部忠宗再質問	228
○教育長 倉原久義君答弁	229
隈部忠宗君再々質問	231
○教育長 倉原久義君答弁	231
(2) 隈部忠宗君質問	233
本市の社会教育について	233
○教育長 倉原久義君答弁	234
隈部忠宗君再質問	234
○教育長 倉原久義君答弁	234
隈部忠宗君再々質問	237
○市長 福村三男君答弁	237
休 憩	238
開 議	238
(1) 坂井正次君質問	238
ブランド推進について	238
○経済部長 平野國臣君答弁	239
坂井正次君再質問	240

○経済部長 平野國臣君答弁	240
坂井正次君再々質問	241
○市長 福村三男君答弁	242
(2) 坂井正次君質問	243
人口増施策について	243
○企画部長 野口祐成君答弁	243
坂井正次君再質問	244
○企画部長 野口祐成君答弁	245
坂井正次君再々質問	245
○企画部長 野口祐成君答弁	246
(3) 坂井正次君質問	246
スポーツ施設利用について	246
○教育長 倉原久義君答弁	247
坂井正次君再質問	248
○教育長 倉原久義君答弁	248
9. 日程通告 散会	249

<b>9月8日(木曜日)本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第5号	253
2. 本日の会議に付した事件	253
3. 出席議員氏名	253
4. 欠席議員氏名	254
5. 説明のため出席した者の職氏名	254
6. 事務局職員出席者	254
7. 開 議	255
8. 日程第1 一般質問	255
(1) 木下雄二君質問	255
市道整備について	255
○建設部長 山田憲章君答弁	256
木下雄二君再質問	256
○建設部長 山田憲章君答弁	257
○市長 福村三男君答弁	257
(2) 木下雄二君質問	257
下水道について	257

○建設部長 山田憲章君答弁	257
木下雄二君再質問	258
○建設部長 山田憲章君答弁	259
(3) 木下雄二君質問	259
生活環境の整備について	259
○建設部長 山田憲章君答弁	259
木下雄二君再質問	260
○市長 福村三男君答弁	261
(4) 木下雄二君質問	262
老人福祉センターについて	262
○市民部長 宮本誠一君答弁	263
木下雄二君再質問	263
○副市長 永田明紘君答弁	264
木下雄二君再々質問	264
○市長 福村三男君答弁	265
(5) 木下雄二君質問	267
環境問題について	267
○市民部長 宮本誠一君答弁	267
木下雄二君再質問	269
○市長 福村三男君答弁	269
休 憩	271
開 議	271
(1) 東 英俊君質問	271
小学校統廃合について	271
○教育長 倉原久義君答弁	272
東 英俊君再質問	274
○教育長 倉原久義君答弁	275
東 英俊君再々質問	276
○教育長 倉原久義君答弁	277
○市長 福村三男君答弁	278
(2) 東 英俊君質問	280
将来の菊池市づくりについて	280
○総務部長 谷口 誠君答弁	281
○企画部長 野口祐成君答弁	282

○副市長 永田明紘君答弁	283
東 英俊君再質問	283
○企画部長 野口祐成君答弁	284
東 英俊君再々質問	284
○市長 福村三男君答弁	285
昼食休憩	287
開 議	287
(1) 岡崎俊裕君質問	287
開かれた行政・信頼される市政について	287
○総務部長 谷口 誠君答弁	289
岡崎俊裕君再質問	289
○総務部長 谷口 誠君答弁	290
岡崎俊裕君再々質問	292
○市長 福村三男君答弁	293
(2) 岡崎俊裕君質問	294
市民から信頼される職員について	294
○総務部長 谷口 誠君答弁	294
岡崎俊裕君再質問	295
○総務部長 谷口 誠君答弁	297
岡崎俊裕君再々質問	298
○市長 福村三男君答弁	299
9. 日程通告 散会	300
9月9日(金曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)	
9月10日(土曜日) 休会	
9月11日(日曜日) 休会	
9月12日(月曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)	
9月13日(火曜日) 休会	
9月14日(水曜日) 休会	
9月15日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	303
2. 本日の会議に付した事件	303
3. 出席議員氏名	303

4. 欠席議員氏名	304
5. 説明のため出席した者の職氏名	304
6. 事務局職員出席者	305
7. 開 議	305
8. 日程第1 各常任委員長報告	305
・総務文教常任委員長報告	305
・福祉厚生常任委員長報告	308
・経済建設常任委員長報告	309
・議案第83号少数意見の報告	313
討 論	314
(1) 坂井正次君討論	314
(2) 中原 繁君討論	315
(3) 東 裕人君討論	316
(4) 怒留湯健蓉さん討論	316
採 決	318
9. 日程第2 議員の派遣について	319
10. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	319
11. 追加日程第1 意見書案第2号上程・説明・質疑・討論・採決	320
12. 追加日程第2 意見書案第3号上程・説明・質疑・討論・採決	321
13. 閉 会	322

第 1 号

8 月 3 1 日

## 平成23年第3回菊池市議会定例会

### 議事日程 第1号

平成23年8月31日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 庁舎等検討特別委員会の中間報告
- 第4 議案第76号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第4号）  
議案第77号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第5号）  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第78号 県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定について  
議案第79号 菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定について  
議案第80号 菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定について  
議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第82号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第83号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）  
議案第84号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第85号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）  
議案第86号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第87号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第88号 平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第89号 平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第90号 平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第91号 平成22年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第 92 号 平成 22 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議案第 93 号 平成 22 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議案第 94 号 平成 22 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議案第 95 号 平成 22 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について

議案第 96 号 平成 22 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について

議案第 97 号 平成 22 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

議案第 98 号 平成 22 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算  
の認定について

議案第 99 号 平成 22 年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について

まで一括上程・説明

第 6 議案第 101 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 102 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 17 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 18 号 専決処分の報告について

報告第 19 号 専決処分の報告について

報告第 20 号 専決処分の報告について

報告第 21 号 専決処分の報告について

報告第 22 号 専決処分の報告について

報告第 23 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告・質疑

第 8 請願第 4 号 菊池市原の「旧市営牧場跡地」の買取りを求める請願

陳情第 2 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

まで一括上程

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 庁舎等検討特別委員会の中間報告
- 日程第4 議案第76号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第4号）
- 議案第77号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第5号）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 議案第78号 県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第79号 菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定について
- 議案第80号 菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定について
- 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第84号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第89号 平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第90号 平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第91号 平成22年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第92号 平成22年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 93 号 平成 22 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第 94 号 平成 22 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第 95 号 平成 22 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96 号 平成 22 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 議案第 97 号 平成 22 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 議案第 98 号 平成 22 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 議案第 99 号 平成 22 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について

まで一括上程・説明

- 日程第 6 議案第 101 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ  
いて
- 議案第 102 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ  
いて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第 7 報告第 17 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 18 号 専決処分の報告について
- 報告第 19 号 専決処分の報告について
- 報告第 20 号 専決処分の報告について
- 報告第 21 号 専決処分の報告について
- 報告第 22 号 専決処分の報告について
- 報告第 23 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 8 請願第 4 号 菊池市原の「旧市営牧場跡地」の買取りを求める請願
- 陳情第 2 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

まで一括上程



出席議員（23名）

1 番 工 藤 圭一郎 君

2番 城 典 臣 君  
 3番 大 賀 慶 一 君  
 4番 岡 崎 俊 裕 君  
 5番 水 上 彰 澄 君  
 6番 東 英 俊 君  
 7番 東 裕 人 君  
 8番 泉 田 栄一朗 君  
 9番 森 清 孝 君  
 10番 中 原 繁 君  
 11番 樋 口 正 博 君  
 12番 二ノ文 伸 元 君  
 13番 中 山 繁 雄 君  
 14番 怒留湯 健 蓉 さん  
 15番 坂 本 昭 信 君  
 16番 隈 部 忠 宗 君  
 17番 葛 原 勇次郎 君  
 18番 木 下 雄 二 君  
 19番 坂 井 正 次 君  
 20番 森 隆 博 君  
 21番 山 瀬 義 也 君  
 22番 境 和 則 君  
 23番 北 田 彰 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君

旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

傍聴席も立ってください。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前9時59分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第3回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成23年6月分、7月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思いますと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、水上彰澄君及び東 英俊君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月24日の議会運営委員会におきまして、本日から9月15日までの16日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの16日間と決定しました。

---

#### 日程第3 庁舎等検討特別委員会の中間報告

○議長（山瀬義也君） 次に日程第3、庁舎等検討特別委員会の中間報告を議題とします。

庁舎等検討特別委員会から付託中の案件につきまして中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、庁舎等検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

庁舎等検討特別委員長、境 和則君。

[登壇]

○庁舎等検討特別委員会委員長（境 和則君） おはようございます。

会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会の許可をいただきましたので、庁舎等検討特別委員会の中間報告をさせていただきます。

庁舎等検討特別委員会は、庁舎等の問題につきまして議会としても総合的に検討するため、6月定例会で設置されたものであります。一定の方向性が確認されましたので、これまでの取り組み等を報告するものであります。

第1回目は7月7日に開催いたしました。議題は、合併特例債の運用について、執行部からの説明を求め、質疑を行いました。

執行部から本年1月25日に総務省から通知された庁舎整備に係る標準事業費の廃止について説明がありました。これまで合併特例債を活用した庁舎建設の場合は、標準面積や標準単価という一つの制約があったものが廃止されたということでございました。また、庁舎建設に関する財政資産の比較ということで、庁舎を建設する場合の合併特例事業債と一般事業債を使った場合の充当率、一般財源の必要額、後年度の財政負担額、元利償還金に対する交付税措置について説明がありました。

第2回目は7月21日に開催され、本庁舎の耐震事業の進捗状況について審議をいたしました。

補強の箇所、工法、附帯設備の取り付け等について、設計事務所から提案がされていることについて報告がありました。

第3回目は8月12日に開催をされ、庁舎の耐震事業の補足説明とそれに対する質疑、それから議会審議会での確認事項について審査を行いました。

建築物の耐用年数の考え方は、一つ、物理的耐用年数、二つ、経済的耐用年数、三つ、機能的耐用年数がある。本庁舎は適切な補強を行えば、今後20年から30年は使用に耐えられるということでありました。

委員より、壁だけの補強のようだが、床や柱は大丈夫か。どれだけの震度に耐えられるか。20年もつとのことだが、本当に耐えられるのかなどの質問がありました。

それで執行部より、耐震の新基準に対して補強するもので、基本的な構造は何ら劣っていない。補強をすれば20年から30年は使用することが可能であるということの説明がありました。

第3回目と8月22日に開催されました第4回目の特別委員会では、1、庁舎建設予定地D地点での合併特例債を利用した計画は無理であること。2、庁舎建設予定地D地点は、公共用地として市が責任を持って買い上げることを確認し、併せて庁舎（複合施設）等の財源計画は合併特例債を充てることで総合的に検討することということで、市長に凍結解除を申し入れることについてを審議いたしました。

委員より、もし花房台に庁舎が建てられない場合、用地購入に合併特例債は使えるのか。また、庁舎の耐震工事について財政計画も示さないといけないと思うがどうかという質問がございました。

執行部より、仮の話ではあるが、庁舎以外の目的で買う場合、新市建設計画に適合しているものであれば、特例債の活用も可能であると思う。また、庁舎の耐震工事については新市建設計画の中で位置づけが可能と思うので、特例債を活用して考えていると説明がございました。

また、法定協議会の決定事項について変更ができるのか、その法的な手続について質問がありました。

執行部より、仮に新市建設計画を変更しなければならない場合は、事前に県と協議すること、地域審議会の意見を聞くことが必要であるが、議会の議決により変更ができるということでした。

先ほど述べました三つの確認事項について、12日と22日の本特別委員会ではさまざまな意見が出ました。主な意見を申し上げますと、凍結を解除したらもとの計画で進めるべきである。計画は白紙にならない。D地点で平成26年度までに本当に建設ができないのかが納得できない。やる気を出して動けば変わってくるのではないかと。凍結解除イコール白紙、建てる、建てないも含めて議論を交わすべきだ。合併特例債は有効に使うべきであるし、平成26年度にD地点に建設することは無理だと思うが、市民の意見を広く聞いて反映してほしい。市長がこの段階で凍結解除をしていないのが一番責任が重いことではないかなどでございました。

意見は凍結解除後のいろいろな話まで及びましたが、期間が平成26年度までとなっている合併特例債の緩和がなされたことを受け、その合併特例債の有効活用を考える最終的な時期でもあり、市長に凍結解除を申し入れることは全員の委員の皆

さんの合意を得たものであります。

今後は、市長から出されるであろう方針を確認しながら、本特別委員会の所期の目的を達成できますよう努めてまいりますことを申し上げまして、庁舎等検討特別委員会の中間報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

ただいま議長より発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま境委員長より庁舎等検討特別委員会の中間報告がございましたが、このことにつきまして、私の考え方の一端を申し述べさせていただきたいと、このように思います。

去る8月22日開催されました第4回の庁舎等検討特別委員会におきまして、確認、決定されました三つの項目につきまして、8月25日に境 和則委員長、葛原副委員長、山瀬議長、坂井正次副議長、以上4名の皆さんによりまして凍結解除の申し入れがございました。

その3項目を要約すれば、次のとおりであったと思います。

まず一つは、ただいまも具体的説明が、委員会における審議の経過が説明をされておりましたが、まず一つ、庁舎建設予定地の花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業地内では合併特例債を利用した計画は無理であり、新たな予定地の検討、調査を行う必要があるということであったと思います。

また二つ目は、予定地は畑地帯総合整備事業推進のこれまでの経緯からいたしましても、公共用地として市が買い上げるべきだということのご指摘でございました。

また三つ目には、財政的に非常に有利な今回の合併特例債というものを充当して総合的に検討することとして、合併特例債の発行期限と限られた期間内での庁舎等の整備の検討に早期に取り組んでいただきたいと、この3点であったと受けとめております。

そのためには、当然予算が必要となってまいりまして、凍結の解除を要望すると、そういうことの旨の申し入れでございました。

議会の総意によります3項目については重く受けとめまして、その方向を了承し

て進めてまいりたいと、このように考えております。新庁舎及び複合施設の建設は、合併後の菊池市の重要課題であり、この6年余りの期間、市議会においてもさまざまなお意見をいただきまして、またその都度、私の考えも申し上げてきたところでございます。

ところが、本年1月末に、ただいまの委員長報告にもありましたように、国から庁舎整備事業に係ります起債制度が変更され、庁舎整備を行う場合について、標準面積及び標準単価等に基づく標準的な事業費の取り扱いというものがあったわけがありますが、これが今回廃止になったということでございます。

通常、庁舎建設を行う場合、財源として一般単独の事業債を、起債を借りるわけですが、充当率が、借入れは事業費の約75%でありまして、国などから財政支援、特に交付税の措置というのは全くありませんでした。しかし、本市の場合は、ご案内のとおり、平成17年3月に合併をしておりますので、平成26年度までに庁舎などの建設をする場合は合併特例債を借り入れることができるということになっております。

合併特例債による充当率につきましては事業費の95%となっております、事業年度における一般財源の額を大きく抑えられることができます。さらに、後年度において元利償還金の70%程度が普通交付税として措置されるということでございまして、非常に財政的に有利なものと、このようになっております。

このことにつきまして、制度変更の情報を得ましたもので、変更の概要とか変更に伴う影響等を分析した結果、速やかに議員の皆様方に変更内容をお伝えする必要があると、このように考えまして、本年の2月18日の月例会においてお知らせをしたところでございます。

その後、議会審議会が4回開催をされ、新庁舎建設及び合併特例債の現況について理解を深められ、花房の畑地帯総合整備地区内での新庁舎建設は、残された合併特例期間内で確認された位置での建設は無理であると認識をされ、審議会の同意を得て、山瀬議長、坂井副議長より経過報告をいただいたこととございました。それを受けて、6月定例会において庁舎等検討特別委員会が設置をされて、さらにこの4回の委員会が開催されて一時凍結解除の申し入れに至ったと、このように伺っております。

このような議会の動向につきましては、国が今年度から起債制度を変更したため、財政的にも非常に有利な形で庁舎などの建設が可能となったと、整備が可能となったという結果、今回の議会の特別委員会における議論になったものと考えております。

また、合併特例債の活用をせずにして建設する場合、一般単独でした場合、なぜ

極めて大きい財政上の交付税措置がされない、メリットを活用しなかったのかといったことについては、執行部、また議会側につきましても、後々の世代に対しましてなぜといったことに対しての説明責任というものを果たさなければならないと、このようにも考えます。

新庁舎の用地は花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業で創設換地によって確保するとされておりましたが、換地を伴います土地改良事業で非農用地を生み出す場合は、非農用地地区を設定して創設換地を行うこととなります。その所有権を取得する時期というものにつきましては、いわゆる換地処分が進んだ後と、このようになりますので、現段階での進捗状況から推察をいたしますと、菊池市としてこの予定地というものを所有権移転して市所有として登記ができるのは、早くてももう平成29年度以降になるものと思われまます。

ただ、これにつきましては、あくまでもこの県営事業であります。国の予算等々の関係で県の事業予算が予定どおりに配分があった場合でございます。平成23年度のこの事業に対する要望額につきまして予算がついたのは、聞くところでは約49%と、半分以下ということになっておりまして、平成24年度以降もこの近年の補助金配分状況から推察いたしますと、さらにおくれる可能性を考えざるを得ないということであります。

このような状況の中で、合併特例債の発行期限であります平成26年度末までは残り3年半となっておりますことから、活用期限が迫るこの時期の起債制度の変更という特殊な状況の中で、庁舎等建設の条件や課題は何か、早急に検討を行って結果を求めなければならないと、このように思います。

私といたしましては、合併協議会の中で合併特例債を活用した計画となっており、そのことを今日まで推進してまいったつもりであります。標準事業費に基づくものであったために事業費に占める合併特例債の割合というものは約36%と低く、自主財源の持ち出しが多いため、メリットも余り強く感じてはおりませんでした。今回の制度変更では議会で審議、検討された中でも多くの方々がこれを活用すべきとの意見でありましたように、事業費に占める割合が全体事業費の95%となっていることで、大変有利となったことで活用すべきであり、また将来の財政的な負担の軽減、一刻も早い効率的な組織体制の構築などの必要性を考えますときに、合併特例債を活用した庁舎等の整備を行うべきとする議会の今回の申し出につきましては、私としては全く同感でございます。

合併特例債の発行期限という限られた期間内での庁舎等の整備を行うとなりますと、早期の取り組みが必要となりますので、凍結の解除を行い、必要な調査費等につきましても、なるべく早い時期に議会とご相談をしながら予算の計上をしてまいり

たいと、このように考えております。

今回の庁舎建設問題につきまして、議員の皆様方におかれましては、議会審議会、また特別委員会を設置していただいております、それぞれの場におきまして真摯な議論をいただいたことに感謝を申し上げ、また併せて本日お示しをしました庁舎等の建設に関する凍結解除の考え方につきましてご理解を賜りますようお願いを申し上げて、私の言葉とさせていただきます。



**日程第4 議案第76号から議案第77号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決**

○議長（山瀬義也君） 次に日程第4、議案第76号から議案第77号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 改めまして、おはようございます。

本日、平成23年第3回となります菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月15日までの16日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第76号、議案第77号につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分といたしましたので、報告し、承認を求めるとでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

それでは、議案第76号及び議案第77号についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

議案第76号、専決処分の報告及び承認を求めるとについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

次のページをお開きください。

専決第12号の専決処分書でございます。平成23年度菊池市一般会計補正予算

(第4号)について、平成23年7月1日に専決処分を行ったものでございます。

4ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,245万2,000円を追加し、予算の総額を238億4,264万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、先般の6月10日から6月28日までの梅雨前線豪雨による災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款12分担金及び負担金の168万円は、農地等災害復旧事業費地元負担金でございます。

次に、款14国庫支出金の748万6,000円は、現年度補助災害復旧費国庫負担金でございます。

次に、款18繰入金の1,958万6,000円は、財政調整基金繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れたものでございます。

次に、款21市債の370万円は、公共土木施設の災害復旧事業債でございます。以上が歳入でございます。

次の12、13ページをお開きください。

歳出の主なものを説明いたします。

上の表の款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費の654万6,000円は、国庫補助対象となる農地及び道路等の施設、合計11件に係る測量設計委託料や農地及び道路等の施設、合計46件の小災害の復旧に要する補助金等でございます。

次に、同じく目3林業施設災害復旧費の170万円は、林道の崩土処理を行うための建設機械借上費及び作業道1カ所の復旧に対する補助金でございます。

次に、下の表でございますが、款10災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費の1,122万4,000円は、市道6路線、河川1カ所の復旧に係る工事費でございます。

次に、同じく目3単独災害復旧費の1,298万2,000円の主なものは、市道70路線についての崩土処理を行うための建設機械の借上費や、生コン、間知ブロック等の原材料費等でございます。

以上が歳出でございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

第2表地方債補正でございますが、今回の補正により災害復旧事業債を追加し、

起債の限度額を29億630万円とするものでございます。

以上、議案第76号の説明といたします。

次に、15ページをお開きください。

議案第77号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第17号の専決処分書でございます。平成23年度菊池市一般会計補正予算(第5号)について、平成23年7月27日に専決処分を行ったものでございます。

18ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,213万4,000円を追加し、予算の総額を238億5,478万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、先般7月4日及び7月6日の梅雨前線豪雨及び落雷による災害に対し、その復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

内容の詳細を事項別明細書でご説明をいたしますので、24、25ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上の表の款12分担金及び負担金の240万8,000円は、農地等及び治山施設の地元分担金でございます。

次に、款14国庫支出金の269万4,000円は、農地等災害復旧費国庫補助金でございます。

次に、款15県支出金の116万3,000円は、治山施設災害復旧費県補助金でございます。

次に、款18繰入金の586万9,000円は財政調整基金繰入金でございます。これは今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

以上が歳入でございます。

次の26、27ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明いたします。

款10災害復旧費、目1農地等災害復旧費、節15工事請負費の584万5,000円は、落雷により被災しました七城地区の野田ボーリング組合と大久保一本杉ボーリング組合が所有するポンプ施設の修理工事費と農免道路等の復旧工事費を合計したものでございます。

同じく節19負担金補助及び交付金の171万3,000円は、農地及び道路等

の施設、合計19件の小災害の復旧に要する補助金でございます。

次に、目3林業施設災害復旧費の20万円は、作業道1カ所の復旧費に対する補助金でございます。

次に、目4治山施設災害復旧費の349万4,000円は、下河原地区における山腹災害の復旧工事費でございます。

以上が歳出でございます。

以上、議案第77号の説明といたします。

これで議案第76号及び議案第77号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第76号及び議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第76号及び議案第77号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号及び議案第77号は原案のとおり承認することに決定しました。



#### 日程第5 議案第78号から議案第100号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第78号から議案第100号までの23議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第78号から議案第100号までの議案についてご説明申し上げます。

議案第78号、県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定については、地方自治法第224条の規定に基づき、事業の受益者から分担金を徴収するため条例を制定するものです。

次に、議案第79号、菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定について、及び議案第80号、菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定については、執行機関の附属機関として委員会、審議会を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例で定める必要があるため制定するものです。

また、議案第81号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、各委員会の委員を加えるための一部改正をお願いするものです。

次に、議案第82号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市花房小学校区児童育成クラブの施設の開設に当たり、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第83号から議案第87号までの平成23年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算につきましては、企業誘致に係る用地取得の補助として企業誘致促進補助金約3,409万円、また市内2カ所の多機能居宅介護事業所開設補助として介護基盤緊急整備特別対策事業補助金6,000万円、及び横町区、切明区のポケットパークを整備するための工事請負費1億852万4,000円が主なものとなっております。

また、議案第88号から議案第99号までの12議案については、平成21年度各会計歳入歳出決算の認定について上程させていただくものです。

次に、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、10月開設予定の菊池市花房小学校区児童施設育成クラブ施設につきまして指定管理者の指定をお願いしたく、議会の議決を求めるものです。

以上、内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいまの提案理由説明の中におきまして、平成21年と申し上げましたけれども、これは平成22年度各会計歳入歳出決算の認定について上程いただいたものですということで、ご訂正をさせていただきたいと思っております。失礼

いたしました。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案第78号から議案第100号まで、一括してご説明をいたします。

まず、議案書の表紙の裏をごらんください。

議案の目次でございますが、まずこれからご説明をいたします議案の内訳について説明を申し上げます。

まず、左の方の議案第78号から議案第82号までが条例の制定及び一部改正の条例に関する5議案でございます。

次に、議案第83号から議案第87号までが一般会計と各特別会計の補正予算関係で、合計5議案でございます。

次に、議案第88号から議案第99号までが各会計の決算認定関係で12議案となっております。

その他の議案として、議案第100号の1議案でございます。

それでは、29ページをお開きください。

議案第78号、県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方自治法に基づき、分担金を徴収するには条例で定める必要があるため制定するものであり、条例の内容としましては、平成23年度に県が実施します県営地域密着型農業基盤整備事業に要する経費について、受益者から分担金を徴収するため、必要事項を定めるものでございます。

あけていただきまして、30ページが制定する条例案でございます。

第1条が、条例の主旨でございます。

次に、第2条が分担金の徴収範囲で、市長は事業の施行に係る地域内にある土地改良施設及び農用地の用益者で、市長が当該事業の施行により利益を受けると認めるものから分担金を徴収するものです。

次に、第3条が分担金の額で、第1項で分担金の額は中山間地域総合整備事業受益地にあつては、事業に要する経費の100分の5、その他の事業受益地にあつては100分の10とすると定めております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第78号の説明といたします。

次に、31ページをごらんください。

議案第79号、菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定についてでございます。

提案理由は、附属機関として設置する委員会については、地方自治法の規定により、条例で定める必要があるため制定するものでございます。

土地改良事業に伴う地元換地委員の直接経費につきましては、従来、地元換地委員会への負担金として支出をしておりましたが、地元換地委員の直接経費につきましても、本来、市の直接事業であり、一般会計から支出するのが適切であると県から指導を受けましたので、市の附属機関として土地改良事業換地委員会の設置を行うものでございます。

次の32ページをお開きください。

今回制定いたします条例案でございますが、第1条が設置で、土地改良事業を実施する地区または換地区ごとに菊池市土地改良事業換地委員会を設置することとしております。

次に、第2条が所掌事務で、土地等の価格の評定、一時利用地の指定、換地計画に関する事項等について調査、審議を行うこととしております。

次に、第3条が組織で、委員会は市長が委嘱した者をもって組織するとしております。

その第2項で、委員の数につきましては、各土地改良事業実施計画に基づき市長が定めるものとしております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第79号の説明といたします。

次に、33ページをごらんください。

議案第80号、菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定についてでございます。

提案理由は、附属機関として設置する委員会については、地方自治法の規定により、条例で定める必要があるため制定するものでございます。

生活排水処理施設には、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽がございますが、それぞれ使用料金、受益者負担金及び分担金が異なり、このようなことから施設ごとの経営状況なども考慮し、使用料金、受益者負担金、分担金の検討や適正な運用等を図るため調査を行い、意見をいただくため、市の附属機関として生活排水処理施設運営協議会の設置を行うものでございます。

次の34ページをお開きください。

今回制定いたします条例案でございますが、第1条が設置で、菊池市生活排水処理施設の健全な運営を図るため協議会を設置するという協議会の設置の主旨を定めております。

次に、第2条が所掌事務でございます。

次に、第3条が組織で、協議会は委員15人以内で組織するとしております。

次に、第4条が任期で、委員の任期は3年としております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、議案第80号の説明といたします。

次に、35ページをごらんください。

議案第81号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、先ほど議案第79号と議案第80号で設置をお願いいたしました菊池市土地改良事業換地委員会委員と菊池市生活排水処理施設運営協議会委員を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

36ページをお開きください。

今回改正いたします条例案でございますが、条例の別表に土地改良事業換地委員会委員と生活排水処理施設運営協議会委員、それぞれの委員等の日額報酬を追加するものでございます。

また、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

また、この条例案につきましては、別冊の新旧対照表にも掲載をしておりますので、後ほどご参照ください。

以上、議案第81号の説明といたします。

次に、37ページをごらんください。

議案第82号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、菊池市花房小学校区児童育成クラブが完了する予定でございますので、施設の開設に当たり、条例の一部を改正するものでございます。

次の38ページをお開きください。

今回改正いたします条例案でございますが、菊池市放課後児童クラブ施設条例第2条の表の中に、菊池市花房小学校区児童育成クラブの名称、位置を追加するものでございます。

なお、附則で、この条例は平成23年10月1日から施行することとしております。

また、この議案第82号につきましても別冊の新旧対照表に掲載をしておりますので、後ほどご参照ください。

以上、議案第82号の説明といたします。

次に、議案第83号をごらんください。

39ページをお開きください。

議案第 83 号、平成 23 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

次の 40 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3 億 7, 122 万 2, 000 円を追加し、予算の総額を 242 億 2, 600 万 3, 000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で主なものをご説明をいたしますので、50、51 ページをお開きください。

歳入でございます。

まず、上から二つ目の表の款 10 地方交付税の 7 億 7, 650 万 3, 000 円につきましては、今年度の普通交付税の交付額が決定したことによるものでございます。

下から四つ目の表でございますが、款 14 国庫支出金、目 7 土木費国庫補助金の 2, 606 万 5, 000 円の減につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額が決定したことによるものでございます。

次の 52、53 ページをお開きください。

一番上の款 15 県支出金、目 3 民生費県補助金、節 2 老人福祉費補助金の 6, 900 万円のうち 6, 000 万円は、県の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございます。これは民間の小規模多機能ホーム 2 カ所分の整備に対する補助金でございます。

次に、54、55 ページをお開きください。

上から二つ目の表の款 18 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金の 6 億 4, 473 万 9, 000 円の減は、普通交付税の増額補正等のため、財源調整のため減額を行うものでございます。

同じく、目 23 企業誘致促進基金繰入金の 3, 440 万 9, 000 円は、株式会社サンユウ九州の用地追加購入分に対し補助金を増額することに関し、企業誘致促進基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、56、57 ページをお開きください。

歳出の主なものをご説明いたします。

まず、上の表の款 2 総務費、目 9 地域振興費、節 19 負担金補助及び交付金の 3, 440 万 9, 000 円は、ただいま説明をいたしました株式会社サンユウ九州の用地取得に係る補助金を追加補助するものでございます。

次に、58、59 ページをお開きください。

上から二つ目の表の款 3 民生費、目 1 高齢者福祉費、節 19 負担金補助及び交付金の 6, 900 万円のうち 6, 000 万円は、こちらも先ほど説明いたしました小規模多機能ホームの整備に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございま

す。

次に、60、61ページをお開きください。

上から三つ目の表の款5農林水産業費、目6畜産業費、節19負担金補助及び交付金の967万3,000円のうち924万4,000円は、環境保全型農業総合支援事業補助金でございます。これは環境保全効果の高い営農活動に取り組む畜産、耕種農家で構成されます小川堆肥組合に対し、堆肥舎等の施設整備費用の補助を行うものでございます。

次に、62、63ページをお開きください。

下の表の款5農林水産業費、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金の1,180万1,000円のうち968万円は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金でございます。これは菊池森林組合が実施します林業機械導入等について補助金の採択があったため、予算計上をお願いするものでございます。

次に、64、65ページをお開きください。

上から二つ目の表の款7土木費、項4都市計画費、目2街路事業費、節15工事請負費の1億852万4,000円の主なものは、横町、切明ポケットパーク整備及び温泉施設工事費でございます。今回、地元と協議を行い、2カ所の整備費について予算計上をお願いするものでございます。

また、一番下の表の款8消防費、目2非常備消防費、節19負担金補助及び交付金の3,721万円は、県消防補償等事務組合負担金でございます。これは東日本大震災に伴う多数の消防団員の死者、行方不明者に対し、公務災害補償を行う必要がありますが、政令の改正がなされ、これに基づき掛金の増額補正を行うものです。

なお、地方自治体の負担分については、特別交付税が措置される予定でございます。

次の66、67ページをお開きください。

上から二つ目の表でございますが、款9教育費、目1学校管理費、節15工事請負費の1,175万円は、旭志小学校水道管布設工事費でございます。これは旭志小学校の井戸水に濁りが発生しましたため、最寄りの水道管から新たに水道管を布設するものでございます。

以上が歳出でございます。

恐れ入りますが、44ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正でございます。施設園芸緊急支援資金利子補給補助と、花房小学校区児童育成クラブ指定管理委託料を追加するものでございます。

次の45ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。今回の補正により、補正後の限度額を30億1,

645万1,000円とするものでございます。

以上、議案第83号の説明といたします。

次は、71ページをごらんください。

議案第84号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で  
ございます。

次の72ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,706万9,000円を追加し、予算の総額を48億3,930万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、78、79ページをお開きください。

上の表の歳入でございますが、款7繰入金は今回の補正の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下の表の歳出でございますが、款6諸支出金、目2償還金の2,706万9,000円は、社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。これは平成22年度の介護給付費等が確定したため、支払基金分の返納を行うものでございます。

以上、議案第84号の説明といたします。

次は、81ページをお開きください。

議案第85号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）  
でございます。

次の82ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ797万9,000円を追加し、予算の総額を3億8,293万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、88、89ページをお開きください。

まず、上段の歳入でございますが、款6繰入金、目1一般会計繰入金は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、款1総務費、目2事業費は、平成23年度菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業における道路のつけかえに伴いまして、水道管の布設がえの工事費等でございます。

以上、議案第85号の説明といたします。

次は、91ページをお開きください。

議案第86号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
でございます。

次の92ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ245万7,000円を追加し、予算の総額を10億7,146万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、98、99ページをお開きください。

まず、上段の歳入でございますが、款5繰入金、目1一般会計繰入金は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、款1事業費、目1事業費の220万円は、汚水ますの設置及びそれに伴います本管延長の工事費を追加するものでございます。

同じく、目2維持管理費の25万7,000円は、汚泥乾燥機の修繕料の追加とポンプ場等の異常通報システム交換に係る工事費の減額等により、増減補正を行うものでございます。

以上、議案第86号の説明といたします。

次は、101ページをお開きください。

議案第87号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

次の102ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ175万円を追加し、予算の総額を5億6,309万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細でご説明をいたしますので、108、109ページをお開きください。

まず、上段の歳入でございますが、款5繰入金、目1一般会計繰入金は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、款1事業費、目1事業費の175万円は、汚水ますの設置及び路面補修費を増額するものでございます。

以上、議案第87号の説明といたします。

次に、議案第88号から議案第99号までの決算の認定の議案についてご説明をいたします。

議案書は別冊の、この白色のものでございます。内容の詳細につきましては、決算審査に付しますので、概要についてご説明を申し上げます。

議案第88号、平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第98号、平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案につきましては、この白の別冊となっております平成22年度歳入歳出決算書となります。この11議案につきましては、地方自治法の規定

に基づきまして、各会計の平成22年度歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

また、議案第99号につきましても、ただいまの平成22年度歳入歳出決算書とは別冊となっており、白の別冊の次にとじてございますが、この薄い別冊となっております。この平成22年度菊池市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法の規定に基づきまして、水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

以上の議案第88号から議案第99号までの各会計の決算の認定に当たりましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料としまして、別冊で各会計の決算に係る主要施策の成果及び科目別の事業費一覧表となっております決算審査附属資料を添付をしております。

以上、決算に係る議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻っていただきまして、111ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第100号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、議案第82号でお願いをいたしました菊池市花房小学校区児童育成クラブでございます。

2、指定管理者に指定しようとする団体は、花房小学校の保護者会を中心に組織されました花房小学校学童育成クラブでございます。

3、指定の期間は、平成23年10月1日から平成26年3月31日まででございます。

以上、議案第100号の説明といたします。

これで、議案第78号から議案第100号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） おはようございます。

お世話になります。平成22年度の決算審査での報告をさせていただきます。

審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項明細書、

実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されまして、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し、誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

本市の平成22年度の決算状況を見てみますと、一般会計・特別会計の歳入は、総計が、万円単位としますが、416億2,738万円で、前年度393億4,243万円に比べ5.8%増加しております。

一般会計の歳入の自主財源は69億4,955万円で、前年度に比べまして5.2%減少しております。その根幹をなす市税におきましては、法人市民税、軽自動車税は増加しましたものの、固定資産税、個人市民税、市たばこ税、入湯税が減少し、市税全体では前年度に比べ1.7%増加しております。

一方、依存財源は199億8,620万円で、前年度に比べまして、地方交付税、県支出金、市債等が増加し、全体では12.7%増加しております。将来世代の負担となる市債は、前年度に比べ31.1%増加しております。合併特例事業債、臨時財政特例債、辺地対策事業債が主体で、地方交付税等の基準財政需要額に算入される事業への有利な選択を行うなどの努力については評価しますが、今後においても財政の健全性確保のため、十分にご留意をお願いいたします。

一般会計・特別会計の歳出は、総計が407億9,169万で、前年度381億2,069万円に比べ7.0%増加しております。

当年度は菊池市総合計画（後期基本計画）の初年度でありまして、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちのもと、水と緑にあふれた菊池市らしいまちづくりの実現に向け、各事業に積極的に取り組まれました努力が予算の執行上から見て十分認められました。

普通会計の財政指標については財政力指数が0.46で、前年度に比べて0.02ポイント低下となり、財政力が若干弱まりました。また、公債費負担比率は14.3%と、前年度に比べて3.5ポイント低下し、平成21年度の類似団体との比較でも3.3ポイント低い状況にあります。その他の指標でも財政構造の弾力性を示す経常収支比率が86.7%と、前年度に比べ6.7ポイント低下しておりますが、これらは交付税の増や経済危機対策によるところも大きく、実質的には依然として財政の硬直化が進んだこととはなりません。

また、一般会計の地方債残高については263億1,495万円で、前年度に比べて6億4,122万円で2.5%増加し、債務負担行為額は59億7,198万円で、前年度に比べ2億146万円で3.4%減少しております。

右肩上がりの成長社会から成熟社会に移行した今日では、人口減少や少子・高齢化の進展など、今後の社会経済の動向を的確に見据えるとともに、歳入に見合った歳出を基本に置きながら、簡素で効率的な行財政運営を推進していくことが求められております。

このような現状を踏まえて、本市では平成22年度から平成26年までとする第2次行政改革大綱及び実施計画に基づき、行政評価制度活用による事務事業の見直しや経費削減、合理化等の取り組みを進めていきますので、今後の行政改革への取り組みにより、健全な財政運営の推進に大きく寄与していくこととなります。

予算の執行面では、収入の諸手続や基金積み立て、取り崩しでの厳格な執行をさらにお願しつつ、社会環境の変動等による変更は当然ではありますが、基本的な補正予算の編成措置や予備費の充用、科目内での予算流用等の一連の手続では、より慎重な取り扱いを求めます。併せて、今後も確実な事務事業の確立への地道な努力を通して、地方の専門集団として行政のプロ意識が徹底されていくことを願いたします。

さらには、特殊な事由がある場合は別として、合併当初から固定した硬直的な委託契約や長年にわたる随意契約による支出については総合的な点検が必要です。それらを果敢に見直して、新たな発想のもとに、より市民の目線に立った行政支出が執行されていくことを願います。

なお、豊かな自然環境に恵まれている本市であり、進められてきました情報基盤整備等や各種の計画等を含め、文化的で住みたくなる社会環境の整備が一段と求められております。各地域の実情に即した行政施策やサービスを幅広く担っていくため、一層の財源確保や安定した財政基盤の確立は不可欠となっております。

待望されました熊本県営の工場団地の完成が間近になったことを歓迎しますとともに、不況の中にあっても企業誘致実現の努力を評価する一方、今後も企業誘致への本市の総力を挙げた取り組みを求めます。

他方、個人所得の伸び悩みの中で、市民の納税等の環境が極めて厳しい状況において、徴税課はもとより、関係各課による収納率の向上に努められてきたことは評価いたします。今後も負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する適切な対応を図り、収納率の向上に努力を期待いたします。

最後に、参加と協働による個性豊かで活力に満ちた地域社会の確立に向け、引き続き事業の効率性、必要性、優先順位についての的確な選択を行うとともに、行政情報の公開や市民への説明責任の向上を図りながら健全な行政運営を推進し、市政発展と公共の福祉向上に努められることを切望いたします。

以上で、報告にさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 済みません、私が報告しました中で、一般会計の歳入の自主財源の件で、市税全体では前年度に比べ1.7%増加と言いましたけども、1.7%減少ということで訂正させていただきます。済みませんでした。

○議長（山瀬義也君） 以上で、代表監査委員の報告を終わります。  
ここで10分間暫時休憩をします。

---

休憩 午前11時15分

開議 午前11時25分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第6 議案第101号及び議案第102号一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第101号及び議案第102号までの2議案を一括議題とします。

本案件につきましては、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第101号及び議案第102号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は113ページでございます。

現在、本市の区域におきまして14人の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中で、旭志地区の工藤鐵雄委員及び水上明孝委員のお二人が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、議案第101号、菊池市旭志川辺627番地1、青木悦郎氏におかれましては、日ごろから人権に関して理解を熱意を持って人権擁護

活動に取り組んでおられるとともに、区長1期の経験と実績から推薦をするものです。

また、議案第102号、菊池市旭志弁利1159番地9、岩根 親氏におかれましては、行政職に勤務された豊富な経験と男女共同参画に造詣が深く、人権等に関する知識も豊富であります。

以上のとおり、お二人とも今後積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信をし、推薦するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第101号及び議案第102号までの2議案は、会議規則第37条の3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は1議案ごとに起立により行います。

最初に、議案第101号を採決します。

お諮りします。議案第101号につきましては、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第101号は適任とすることに決定しました。

次に、議案第102号を採決します。

お諮りします。議案第102号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第102号は適任とすることに決定しました。

○

日程第 7 報告第 17 号から報告第 23 号まで一括上程・報告・質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 7、報告第 17 号から報告第 23 号までの 7 案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、報告第 17 号から報告第 23 号まで、一括してご説明をいたします。

議案書の 117 ページをお開きください。

報告第 17 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、1 の健全化判断比率についてでございますが、実質赤字比率につきましては、平成 22 年度における普通会計の実質収支額、これは歳入総額から歳出総額を差し引き、翌年度繰越額等を控除したものでございますが、これは黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合でも実質収支が黒字でございますので、実質赤字比率と同様、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率でございますが、これは普通会計、特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。本市の実質公債費比率は 12.1% となっておりますので、早期健全化基準の 25.0% を下回っております。

次に、将来負担比率でございますが、これは土地開発公社、第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることを示します。本市の算定比率は 36.0% となっており、早期健全化判断基準の 35.0% を下回っており、適正水準を確保いたしております。

次に、2 の資金不足比率についてでございますが、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとする 6 会計を対象とし、資金不足額を事業

規模で割ったものでございます。各会計において資金不足が発生しておりませんため、資金不足比率についても数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保しておりますが、今後、社会経済の動向や施設老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期間切れ等を考慮した場合、今後、悪化することも懸念されますため、さらに歳出全般にわたる選択と集中化を図り、健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

以上、報告第17号についてご説明をいたしました。

次は、119ページをお開きください。

報告第18号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次の120ページをお開きください。

専決第10号の専決処分書でございますが、車両人身事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は平成23年6月29日でございます。

1、事故発生日は平成23年2月10日でございます。

2、相手方につきましては記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、相手方が人吉市内において本市教育委員会の事業の研修で市マイクロバスに乗車中、運転手が車道左から飛び出してきた犬をひかないように急ブレーキをかけたため、その衝撃で右大腿部を負傷したものでございます。

4、損害賠償の額は21万6,750円でございます。

5、その他としまして、自動車損害賠償保障法第16条の3の規定により、保険会社は、今後、後遺障害発生の場合は保険金等を支払うこととなっております。

以上、報告第18号の説明といたします。

次に、121ページをごらんください。

報告第19号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次の122ページをお開きください。

専決第11号の専決処分書でございますが、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、平成23年6月30日に専決処分を行ったものでございます。

1、事故発生日は平成23年2月18日でございます。

2、相手方につきましては記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、業務で菊池市泗水町田島地内市道泗水中央2号線のT字路を直進中、前方から右折してきた相手方車両の全面中央部に当方車両右前方部を接触させ、相手が車両に損害が生じたものでございます。よって、過失割合により損害額を負担するものでございます。過失割合は5対5となっております。

4、損害賠償の額は5万円でございます。

5、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第19号の説明といたします。

次に、123ページをごらんください。

報告第20号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次の124ページをお開きください。

専決第13号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成23年7月1日に専決処分を行ったものでございます。

1、事故発生日は平成23年5月2日でございます。

2、相手方につきましては記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、相手方車両が菊池市原地内市道原黒仁田線を走行中、市道を横断しているグレーチングが外れ、その片側が側溝に落下していましたが、カーブ付近だったため気づかずに通行し、グレーチングとマフラーが接触し、相手方車両のマフラー、バンパー等を破損し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額は33万3,753円でございます。

5、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第20号の説明といたします。

次に、125ページをごらんください。

報告第21号、専決処分の報告についてでございますが、地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

次の126ページをお開きください。

専決第14号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成23年7月1日に専決処分を行ったものでございます。

1、事故発生日は平成23年5月13日でございます。

2、相手方は記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、相手方車両が菊池市亙地内市道大琳寺木庭橋

線を走行中、前輪で路面の敷石を立ち上げたため、右側後輪タイヤ及びタイヤホイールに接触し、右側後輪タイヤ及びタイヤホイールを破損し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額は9万7,020円でございます。

5、決定事項については記載のとおりでございます。

以上、報告第21号の説明といたします。

次に、127ページをごらんください。

報告第22号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次の128ページをお開きください。

専決第15号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成23年7月1日に専決処分を行ったものでございます。

1、事故発生日は平成23年6月22日でございます。

2、相手方は記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、相手方車両が菊池市亙地内市道大琳寺木庭橋線を走行中、前の車両が通行した際に敷石が立ち上がり、バンパーに接触し、バンパーを破損し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額は7万8,257円でございます。

5、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第22号の説明といたします。

次に、129ページをごらんください。

報告第23号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次の131ページをお開きください。

131ページでございますが、専決第16号の専決処分書でございます。市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成23年7月11日に専決処分を行ったものでございます。

1、事故発生日は平成23年6月16日でございます。

2、相手方は記載のとおりでございます。

3、事故の概要としましては、相手方車両が菊池市泗水町吉富地内市道永富の原線を走行中、道路の陥没穴に右側前輪を落としたため、タイヤ及びタイヤホイールを破損し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額は3万3,919円でございます。

5、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第23号の説明といたします。

これで、報告第17号から報告第23号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 失礼します。財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました平成22年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化比率及び公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、8月8日から8月16日におきまして議会選出の坂本昭信議員とともに審査しました結果、いずれも適正に審査されているものと認められます。

以上、審査意見にかえさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 報告ですね、まず専決第14号について、それから報告第22号、専決第15号、それからもう一点、この専決第16号、それぞれ事故のあれが書いてありますけれども、まずこの種の事故が最近では特に増えたような気がします。それで、これ本当なのかどうか。事実とするならば、そのときどのような状況でこういった事故を起こしたのか。現場で警察が立ち会うなり現場検証をされるのか。そしてさらに、ちゃんとこの修理工場、修理屋はだれなのか。そこまですっと確認されていますか。一応お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質疑の方にお答えいたします。

先ほどの警察の立ち会い等については、実際行われております。

それから、修理工場についての、どこの修理工場でやったかちゅうことについても一応報告書の方で把握はできております。

以上です。

○10番（中原 繁君） どこな、修理工場。

○建設部長（山田憲章君） 泗水の分が中村総合企画ですか。あと、14号と、ちよっ

と待って、ちょっと後で調べさせていただきたいと思います。ちょっとわかりません。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 道路の穴ぼこにタイヤが入って、ホイールまでひん曲げるような、そんな穴がどこにあるですか、市道の中に。今、市道、ロードパトロールをして回ってるでしょうが。私、余り見かけんばってん、どのような状況でどぎゃん穴に入るからホイールまでひん曲ぐっとですか、それもちょっと教えて、おかしいですよ。ホイールがひん曲がんなら人間も大けがすって思うたい、相当なショックだけん。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） その分については、一応現場の中でそういうふうに警察の立ち会いのもとで事故が起こったように確認がされております。

○10番（中原 繁君） あとはぴしゃっと調べて、一応、私に報告してください。以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） この事故の報告全般について、ちょっと質疑をさせていただきます。

皆さん同じ思いでしょうが、毎回毎回議会のたびにこのような事案が出てくる。本当になぜだろうかというふうに思います。とりわけ1点目は職員さんの事故なんですが、余りにもいろんな形で、今回は交差点内ですから、7・3程度で片一方が悪いのではないでしょうが、ふだん自分の車でそういう事故を起こし得るのか。また、表には、誠に申しわけありませんが、出ていないようですが、例えば大型車両のキャラバンの10人乗りにしても、こないだ見た限りでは横をべっこり削ったり、そういうことが平気で行われている。そこについて教育がなされているのか。

また、この専決の14号ですね、それと専決の15号、これを見る限りでは、日付が5月13日と6月22日、事案については全く同じ事案であります。1カ月もたたない、わずか1カ月程度で同じ事案が出るということは、果たしてどのような対策を執行部としては打たれたのか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

あとは、市道全般、多分菊池市の市道の総延長になれば数100キロに及ぶと思うんですが、日ごろ議会でも市道については、例えば原材料支給、いろんな話があ

るんですが、予算がないの一言で片づけてしまう。確かに、この事案については保険対象で金額が支払われるので腹は痛まないと考えておられるのか。私は少なくとも保険金自体はこの事案について割引がきかなくなっていくわけですから、そうであれば私は執行部としてはちゃんとした形で、補正でも緊急に財源を用意しながら補修等に当たるべきと考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 総務部の方から職員の交通事故に関してのふだんからの教育はどうなっているかということについてと、それと保険の掛金の件についてお答えをいたします。

まず、職員の教育につきましては、昨年からかなり職員によるそういう車両事故等が多くなっておりますので、これにつきましては庁議等で部長や課長を通じてしっかり注意するようふだんから呼びかけをしているところでございます。今後、必要に応じて、また研修会等も、それは検討をしていく必要があるのではないかとこのふうを考えておるところでございます。

また、道路管理瑕疵に係る保険料の掛金につきましては、これは事故の件数に関わらず保険金は、これは変わらないというシステムになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 議案第14号と議案第15号につきましては、市道の大琳寺木庭橋線でありますけども、事故の起こった場所につきましては違う場所でございます。道路は、市道の大琳寺木庭橋線でありますけども、事故の起こった場所は別々なところで起こっているということで。

○11番（樋口正博君） 同じ路線でしょう。

○建設部長（山田憲章君） 同じ路線でも場所は違うところで起こるとる。

それで、大琳寺木庭橋線につきましては30センチ四方のブロックを敷き詰めてあります。その分が、今、老朽化してはがれやすいということで、その都度補修はしておりますけども、なかなかその補修が追いつかない状態でこういう状況になっているということでございます。

それから、緊急の補修につきましては、現在も臨時、それから緊急雇用の作業員4名を雇用しまして、それに基づいて合材等で穴埋め等はやっておりますけども、なかなか管理が追いつかないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 済みません、教育については庁議指導の中で、今後は安全教室等も考えるということでしょうから、職員さんも好きで事故を起こすわけじゃないでしょうから、ただそこら辺の意識の徹底はやっぱりもっとやっていただきたいと思います。

また、この事故に関して、普通の人であれば免責の金額等が決められていると思うんですが、これはもう100%全部保険から出すのか、個人負担があるのか、その点についてお答えをください。

それと、対策については補修が追いつかないちゅうことですけど、私が言いたいのは、要は場所は違うちゅうのは、それは当然場所は違うでしょう。ただ、路線は一緒なわけですから、頻繁に起こるということは路線全体の改修も考えるべきではないかという意味合いですから、そのことについてどう考えておられるか、お答えください。

それと、予算で保険金は変わらないちゅう話なんですけど、じゃあずばりお聞きしますが、執行部としてはこのまま保険を掛けているから安心だということで放っておかれるのか。もし、今後、市道等に穴があって。

○議長（山瀬義也君） 樋口議員、一般質問の方さん行きよるけん、一応報告について。

○11番（樋口正博君） 済みませんね。まあ、その予算についてですけど、要は穴が多いとホイールもいくという話ですよ。死亡事故があったときのことも考えて、先ほど聞いたように予算的な措置を講ずる気持ちがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） まず、大琳寺木庭橋線につきましては、今、大変道路がもう老朽化しておるということで、今後、アスファルト舗装に変更したいというふうに考えております。

それから、免責の件につきましては、今ここでは資料をちょっと持っておりませんので、ちょっと答弁についてはわかりません。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 職員が車両事故を起こした場合の、その当該職員についての個人負担はあるかというお尋ねだったと思います。これまでの事故の中では、職員が一般の方と車両事故を起こされた場合ですけども、その場合の損害賠償金とい

いますか、それにつきましては保険会社から全額支払っております、個人負担は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。



#### 日程第 8 請願第 4 号及び陳情第 2 号一括上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 8、請願第 4 号及び陳情第 2 号を議題とします。

請願第 4 号及び陳情第 2 号が今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容につきましては、お手元に配付しているとおりです。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来たる 5 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、あす 9 月 1 日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後零時 00 分

第 2 号

9 月 5 日

## 平成23年第3回菊池市議会定例会

### 議事日程 第2号

平成23年9月5日（月曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 常任委員会付託
- 第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託
- 第4 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託
- 日程第4 一般質問

---

#### 出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君
- 5番 水上彰澄君
- 6番 東英俊君
- 7番 東裕人君
- 8番 泉田栄一朗君
- 9番 森清孝君
- 10番 中原繁君
- 11番 樋口正博君
- 12番 二ノ文伸元君
- 13番 中山繁雄君
- 14番 怒留湯健蓉さん
- 15番 坂本昭信君
- 16番 隈部忠宗君

17番 葛原 勇次郎 君  
18番 木下 雄二 君  
19番 坂井 正次 君  
20番 森 隆博 君  
21番 山瀬 義也 君  
22番 境 和則 君  
23番 北田 彰 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
副 市 長	永田 明紘 君
総 務 部 長	谷口 誠 君
企 画 部 長	野口 祐成 君
市 民 部 長	宮本 誠一 君
経 済 部 長	平野 國臣 君
建 設 部 長	山田 憲章 君
七城総合支所長	田代 武則 君
旭志総合支所長	三池 繁廣 君
泗水総合支所長	春木 義臣 君
財 政 課 長	小川 秀臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本 辰広 君
市 長 公 室 長	原 和徳 君
教 育 長	倉原 久義 君
教 育 次 長	原 誠也 君
農業委員会事務局長	齋藤 誠 君
水 道 局 長	山田 浩文 君
代表監査委員	宮川 貞雄 君
監査事務局長	大塚 茂幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永田 哲士 君
議 事 課 長	城 主一 君

議事課係長 松原憲一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時02分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、代表監査委員から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） おはようございます。

さきに報告いたしました平成22年度一般会計歳入歳出決算意見書の訂正をお願いしたいと思います。監査の立場でありながら訂正というようなことで、大変申しわけなく思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

お手元に正誤表を配付しておりますが、意見書の7ページで用語の訂正並びに経常一般財源等収入額欄の平成19年度から21年度において臨時財政対策債発行可能額を含んだ額に訂正するものであり、8ページから10ページにつきましても同様に用語の訂正となります。

13ページにおきましては、積立金と積立金取崩額において、本来、財政調整基金だけを計上すべきであったものを、すべての基金の積立額及び取崩額を計上しておりましたため、間違った数値を計上していたものであり、正しい数値に訂正させていただくとともに、説明において訂正させていただくものです。

さらに、21年度の繰上償還金についても地方債のみを計上すべきだったものを、住宅新築貸付金の繰り上げ分も含んでいたことにより訂正するものであります。

添付資料の80ページにつきましては、ただいま申しましたところにより、用語並びに積立金と積立金取崩額、さらに実質単年度収支額の訂正となるものであります。

なお、承認いただきましたならば、訂正後の意見書を後で早急に配付させていただきますとともに、訂正前の分は回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。大変申しわけありませんが、よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） ここで、議長より執行部に申し上げます。資料等の訂正が多く見受けられますので、今後このようなことがないように十分注意してください。



## 日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義をたずぬものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） おはようございます。

議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

都市計画費の街路事業費、工事請負費1億852万4,000円でございますけれども、ポケットパーク事業で横町と切明、2カ所で足湯をつくるという事業でございます。

質疑ですけれども、2カ所で1億円を超える多額の事業費でございます。目的は何であるのか。これ、第1点。

第2点、費用対効果についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

[「一括ですよ」と呼ぶ者あり]

○19番（坂井正次君） 済みません、一括質疑だそうでございますので。

それから、1キロに近い送水管方式だと思いますけれども、レジオネラ菌対策はどのようにお考えか。

また、このポケットパーク、足湯の維持管理責任の所在はどこであるのかを質疑をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） おはようございます。

それでは、質疑にお答えします。

ポケットパークの整備目的ですが、隈府中央地区都市再生整備計画では、観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを大目標としており、人と人、各種拠点施設を有機的に結ぶおもてなし空間の創出を小目的としております。具体的には、訪れる人の交流・滞留の場として、また地域住民の憩いの場として整備を図ることにより、中心市街地の活性化にも寄与することを目的としております。

整備計画作成時には、隈府市街地の少子化や高齢化に対する懸念、菊池らしさをアピールする施設整備の必要性なども話し合われ、ポケットパークに足湯を整備す

ることで地域の方々の交流の場となることも期待できますし、菊池温泉もアピールできるものと考えます。

次に、費用対効果ですが、足湯に関する泉源は旧温泉旅館から市が買い取ったもので、泉源を新規にボーリングするものではなく、今ある泉源の有効活用を図るものです。

さらに、気軽に良質な菊池温泉に触れることができる足湯はまちづくりの起爆剤にもなり得、出湯のまち菊池を印象づけ、風情を醸し出す観光施設として十分期待できるものと思われます。また、アートポリス事業としてのアピールも可能であり、国内外からの多くの視察があるなど、観光面でのメリットも考えられます。

次に、レジオネラ菌対策と、それからその維持管理についてですが、レジオネラ菌対策についての質問ですが、足湯に対しての法令等による規制は現在行われておりませんが、菊池温泉のイメージが損なわれないよう、衛生管理は徹底する必要があります。

今回の足湯の滅菌施設については、菊池温泉の泉質等も十分考慮し、取水ポンプから中継槽に一時的にためられた温泉を圧送ポンプにより各足湯に送湯する際に、酸素系薬剤により処理することとしております。この方法により、送湯管の中にも薬剤処理後の温泉が残留することとなりますので、最も効果的であると考えております。

次に、維持管理についてでございますが、今回予算計上させていただいておりますポケットパークにつきましては、市街地の住環境を保全する施設として、また観光客などの利用も見込んでいる施設であることから都市公園の位置づけになります。そういうことから、一応行政で管理する施設であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 毎年発生するでありましょうレジオネラ対策費用、そしてまた維持管理費用に、まあかかるとは思いますけれども、その点に関しましては経済建設常任委員会での慎重な審議をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） おはようございます。

質疑をいたします。

議案書の33ページでございます。議案第80号、菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定についてであります。まず質疑の1点目といたしまして、この

33 ページに書いてあります提案理由でございます。この提案理由、読んでみますと、執行機関の附属機関として設置する委員会については、地方自治法第138条の4の第3項の規定により、条例で定める必要があるため制定するものであるというふうに書かれております。この提案理由に関しましては、この議案第80号に限らずではございますが、これを提案理由としてとらえていいものか、手続上の問題ではないのかというところが、まず1点目の質疑でございます。

次、2点目でございます。2点目、34ページの条例案の第1条の条文の中でございますが、生活排水処理施設の健全な運営とは何を指してのことかと。いわゆる会計上の収支のバランスを考えての財政面の考慮となるのか、これが第2点目の質疑といたします。

3点目、この条例案は施設処理の使用料、受益者負担金及び分担金の金額の妥当性を協議する会の設置案のようではありますが、この所管は建設部の下水道課で審議できる内容であると思っておりますが、いかがなものか。

以上、3点を質疑といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 東 英俊議員さんの質疑についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の議案書の33ページに記載をしております提案理由、これについて、これを提案理由としてとらえてよいのかというご質問であったかと思っております。この点について、私の方からお答えをさせていただきます。

執行機関の附属機関は、地方公共団体の行政組織の一環をなすものであり、地方公共団体において任意に設置しようとするときは、地方自治法の定めにより、必ず条例に定めなければならないとなっております。本条例につきましては、この地方自治法の規定により条例案を提案するもので、提案理由にこの規定を用いております。

先般、8月31日の本会議におきましては、条例の主旨、目的につきまして、その理念の34ページ、こちらの条例案をもとに提案理由の説明をいたしたところでございます。この議案第80号の議案といたしましては、この33ページと34ページが一体となっているところでございます。

今回、他市の例も幾つか調べましたが、この提案理由の部分につきましては、いずれも簡潔な表現にとどめておられるところが多いようでございました。

執行部といたしましては、この提案理由の表記の仕方につきましては、これまでどおり、なるべく簡潔な記載にしたいというふうに思いますが、この議案全体の中

でこの部分をどういうふうに表示した方がよいのか、東議員さんからご指摘のあった点も踏まえまして、今後検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） それでは、2点目の健全な運営についてご説明を申し上げます。

生活排水処理施設の健全な運営とは、生活環境や公衆衛生の向上に寄与するという事業の公共性を考慮した上で、処理施設の統廃合など、事業の効率化を図るとともに、適正料金等の検討を行い、財政面での安定化を図ることとらえております。

また、生活排水処理施設は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽と大きく分けられますが、それぞれの施設における使用料金等については算定基準が異なっているために、それらの是正を行うことも生活排水処理施設の健全な運営につながるものと考えております。

次に、下水道課で審議できるものはないかという点につきましては、使用料、受益者負担金及び分担金につきましては、市民の皆様の生活に直接影響するものであるため、市民の代表の皆様の意見を伺う必要があると考えております。また、市役所内部においても十分検討するとともに、議員の皆様とも協議しながら、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再質疑をいたします。

まず、第1点目の、今、総務部長の答弁の中での、ほかの自治体にはこんな形で簡潔に書いてあったというふうに言われましたけど、私もこの質疑をするに当たって、他の自治体の議案の提案理由というものを本当に10何ぼ自治体、ちょっと調べさせていただきましたけども、ここまでの、ただ手続上の問題だけで提案理由という形でとどめてある自治体は、私の調べたところでは一つもなかったと。要するに、なぜこの議案を提案したいのかというところが私には見えないというふうに感じております。

それと、建設部長の先ほどの答弁の中で効率化と、それと施設の統廃合、収支のバランス、財政上の問題というところで、要するに再質疑なんですけど、値上げをするのかしないのかというものを、じゃあ市民に決めさせるというふうにとらえていいわけですね。2点目の質疑といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど申し上げましたが、本市におきましてはこの提案理由につきましては、これまで地方自治法の規定を根拠として提案理由とさせていただいているものでございます。ほかの市の事例を幾つか調べますと、個々にはっきり何とか委員会を設けるため条例を制定するとか、一、二行で、大体簡潔な表現でされている例もございしますが、その部分につきましては本市と違うような提案の理由をされているというふうに認識をしております。

今後、この提案理由を検討するに当たりましては、例えば何々をするため、こういった委員会を設置すると、これが提案の理由であるといったような例もございしますので、そういったものも参考にして、今後、工夫、検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 先ほど申しましたように、市民の皆様の意見を聞きながら行政の方で検討して、最終的には決めていきたいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） わかりました。じゃあ、要するに受益者負担金、分担金、使用料、これを市民の皆さん方に判断をゆだねるところでとらえたいと思っております。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。

議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）の中で、46ページに当たります地方債の補正の変更に対しまして、補正前と補正後の増額分1億1,015万1,000円に対しましての説明といたしますか、内訳をお尋ねしたいと思います。

次に、69ページの地方債残高の見込みに関する調書の中におきまして、23年度3月、今年度の第1回定例会の提出議案の中に地方債補正額と、今回、定例会提出議案書の中にあります、その地方債補正額の誤差といたしますか、数字の違い、これに対してはどういうふうになっておるかということ。

3点目に、地方債が、額が年々と増加を示しております。合併特例期限後には一

本立て予算というふうになってまいりますので、元金償還についてどのように考えておられるかということ。

4点目に、菊池市の実質収支、黒字額は年々と減少し、必要経費、歳出に対しまして、歳入では賄えないような不足分、これが発生してくるというふうを考えられます。その地方債の返済についてもどのように対応を考えておられるか。

以上、4点について質疑いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 地方債の現在高につきましては、予算書のとおり、これは年々増加しております。これは新市建設計画における事業を進める上で有利な合併特例債を活用していることと、交付税の、これは振替でございます臨時財政対策債、こちらの発行増によるものでございます。本来ならば、起債を借り入れる額は償還元金の範囲内に抑え、プライマリーバランスに配慮し、現在高を抑えるなど、一定ルールのもとに借り入れることにより、将来負担の平準化に努める必要があると考えております。

しかしながら、合併特例期限が迫る中において、新市建設計画に掲げられた事業の推進により、一時期はプライマリーバランスが崩れることとなっても、有利な起債である合併特例債を活用していくことが長期的展望においては、財政運営上、必要であるというふうに判断をしているところでございます。

続きまして、予算説明資料として添付しております地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、69ページでございますが、こちらの方に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、表におけます前々年度末現在高は、平成23年度に対する前々年度でございますので、平成21年度末の地方債現在高の確定額となります。

次に、前年度末現在高は、これは平成22年度末における現在高の見込額を表示しております。これは平成23年度の予算調書と同じ数字を用いております。

続きまして、一番右の欄の当該年度末の現在高見込額ですが、算定の際、前年度末残高に当該年度の起債見込額を加え、当該年度に償還見込額を差し引いて求めています。前年度末の金額が当初予算編成時における見込額を基準としておりますので、当該年度末の現在高につきましても、起債残高の確定額ということではなく、見込額となっております。

この平成23年度における前年度末現在高につきましては、当初予算編成時において把握できる現実の数字に近い繰越額等を考慮した借入額をもとに現在高として掲載をしております関係上、専決処分を行いました平成22年度末の予算書におけ

る調書、こちらの現在高との差が生じているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 済みません、先ほどのお答えに追加をさせていただきます。

今後の元利償還金についてはどのように考えているかというご質問もございました。今後の元利償還につきましては、現在、地方交付税を補てんするための措置として臨時財政対策債というものを本市においても借り入れをしているところでございます。今後、この起債も借り入れることで対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

済みません、また一つちょっと抜けておりましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

本市では減債基金という基金もございますので、この減債基金も活用して、今後、償還については対応したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 毎年、毎回の定例会におきまして、この補正、地方債の補正は出てくるわけでありまして、やはり説明の中で、ただ何ページをごらんください、何%の金利ちゅう説明ばかりで、数字に対しての説明ちゅうとが今まで一回もあつてないというようなことと、やはりどう見ましても地方債の残高は多くなるばかりで、実質的な収支、市の黒字といえますか、分は減っていくちゅうような形になっておりますので、こういった点については、やはり議会の中に理解あるような説明を今後やっていただくということで、あと中身については所管の委員会でやっていきたいというふうに思っておりますので、一応これで終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第88号、平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

内容は、通告しているとおり、この財務諸表は正確なのかどうか、それから決算収支、単年度収支、実質単年度収支が赤字であることの意味についてお伺いをしたいと思います。

まず、この決算書は附属書類も含めて正確なのかどうか、お尋ねをします。例え

ば314ページ、基金の運用及び現在高についてです。この314ページを見ると、平成22年度期中の増減で3億円庁舎建設基金を積み立てをしているように記載されていますが、平成22年度に庁舎建設基金の積み立てがあったのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 平成22年度における庁舎建設基金への積み立ては、預金利息として150万3,839円を積み立てしております。決算年度中、増減高として記載されております3億円につきましては、平成21年度予算により出納整理期間中において積み立てたものであり、財産である基金には出納整理期間がありませんので、会計年度末日において、これは整理されております関係上、平成22年度中の増減高として記載されているものでございます。

以上、お答えいたします。

○7番（東 裕人君） これは正確かどうかというのを、まず初めにお聞きしているんですけど。

○総務部長（谷口 誠君） 記載の方法につきましては、一応定められた様式に基づいてやっておりますので、一応正確であるというふうに認識をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 正確と。

庁舎基金の問題で言うと、今、答弁でもありましたように、平成22年4月28日の臨時議会で出納整理期間中に平成21年度一般会計に盛り込んだものであります。このことについては、昨年決算特別委員会でも議論となって、この基金の処理の問題、1年間の決算という点ではこういうやり方は本来の財政状況が見えにくくなるとの指摘に執行部からは、独立機関である監査委員との協議もして、検討させていただきますと答弁がありました。これら昨年の決算特別委員会の意見や答弁がこの決算書に反映されているのかどうか、お聞きします。

それから、昨年、この問題で本市の行政改革大綱では、行政の透明化、公会計改革、貸借対照表等、財務4表を作成し、財政状況をよりわかりやすく、かつ明確に市民に公表するとしていることを挙げ、基金現在高はバランスシートでもあらわされる基本的なものであり、事項別明細にはあるが現在高にはない、こういう決算書は、果たして市民にとってわかりやすく明確なものであると言えるのかどうか、昨年疑問を呈しました。

では、今回上程されているこの平成22年度決算書、例えば314ページはどうか。実際、基金を積み立てたのは21年度です。決算書では、この基金積み立てが平成21年度にはなく、平成22年度に出てくるように見えます。これは逆です。その旨、備考にも何も記載がない。これで市民にとってわかりやすく明確な決算書と言えるのかどうか、どう考えているのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 昨年の決算特別委員会におきまして、決算書に記載されております基金の状況について、3月31日現在の表記であり、出納整理期間の積み立て等が盛り込まれておらず、予算書の支出済み額との差があるため、わかりづらいとのご指摘があったかと思えます。

決算書の附属資料として提出をします財産に関する調書につきましては、出納閉鎖に係る出納整理期間が存するものは現金の出納に限られ、決算制度のない財産については会計年度末日、これは3月31日ということになりますが、この日をもって整理をされるものでございまして、出納整理期間中の増減については翌年度の増減として記載をされます。よって、今年度の記載内容としましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの増減を記載をしておるものでございます。

議員ご指摘のように、予算書の支出済み額、支出額、この整合性をとるためには、監査委員と協議の結果、基金の調定が年度末までに行われたものにつきましては基金としての債権として確定をしておりますので、財産に関する調書の基金の表に債権の欄を設けて表示する方法も適当であるというふうに考えておりますので、今後、このようなケースが生じた場合は追加表記をしまいたいと考えております。

今後とも市民の皆様へできる限りわかりやすい財政状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では3点目に、最後に決算収支についてお聞きします。

監査意見書の13ページにもあるように、平成22年度は単年度収支、実質単年度収支ともに赤字、マイナスであります。この単年度収支、実質単年度収支が赤字であることの意味について、わかりやすく説明をいただきたいと思えます。また、その要因は何かも併せてお答えください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 実質収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額となり、平成22年度は5億703万7,000円となっております。

お尋ねのありました単年度収支についてでございますが、平成22年度の実質収支から平成21年度の実質収支を差し引いた額となりますので、平成21年度実質収支が9億6,806万2,000円でございますので、差し引きますとマイナス4億6,102万5,000円となります。単年度収支が赤字ということは、前年度余剰分を消費したということになります。

次に、実質単年度収支でございますが、単年度収支に黒字要因である財政調整基金の積み立てや地方債の繰上償還額を加え、赤字要因である財政調整基金の取り崩し額を差し引いたもので、実質的な赤字の状況をはかる指標でございます。平成22年度におきましては、基金の積立額が705万2,000円、基金の取崩額が332万1,000円でございますので、実質単年度収支はマイナス4億5,729万4,000円となります。

最後に、実質単年度収支が赤字となります主な要因といたしましては、土地開発基金への積立金約13億円が考えられます。単に単年度収支が赤字というだけで直ちに財政運営が問題となるわけではなく、今回のように単年度における多額の支出による場合もあるというふうにとらえております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 引き続きお答え申し上げます。

監査委員としての見解ですが、平成22年度の単年度収支、実質単年度収支が赤字となった要因につきましては、平成22年度における実質収支が平成21年度の実質収支より大幅に減少したためであり、その減少の大きな要因となったのは、先ほどもありました土地開発基金への積立金13億円であります。

監査といたしましても、内容を確認しましたところ、この土地開発基金への積み立てについては単年度的なものであり、段階的で継続的な財政の悪化であるとは考えておりません。しかしながら、これからの推移については十分注意を払うとともに、今後における経済情勢や動向を見据えながら検証していかなければならないと考えております。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

---

日程第2 常任委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第78号から議案第87号まで及び議案第100号並びに請願第4号、陳情第2号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成23年第3回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第83号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
	請願第4号	菊池市原の「旧市営牧場跡地」の買取りを求める請願
	陳情第2号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第82号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第83号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
	議案第84号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について
経済建設 常任委員会	議案第78号	県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
	議案第79号	菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定について
	議案第80号	菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定について
	議案第81号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第83号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
	議案第85号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）
	議案第86号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第87号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

○

### 日程第3 決算特別委員会の設置・決算特別委員会委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第88号から議案第99号まで、12議案につきましては11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第88号から議案第99号につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置しました決算特別委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時46分

開議 午前10時47分

---

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づく決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に隈部忠宗君、副委員長に木下雄二君。

以上です。

ここで、10分間暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時48分

開議 午前10時59分

---

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第4 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含め60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。

ん。質問は一问一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

これより一般質問をいたします。

一覧表のとおりでございますので、順次進めてまいります。

最初に、いじめを起こさせない学校づくりについて。

私は、児童・生徒のいじめの問題が深刻な社会問題として存在することに心を痛めている者の一人として、ここで質問をいたします。

「いじめ」というこの3文字も私どもが子どものころに経験したそれとは違い、発見がおくれたり、指導が適切でなかったりした場合にはより深刻で、子どもが自ら幼い若い命を絶つ事態も少なくありません。いじめの原因については、さまざまに論じられていますが、不安定な大人社会の一つの反映だとする識者の分析には多くの方がうなずかざるを得ないでしょう。こう述べている今もどこかでいじめは進行しているかもしれません。

本市においても、残念ながらいじめはたびたび発生しており、私はその幾つかに関わってきましたが、そのほとんどが公式に報告されることはなかったようです。しかし、公式には何もないという報告が続いているもとにおいて、今日また現在進行形のいじめが伝えられています。これについては、この数カ月、当該学校及び当事者の皆さんによって解決の道が探られていますので、それを尊重しながら、それを見守りながら、ここでは教育委員会、当局との共通認識をさらに深めていきたいと思えます。

初めに、いじめの定義から。

個々の行為、それぞれの行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。そして、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わないと定義されていますが、特にいじめられた生徒の側に立って行うや精神的な苦痛を感じているものといった重要な文言については、教育現場、教育行政職員に徹底して指導、教育、周知してありますか。

熊本県では、いじめの課題を明らかにしていますが、本市では学校、教育行政、双方の課題は何であると分析され、今後の方針が立てられていますか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

よろしくお願いいいたします。

それでは、質問にお答えいたします。

まず、文部科学省はいじめの定義として、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的あるいは物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義をしておるところです。菊池市教育委員会では、熊本県教育委員会が平成19年3月に発行されたいじめ対応の手引きを活用し、毎月の校長会あるいは教頭会、またはいじめ・不登校対策の研修会や人権教育の研修会等で、学校の内外を問わず児童・生徒がいじめられたと感じた場合、いじめられた児童・生徒の心を重視して、「徹底して守り通す」、これを合い言葉に対応に当たるよう指導し、共通認識・共通実践を図っているところでございます。

平成18年、全国的にいじめを原因とした児童・生徒の自殺が相次ぎました。本市でもいじめの問題は命に関わる重大なことだとしっかり認識し、取り組みを強化しているところでございます。特に、平成18年度からは毎年6月の1カ月間をいじめ根絶月間として、いじめに関する内容を題材にした道徳や特別活動の授業を実施しておるところです。また、すべての学校で無記名での全児童・生徒のいじめアンケート調査を実施し、いじめの把握から個人面談、学級・学年・全校集会へとつなぎながら、仲間づくりについての学習を推進しているところでございます。

議員もご存じだと思いますけれども、去る8月に平成22年度いじめ件数の報告が公表されました。それによりますと、熊本県は1,000人当たりの認知件数が27.6件と全国最多であり、全国平均の5.6件を大幅に上回っています。しかし、これは熊本県が本人の心を重視してしっかりと把握し、アンケート結果の報告に努めているからであります。したがって、いじめの解消率も全国で最も高い97.2%を示しています。県独自の取り組みによりまして、より大きな成果を挙げていると確信しております。

本市の小中学校でもいじめ根絶に向けての人権教育や命を大切にする学習、児童へのアンケート実施など、各学校ごとに真剣に取り組まれ、いじめの早期発見・早期対応ができる学校づくりを行っているところでございます。このような実践によりまして、毎月学校から報告されますいじめ発生件数が年を追うごとに減少しているという実績となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ご答弁聞いておりました。

県教委が発行したいじめ対応の手引きというのがありますね。私も持っていますけれども、それを活用し、毎月の校長会や、いじめ・不登校対策の研修会ですか、人権研修会など、学校の内外を問わず児童・生徒がいじめられたと感じた場合、いじめられた児童・生徒の心を重視して、「徹底して守り通す」ということを合い言葉にしているんですね。それを合い言葉にしながら対応に当たるよう指導し、共通認識を図っているということでした。

ということは、このいじめの対応の手引きを学校現場、教育行政職員は漏れなく学習し、活用しているということですよ。そうでなければ、学校の内外を問わず、児童・生徒がいじめられたと感じた場合、その心を重視して徹底して守り通すというような高度な指導はそこに通らないと思われまして、共通認識も共通実践もちょっとできかねると思いますが、ご答弁の意味は、学校現場、教育行政職員も、関係者たちは皆このいじめの対応の手引きを学習して理解しているということですね。そう思っているんですね。

しかし、それにしてもはたたびいじめられる側にも問題があるというような、いわゆる予断的な見方、予断的な認識がいろんな表現を通して学校現場、教育行政職員双方から聞かれるんですよ。今回の事例でもそれが聞かれました。ということは、この手引きが十分に活かされておらず、共通認識、共通実践もまだ不十分であるということではないでしょうか。現状ではそう言わざるを得ません。私たち大人にとって重要なことは、いかなる場合もいじめる側になってはいけないということ、加害者になってはいけないということを児童・生徒に身をもって示すことではないでしょうか。

それと、私が伺ったのは県の実績ではなく、これは知っていますのでいいんです、本市の課題についてですよ。例えばなかなか事実の報告が上がってこないとか、事件が地下に潜りやすいということが、そんなことありませんか。それをお伺いしたんですからお伝えください。

何事によらず、物事は早期発見によって適切に対応し、適切な対策を打つことが重要です。いじめもまたしかりで、これについては児童・生徒が1日の約3分の1、今はそれ以上でしょうかね、過ごす学校での生活ぶりや遊びの様子を把握することを基本と考えるのが順当でしょう。

そこで、いじめの早期発見のために、日常的な情報収集としてどのようなことがどのぐらいの頻度で行われていますか。そこにある課題と改善策はどういうことですか。

次に、熊本県はいじめを根絶するために、校長のリーダーシップのもとに、子どもをめぐる学校、家庭、地域が相互に密接に連携を図ることが大切だと。そして、いつでも校長を中心とした学校総体としての組織的な対応ができるよう、いじめ問題対策委員会を設置するなど、学校組織を整備しておく必要があるとしておりますが、本市におけるこの校長のリーダーシップのもとでのいじめ対策検討委員会なる組織の状況をお伝えください。

それから、いじめられた子ども、いじめられた側の子どものですよ、その子どもと保護者、またいじめた側の子どもの保護者に対して、さらにはその事件を取り巻く子ども集団に対して、それぞれに適切なサポートとケアが専門的に、中長期的に提供されなければなりません、その体制は整っておりますか。

以上、2度目です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思いますが、まずはりなかなか学校に上がってこない事例ということもございます。なかなか職員の方も見逃す、そういうこともあるんじゃないかなと、それは認識しております。しかし、できるだけそういうサインを見逃さないように、できるだけ誠実な対応をしてほしいということはいろいろな研修の会の場、そういうことでお伝えをしておりますし、また校長会等でもそういった子どもたちのサインを見逃さないということが大事ですので、そうしたなかなか発見できないようなところにも気を遣っていじめ対策に努めてほしいということは私たちも願っているところでございます。

まず、その中でいじめの早期発見ということで質問がありましたが、まず全職員が子どものサインを見逃さないということ。そして、朝一番の子どもたちの表情あるいは休み時間の様子、先生方はいつもアンテナを張りめぐらせ、どんな小さなサインでも見逃さないように努力をしておられます。

さらに、保護者の連絡帳、児童・生徒の日記指導、あるいは日誌、班ノート、そうした記述に目を配るとともに、児童・生徒との会話の中やいじめアンケート等でサインを見逃さないようにしていただいております。また、担任は養護教諭や相談員、部活担当や教科担任など、数多くの先生方との連携を大切にしていまして、早期発見に努めていただいております。

ただ、今申し上げましたように、なかなか見えない部分というのはございますので、そういうところもやはり今後、さらに校長会を通して指導していきたいというふうに思っております。

次に、本市でも小中学校長代表、各学校の担当者、子どもと親の相談員、心の教

室相談員、適応教室相談員、家庭教育相談員、市子育て支援課、学校教育指導員からなりますいじめ・不登校対策会議というものを本市では組織しております。その中で、いじめ問題も含めまして、定例的に年3回の会議を実施し、その中で事例研究や情報交換などを行い、いじめや不登校の解消に努めております。そのほかにも人権教育の研修会、相談員の研修会、特別支援員の会議、研修会なども実施しております。

学校でもいじめ・不登校対策委員会を全小中学校組織しております。校長をリーダーとして、学校全体の正確な情報収集、収集した情報の整理と分析、効果的な対策の検討と、そして全職員への周知と共通理解を行うようにしております。

いじめにはいじめられる側といじめる側がありますが、学校はそれぞれの児童・生徒から本人の訴えを真剣に、そして誠実に聞き取り、不安の解消に努めるということが大切であると考えております。各学校には、担任はもちろん、スクールカウンセラー、心の相談員、子と親の相談員が配置されていて、子どもの対応に当たっております。また、保護者への相談、報告、ケアについても面談や家庭訪問を行い、十分に配慮して取り組んでいるところでございます。

教育委員会では、いじめ・不登校対策委員会やスクールサポート等で学校を含めた組織として、子どもあるいは保護者へサポートとケアに現在当たっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 早期発見のために日常的な情報収集としていろいろやっている、連絡帳、日記指導、班ノート、いじめアンケート、それから通常の会話などでサインを見逃さないようにしているということですね。情報収集の、私は手立てはこれぐらいだと思うんですけども、肝心なのはサインを見逃さないことですね。サインを読み取る能力の問題ではなかろうかと思うんです。これには子どもたちへの深い理解と訓練された人権感覚、そしてそれに基づく適切なサポートをする力、迅速な問題解決をする能力が求められています。

しかし、いろいろやっつけいらっしゃるようですが、問題解決のキーマンたちが皆そんな力や人権感覚を備えているかということ、実際はまだまだそうではないようですよ。そんな中で被害者は往々にして孤立し、ややもすれば2次被害さえ受けやすくなる、こんな図式はよくあるんですよ。

ご答弁は、教育委員会としてはよくやっているとおやりになっているんでしょうけれども、そのお取り組みが実際の事件には余りかみ合っておらずに、即戦力に

はなっていないようです。多くの場合、被害者は途方に暮れています。だから、私のような者にお声がかかるんですね。なぜだかおわかりですよ。

以上、いろいろ述べましたが、いじめ対応について、現場、教育行政とともに十分であり、万全であるとは言えないと私には思われます。そこで、今、展開されている数々のお取り組みおっしゃいましたが、それらをここでいま一度しっかり検証されることを求めますが、いかがでしょうか。

それと、学校ごとに学校全体を組織化した校長をリーダーとするいじめ・不登校対策委員会、学校全体として組織されているというふうに思っているんですね。

じゃあ、次に移りますが、日々発達していく子どもたちの集団においては、ある意味何らかのぶつかり合いが生じるのはむしろ当然かもしれません。しかし、それは成長・発達に必然的な健康的なものであってこそ意味があるというものです。心身に傷を負わせ、発達を阻害し、人生に負の影響を与えるようないじめは決して発生させてはなりません。私たち大人がいじめ対策に知恵を絞るのは当然のこととして、何よりも大切なことは、いじめを起こさせない学校づくり、子ども集団づくりを心がけることではないでしょうか。

本市では、いじめを未然に防ぐ手立てとして、今もおっしゃいましたけれども、年1回か2回か、文科省や県の調査と併せてやっていたらっしゃるようですが、そのほかに本市の実情、例えば過去の問題の分析に立った独自のチェックリストなどをつくって、その調査、独自の調査は行われていますか。

それから、県のマニュアルには、いじめ発見のために生活アンケートや早期発見チェックリスト等で情報を収集するとともに、ここからが大事なんですけども、現場における定期的な教育相談を実施することが必要だとされています。その際は、どの子にも教育相談を実施すること、記録を残しておくこと、受容と共感の姿勢で臨むことが大切だと書かれています。問題へ向き合う基本的な姿勢だと思われませんが、こういう認識での相談体制は整備されていますか。

それから、スクールカウンセラーや専門の相談員、あるいは児童相談所との連携は不十分ではないかと思われそうですが、十分だとしてのご認識ですか。改善策はありませんか。

それから最後に、現在進行形の事件が2学期へ持ち越されることなく完全解決されるためには、いじめられている側の子どもを学校集団として守り抜き、いじめている側の子ども、保護者にも適切な働きかけが必要だと思われそうです。併せて校長や担任への適切な指導・助言も必要だと思われそうですが、教育委員会としての熱意と姿勢をお示しく下さい。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 子どもたちは成長の中で日々変わっていきましますし、状況も変わってまいります。日々の中で子どもたちのサインを見逃さない、見逃さないということは重要であると、これは考えます。怒留湯議員がおっしゃるとおり、まずやっぱりサインを読み取る教師の資質、経験不足から来るサインを見逃してしまう、そういう先生も現実にはおられるんじゃないかなとは思いますが、しかし、教師として、あるいは人間としての、いわゆる人権感覚、これが一番大事じゃないかなと私は常々思っております。

いじめの発見には、県教育委員会のいじめのサイン発見チェックリスト、これをもとに、各学校でそれをもとにした実情に合ったチェックリストをつくるなどして早期発見に努めております。

日常の相談体制としましては、保健室、スクールカウンセラー、心の相談員、子と親の相談員が子どもたちの相談をいつでも受け入れるように、学校内を巡回したり、声かけをしたりと、工夫を凝らして子どもたちとの接触を図り、状況把握をしております。そして、その結果は毎月相談員日誌につづられ、校長を通じて教育委員会に報告されておりますし、私もそれを、毎月そういうのを見ながら、そして、これはどういうことだろうかと私自身感じたときは、学校に問い合わせる状況聞いておるところでございます。

また、子どもたちが自発的にいじめ解決への意欲を高めるために、各学校では学校だより、学級だよりあるいは全体講話等でいじめをテーマに命の大切さを伝えていきます。しかしながら、なかなか解決の道が見出せない場合には、より専門性のある県のスクールソーシャルワーカーや市子育て支援課の家庭児童相談員あるいは児童相談所などと連携し、支援を仰ぎながら対応を協議しておるところでございます。

議員ご指摘の件につきましては、学校において関係する学校から聞き取りをし、お互いの主張を確認しながら、いじめられた側の視点に立って全職員が共通理解のもとに、現在はしっかりと対応されていると伺っております。いじめの問題は、さまざまな要因が複雑に絡み合っている場合があります。学校だけではなく、家庭あるいは地域が互いに役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむ取り組みを図り、いじめの未然防止と解消に向けて、教育委員会としても最大の努力をこれからもしていく覚悟でございます。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） もう3回になりましたので、じゃあフットワークのいい人権感覚。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） に満ちた、ごめんなさい、お願いをしておきます、教育長にはね。失礼しました。

じゃあ、次に移ります。

本市非正規職員の任用及び免職の実態についてお伺いをします。

本市行財政改革は、市職員の削減、人件費の削減を目的の一つとしてきました。若年退職や不補充も相まって、その目的は計画以上の成果があったと報告されており、それによれば2011年4月現在の正規職員数は合併時から約100名減の512名、それに対して非正規の職員が348名、そのうち臨時職員が35名ということです。512対348、正職、非正職の比率がこのような数字を示すのはかつてなかったことでしょう。この比率からすると、業務のあらゆる分野で雇用形態が異なり、処遇の異なる職員たちが入り乱れて働いている状況が想像されます。

このたび私がお相談を受けた話は、そういう現場の実態がベースにあって発生した問題ではないかと思われまます。この問題もまた現在進行形であり、質問を通告しました時点においては公平委員会が調査中であるとのことでありましたので、公平委員会委員長にお許しを得て取り上げていることを申し添えます。

初めに、臨時職員の任用はどういう手順で行われますか。

それから、一昨年度までは臨時職員も履歴書の提出を求め、面接を通して任用が文書によって決定されていたのが、昨年度からそれが行われなかったのはなぜですか。

臨時職員には常勤と非常勤があり、大きく分けてね。常勤は菊池市臨時職員の任用等に関する取扱要綱、これによってその処遇が一定程度保障されて、規定もされていますが、非常勤にはそれが適用されません。全くの無権利なまま就業させている状況を、こういう状態を今後も続けていいとお考えですか。

以上、1回目の質問です。

急いでください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 常勤の臨時職員の任用につきましては、本市の場合は必ず最寄りの職業安定所を通して募集を行うこととしております。また、採用の決定は募集する当該課で作成しました評価表をもとに、履歴書を参考にしながら本人と面接を行い、適任と認められる場合のみ採用を決定しております。採用決定後は、本人に勤務場所、勤務内容、任用期間、賃金等の勤務条件を記載した任用通知書を交付し、併せて勤務条件及び市の臨時職員としての綱紀保持等を記した承諾書を徴す

ることとしております。

社会保険資格取得の対象者は、健康保険法第3条第1項及び厚生年金保険法第12条第1項の規定で、勤務日数と勤務時間が一般職員の4分の3以上あり、2カ月を超えて雇用される場合となります。また、雇用保険資格取得の対象者は、雇用保険法第6条の規定で、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、継続して31日以上雇用見込みがある者となります。

日々雇用の臨時職員につきましては、社会保険、雇用保険のいずれも勤務形態が資格要件を満たさないため、被保険者とはなっておりません。日々雇用の臨時職員は、地方公務員法にもその勤務規定がございませんので、本市もその取扱規定を制定せず、任用通知書等の交付等も行っていない状況です。

今後、日々雇用につきましては、取扱規定を定めている地方自治体もありますので、本市も参考にしながら、取扱規定を整備することも検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 1回目は基本的なところの確認をさせていただきました。

これまでは、ご答弁のように関連の上位法や菊池市の職員の任用、分限、免職等を定めた条例・要綱がありますね、それに基づいて人事管理運営は法的に行われてきたということです。行政としては至極当然のことですが、今も答弁で多少触れられたように、今からお尋ねする公務職場の日々雇用については、地方公務員法及び本市条例・要綱等に関わって、基本的、原則的、初歩的な問題が含まれています。ただいまのご答弁でも日々雇用については地方公務員法にその勤務規定がないことをお認めになりました。それを補完する本市独自の取扱規定もないことをお認めになりました。にも関わらず、早々に日々雇用を取り入れたことについては、行政運営上、その基本的見識が問われます。この後はそのことについてお尋ねをしていきます。

学校給食調理場の職員構成を見ますと、本年度市内10小学校、5中学校合わせて正規の職員が19名、嘱託さんが40名、米飯時の臨時職員さんが10名となっています。これらの数字から全体数69名のうち50名ですね、50名までが非正規の職員であることにまず驚きますが、これはさきに述べた正規、非正規入り乱れて働いているという状況を通り越して、調理業務の約7割以上を非正規が担わされているということですよね。今回の件は、まさにこういう状況を背景にして浮かび上がった象徴的な事例ではないかと思われまます。

この事例で特徴的な事柄を数点お聞きします。

現場における正規職員、嘱託職員、臨時職員の位置関係は公平、対等、平等ですか。

調理現場のような現業職には管理職はいないということなんですけれども、この場合、管理監督責任者は誰ですか。

本年度は、本年度からですね、調理業務に日々雇用の形態が採用されたということですが、自治体の日々雇用形態は、今、識者の間で問題視されています。当局もそれをご存じないはずはないと思います。人事担当課に本市ではどういう部署に日々雇用が採用されているかを聞いたところ、これ8月中旬です、さあと首をかしげた後に、例えば季節的な除草作業や災害時の重機のオペレーター等でしょうかというご返答で、その実態は把握されていないようでした。

この日の説明で私は他の部署には日々雇用はなく、しかも調理部門が最初の導入であって、人事担当もその事実をご存じなかったことを知って改めて驚いたわけですが、これまで臨時職員の皆さんが米飯給食をローテーションでうまく回していたのをなぜ日々雇用にしたのですか。日々雇用をすることはいつからどこで計画したのですか。

以上、2回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 給食現場におきます正規職員、それから嘱託職員、臨時職員の位置関係は公平・平等かということですが、学校給食法第9条第1項に基づき、文部科学省にて平成21年3月策定されました学校給食衛生管理基準で、学校給食調理場においては栄養教諭または学校栄養職員を衛生管理責任者として定めること。ただし、栄養教諭等が現にいない場合は、調理師資格を有する学校給食調理員等を衛生管理責任者として定めることと規定されており、市正規職員については衛生管理責任者としての責務を有する者であります。

また、給食調理職員の配置人数につきましては、それぞれの調理現場で調理いたします食数に応じて、基本的には正規職員及び嘱託職員だけで対応できるように配置しているところであります。

ちなみに、どの施設におきましても国が調査します学校給食実施状況調査の国の平均人数を上回っているところでございます。

それ以外に、米飯給食を週に3回提供していますが、米飯給食は洗米から炊飯作業と、業務量が通常よりも多くなり、児童・生徒数が多い調理場については、労力不足の解消を目的として日々雇用の臨時職員を配置しているところでございます。

さらには、正規職員と嘱託職員につきましては、法に基づき有給休暇を付与しており、休暇時の補充として日々雇用の臨時職員の賃金を予算化しているところでございます。

このように、職種に応じてそれぞれに職責はあり、職責に応じた賃金体系であり、職責においては公平と考えております。

次に、給食現場の管理監督責任者は誰かということですが、先ほどの学校給食管理衛生基準において、校長または共同調理場の長は学校給食の衛生管理について注意を払い、学校給食関係者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。また、校長等は栄養職員等の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員の意思疎通等に配慮することと規定されているところであります。

さらには、学校教育法第37条第4項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とあり、給食現場における管理監督責任者は、自校方式は校長であり、学校給食センターにつきましてはセンター長であります。

次に、昨年度までの年間契約における米飯時補充の臨時職員を日々雇用に変更した理由についてであります。日々雇用の臨時職員は、本来、先ほど申し上げました正規職員、嘱託職員の年次休暇取得時に欠員補充として日額5,600円で雇用しているものであります。また、米飯給食時の補充臨時職員につきましては、さきの日々雇用の臨時職員と業務内容、賃金額とも同額ですが、週3回の米飯時の補充ということで労働力の恒常的な確保が必要であることから、年間契約で任用していたところであります。

しかし、勤務日以外に他の職につかれていることが判明しました。年間契約で任用する臨時職員の身分は一般職の地方公務員と同様ですので、他の職につくことは地方公務員法に抵触することになります。しかしながら、日額5,600円で月に11日程度の勤務による収入になりますと、月額6万円程度と収入も少なく、地方公務員法に抵触しない日々雇用形態の方がよいと考えたところでございます。

また、勤務の内容、賃金の額が日々雇用の臨時職員と違いがないこと、さらには多数の市民の方が学校給食現場で働きたいと尋ねてきておられ、多数の方にも雇用の機会を与えることができることなど、そういうことから教育委員会においては1月の中旬ごろ計画し、菊池市事務決裁規程にのっとり、2月2日の決裁後、当該職員に対しましては2月4日付で文書により通知したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） たくさんの内容がありましたので、確認させてください  
ね。

位置関係についてですが、職責において公平だということでしたね。それは今回の  
事例の場合は、正規職員は学校給食法に基づく衛生管理責任者ということですよ  
ね。ということは、全体を統括する管理職でもなく、したがって人事権もないとい  
うことですよ。そうであれば、現場においては正規も嘱託も臨時も位置関係は公  
平対等ということですね。そのような理解でいいですか。

それから、次に管理監督責任者は学校給食法、これ学校教育法も関わってしま  
したかね、等において学校長ということでした。その管理責任はいろいろありますが、  
校長は栄養職員等の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員の意思疎通等  
に配慮することであるということでしたが、今回の場合、その職責が果たされてい  
ますか。果たされていれば問題は回避できたはず。しかし、公平委員会への申  
し立てにまで至った、その点いかが受けとめておられますか。

勤務の日以外にその当該の職員がほかの職場につかれていることが現場からの報  
告で判明したということですが、それは誰から誰にどのように報告されましたか。

管理責任者、ここの管理監督責任者は校長ということでしたが、校長はそのこと  
をご存じでしたか。ご存じであったならば、何らかの指導はされておりましたか。

教育長はその報告を受けて、校長や当該職員に指導されたでしょうか。課長や学  
務課長はどうだったでしょうか。

それから、地方公務員法に抵触しないように、日々雇用の方がよくはないかと考  
えたのは教育長ですか。その旨を当該職員に伝えて、またほかにも働きたい人がい  
っぱいおんなはっけんというようなことを説明して、当事者に同意、納得を得まし  
たか。ちゃんと説明をしましたか。

教育委員会では、1月中旬ごろ計画したということですが、この発案者は教育長  
ですか。

ご答弁のように、菊池市事務裁決規程ですか、これは決裁規程、どっち。決裁規  
程ですよ。第6条、第7条によれば、嘱託職員、臨時職員の任命は担当課との合  
議の後に副市長専決となっています。そこで、決裁はいつでしたか。これは副市長  
にお答えいただきたいと思います。

それから、菊池市文書規程、もう一つ規程がありますが、規程の13条によれば、  
他部課、他の部課との主管事務に関係ある起案文は、その関係の部課に合議し、ま  
たは回覧しなければならないと。2項で、合議または回覧を受けた部課は、遅滞な  
くこれを終了し、主管課に返送するものとするとしていますけれども、このよう  
に手続を踏まれましたか。また、ここで言う起案文はありますか。どこにあります

か。これも副市長にお答えください。

それから、先ほども言いましたように、地方公務員法には、そちらもお認めになっているように、日々雇用職員制度はありません。本市の条例・要綱も補完するものはありません。専決権者の副市長はこのことをご存じでしたか。ご存じであったならば、合議の時点でこの件は差し戻されるべきではなかったでしょうか。これも副市長がお答えください。

それから、労働基準法の21条は、1日単位の有期契約によって雇用され、日ごとに契約期間が満了する労働者を日々雇い入れられるもの、いわゆる日雇い労働者としていますが、それでも1カ月以上その状態が続いたら、継続した労働関係とみなされて、予告なしの解雇はできません。

このように、国には日々雇い入れられる非常勤職員という規定がありますけれども、それでも任用予定期間があったり、フルタイムも可能なので、実質的には自治体の臨時職員のような雇用形態となっています。ですから、国のような定めのない自治体では日々雇用は行えないというのがこの筋の常識であり、一般的な解釈です。

また、地方公務員法の22条の臨時職員も更新は1回とされ、1日任期を継続的に更新していくことは認められていませんね。したがって、いかなる意味でも日々雇用は望ましくないばかりか、法的に根拠がなく、いわば違法な雇用形態であることが指摘されていますね。行政が地方公務員法に定められていないことをやっているんですか。また、本市の条例・要綱にないことをやっているんでしょうか。

以上のことを、3回目の質問に入りますが、それと併せてお答えください。

3回目の質問に移ります。

食育が叫ばれている今日、それに逆行するように教育の一環としての学校給食にもこのような手法が導入されました。不安定な日々雇用の待機要員たちが多くそれを担う姿が見えてきます。

お伺いしますが、日々雇用待機要員になることは労働条件の大きな変化を伴うものです。そうであれば、地方公営企業法による協議事項に当たりますが、法に従って職員組合及び当事者たちとの協議は行われましたか。

なぜ私がこのことをただすかといいますと、この事例では地方公営企業法第7条及び13条、それに労働基準法、解雇の予告の20条等がまるで念頭にないがごとく、市役所の人事管理とは思えないぐらい、余りに軽く扱われているからです。この事例の場合、翌年度の職の廃止を宣告されたのですから、当該職員は職を失ったこととなりますね。失職に追い込まれたわけです。ということは、契約期間中の労働条件の変更以上の厳しい変化に見舞われたわけです。

ご答弁にもありました、聞き取りによりますと、24日付で雇いどめの文書を送

付されたということですが、法の救済の主旨に沿えば、早目に管理責任者である校長あるいは学務課長なり誰々が当事者に伝え、説明をし、例えば次の職を探す助言など、その時間などの配慮がなされてしかるべきでした。それさえしなかった当局の事務的過ぎる冷淡さを見過ごせないと思ったからここで取り上げたんです。心が痛みませんか。

2番目に、管理責任者、管理監督責任者は現場へ赴き、現場の声を聞き、問題があれば自ら改善指導すべき責任があると思われませんが、今回の場合、それは学校長においても教育委員会においても、その責任が果たされているとは思われません。これについてはどう改善指導されますか。

それから、申し立ての当事者たちから教育委員会への相談がなされてきたはずですが、当局は現場のことは現場に任せているとの姿勢で一貫されておりましたね。校長に任せている、衛生管理責任者に任せているということでしたら、それは甚だ現場に疎い話と言わなければなりません。

もちろん校長は毎回法に従って児童・生徒が食べる前に、いわゆる検食ですね、先にお食べになりますけれども、現場の多様な課題は、ここで浮き上がっているような課題はそれで把握できるものでないということは言うまでもないことです。状態として、いつもの姿として、管理職のいない職場において現場に任せているという姿勢は行政として怠慢であり、今回、そのような怠慢な姿勢が現場の課題を見落とすことにつながってしまいました。この点についてはどうとらえていらっしゃいますか。今後、どう対処、改善なさいますか。

以上のような現場で人事評価ができるはずがありませんが、いかがですか。

最後に、市長にお尋ねをします。

本市の人事管理において、地方公務員法に定めのない、また本市条例・要綱にもない日々雇用が一部導入されています。しかも、その目的もプロセスもあいまいでした。管理責任者である学校長のもとでこのことが解決できず、ましてや教育委員会においてもその対応は不信感を増幅させ、その結果、本市として初めての公平委員会申し立ての事案となりました。自治体運営の劣化の一面を見る思いです。これについてはどう受けとめておられるでしょうか。

また、これはそもそも違法であることから、本市の条例・要綱が整うまで無効とすべきではないでしょうか。部長、教育長がお答えになった後、市長にお願いをいたします。

[「暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前 11 時 47 分

開議 午前 11 時 57 分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 大変済みませんでした。

それぞれ幾つか質疑がございましたので、答弁したいと思いますが、管理責任者としての校長、果たしているかという点につきましては、それぞれの学校で十分、検食をするときに足を運び、給食の先生たちのいろいろな疎通、そういうのも図っておられるんじゃないかなとは思いますが、まだまだ十分そこまで徹底していないんじゃないかなという気はいたしますので、今後、校長会等でその、十分管理責任者、果たせるように指導していきたいというふうに思っております。

また、現場からの報告、あるいは校長は知っていたかということですが、これはやはり個人のプライバシーの問題もありますので、差し控えさせていただきたいと思っております。しかし、校長先生は知っていたということですね。

それから、私もそういう相談があったときに担当課内でも話し合いまして、最終的には私が判断をしました。日々雇用職員の形態については、一応こういう形でいきましょうということで私の方で最終的には判断し、責任をとっていきたいというふうに考えております。

それから、労働条件の変更に関わる協議、それから現場に任せていると、そういう姿勢、それから人事評価について答弁したいと思います。職員組合及び当事者たちとの労働条件の変更に関わる協議は行えたかということですが、臨時・嘱託職員につきましては、地方公務員法で任期を定めて任用するものであり、臨時的、補助的業務に従事するという性格の職でもあります。基本的に、毎年度の予算で職の設置について査定され、定員管理上も条例で定める定数の対象外であることから、1年間以内の期間を定めて任用するものであります。このことは労働基準法で言いますところの有期労働契約となります。そのようなことから、臨時・嘱託職員はあくまでも1年間の契約であり、翌年度の契約が約束されたものではないこと、翌年度の労働条件は募集の際に提示しているところでございます。

今回の件につきましては、翌年度の職の廃止に当たり、契約期間中の労働条件の変更にはならないと考えております。しかし、職の廃止に伴う雇いどめにつきましては、労働基準法第14条第2項に基づき、有期労働契約の締結、更新及び雇いどめに関する基準が策定され、基準では有期労働契約を3回以上更新されている場合

は30日前までにその予告をしなければならないこととされているところです。この基準に基づきまして、教育委員会としましては、平成23年2月4日付で文書にて当該職員に雇いどめ通知を行ったところでございます。

次に、管理監督責任者は現地へ赴き、改善すべき責任があるかということですが、やはり現場へ赴いて現場の声を聞き、問題があれば自ら改善指導すべき責任があるのではないかと。また、現場に任せているという姿勢についてであります。先ほど答弁しましたように、法令及び基準に基づき、現場での管理監督につきましては学校長が対応しているところでございますけれども、校長は毎日給食、調理現場等で検食しており、検食の際に現場の意見等も聞いているというような状況でございます。しかし、校長もなかなか毎日いるわけではありませぬので、そういうときには教頭がかわってしておるんじゃないかなと考えております。

当然ながら、学校給食施設の設置者は教育委員会であり、設置者の責務としてすべてを現場に任せているのではなく、教育委員会による、これは毎月の献立研修会の開催あるいは各種研修、衛生研修会への参加など、必要に応じて対応しているところでもあります。今後も毎月実施しております菊池市校長会あるいは献立研修会を通して、現場の課題等を見落とさないように指導してまいりたいと思います。

次に、現場職員の評価に関しましては、教育委員会だけでは評価することは難しく、校長等の評価を聞くことで総体的に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 先ほどの案件につきまして、いつ決裁したかというお尋ねがございました。2月2日に決裁をいたしております。その決裁の書類につきましては、教育委員会の方で今保管してあるということでございます。

日々雇用の職員につきましては、地方公務員法で想定していない職員の採用になりますので、本来ならばしっかりと取扱要綱等を定めて採用すべきであったというふうに思います。そういう点では対応が不十分であったと思っております。現在も一部部署におきましては、一般の臨時職員の任用等に関する取扱要綱に準じて任用通知書を交付している部署もありますけれども、全体的には各課の取り扱いに任せているという実態でございます。

今後は、人事の所管課である職員課ともよく協議をいたしまして、日々雇用の職員の任用について統一的な取り扱いができるよう、各課に指導してまいりたいと考えております。

○14番（怒留湯健蓉さん） じゃあ、市長をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 非正規職員の雇用につきましては、本市でも菊池市臨時職員の任用等に関する取扱要綱及び菊池市一般職の非常勤職員の任用等に関する取扱要綱、これを定めておきまして、要綱に従って適正な取り扱いを行っている、このように考えております。また、採用の公平性を期すために、すべてハローワークを通して募集を行っております。また、募集をする当該課で面接を行い、その上に採用決定を行っているということが手順でございます。

お尋ねいただいております勤務日数等を定めない日々雇用形態の臨時職員の雇用につきましては、先ほど総務部長が答弁いたしましたとおり、法的には社会保険や、また雇用保険の対象となっておりませんが、本市でも調理師あるいは保育士として雇用するなど、本市の大変大事な業務の一翼を担っておられますので、市町村によってはその任用手続や、あるいはまた任期、さらには勤務条件等を定めて雇用しているところもありますので、本市もそういった事例、先例というものを十分参考にいたしまして、規定の整備を検討していきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） 違法であるというご認識は。違法であると。

○市長（福村三男君） これ、有効性であるかどうかということについては、また内部的に検討させていただきたいと思っております。今、質問の内容的にも質問の具体的な事例というのはプライバシーの関係もあってご質問の中で事例が明確に示されていないかと思っておりますので、状況をまた判断いたしまして検討をさせていただきたいと、このように思います。

○14番（怒留湯健蓉さん） 時を改めて、また話に伺います。もうあと残り4分ですので、まちづくり基本条例をお願いしておきましたが、とても大きな問題で、到底その時間ではできませんので、今回は取り下げて次に回します。これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は1時10分から始めます。

---

休憩 午後零時07分

開議 午後1時08分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長から発言の申し出がおりますので、発言を許します。  
総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 午前中の森 隆博議員の質疑におきまして、将来の本市の起債の償還計画についての答弁といたしまして、臨時財政対策債の発行で賄うと答弁をいたしました。後で答えをいたしました「地方債償還のために設けられております減債基金の活用を考えているところです。」と訂正をお願いをいたします。申しわけございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） こんにちは。

日本共産党の東 裕人です。

通告に沿って質問をします。

まず初めに、情報公開についてです。

私は、毎年行っているある補助金交付団体の決算書、領収書の開示請求を6月30日に行いました。開示期限の7月15日、決定期限延長通知をいただきました。そして8月8日、部分開示決定通知、一部不開示が決定をされ、黒塗りだらけの行政文書が手渡されました。この黒塗り部分は、日当、交通費、飛行機のチケット、車借上料、学習会の講師名などなど、お金の流れ先、もらった人の名前が黒塗りでありました。これらはこれまで毎年開示されてきた行政文書であります。それが突然今年不開示になりました。これはなぜか。なぜ今、黒塗り文書の復活なのか、お尋ねをします。

それから、幾つか見聞きし、私が体験しているところでもありますが、開示請求したことが相手方に伝わっています。細かく部署や内容を挙げることはしませんが、これをどう考えるのか、まず初めにお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 情報公開条例に基づく開示請求があった場合、窓口である総務課が受付をします。その後、受け付けた請求書を文書を所有する担当課に送付をいたします。担当課は、まずその請求があった文書を特定し、全部開示か部分開示か不開示かを検討して、総務課と協議しながら開示決定等を行い、総務課から請求者に対して通知をいたします。開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならないが、事務処理上の困難、その他やむを得ない理由により、期間を開示請求があった日から45日を限度として延長することができます。その場合は、開示請求者に対し、理由及び延長する期間を書面で通知することとなっております。

また、不開示情報には当該行政文書に情報公開条例第7条各号に該当する場合、例えば第1号の法令または条例の定めるところにより公にできないと認められる情報。第2号に、特別な情報を除き、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別するもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報。第4号として、公にすることにより、人の生命、身体または財産の保護、犯罪の予防及び捜査、警備、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報などがあります。よって、第7条各号に該当する場合は、行政文書の全部または一部について開示を控えているところでございます。

次に、開示請求者の権利についてでございますが、行政文書の開示請求は何人もできることとされております。対象も全部署、出資法人など、指定管理者も含めております。議員がおっしゃいました開示請求者の個人情報につきましては、守られていないのであれば当然憂慮すべきことであり、是正すべきだと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） どれが保護すべき情報で、どれが公にしてもよい情報なのか、やはり正しく判断するのも行政の仕事だと思います。今の状況は、個人情報保護の名でやるべき仕事がやられていないのじゃないか、そういうふうに思います。

また、この情報公開はやはり時代の流れです。また、透明性の物差しでもありません。例えば我々議員の政務調査費では黒塗りは許されません。当然です。市民の税金を原資としているからであります。だから、この菊池市議会ではすべての政務調査費に関わるものは公開となっているわけです。

補助金交付団体の行政提出文書も当然黒塗りは許されないとします。税金がどこに流れているのか、黒塗りで検証できません。仮に、この黒塗りに部分に本来あってはならない人がいるかもしれないわけですよ。こういう黒塗りでそういう疑問が次々出てきてしまいます。

それから、先ほど黒塗りの理由として行政側が幾つか理由を述べられました。私はそれは理由にならないと思います。ここでは、先ほども言いましたが、この開示の中身については毎年私が請求をし、毎年すべてオープンにされ公開されてきました。慣行として公にされてきました。今回の行政文書は、そうやって毎年公にされてきたものであって、今年から突然黒塗りにするのは到底理解できません。

また、公にすることにより、個人の権利、利益を害するおそれがあるものを黒塗りの要件として定めていると先ほども言われました。では、今回、それが適用され

るのかどうか。公にすることで個人の権利、利益を害するおそれが一体あるのかどうか。補助金からの支出、日当などは個人の権利、利益なのか。だったら、公益性とは言えないし、そういうものが明らかにされない、明らかにできない日当はやめた方がいいと思います。

また、先ほどもありました、公にすることで人の生命、身体、健康、財産または生活の保護が侵される場合、黒塗りとできる。では、これまで私が開示請求をして、誰かの生命や生活、財産が一体侵されたのか。これら一つ一つ因果関係を明らかにした上で黒塗りなら多少は理解しますが、具体的に示さずに、一方的に執行部の判断で黒塗りにするのは、私は個人情報保護法の乱用だと考えます。どう考えますか。

それから、開示請求者の情報が漏れている件についてです。私が開示請求するものの大半は、疑問あるいは問題があるから私調べているわけです。これが相手方に伝われば、証拠隠滅につながることもあります。また、開示請求をしたことをもって不当な圧力も加わるおそれもあります。実際、開示請求をした件について、対象者から連絡もあったこともあります。開示請求をした人の個人情報が守られていないとすれば、これは本当に怖いことです。このことは開示請求権の侵害、個人情報保護と言って黒塗りをしながら、開示した人の情報や権利が守られない、こういうことが常態化しているとすれば、私は異常な事態だと思います。

さらに言えば、開示請求が外に漏れる。もし、これ漏らしたら守秘義務違反になります。地方公務員法にも触れるのは当然です。この問題をどう是正するのか、併せてお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 情報公開条例に基づき、開示すべきものは開示しなければならない義務規定であります。さきにお答えをいたしましたとおり、情報公開条例の第7条各号に掲げる場合、今回は第7条第2号の個人情報の部分に該当しますが、これをもって開示しなくてもよいものと解して部分開示を決定したところでございます。

では、なぜこれまで開示されていたのかという点につきましては、文書の性質からして公金の透明性を確保するため情報を開示し、これまで慣例によって行ってきたところでございます。しかし、人権に関わる個人情報や特定の情報につきましては、県等からその取り扱いには特に留意するよう通知もあり、併せて他の自治体における個人情報保護の取り扱いも検討した上、今回の部分開示としたものでございます。

次に、自治体の情報公開制度が安心して使えるかどうかということでございますが、行政文書は市の全課で保有をしております。どこの部署の行政文書も開示請求の対象になります。今後は、市職員全体の認識の一つとして、まずは情報請求に係る手順について全課を対象に説明会をやっていき、制度の周知を徹底したいと考えます。

また、情報公開の取り扱い及び個人情報保護の扱いは非常に難しいものであり、公務員の守秘義務を含め、専門の知識を持っておられる方を講師に招き、研修会を計画してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 前後しますが、開示請求者の情報が漏れることについては、ちょっと前の新聞、西日本新聞、1996年11月15日付に、「土木事務所の食糧費、情報公開求めた町議に圧力。開示請求が漏れ、身内に固く、県民にルーズ。手前勝手な情報管理」との記事が新聞紙上を賑わせました。この問題は、ほかの自治体でも問題になってきたことであります。結局、菊池市の情報公開制度はまだまだ安心して使える制度になっていないというふうに思います。また、情報公開、個人情報保護については、職員の共通の認識になっていないのが現状だと思います。しっかり是正措置をとるように重ねて求めたいと思います。

黒塗りについては、現在、行政不服審査法第6条の規定に基づき、異議申し立てを行っております。私はその審査会の場で、さらに深めていきたいと思っております。今の述べられた認識では到底黒塗りは認められません。

最後に、議員としては、この問題は決算審査に影響すると考えます。補助金が補助金交付規則に基づいて適正に交付されたかどうか、公益性があるかどうか、外部の検証に耐え得るのか、その検証のための添付書類です。金額がわかればいいという問題ではありません。税金の流れた先の問題は公益性に関わる問題です。それが黒塗り。議員にも明らかにできないのであれば、これは公益性は検証できないと思います。補助金交付そのものが問われるのではないですか。それでもまだ黒塗りで押し通すのか、金の流れを今後も不透明なままにしておくのかどうか、最後にお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 市の補助金は、その補助金の目的、主旨に沿った用途であるか、それぞれ領収書が添付されまして、金額に相違ないかなど、毎年市の監査委

員によって監査をされております。また、その監査結果は監査意見書を添えて議会に提出をしております。

黒塗りによる部分開示に関しましては、確かに請求者が要求される情報について完全な提供とはいきませんものの、個人情報を保護するという観点からは必要な措置であると認識をしているところでございます。請求者にとっては満足できない部分もあるかと思われませんが、本市情報公開条例に沿った部分開示であることをご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では次に、住宅リフォーム助成制度については飛ばして、新庁舎問題についてお聞きします。

6月議会では、私は市長の新庁舎問題での認識の変化について質問をしました。凍結の問題、本庁舎の耐震の問題、財政、財源問題の3点にわたって、現時点での認識にこれまでと変化があるのかどうか。今後、変化が生まれた場合、どうすべきだと考えているか、市長の考えを伺いました。市長は、議会の動向も含めて、既に変化が起きていること。そして、庁舎建設するかしないかの判断の時期に来ている。早い時期に方針を明らかにしたい、こう答弁されました。

それから今日に至る2カ月の間、議会では庁舎等検討特別委員会が開かれ、我々議員はそれぞれの立場で真剣に議論をしてきました。そして、特別委員会が8月25日に凍結解除を市長に申し入れ、それに答える形で本定例会初日、8月31日に市長が凍結解除の表明をされたわけです。私は、これまで庁舎移転ストップ、再検討をと主張をし、その立場から平成18年に凍結を求めてきた者として、今回の市長の認識の変化は評価したいと思います。

この市長の変化も受けて、私の今回の質問では、合併特例債に間に合う、間に合わないというのではなく、この機会に、合併後、長期にわたる懸案事項を解決すべきとの立場から、事態を前に進めるための議論を起こすような提案をしたいと考えています。

まず、幾つか改めて市長の考えを確認します。

まず1点目は、特別委員会の申し入れについての受けとめです。

庁舎の位置の問題、予定地の土地の取得の問題、財源の問題と、3点の申し入れが行われましたが、この申し入れの中身について、全体として市長としてはどう受けとめているのか、お聞きします。

2点目に、庁舎の位置の問題です。

平成18年秋に打ち出された新庁舎基本構想・基本計画案で示されたD地点と呼ばれる庁舎予定地では庁舎建設は無理と。そうすると、国道325号、387号間のグリーンロード沿線周辺に適地を求める、この合併合意事項そのものも無理であると私は考えます。なぜか。この基本構想・基本計画案を見れば、予定地選定に当たって、A、B、C、D、四つの地域を検討して、A、B、Cはだめ、結論としてD地点しかない、こうなっています。そのD地点が無理なのであれば、グリーンロード沿線も無理だと考えるのが自然だからであります。市長はどう考えますか。

3点目に、公共用地取得についてです。

予定地の公共用地取得について、これは合併前から進めてきた畑地帯総合整備事業が先あって、その事業推進の過程で庁舎予定地とされたわけであるから、庁舎予定地が変更されたからといって用地取得をやめることはないと考えます。市長はこのことについてどう考えますか。

4点目、耐震問題についてです。

これまで本庁舎の耐震は、緊急性、必要性から急務である、こう言われてきました。特別委員会では、耐震補強工事で耐用年数が20年から30年延びること、その予算もこれまで言われてきた泗水支所の耐震工事も含めた5億円よりも安くできることなどが執行部から説明をされました。今の本庁舎がそれだけ耐用年数が延び、今後活用できるのであるなら、あるものを使う、これからの庁舎建設の基本的な考えとして、耐震メインで考えるべきだと思いますが、どう考えますか。

以上、初めに伺います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のお尋ね、4点あったと思います。それぞれにつきまして答弁をさせていただきます。

まず一つ目、庁舎等検討特別委員会で確認、決定をされまして、去る8月25日に申し入れがありました。その3項目について、プラス1項目ということだったと思います。

まず第1に、庁舎建設予定地とされておりますD地点での合併特例債を利用した計画につきましては、特別委員会として無理であるということでございました。

また、二つ目におきましては、庁舎建設予定地、D地点と言われる地点につきましては、これは計画が無理であっても、結果的には公共用地として買い上げるということでございました。

また三つ目は、庁舎、複合施設などの財源計画というものについては、合併特例債を充てることで総合的に検討することということでございました。そのためには

予算が必要であり、凍結解除を要望するという議会の総意による申し入れが正副の委員長、また正副議長さんの方よりございました。また、本定例会の開会日には庁舎等検討特別委員会の中間報告も同じ内容で報告をされたところでございます。

その申し入れ及び中間報告を受けまして、開会日に私の発言する機会を得ましたので、私としましては、庁舎建設予定地の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内では合併特例債を利用した計画は無理であり、新たな予定地の検討、調査を行い、これまでの予定地は畑地帯総合整備事業推進の経緯からいたしましても、公共用地として市が買い上げることとして、財政的に非常に有利な合併特例債を充てることで総合的に検討いたしまして、合併特例債の発行期限という限られた期間内での庁舎等整備の検討に早急に取り組みが必要となりますので、凍結を解除いたしまして、必要な調査費等をなるべく早い時期に議会とご相談し、予算計上してまいりたいと、このようにお答えしたところでございます。

2番目に、庁舎の位置の問題であります。新庁舎の位置の選定につきましては、合併協議会での確認事項に基づきまして、新市において国道325号、国道387号間のグリーンロード沿線の県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地区内で、ご指摘のとおり、A、B、C、D地区に分け、比較検討を行いました。

その結果、D地区を適地として選定をいたしまして、畑地帯総合整備事業の推進協議会、地元の推進協議会との協議、それから議会の経済委員会協議会並びに全員協議会に説明を行いましてご理解をいただき、非農用地の場所をD地点に決定をして事業申請を行っております。こういった経過からいたしまして、今回、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地区内での適地選定は無理であると考えます。今後、場所については条件などを整理しながら、総合的に検討してまいりたいと、このように考えております。

それから三つ目は、公共用地の取得についてということでございますが、平成17年度に県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業推進協議会が設立をされまして、今日まで事業の推進がなされてまいりました。推進するに当たりまして、合併協議会で確認をされました新庁舎等建設用地の確保をすることで事業が推進なされておりました。受益者の農家の方々も了解をされた上で事業の申請となっております。

こういった経緯からいたしましても、ご質問がありました用地取得につきましては、庁舎等検討特別委員会の申し入れのとおり、市がこの農地を買い上げることで進めてまいります。

四つ目は、耐震のことでございますが、東日本の、この3.11の大震災を踏まえれば、老朽化し、また耐震性に劣る庁舎を初めといたしまして、災害時の防災拠点や避難場所になる公共施設の耐震化が大変重要な課題となっております。

残念ながら、この現在の本庁舎は新基準を満たしていないという結果が出ております。庁舎は、いざというときには防災、あるいはまた災害時には拠点施設として市民の安全・安心を守る、大変役割を果たさなければならない重要なものでありまして、そういった庁舎として耐震補強が急務であると、このように考えておりまして、このことにつきましては、議会の議決をいただきまして、今、耐震の診断が終わりまして、設計に入っているところでございます。

これからの庁舎建設の基本的な考えといたしましては、耐震メインで考えるべきとのご提案でございますが、庁舎等建設の条件や課題を踏まえながら、限られた期間の中で結論を出す必要があることから、選択肢の一つとして受けとめさせていただきまして、今後また市民の代表である議会の皆様方と議論を積み上げてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、もう少しお聞きします。2点伺いますね。

法律違反、約束違反をどう考えるのかという点でお聞きします。

庁舎移転の問題になると、必ず法律違反、約束違反という声が上がります。私は、この問題は正確に整理すべき問題だと考えています。

合併特例法には、合併の際の合意事項の変更を想定した規定、議会の議決を経る、県との協議、地域審議会の意見を聞かなければならない、こうした要件を踏まえての変更規定があります。変更が法律違反ではなく、変更するにはこれらを踏まえ丁寧な説明を重ねていく、このことが法の主旨だと考えますが、この法律問題はどうか考えますか。

それから、合併の約束ということもよく言われます。なるほどというふうに思います。そう思いながら、私自身、合併前後を振り返ってふと思い出しました。合併の約束を言うなら、市民の暮らしに関わる約束事はどうなったのかなということですね。今後、財政が厳しくなり、住民サービスを維持するためには合併しかないというのが合併の建前だったはずですね。私が合併前住んでいた泗水町富の原のB&G体育館で住民説明会がありました。そこでも、最近では聞かなくなりましたが、サービスは高い方に、負担は低い方に、こういう約束が当時の泗水町の執行部からありました。しかし合併後、サービスは削られ、負担は増える一方です。市民の暮らしが大変な今こそ、この合併当初の約束、市民の暮らしレベルの約束こそ守るべきではないでしょうか。合併の約束の優先順位の問題は暮らし本意であるべきです。そして、合併後6年半、今の市民の暮らしの実態にこたえることこそが合併自治体である菊池市の最優先課題であるべきだと私は考えていますが、これはどう考えますか。

2点目、財源問題です。

新庁舎建設あるいは耐震メインの周辺整備その他を今後検討していく場合、その財源についてお聞きします。

合併特例債の話はずっとありましたので、庁舎建設基金9億円についてお聞きします。これは今後の議論次第だと思いますが、9億円あれば特例債を多く活用せずに済むのではないですか。それとも市民に還元をしますか。

また、今後の構想で今ある9億円の基金と合併特例債を組み合わせたやり方で、仮に事業費の上限が幾らだったら、これからの新たな負担、手出しや借金払いなど、将来負担がなく事業を進めることができるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 法律違反、約束違反をどう考えるかというご質問でございますが、新市建設計画及び合併協定項目というものが、いわゆるこの約束ということになるかと思いますが、このことにつきましては司法による強制実現や、あるいは罰則による強制というような意味合いでの法的拘束力はありません。

しかしながら、この合併協議会におきまして確認、そして作成されました新市の建設計画並びに51の協議項目がございましたが、この51のそれぞれの協議項目は、関係します合併4市町村議会の合併議決の一つの大きな前提となっていることからいたしまして、法的な拘束力はありませんけれども、重く受けとめていかなければならないというふうに考えております。

次に、新市建設計画及び合併協定項目の変更の手続についてでございますが、新市建設計画の変更については、ご指摘のとおり、県との協議とか、あるいは地域審議会の意見の聴取、また市議会の議決が必要であります。庁舎の建設に関しましては、新市建設計画の変更は必要ないものと考えております。

協議項目51項目の変更に関しましては、旧4市町村の合意に基づく確認事項でありまして、法的な手続は必要ではありませんけれども、今申し上げますように、合併協議の経緯とか関係市町村議会における配置分合の議決の前提となっているものでありますので、変更する場合は、市議会の同意、また4地区に設置されております地域審議会への説明と意見聴取、また嘱託員であります区長の方々や市民の皆様への説明などを考えていかなければならないと、このように思っております。

住民の日常生活圏の拡大、また多様化するニーズ、少子・高齢化の進展、厳しさを増しております財政状況、また地方の分権の確立など、市町村を取り巻く情勢が大きく変化をしている状況に対応いたしまして、将来にわたるところの行政サービ

スを持続的、さらに安定的に提供できるような組織体制を整えるために、市町村合併が推進されたということでございます。

合併協議会で協議しました協議の項目は、いずれも新市になってから重要なことでもありますし、新市建設計画につきましては、住民サービスの維持・向上、また行財政運営の効率化、及び広域的なまちづくりに向けた菊池市の総合計画のもとになっております。現在、後期5カ年基本計画を実施中ではありますが、その中でも特に地域の実情を踏まえた取り組みが重要になっております。

合併したことによりまして、市の方針で取り組んでいるさまざまな施策がございますが、ご指摘のとおり、合併の約束を法的と言うならば、ちゃんと守っているのかということです。サービスは高く、そして負担は軽くということで、国の施策ではありましたけども、市町村合併にはそれが合い言葉になっておったことを忘れてはおりません。

菊池市といたしましては、合併後、さまざまな施策をしましたが、その一例といたしまして、例えば子どもの医療費の助成事業、ゼロ歳から、当時においては3歳までだったでしょうか、それを中学3年生まで医療費の一部負担について助成を行うことにいたしましたし、ゼロ歳から小学6年生までは全額助成と。中学生については、一部負担を伴っておりますけども、市の単独事業として住民サービスの向上に努めたと思っております。

また、すくすく子宝祝い金事業と、これは多くの子どもが出生されることを祝福して、すこやかに成長されることを願って、近隣の市町村においては実施している例は聞いておりませんが、これも菊池市独特の施策として執行させていただいております。

また、ご理解をいただきまして、大変全国的に暑い地域になっておりますこの菊池地域、中学生の受験前の状況から考えまして、空調整備ということで冷暖房ですね、昨今の温暖化、暑さ対策、そしてまた学習環境の充実ということを求めまして、市内の5中学校普通教室、全室空調設備を設置をさせていただきました。

また、光ブロードバンドの整備につきましては、内容としましては事業所とか、あるいは住民双方から強い要望も上がっておりまして、企業活動においても、電気・水道のインフラと同じように、なくてはならないものであるということございまして、全域の整備を行わせていただきました。

また、きょうも、たしか新聞に載っていたと、ごらんになったかもしれませんが、あいのりタクシー、自宅から目的地の玄関までドア・ツー・ドアということで、住民サービスは飛躍的に向上しておりまして、住民からの評価も大変高いと受けとめております。旧菊池市からスタートさせていただいておりましたことですが、泗水

地区、旭志地区にもサービスを拡大いたしておきまして、合併の中におきましてサービスを高目にといいことの思いを強くして、こういったことを施策として展開をさせていただいたところであります。

庁舎等の整備、周辺の整備というのは、今後検討していくということになっておりますが、ご指摘のとおり、整備の方法には事業費もいろいろと想定をされておきまして、果たしてどういったことがこれからこの特別委員会の方で協議をされていくのかということだろうと思います。基金を造成して一般財源が負担になった場合に、そのことによって市民に大きな負担にならないようにということで、これまで9億円の基金を積み立てさせていただいております。庁舎建設ということになれば、当然基金のすべてにわたりまして、その一部として使わせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上だったですかね。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） それでは、1回目、2回目の質問、答弁も踏まえて、今後、新庁舎のあり方も含めて議論していく時期でありますし、そのスピードも問われると思いますので、最後に私案、私の案を提案したいと思います。これは今後の議論のイメージがわきやすいように、具体的に私だったらこうするけど、市長はどうかという提案です。

1点目に、新庁舎の位置は現在の本庁舎とし、周辺整備及び各支所の充実を図るという点です。

新庁舎問題は、耐震メインで考える。耐震補強工事で二、三十年延命するのであれば、移転、新築をする必要はありません。周辺整備としては、第2庁舎、第3庁舎を解体して本庁に移す。そして、中央公民館、図書室、併せて議会関係の棟を第3庁舎跡につくる。職員駐車場も現在の高額な賃借料を考慮して、南中体育館横に立体駐車場をつくる。そうすれば、住民から批判の多い駐車場問題も一気に解消できます。併せて、それぞれの支所の必要な整備等を行う。これらを平成18年秋の新庁舎基本構想・基本計画案の中で使える構想、使える計画は使って進めること、これが1点目です。

2点目に、事業費の上限を30億円の計画とすることです。

この事業の財源としては、合併特例債を活用し、頭金部分と将来の償還分、借金払い分として今ある、今握っている基金9億円を充てて、交付税措置7割、逆算で総額30億円とすること。そうすれば、今後の手出しも借金払いで将来に負担を残すことなく、ただに近いお金ですべて進む。隈府小学校の新築工事が5億円、それ

を考えると、大抵のことはできると思います。そうなれば、住民サービスの維持・充実という市民レベルの合併の約束に本腰を入れて取り組むことができるのではないですか。

3点目、組織機構についてです。

このような事業を進める中で、組織機構の再編等を行って、必要な人員を各支所に配置し、それぞれの支所を中心に住民サービスを充実させていくという点です。

以上3点、私だったらこうしますという提案です。あくまでこれは本庁舎の位置は現在地、そして耐震メインの構想です。私の案を市長はどう考えますか。今、この場で、はい、やりますというふうには言わないとは思いますが、今後、こういう議論を急ピッチで進めるべきではないですか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併特例債の発行期限であります平成26年度末まで、残り3年半ということになっておりますことから、この活用を特別委員会の方の報告もございましたが、ぜひこれを利用すべきだという全体の議員の皆さん方の思いというものを強く感じております。この活用期限が迫っております中において、起債制度の変更がなされたということによりまして、こういった特殊な状況の中で庁舎建設の条件というものは、課題は何なのかと。また、早急にこれは検討を行う必要性があることは万人が認めるところであります。

それに伴いまして、先ほども申し上げましたように、必要な経費が生じてくるということにつきまして、なるべく早い時期に議会と相談いたしまして、必要な費用がどのぐらい、どういったものに必要なのかということで予算計上をさせていただきたいと、このように考えております。

3点につきまして、私だったらこうしますという提案をいただきましたが、東議員の私案というのは23分の1として受けとめさせていただきまして、今後、いろいろな選択肢が想定される中で、さまざまなご意見をまた議員の各位からあろうかと思えます。そういうことを参考にしながら、速やかに方向性を決定してまいりたいと、このように思いますので、きょうのところはこの辺でご理解いただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午後1時55分

開議 午後2時04分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 皆さん、こんにちは。

それでは、質問させていただきます。

高齢者の免許証返納と安全対策ということで、今年の6月もまたやりましたけども、またさせていただきたいと思います。

免許証返納について、再度質問いたします。

自主返納事業は、県南の自治体で昨年の11月より実施されているようですが、本市も支援策を菊池署とタイアップして考えていただきたいと思います。警察も広報等で広く皆様に伝えていただき、本市は特典を与えていただくというふうに連携して、高齢者の安全を守られたらと思います。いかがでしょうか。

この事業がなかなか進まない理由として、どうしても車がないと不便な地域が多くあられると考えられます。そこで、安全に乗れる車があることを知りましたので、紹介したいと思います。

事故の中には、若い人、高齢者問わず、ブレーキとアクセルの踏み間違いで起こる事故が大分あるようです。皆様も報道でご存じのとおりであります。1990年から2009年の10年間で発生したブレーキとアクセルの踏み間違い事故件数は、全国で年平均7,150件を超えており、死傷者の数では1万2,000名に上ると言われています。踏み間違い事故は高齢者に多いと思われがちですが、2009年の交通事故件数を年代別に見ると、最も多かったのが20代の1,419人でした。次に60代で1,080人、70代で1,070人を超えております。このことから、踏み間違い事故はどの世代でも起こり得る問題だと思います。

なぜこのような事故が起きるのでしょうか。財団法人交通事故総合分析センターの調査報告によると、慌ててのパニックが一番のエラー要因としており、防止策としては、高齢者は、特に駐車場など、あるいは乗り慣れない車を運転するときには用心することとしております。

そこで、紹介したいのは、玉名の産業機械メーカーが開発したアクセルとブレーキを一体化したブレーキです。アクセルの場合は足を右方向へ動かし、ブレーキは従来どおり踏み込むようにペダルの操作を変えた装置であります。特許を取っておられるが、まだ認知度が低く、普及には至っていないようです。社長の話では、自身が暴走事故を体験し、10年以上になりますが、1人のドライバーとして事故の原因究明を行っていく中で、アクセルペダルに常時足を置いて運転していることが

大きな要因であることを突きとめましたと述べられておりました。

そこで、自分で体験しようと息子と2人で乗ってきました。初めはちょっと違和感がありましたが、すぐに慣れました。このワンペダルは常にブレーキペダルの上に足を置いて操作するため、アクセルからブレーキへと足を移動する動作が省かれ、即座にブレーキが踏めるため、とっさの時に踏み間違えがないように思われました。よく考えてあると感心した次第でした。昨年、NHK全国放送の「クローズアップ現代」でも「見過ごされてきた踏み間違い事故」という番組でも放送されています。

そこで、お聞きいたします。

玉名市はワンペダルへ改造した製品に補助金を出しておられるようですが、本市も導入する考えはないか、お聞きしたいと思います。それにより少しでも事故が減ればと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 城議員の運転免許証自主返納支援制度についてお答えいたします。

前回6月議会で、質問でお答えいたしましたとおり、バス事業者が運転免許証を自主返納した場合、65歳以上の方を対象に免許返納者割引乗車証を発行し、運賃が半額割引となる制度があり、今年度4月から県内全域で運用が開始されているところでございます。本市では、べんりカーについて、現在、運行を行っている熊本電鉄バスとの協議により、ほかの路線バス同様に利用が可能となっています。

本制度は、あくまでもバス事業者が高齢者の交通事故防止を含めた公共交通の利用促進が目的の割引制度でございますが、今後、周知方法につきまして、バス事業者と協議を行い、本市在住及び県内の高齢者の免許所持者が一つの安全対策として主体的に自主返納を行い、半額割引制度を利用していただけるように、広報やホームページ等により周知を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 総務部の方から、警察とのタイアップで事業の推進をというご質問と、玉名市で導入をされています補助金制度を本市で導入する考えはないかというご質問に対してお答えをしたいと思います。

先ほど、企画部の方から説明のありました高齢者の免許証返納状況について、菊池警察署の方にお尋ねをいたしました。運転免許証を自主返納された方には運転経歴証明書が交付されているそうです。しかし、返納される方は年間1名程度で、運

転が困難と自己判断された方は、免許失効まで保有され、更新をされないケースが多いということでした。

高齢者の免許証自主返納支援策につきましては、現在、警察署の方で検討をされているということでしたので、今後、本市といたしましても高齢者の安全確保に向け、警察署の方と協議をしてみたいと考えております。

続きまして、補助制度の導入の件でございますが、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が県内では1年間に147件発生しており、菊池市では6件の事故が発生しております。車の発進時やバック時、または駐車するときや通常の運転中に突如予期せぬ事態が起きた場合、瞬間的に極度の緊張感に襲われ、とっさの判断を間違えてしまわれることから起きております。踏み間違い事故は高齢者のみに多く発生する事故と思われがちですが、運転未熟な若年者による事故も多く発生しております。

議員からご紹介のありましたブレーキとアクセルの踏み間違い対策事業をされている玉名市役所にお伺いをしてみました。この補助事業は、ATワンペダル整備費補助金と言いまして、ペダル本体とその取り付け費用の2分の1の額で上限5万円を補助しているとのことでした。ATワンペダルとは、アクセルとブレーキペダルの一体式のペダルで、常にブレーキペダルの上に足を置いて操作し、アクセルレバーは操作のために足先を浮かすことなく足先を傾けたまま操作できるということです。この装置は地元の業者が開発され、販売されております。

本市といたしましても玉名市の補助制度の導入状況も参考にしながら、高齢者の事故防止につながる効果的な対策について研究をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、ちょっと再質問させていただきます。

高齢者の免許証返納はいろいろ考えてあると思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今のワンペダルのことですが、社長の話では、大手メーカーは自動車できて100年ぐらいたつが、今までギア車はスリーペダル、AT車はツーペダルでやってきているので、なかなか自分たちの考えた製品を根底から否定されるようで認められんでしょうというお話をされておりました。その中でもやっぱり中国とかヨーロッパの某大手メーカーからのお話はあるということをお聞きいたしました。

よかったら、担当部署で玉名に向かっていただきまして、体験していただければ

私が言っていることがわかると思いますので、考えていただきたいという思いでおります。

そして、その会社から言われましたけど、こちらで体験試乗したいということであれば、こちらに車を持ち出して体験ができますということでありましたので、申し添えたいと思います。

また、佐賀の自動車学校にも1台導入されているそうです。よかったら体験していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ただいま、ぜひ担当部署の方からでも連絡をとらせて体験をしてみてもというご提案がございました。先ほども申し上げましたが、玉名市の補助制度の導入状況も参考にするということで申し上げましたので、玉名の担当の方にまず連絡をいたしまして、そういった体験についても積極的に考えてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） じゃあ最後に、市長はどう思われるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現物を見ておりませんもんですから、想像の域を超えない状況であります。ワンペダルでできるというのは、果たしてそんなことができるのかなといった思いぐらひでありますんで、担当課の方が接触をして、玉名市を通じながら検討して、その報告を待ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。

次に行きます。

ふるさと納税のことでお聞きしたいと思います。

以前、樋口議員、泉田議員が聞かれておりますが、私が議員になる前でもございましたので、私がお伺いしたいと思います。

平成9年、この制度が導入され、各自治体がさまざまな特典を与えて納税者に還元しておりますが、それによって納税者が増えるには至っていないようでありま

す。ふるさとを思う気持ちが納税の行動に移すのではないかと考えます。

平成23年4月30日現在で81件の336万2,000円納税されておるようですが、内訳はさまざまな県の人たちから納税をされております。現在の納税状況をお知らせください。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） ふるさと納税についてお答えいたします。

本市が取り組んでおりますふるさと納税制度、がんばるふるさと菊池応援寄付金につきましては、平成20年7月1日より受付を開始いたしております。本市への寄附の受け入れ実績といたしましては、平成20年度が23件の115万5,000円、平成21年度が34件の113万2,000円、平成22年度が23件の107万円で、平成23年度は8月現在で3件の2万5,000円となっております。合計が83件の338万2,000円となっております。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月の施行当初にはテレビや新聞にも数多く取り上げられまして、全国の自治体や国民の大きな関心が寄せられ、反響を呼んだところでございますが、今年は東日本大震災があり、宮城、福島などの被災地にふるさと納税で応援しようという動きが全国的にあっている模様でございます。

また、納税への協力の依頼としましては、市のホームページに概要を、東京菊池会、首都圏七城会、関東旭志会、東京泗水会の総会時に配付させていただき、出席した職員が説明を行い、寄附の呼びかけを行ってきたところであります。今年度につきましては、7月2日に開催されました東京菊池会の総会時にふるさと納税のチラシを配付しており、その際にも出席した職員が説明をし、寄附の呼びかけを行ったところでございます。

なお、寄附金額が1万円以上の方は送料を含め3,000円程度、3万円以上の方につきましては送料を含め5,000円程度の米やみそなど、本市のふるさと産品を送付いたしております。また、こうした取り組みが本市のふるさと産品のPR、販路拡大につながっていくものと期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今言われましたように、東京事務所、大阪事務所とか東京菊池会では納税の呼びかけはされていると思いますが、せっかくの貴重な財源でございます。このままでは頭打ちで伸びないのではないのでしょうか。大口の方、個人の方

と納税していただくために、全国に菊池市出身の方がおられると思います。私たち議員の中にも企業の役員や個人事業者、お金に余裕のある方、知り合いがおられると思います。また、市民の皆様の中にもそういう方を知っておられる方がおられると思います。私も何人か大企業の役員、またIT企業を立ち上げ何百人と従業員がおられる人を知っております。さまざまな方法で納税のお願いをする中でアンケートなりとってお願いするのはいかがでしょうか。

それから、昨年12月、東京熊本県人会に出席された方からお聞きしましたが、そこに各自治体から、首長を初め議長が出席され、ふるさと納税についても話されていたそうです。その中に菊池市の姿がなかったとのこと。なぜ出席されなかったのか、もったいなかったのではないかと思います。今後は積極的に出席され、併せて納税のお願いをされればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

今後の取り組みにつきましては、これまでに寄附をいただいた皆様方を初め、東京菊池会等の会員の皆様へ再度ふるさと納税制度の周知や呼びかけを継続いたしますとともに、大阪事務所や東京事務所を初め、また今年は9月に開催が、中旬に予定されていますけども、菊池高校同窓会の菊朋会東京支部総会でも本部の事務局を通しましてふるさと納税の呼びかけをお願いしているところでございます。

ふるさと納税は、寄附金控除として確定申告等をしますと、所得税と住民税が安くなるという利点があり、所得税は平成22年分から、住民税は平成24年度から寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、さらに寄附者の負担が軽減されております。

近年、個人情報保護が重視されておりますので、本市出身者の情報を容易に入手することはできませんが、ふるさと納税制度のことをご存じない方々にも知っていただくために、周知拡大を検討していかなければならないと思っております。

また、ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいとの熱い思いをお持ちの方から寄せられる寄附金であるため、本市からの周知や呼びかけを行う際には、寄附金を催促しているなどの誤解を招かないように、十分注意しなければならぬものと考えております。

市外及び県外で活躍されておられます本市出身の方々を初め、本市にご縁のある多くの皆様にふるさと納税の制度を知っていただき、呼びかけていただくために、今後もお一層庁内の組織の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

また、ご厚意により寄せられました寄附金は、豊かな水と緑、光あふれる田園文

化のまちづくりのための貴重な財源として大切にに使わせていただきたいと思います。以上、お答えいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） パソコンでふるさと納税のところをちょっと見ておりましたら、本市には菊池市ふるさと納税推進委員会なるものがあります。各部の部長、支所長、局長、課長で構成されており、また各部の課長補佐、係長で構成される菊池市ふるさと納税推進委員会ワーキング部会があるようです。菊池市出身等で本市以外に在住する方でふるさと納税を推進し、その財源により地域活性化を図ることを目的に設置すると、この会の目的を書いています。どのような納税運動をされてきたのか。この委員会で成果は上がっているのか。せっかくこのような組織があるのですから、長を副市長などにしていただき、この組織を活かしてふるさと納税が増えていくようになるように考えることはできないか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再々質問にお答えいたします。

本市のふるさと納税推進委員会は、今、議員がお話になられたように、各部長、各総合支所長、局長等17人により構成されており、その下部組織として、委員会で検討する事項の基礎調査などを行う関係課等の係長級16人によるワーキング部会を設けております。

しかし、一定の啓発方法が定着した中で、委員会の開催が近年行われておりません。これまで申し上げてまいりましたが、本市出身者による組織への呼びかけなどの手法は、この委員会により議論してまいったものであり、個人情報を侵害しない範囲で、できる限り幅広く周知をしてまいったところでございます。

ふるさと納税の納税額が伸び悩んでいる状況を考察するに当たり、委員会を活用し、新たな周知方法の検討と納税推進に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） じゃあ、次に行きます。

障がい者福祉の権限委譲に伴う整備についてお聞きいたします。

障がい者相談事業等の強化について、厚生労働省の指定基準省令案、最低基準省令案が10月をめどに発令され、平成24年4月1日より、相談支援体系が見直さ

れていきます。その中で、サービス等利用計画について、現状では事業者指定は都道府県であっているわけですが、平成24年4月1日より市町村が指定業務を行うようになっております。そこで、本市における指定基準や最低基準等をどの時期までに提示するのかをお聞きします。

現状において、熊本の指定相談支援事業者は本市に何件あるのか。その事業者のスムーズな移行となるか。それとも新たに指定申請を行い、本市の指定基準等に照らし合わせ指定となるのか、及び予算の必要もあるのか。その場合、現状をいろいろと考え合わせて、移行する場合は実績等を加味することが大切ではないかと考えます。

すべての障がい者がサービス利用計画を作成する対象となるので、必要とされる障がい者に迷惑がかからないように、本市ではどのような広報啓発を行うのか。菊池市のホームページに掲載されるのか、お聞きしたいと思います。

次に、障がい児の相談事業の強化について、障がい児の法体系が大きくかわることにより、平成24年4月1日より施行され、新たに創設による障がい相談支援事業者の指定も市町村で指定を行うようになってきているが、本市における指定基準や最低基準等はスタンダード、プラス地域の特色のあるものを入れ込める考えがあるのか、お聞きします。

指定を行う場合、基準等に照らし決定されることになるでしょうが、この相談事業は民間事業者も行うことが原則可能となっているので、福祉は公益性・公平性のもとで行うことが基本であり、利益を目的とした業者を指定しないよう、十分な配慮を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に伴う本市の姿勢についてお伺いします。

基本理念の中に、第3条、「障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を阻害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行わなければならない。」とあります。

この基本理念に基づきお聞きします。

この条例は、市町村の責務が示されていないが、県民全体が対象となる取り組みであり、本市ではハード面やソフト面を含めてどのような対応をされているのか。

本市のユニバーサルデザインの観点から、市庁舎利用の際に、例えば3階の議会

の傍聴を車いす等の方ができない社会的障壁になっている現状があると見られるが、今後の社会的障壁の除去として、エレベーターの設置は欠かせないものと考えます。その他に整備計画されていることがあればお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 障がい者及び障がい児相談支援事業者の市の指定基準とその時期についてお答えします。

平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により、障がいのある方の地域移行支援・地域定着支援に係る指定一般相談支援事業者の事業者指定は県知事が行います。障がいのある方がサービス等を利用する場合に作成しますサービス利用計画に係る指定特定相談支援事業者は、県知事にかわり市長が平成24年3月末までに厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請に基づき、市長が指定することとなりますが、この厚生労働省令で定める基準が本年10月に示される予定となっており、その基準に従い進めてまいりたいと考えておりますので、条例の制定は必要ありません。

次に、指定相談支援事業所は本市に何件あり、その事業所が移行になるかということですが、現在、本市には1件の事業所がございます。事業者指定につきましては、先ほど申し上げました基準を満たしている事業所になります。

続きまして、サービス利用計画作成の広報啓発につきましては、相談支援事業所での周知、広報誌や市ホームページへの掲載を考えております。

また、障がい児施策について特色ある取り組みや第3期障がい福祉計画に盛り込まれるかということでございますが、本年度に第3期菊池市障がい福祉計画を策定しますので、策定委員の意見を賜りながら、本市の状況に沿った計画を策定してまいりたいと考えております。

また、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に伴う本市の姿勢についてということですが、この条例は本年7月1日に公布、来年4月1日から施行されることになりました。この条例は、議員おっしゃるように、障がい者に対する県民の理解を深め、障がい者の権利を擁護する施策を推進し、すべての県民が障がいの有無に関わらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的として制定され、不利益取り扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮、虐待の禁止等がうたわれております。

本市の庁舎等各施設につきましては、以前からバリアフリーやユニバーサルデザインに基づき整備してきたところであります。これまでに本庁舎の正面玄関に段差

解消のスロープや車いすの配置、1階には腰かけても対応できます低床カウンター、車いすも利用できる多目的トイレ、階段手すりなどを整備してまいりました。

県条例におきましては、障がい者の社会参加を制約している物理的な障壁について取り除く取り組みに努めることが求められております。本市においても庁舎等を含めた施設の整備において考慮していくべきものと考えており、現時点での具体的な整備計画は策定しておりませんが、エレベーター設置等を含めて検討してまいります。

今後、本市といたしましては、本条例の主旨を十分に尊重し、県との連携により、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） それでは、10月ごろに示される厚生労働省で定める基準に従い対応されると考えられますが、まだ本市には何の基準も示されていないのが現状であります。必ず委譲される条例でありますので、3月より逆算し、スムーズな権限委譲に伴う整備がなされるよう、またそれにより障がい者の皆様が不利益にならないようにしっかりと対応の方をお願いしたいと思います。

私、今聞いておきまして、まあ大丈夫かなという思いがしますけども、もう一度これについてスムーズにできるように、どういう考えを持って、今の考えでいいとは思いますが、もうちょっと何かこう、絶対に間違いなくやれるというところを聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 今の回答で大丈夫かというふうなことのご質問だと思いますけども、再質問にお答えいたしたいと思います。

事業者指定は3月までに大丈夫かというふうなことですが、相談支援事業が平成24年4月1日にスムーズに実施できますように、本年10月に示されます厚生労働省令に定めます基準に従い、早期に対応いたしまして、遅くとも3月までには事業者指定を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、しつこく聞いたのは、今の福祉課の体制を見ると、仕事が

多岐にわたっており、人員が足りているのか、疑問に思いましたのでお聞きいたしました。

また、人事にとやかく言うつもりはありませんが、本市の職員はどなたも優秀な方ばかりで心配ありませんが、事福祉のことになれば大変難しいものがあります。私自身、なかなか理解するのが難しく、きょうのような一般質問等で勉強しながらやっているところです。

そこで、福祉に精通したスペシャリストを福祉課の中で養成すべきと考えます。厚生労働省へ1年間出向した職員を本庁へ戻し、1年で福祉課から他の部署へ異動されているようですが、なぜもっと福祉課に置いてもらい、1年間の出向で得たものを福祉課で活かせなかったのかと、理解に苦しむところでもあります。せっかく厚生労働省でできた人脈も無駄になるような気がします。

平成15年より支援費制度、平成18年より障害者自立支援法による個別給付制度、平成24年より障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正、このように過去10年間で制度が3回も変わっております。このような状況で、本市や担当課の職員体制は十分な機能として足りているのか。また、本市の障がい児施設について、特色のある取り組みや菊池市第3次福祉計画に盛り込まれていくのかどうか、最後に市長にお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 障がい者福祉関係課の職員は足りているか、あるいはまた国へ出向した職員は戻ってまいりまして、その経験を関係課へ配置して活かしているかということですが、現在の障害者自立支援法は、ただいまお話ありましたように、廃止をされまして、平成25年8月には新しい法律に変わる予定となっております。また、今回のように制度の一部改正が実施されている状況であり、障がい福祉関係につきましては、今後も事務量の増加は大変続いてくるのであろうと、こういうふうに予想されます。

障がいのある方へ新しい制度を理解していただき、安心して生活していただくためにも、迅速かつ適切な対応が求められますので、体制の整備というものは常に重要なこととして受けとめていかなければならないと思います。

しかし、職員の定数というのにも限りがある中におきまして、満足のできる配置というのは極めて難しい状況であって、それをどう経験、そしてまた内部的な研修を深めてカバーしていくかということにあるのかなと思います。

本市の職員のこの出向先につきましては、ご案内のとおり、今ご指摘の国であったり県であったり、また同じ県でありまして東京事務所、あるいはまた大阪事務

所等に派遣をさせていただいておまして、出向した職員につきましては、その経験あるいは知識を市の行政に活かしていただきまして、本市の発展に努力してもらっているところでございます。

人事につきましては、なかなかこれまでも議会の中で数々ご指摘もあっておりますけれども、配置はなぜそういったふうにしたのかとか、あるいは余りにも長く同じとこにい過ぎやしないかと、あるいはまたベテランとしてそこに長く置くべきだといった相反するご意見等々も承ってまいったところであります。

職員の配置につきましては、今後の事業の計画、そしてまた庁舎の問題も絡んでくるかなと思いますが、職員の配置の年数とか出向を含む事務経験などを総合的に担当課の方で考慮をいたしまして、これはまさしく適正な配置がなかなか難しいけれども、適正と思われるような配置に心がけしながら配置をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間、暫時休憩します。

---

○

休憩　午後2時46分

開議　午後2時55分

---

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君）　皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

きょうは、初めに姉妹交流についてということで、海外・姉妹交流の意義について私なりに調べてみましたが、法律上決められている定義はないそうです。本来、交流というものは、人と人が触れ合うことであり、自由な発想のもとに行われるものであるから、定義づけにはなじまないものでありましょう。あえて言うならば、姉妹都市は文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市ということではないでしょうか。

私は国際的な交流は非常に重要視するべきだと思っております。異なった背景を持った地域や人々との交流を通して、自分たちの文化や社会、歴史等が持つ長所や魅力を再認識することができます。再認識することによって、より豊かなものにすることができます。そして、新しい発想が生まれ、さまざまな活動が活性化されることと期待するものです。また、世界の人々に社会貢献するという意識改革が進み、異文化との誤解が解消され、相互理解に結びつくことは間違いありません。

今回の東北大震災に対して、世界じゅうの国々から義援金、支援金、支援物資の多さに感謝するとともに感嘆いたしました。実に150以上の国から心温まる救いの手が差し伸べられたそうです。戦争という悲しい歴史があった国からも多額の支援をしていただき、国際交流、平和の大切さを改めて思いました。私は、姉妹都市の考え方の中に、文化交流や親善はもちろんですが、それに伴って教育的効果、経済的効果が非常に大事であると考えております。

その上でお聞きします。

本市におかれましても、合併前の姉妹提携都市も含め、幾つかの都市と姉妹提携していると思います。確認の意味で、海外での、どこの姉妹提携をしているのか、またどのような交流があったのか、またどのような影響、効果があったのかを初めにお尋ねします。

1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 泉田議員の姉妹交流について、そして海外友好都市の交流の現状について、まずお答えいたします。

現在、菊池市は、韓国金堤市及び清原郡の2都市、そして中国山東省泗水県と友好都市を締結し、友好交流を続けております。友好都市関係は合併とともに消滅いたしますので、旧泗水町において昭和60年に締結しました金堤市、平成6年に締結しました泗水県、そして旧菊池市におきまして平成17年に締結しました清原郡とは、合併後、再度友好都市を締結し、現在に至っているところでございます。

韓国の2都市との交流の現状は、金堤市で開催されます地平線祭り及び清原郡で開催される生命祭りへの交流団の訪問を行うとともに、本市で開催されます春の桜マラソン、秋のコスモスマラソンへの選手の招待を中心とした相互交流を続けているところでございます。

このほか昨年12月には、清原郡議会の17名の訪問団の皆様が菊池市に来られ、議会の皆様と交流を深められたことは記憶に新しいところでございます。そこで、今月末の金堤市及び清原郡の祭りには、先方よりご招待も届いておりますので、市議会の皆様の参加をお願いしているところでございます。

また、両都市とは中学生のホームステイによる相互交流を行ってございましたが、ここ数年は諸般の事情により中断を余儀なくされておりましたが、今年4年ぶりに再開することができました。この8月18日から22日まで、市内の中学生18名が金堤市を訪問してまいったところでございます。

次に、中国泗水県につきましては、平成19年に青少年卓球大会を菊池市で開催

し、泗水県の子どもたちを招待するなど、小中学生によるスポーツ交流等を中心に交流を進めてきたところでございます。

このほか一昨年は、副市長を代表として泗水県を訪問し、今後の友好交流に関する協議を行いました。それにこたえるように、昨年は県長以下、泗水県の経済関係者が菊池市を訪問されたところでございます。

ご承知のように、海外、特に韓国との交流につきましては、これまでも国家間の問題や新型インフルエンザ、口蹄疫などにより、一時的に交流が中断したこともございましたが、今後も地方都市レベルによります交流を深めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、交流の内容がわかりました。

さて、私ごとではあります。以前仕事の関係で家族と台湾に5年ほど住んでいたことがあります。ただ、旅行で行くのと違い、実生活としてわかることがたくさんありました。大きな出来事としては、台湾大地震に遭ったことであります。マグニチュード7.6、死者2,415人という大災害でした。私も震源地がその近くでありましたもので、会社がつぶれ、また家も少しひびが入って、公園で1週間避難民の生活をした経験があります。そこで台湾の人たちから親切にいただきました。また、日本人の救助隊に大変感謝されていたことを覚えております。今回の東日本大震災の義援金が台湾から180億円を超えたというお話を聞いて、日本の方も大変感謝をされておられました。

また、台湾在住の折、現地の方々から、かつて台湾が日本統治時代、非常に影響力のある日本人がいたと、よくお聞きしておりました。皆さんもなじみがあると思いますけども、新渡戸稲造、お札に載っておりますけども、それと八田與一、これは農業を台湾で推進した方でございます。そして、西郷菊次郎などです。私は、そこで台湾の宜蘭市との姉妹交流を提案いたします。

実は、菊池市は宜蘭市とは深いえにしがあります。宜蘭県の初代県知事は西郷菊次郎という人です。この西郷菊次郎は、西郷隆盛が奄美大島に流された折、愛加那さんとの間にもうけた子どもであります。8歳のときに西郷本家に引き取られ、13歳で2年余りアメリカ留学し、帰国後、17歳のとき、西南戦争が勃発。薩摩軍の一員として参戦しておりますが、高瀬の戦い、今の玉名市であります。そのときに右足を銃剣で傷を負い、その傷がもとで一生義足を装着するという事になったそうです。

西郷菊次郎が台湾総督府参事官心得を命じられたのは、明治28年、34歳のときでした。その1年後に台北県支庁長に命じられ、その1年後、宜蘭市の初代県知事に命じられたといういきさつがあります。島民感情の行き違いによる困難や問題がたくさんありましたが、西郷菊次郎は河川工事、農地の拡大、道路の整備、産業の発展、農産物の収穫増加政策、教育の普及など、後世に残る仕事をされております。一番の偉業は、西郷堤防という宜蘭県の堤防を、宜蘭の川ですけれども、それを完成させたことです。ここで5年半県知事をされましたが、その恩恵に感謝した宜蘭県の民衆有志は、西郷の記念碑を建てられ、菊次郎の徳性をたたえております。また、資料館等もあって、そこに資料があるということです。

私も台湾に住んで感じたことですが、日本統治時代、橋やトンネル、ダムまたは郵便局、さまざまな工事を日本人が手がけられて、それが非常によかったというふうに懐かしむ年配の方々がたくさんおられます。そして、親日感情がとてもよいということでもあります。

西郷隆盛は奄美大島にいる間、菊池源吾と名乗り、また自分の子どもにも菊次郎と、菊の字をつけています。日本では西郷隆盛が有名であります。台湾では西郷菊次郎の方が非常に有名であります。そこに菊池との大きなゆえんがあると思います。

今、台湾は経済の大発展を続けておりますが、日本の文化に親しみを感じています。日本に行きたい、日本の料理を食べたい、温泉に入りたい、日本の自然に触れたいと考えておられます。まさに菊池がぴったりだと思っております。交流を結び、菊池に来ていただければ、菊池が活性化し、経済効果も高まってくるだろうと思えます。ぜひ宜蘭市との姉妹交流を考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

泉田議員よりお話がございましたように、台湾と日本は歴史的にも非常に交流が深く、親日的で、さきの東日本大震災におきましても、台湾からは他国に先駆けていち早く温かい多額の義援金を送られてきたところでございます。

ご質問にある宜蘭市には、日本の統治下にあった当時の宜蘭県の初代県知事に西郷隆盛の子である西郷菊次郎が就任し、宜蘭県の発展、振興に尽力されたことが史実として残っております。

その宜蘭市と西郷隆盛を縁として友好都市締結を考えられないかのご質問ですが、本市といたしましては西郷隆盛公祖先発祥の地としてのつながりがございます。

一方、宜蘭市におきましては、西郷隆盛の子である西郷菊次郎を通してのつながりがございます。菊池市と宜蘭市が西郷家を通してどのような交流ができるかは、いましばらくは調査研究が必要であろうかと思われまます。

なお、西郷隆盛公の地元であります鹿児島県におきまして、台湾と友好都市を締結している自治体はございませんが、全国に目を向けましても台湾と友好都市を締結している自治体は17団体にとどまっております。

また、姉妹都市、友好都市を締結するためには統一的な基準があるわけではございませんが、一般的には両首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限られないこと、交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること、この3点が自治体国際化協会の基準の要件として求められているようでございます。

以上のようなことから、今後、宜蘭市との交流につきましては、西郷家を介した菊池市とのつながりとともに、これらの要件も併せて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） いま、日本では17の自治体が台湾との姉妹交流をされているということをお聞きしました。ただ、宜蘭市とはまだどこもやっていないというようなこともお聞きしましたので、本当にいいチャンスではないかと思えます。鹿児島もまだやっていないということでもあります。できれば、市長は韓国の方にもよく行かれておりますけど、ぜひ台湾の方の、この西郷菊次郎の宜蘭県にもぜひお願いしたいと思えますので、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 友好都市につきまして、私からも少し申し述べたいと思えます。

先般、熊日新聞でも取り上げられましたように、このほど韓国との中学生ホームステイ事業が、先ほど報告しましたが、4年ぶりに再開できまして、市内の中学生が18名ほど韓国の全羅北道金堤市を訪問をいたしました。韓国でのホームステイは、文化とか、あるいはまた生活習慣も違って、言葉も余り通じないと思えますが、そのような中で子どもたちは本当に心を開いて相手を理解しようとする姿勢、また自分の思いというものを伝えようとするようなコミュニケーションの能力、そして協調性などがこういった国を超えて必要であるということをも必然的に学んできたことであろうと、このように思えます。

子どもたちからは、短期間であったけれども、韓国の家庭に滞在をしまして、同じように同じものを食べ、ご飯でも、あるいはまたいろんな生活習慣というものの中で、違いには驚きととまどいがあったかと思います。しかし、違う環境で生活してみて、自分でも気づかなかったところをまた気づいて、長所や短所というものを知ることの一つのきっかけになったと、このような感想を聞いたところでもあります。

これらの経験をしたことは、本当に国際化の次代を担う、次世代を担う子どもたちにとりましては非常に有益な経験、体験になったであろうと、こういうふうに思います。これまでの子どもたちの体験的なもの、感想等を聞いたときにもそうでありましたが、今回もさらにやっぱりそういった強い思いを持って帰ったと思っております。

このように、現在の友好都市につきましては、韓国の全羅北道金堤市、そして忠清北道の清原郡ということで、加えて中国の山東省の泗水県ということでございます。いずれも東アジアの国々であります。これまでは、ご案内のとおり、先ほど報告しておりましたように、新型インフルエンザが発症したとか、あるいはまた口蹄疫が発生したとかといったことが、あるいはまた国と国との歴史観の違い等々もありまして、非常に停滞した時期が3カ年ほどあったということもありました。こういったことを超えて今回できたということは、大変喜びとしているところであります。

熊本におきます状況を見ますと、熊本市は東アジアへの戦略の一環ということで位置づけられまして、一昨年に韓国の蔚山市、慶尚南道の蔚山市というところが、ご案内の熊本市に蔚山町とありますが、その都市との締結をされておられまして、以来、上海、最近新聞でもご案内のとおり、熊本県と熊本市と、それから熊本大学ということで、上海に事務所を構えるということになっておりました。ほかに、香港とか台北だとか釜山、ソウル、それぞれの市にも交流促進を働きかけたいというような意向を強く持っておられるようであります。

このように、いまやどこも眼というのは、目は東アジアに向いているということでもあります。そういった中で、泉田議員が西郷隆盛との縁で台湾の宜蘭市と姉妹交流ができないかのご提案であります。今の周囲の状況からいたしまして、時期にかなったものではないのかなといった思いを私もいたします。

しかしながら、先ほど企画部長が申し上げましたように、友好交流を進めるためには一つの手順を踏んでいかなければなりません。そして、中にはやっぱり既に海外に3都市との交流をやっているということもあるので、もうそれでいいのではないかといたしてお話も漏れ承っておりますし、また西郷隆盛ならば、まずは奄美、龍郷町との交流をやっているということで、それにつきましても何かしら有効的な締

結あたりを考えたかどうかというようなのは、これまでの議会の一般質問の中でもご提言があったことを記憶いたしております。

また、台湾宜蘭市におきましては、今お話がありましたように、西郷といえば隆盛ではなくて、菊次郎だという話、私もそのように伺っております。もう数年前でありますけども、たまたま土地改良の研修視察に行きまして、高速鉄道に乗ったときに宜蘭というのはどこだろうということでお話し申し上げたところ、次の駅が宜蘭ということだということで、そこでにわかには皆さん方とともどもにご理解を得て駅等に立ちました。そして、お話がありましたように、向こうでは、たしか西郷堤防ではなくて、西郷堤と言っていたと思いますが、西郷堤に大変大きな菊次郎の記念碑が建っております、大変、大洪水に見舞われて、田畑が陥没したり、人命が亡くなったりしていた中において、西郷菊次郎さんがその堤をつくって、堤防をつくっていただいたといった、そういった記念碑でありました。もちろん記念館もありまして、記念館にも行ってまいりましたが、そういう中におきまして、非常に菊池に縁の深い菊次郎の偉績というものをそこに見ることができまして、思いは泉田議員と私も全く思いを一つにするとおりでございます。

こういったものについての検証を含めまして、どうしたらいいのかといったことで調査研究を進めてまいります、姉妹都市とか友好都市とかといったことについては、台湾を視野に入れた観光振興策というのは、多分どこもやりたいし、やっているところだろうと思っておりますので、今後、そういったものをなるべく速やかに検討していきたいなというふうに思っております。

そういった意味におきましては、議会の皆様方のご理解がなければ前に進めることができませんので、非常にこの東アジアを見つめた観光戦略というものは県も挙げて進めておりますので、我々菊池市といたしましても大いにこのことについて関心を示していかなければならないと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 前向きな答弁、どうもありがとうございました。

次に移りたいと思います。

学校施設の防災機能について。

9月1日は、東日本大震災後、初めての防災の日でありました。東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考えを一変させました。大震災はどこか遠くにあるものではなく、今ここにあるものであることを思い知らされました。防災意識を高めるために、日本は災害多発列島であることを改めて認識することが大事であると思

ます。6月議会でも議員の皆様がさまざまな角度から質問をされました。

今、学校や地域で災害時に子どもたちが自分自身の判断で身を守る力を育てる防災教育の重要性が再認識されています。大震災で注目を集めた岩手県釜石市は、甚大な津波被害を受け、多くの死者、行方不明者が出ましたが、学校管理下にあった約3,000人の小中学生は、釜石市は独自の防災教育が功を奏し、1人の犠牲者も出すことがなく全員が無事に避難することができたことは、皆さんが知っているところでございます。

釜石市は、防災教育3項目として、想定を信じるな。二つ目、その状況下で最善の避難を。三つ目に、率先して避難せよを示しています。過去何度も破壊的な被害に遭っている三陸地方には「津波てんでんこ」という言葉があります。「てんでんこ」とはてんでんばらばらの意味で、津波の際はてんでんばらばらに逃げろという避難の姿勢を示しています。この方針を踏まえ、実践面も強化されました。例えば中学生が小学生の避難を助け、合同避難訓練を実施、今回の震災でも中学校の生徒が小学生や保育園児の避難を手伝い、多くの命が救われていました。

初めに、本市の防災教育の現状と、今回の震災を踏まえた上で、今後、学校施設でさらなる防災教育の見直し、充実の計画があるか、お尋ねします。

また、本市における地域の防災対策の現状はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 学校での防災教育の充実の計画があるかということですが、現在、市内の小中学校では毎年度初めに菊池市立小中学校管理規則第22条の通り防災計画を作成しております。この計画は、消防法による防火、防災対策に関わる組織、計画、避難訓練等をまとめたものですが、各学校とも不審者対策を含めた防災計画を作成しているところです。

また、小中学校とも危機管理マニュアルを策定し、各種危機に具体的に対応する準備も行っています。そして、この計画に基づいて、防火、防災、不審者に対する避難訓練等を定期的に行い、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、また状況に応じて的確な判断のもとに、自らの安全を確保するとともに、自ら考える力を育成していきたいというふうに考えておるところでございます。

今回の東日本大震災、さらには先日発生しました台風12号、これによります大洪水あるいは土砂崩れ、こういうものをテレビあるいは新聞等で拝見しまして、教訓というものが出てきます。各学校で想定される災害があります。それぞれの学校、川辺に近い学校、山に近い、土砂がすぐそばにある、がけがすぐそばにある学校、そうした学校はそれぞれ自分ところの災害、どんな災害が起きるかというものをま

ず想定し、それをシミュレーション化して、それをより具体的に計画する必要があるんじゃないかなと考えております。そこまでの避難経路あるいは避難場所、よりよい安全な場所へ逃げる、そういった避難経路等もこれからさらに今までの計画を見直して、本当に真剣に子どもたちが意識を持って、その避難訓練に取り組めるような計画、実践に努めてもらうように、今後、また校長会等を通して指導してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 地域における防災対策の現状についてはというご質問でございますが、まず地域における防災教育の充実の計画についてでございますが、市としましては、10月以降に菊池市区長会で区長さん方に自主防災組織について説明し、組織づくりを推進していくことを働きかけてまいります。この中で、自分たちのまちは自分たちで守るという地域住民の連携に基づき、災害発生時に住民が連携をとり、互いの身を守るための防災活動を行っていただくことの重要性を説明してまいりたいと思います。

また、住民の方々の防災意識の向上を図るため、平成19年度に防災マップを配布しております。また、火災、防災、防犯、交通に関する緊急連絡を菊池安心メールで配信しております。

なお、防災倉庫は本庁、各総合支所に設置をしております。災害救助に必要な物資の備蓄に関しましては、毛布、マット、非常食、簡易トイレ、飲料水容器の確保を行い、本庁、各総合支所に分散して備蓄をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 現状がわかりました。

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、それは被災時に地域住民の避難所となります。現在、公立学校の89.3%が避難所指定になっており、東日本大震災においてもピーク時には622校が避難所として利用され、多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、食料や毛布等、備蓄物資が不足し、電気や水の確保、暖房設備の不足、通信手段を失い、外部と連絡がとれなかった等々、学校施設の防災機能についていろいろな課題が浮き彫りになってきました。

文部科学省は、今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難所という重要な役割を果たすことができるよう、あらかじめ避難場所とし

て必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であるという提言がなされました。

本市の小中学校の災害時防災機能について、次の点について質問をいたします。

まず、貯水槽の整備があるかどうか。二つ目に、自家発電の設備があるかどうか。三つ目に、体育館のトイレがどうなのか。また、野外から、屋外から使用できるトイレ。防災倉庫があるか。備蓄倉庫があるか。6番目に、非常用通信装置が備えてあるのか。最後に、避難所機能を考慮した災害対応マニュアルの策定状況をお聞かせください。

以上、7点をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 本市の小中学校の災害時防災機能について、文部科学省の調査内容からお答えいたします。

貯水槽の整備は、飲料水確保のため、利用可能な貯水槽や、プールの浄化装置または井戸を保有しているかというもので、飲料水に利用可能な施設というものはございませんけれども、井戸を保有している学校は菊池市内で5校ございます。

自家発電設備を完備した小中学校は、今のところありません。太陽光発電は、6月議会で樋口議員からの質問にお答えしましたとおり、旭志小学校、隈府小学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校に導入しているところがございますが、現在のところ、停電時の自立運転機能が整備できておりませんので、残念ながら非常時の対応はできないという状況でございます。

体育館のトイレにつきましては、市内19校中17校に設置しております。

屋外利用のトイレ、これは19校中18校に設置されておる状況でございます。

防災倉庫あるいは備蓄倉庫については、防災用の機材を収納しています防災倉庫や、災害時用の水、食料、毛布等を備蓄している備蓄倉庫が学校の敷地内にありますかということですが、備蓄倉庫あるいは備蓄資材については防災担当課で整備されておりますので、学校として保有しているものは現在のところございません。

非常用通信装置につきまして、避難所としての利用を想定し、災害時に通信可能な設備や装置が設置されているかということにつきましても、本市では設置箇所はございません。

避難所機能を考慮した災害対応マニュアルの策定状況については、災害時の学校の対応マニュアル等がありますけれども、避難所はそこにはまだ盛り込まれておりません。

しかし、今後、さらに体育館に避難されてこられた地域住民への対応、あるいは

支援等も含め、今後、防災教育のさらなる充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、7項目を言っていただきましたけども、なかなか教育が目的ということでありますので、防災までまだ行き届いていなかった点が多々あると思います。市単独の事業になりますと、財政面等、大変厳しいものがあるとは思いますが。前にも述べましたように、災害時には学校施設は避難場所になることは間違いありません。また、学校に行けば大丈夫と思っている市民は大半だと思います。

私の体験ですが、以前、台湾大地震に遭遇したとき、コンビニエンスストア、日本ではセブンイレブンですけども、それが台湾にもたくさんありますけども、地震のとき、自家発電機を持っていましたので、こうこうとそのセブンイレブンだけが活躍をしていたという記憶が残っております。

避難所となった体育館で、また衣服を着替える場所がないなど、女性の視点ということが取りざたされていますが、女性に限らず、高齢者や子ども、障がい者等、いわゆる災害弱者への支援のためにも備蓄倉庫の充実が必要であると思います。これからも避難所の最短距離である学校の敷地内に必要ではないでしょうか。今後の市の取り組みについて、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） これまでの学校の体育館の機能というものは、児童・生徒の教育活動を中心とした施設につくってあるために、そうした防災機能を備えた体育館というのがないのが現状でございます。しかし、今後、地域の実情等を踏まえ、文部科学省からの東日本大震災を被害を踏まえた学校施設の整備についての緊急提言等も参考にしながら、防災担当部局と連携し、応急避難場所となる学校施設の防災機能を備えた、そうした避難場所、体育館をつくれたらということで、今後、こういうものを検討しながらやって、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（泉田栄一郎君） 今後は、ぜひ私も国に対して財政支援をお願いができるようになっていきたいと思っております。議会のご支援のほどをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き

続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後 3 時 3 7 分

第 3 号

9 月 6 日

平成23年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成23年9月6日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 課 長 補 佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） おはようございます。

国道325号線の4車線化について質問いたします。

現在の状況について質問いたします。

4車線化については、コッコファームまで計画で中断しておりましたが、県議、市長の努力により、菊池市内までの設計測量の計画ができてっていると聞いておりますが、現状を初め、1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） おはようございます。

それでは、ご質問にお答えいたします。

国道325号4車線化に伴う菊池拡幅につきましては、菊池市森北交差点から大琳寺交差点までが事業計画区間であります。この事業は、平成22年度から事業化され、区間延長3.6キロメートル、道路幅員23.25メートルの事業計画であると聞いております。

なお、昨年から環境調査や地形測量等の基礎調査が行われ、本年6月には地域住民の方々を対象とした住民説明会が実施されております。

現在、測量作業が実施中であり、今後、その測量の成果を踏まえて詳細設計が実施されます。来年度以降、その詳細設計に基づき、地権者等を対象とした事業説明会を行い、その後、現地立ち会い、用地交渉を踏まえて、段階的に工事に着手する計画であると聞いております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問いたします。

現状の国道を見ておりますと、セブンイレブンの交差点、最近は七城方面からの車につきましては、時差式により幾分か渋滞はなくなりましたが、その先の河上自動車の前の交差点は、七城方面から大津方面に右折する場合、警察署方面からの車が信号ぎりぎりまで直進で来た場合、ほとんど右折できません。おまけに、交差点の停止線をはみ出た場合、大津方面から来たトレーラーは左折できないのが現状で、渋滞の原因となっております。また、カローラ前の交差点も信号の時間が短く、これも渋滞の原因となっております。

現在、大型電気店、ホームセンターの大型店が建設中であります。開店したら、ますます渋滞するでしょう。4車線化により交通量が多くなれば、左折2カ所の国道の計画では大渋滞は明らかであります。現在の計画変更、今の直進するような計画を県・国に要望する考えはないか、質問いたします。

その計画というのは、電鉄プラザの前を直進させ、台台地を通り、メロンドームにつなぐという考えであります。立ち退きも少なく、工事費も安く、将来、鞠智城の国定公園化にも効果ある道路だと考えますが、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 菊池市街地部分における4車線化につきましては、最初の質問でお答えしました菊池拡幅区間と併せましてルートを検討が以前なされておりましたが、最終的にルートを検討には至っておりません。

そういうことから、市としましては、今後、市のまちづくり、また都市計画、それから観光面等、総合的に勘察しまして、県の方へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 最後に、市長に質問いたします。

現在、道路局長が本市出身であり、本市の状況を独自調査してでも直進する計画案を国に要望する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 国道325号線につきましては、今ご指摘のとおり、伊坂から旧菊池地域につきまして整備が進められておるところであります。今の計画をさ

らに延伸するというのでいくのか、あるいははたまた現道の拡幅、そしてまた都市計画道路の大琳寺木庭橋線、この拡幅をやるのかといったことで議論がこれまでなされてまいっておりますが、結論を見ておりません。ここで、今、中山議員がおっしゃっております延伸をして、そして台台地に持っていくということも一つの案ではあるかと思えます。広く市民の皆さん方の意見、関係者のご意見を聞きながら、県の方との協議の中でこういった選択をしたらいいのかということで考えていきたいと思えます。

また、国土交通省におきますところの道路局長さんが本市出身であるということでごさいます、その辺については、また一つの考え方について上京の折にお話をしながら、この考え方についてどう思われるか、お話でも聞かせていただける機会があればなど、このように考えておる次第でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 支所について質問いたします。

このたびの議会で注目の庁舎問題に関連させたいとの思いで質問いたします。

支所に何度か足を運んでいるうちに疑問に感じましたのが、人員の配置であります。旭志の支所で、育児で休んだ方が1年間に3名、洒水で5名、民生課関係だったと思えます。民生課と申しますと、地域の顔をよく知っておくことが必要だとも思えます。臨時で雇用しても長くは雇用できない、また保健師においては1週間に時間制限もあると聞きます。民生課は特に女性が多い課で仕方ないと思えますが、本庁と支所の人事について質問いたします。

今まで私は支所にもっと交流が必要だと考えておりましたが、最近、地域の住民から地域出身の職員が少なくなると相談やお年寄りのコミュニケーションがしにくいと言われました。それから、これ以上支所の人員を減らすと、地域が本当に寂れてくるという危機感を持っておられます。今後、支所についてどう考えておられるか。

また、庁舎問題と言いましたが、思い切って経済部、建設部においては、各支所独自にということは何度も何度も言ってまいりました。権限、予算を持たせ、地域の特色ある地域発展をさせたらいいと思えます。七城の米、メロン、旭志の肉、菊池のゴボウなど、地域を活かした戦略を立てやすいと思えますが、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 中山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、職員の配置につきましてですが、職員の配置については、すべての部署を対象に適材適所を基本とした配置を行っておりますが、議員ご指摘のように、育児休業や病気休暇等により、長期の休暇者が同一の部署で連続して出ることがございます。当然、異動前にあらかじめ育児休業予定等の長期休暇の情報を得ている場合は、当該所属長と事前に協議を行うなどして対応をしております。

ただ、同一部署での連続した育児休業や病気休暇等は異動後に判明する 경우가多く、そういった場合は勤務に支障が出ないように、臨時職員等で対応をしているところでございます。

今後とも、長期休暇者につきましては、できる限り早期の職員情報の収集に努めるとともに、各部署と協議をしながら適切に対処をしてみたいと考えております。

次に、各総合支所の職員配置につきましては、これまで慣れ親しんだ旧市町村出身の方が地元の方にとって安心感を持たれることは十分理解できます。しかしながら、合併して7年目を迎えました今日、職員一人一人が旧市町村の枠にとらわれずに各地域に溶け込み、公平な職務の遂行を行うことが市民と行政の信頼関係を築き、市民の方が安心して暮らせるまちづくりの第一歩になると考えております。

今後とも、どうしても旧市町村出身者でないと業務に支障があると考えられる場合を除きましては、本庁、総合支所とも適材適所を基本にした職員配置を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、総合支所の権限と予算の関係でございますが、予算執行に関する権限といたしましては、本庁、支所とも事務決裁規程に基づく専決区分に応じた執行権限を有しており、支出に関する決裁区分としましては、総合支所にあつては部長を総合支所長と、課長を担当課長に読みかえて執行をしております。

また、予算編成の流れといたしましては、毎年度、予算編成方針及び予算編成要領に基づき、総合計画に掲げられました施策の着実な推進を図るよう、各部署においては地域の実態に即した予算要求について提案がなされ、それぞれの目的、必要性、緊急性による優先順位等を協議しております。予算計上に当たっては、主管課において予算を取りまとめるため、必ず関係部署、例えば支所、学校、保育園等と予算内容の精査などについての調整会議等を開催した上での予算計上となっております。総合支所の意向も十分反映しているものと認識をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） このたびの議会におきまして、庁舎問題、市長の凍結解除に

より動き出しました。私は支所を有効利用して、新庁舎はコンパクトでつくり、金をなるべくかけなく、福祉に少しでも予算を回したいという考えであります。

人員配置につきましては、何度も述べてまいりましたが、市からいい返事がもらえません。少しあきらめ気味であります。

先週、ブランドの東京の商談会においてコンタクトがとれ、東武百貨店から商談に来られました。また、土曜日には熊本に銀座の食べ物関係の社長が20名、地域の食品探しに来られました。そこで困ったのが七城の米であります。全日空の本に掲載されるそうではありますが、販売の窓口がありません。メロンドームに声をかけましたが、新米までありません。銘柄米からの販売ができませんとのことでした。本年の新米もどうなるかわからないというようなお答えでありました。

この情報、市には伝わっていませんでした。支所をもっと充実させ、情報をいち早く察知し、地域の発展のためにも、ぜひ支所に経済部の配置をお願いしたいと思います。

また、今の米に対しましては販売戦略上の問題で、JAとの相違により起こった問題だと後でわかりました。これはつけ加えておきます。

今、市におきましてはいろいろ考えて、庁舎問題と併せて考えていただきたいと思えます。

次に、市の財産について質問いたします。

合併して7年過ぎましたが、4市町村で持ち寄った財産全部、市は把握できているか、質問いたします。

ある集落で木の枝が邪魔になり管理ができないとのことがあり、住民の方が持ち主を調べたら市の土地だったそうであります。市も把握できていなかったそうであります。市の財産、まだ把握できていない土地があるのか、質問いたします。

また、把握できた時点で市に必要なか不必要か判断して、処分して少しでも市の収入になればと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 財産の把握についてでございますが、公有財産につきましては、行政財産と普通財産に分けて把握をしておるところでございます。

公有財産の内容を申し上げますと、土地が約1,590万平米、建物が約50万平米でございます。この中で遊休資産として処分など、有効利用できるものはないかとのことでございますが、第2次菊池市行政改革大綱におきましても財政健全化と位置づけ、公有財産の総点検による処分可能な財産の洗い出しを行うこととしております。

その方法といたしましては、公有財産台帳と、文字や数字、画像などを地図と結びつけて、該当場所からさまざまな情報をわかりやすく地図表現を行う統合型GISとの連携を図っております。

洗い出した遊休資産につきましては、将来の利活用計画の有無など、関係課とのヒアリングを行いまして、売却方針が決定されたものにつきましては、適正価格を把握するため、不動産鑑定委託等を行い、資産の公売や貸付などの有効活用を図り、本市の歳入増を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） なるべく早く把握していただきたいと思います。

それから、ある集落では学校跡地で何10年も管理し、集落のほとんどが集落の持ち物だと思っておられるところがあると聞きます。市のものだということもあると思いますが、管理をしてこなかったら市の責任もあると思います。ケースはいろいろあると思いますが、市の財産の処分につきましては、スムーズにいくようお願いしておきたいと思います。

次に、学校の統廃合について質問いたします。

統廃合のメリット、複式学級が解消され、教育の機会均等が保障される。次に、教員の大幅な削減ができ、財政負担が軽くなる。次に、給食費の引き下げにつながる。デメリットとしましては、通学距離が遠くなり、子どもの負担が大きくなる。次に、学校がこれまで果たしてきた地域の文化拠点としての役割が望めない。次に、地域的広がりによる保護者の連携をどこに図っていくのかが挙げられると思います。統廃合につきましては、全協などで保護者、地域の住民との会話は進めてこられたと思いますが、今までの経過をお聞きしたいと思います。

これは、あくまで私の考えであります。教育委員会は子どもたちの身になって考えておられるでしょうか。複式学級になると、子どもにかなりの影響が出てくると思います。いち早く統廃合を進めるべきだと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

先般の6月定例市議会におきまして関係します条例の可決をいただきまして、それを受けまして、現在、教育委員会では関係保護者、それから関係区長並びに学校教職員の皆様方に議会での審議結果の報告をいたしました。また、引き続き統合に

向けてのご協力をお願いしたところでございます。関係区長様には、併せて地域の皆様方への周知もお願いいたしました。また、市の広報誌あるいはホームページへの掲載等を通じて、併せて周知を図ってまいったところでございます。

今後の計画といたしまして、関係します四つの小学校の平成25年4月からの統合に向けまして、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、対象校の関係代表者で構成します統合準備委員会を設置いたしまして、交流事業あるいはスクールバス等の運行計画などについて協議してまいりたいと考えております。

この統合準備委員会につきましては、これまで教育委員会議で審議してきたところでございます。その内容をもとに、関係します四つの小学校区の保護者、住民代表、それから教職員代表と、統合準備委員会発足に向けた事前打ち合わせ会を開催いたしました。その中で、特に統合準備委員会の構成メンバーにつきましては慎重にご協議をいただいたところでございます。

このような経過を踏まえまして、統合準備委員会における委員選出のご依頼を関係校区の地区長さんと、それからPTA会長さんにさせていただきましたが、現在、住民代表、保護者代表及び学校代表からなりますすべての委員40人の選出がほぼなされております。

このような中で、関係4小学校の統合準備委員会の発足につきましては、関係小学校の運動会終了後の9月下旬をめどに進めてまいりたいというふうに考えております。子どもたちの良好な教育環境を確保するため、万全の準備を整えてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご支援のほどをよろしくお願いいたします。

なお、河原小学校と隈府小学校との統合につきましては、現在、関係いたします保護者、それから地域の皆様方で協議が進められておりますが、今月は保護者、それから関係区長様方が隈府小学校を実際訪問され、学校施設や授業の様子など、參觀した上で、今後、協議がなされると伺っております。

教育委員会としましては、将来の子どもたちの教育を一番に考えますとともに、関係者のご理解を得ることを基本に、平成25年4月の統合を目指し、ぜひ一緒に進めてまいりたいと考えております。今後、関係保護者、地域の皆様方から同意が得られ、市議会での関係条例の可決がなされましたら、その後、早急に別途統合準備委員会を設置したいと考えておりますので、併せてご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） あくまでも主体は子ども優先で進めていただきたいと思います。進めるに当たりましては、登下校の安全確保、遠距離による放課後の部活問題、廃校となる施設の有効利用、地域の拠点としての有効利用などの問題が出てくると思いますが、あくまでも子どもの身になって考えていただきたいと思います。

次に、新エネルギーについて質問いたします。

3月の大震災により、原発事故で東日本は放射能汚染による農作物の汚染、これから米の収穫も始まりますが、東日本の農家の皆さん、大変だと思います。また、原発事故により、国はエネルギーの見直しが始まっております。鳩山首相のとき、世界に温暖化の対策に対しまして先頭を切って二酸化炭素を削減することを打ち出しましたが、約束を守られない状況になっております。

そこで、国は新エネルギーの対策を考えておられるようであります。6月議会におきましても何人かの議員さんが質問をされました。水力発電について質問されております。私はバイオマスについて質問いたします。

以前、私たちの地域に牛のスラリーが多量に出るので、バイオマスでエネルギーにならないかと質問いたしましたが、採算ベースに合わないとの返答がありました。あれから約5年経過しております。鹿本のバイオマスのような家庭の生ごみ、牛のスラリーを合わせたバイオマスでの採算ベースに合う事業がないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

本市のバイオマス発電の導入につきましては、平成19年度に菊池市バイオマス資源利活用調査を行い、どのようなバイオマス資源があるのか、どのような導入方法があるのかを検討し、その実現性や課題等を調査してきたところでございます。

この中で、本市で導入が考えられるバイオマス資源といたしましては、議員からご提案がございました家畜ふん尿や剪定枝や林地残渣などの木質系残渣、家庭から廃棄される食用油、生ごみ、下水道の汚泥等がございます。特に、家畜ふん尿につきましては、本市が西日本一の畜産地帯であるため、その量も大変多く、その処理には各畜産農家で苦慮されているところでございます。また、スラリーふん尿につきましては、地域内での圃場への散布には限界があり、形状、臭気の面から、地域外への搬出も困難であるようでございます。

このスラリーふん尿をメタン発酵によるバイオマス発電として活用できないかということでございますが、先ほど説明いたしました平成19年度のバイオマス資源利活用調査で、バイオマス発電の導入の試算をしております。家庭からの生ごみや

下水道汚泥を対象としたバイオマス発電については、1日50トンの処理能力を有する施設を建設した場合、約15億円の費用を要すると想定されておりますが、家畜ふん尿を含めたすべての資源を対象とした場合には、その3.4倍の施設が必要であるとされています。さらに、施設の維持管理費用やメンテナンス費用等を考慮しますと、発電で賄われます電気使用料や重油等の燃料費との費用対効果を検討しなければならず、施設の建設は厳しい状況であるとされております。

また、生ごみや下水道汚泥を対象とした施設につきましては、大部分の市民生活に関わることであり、公費を利用した建設に市民の理解が得やすいと思われませんが、スラリーふん尿を対象とした施設を建設することは、一部の畜産農家の皆様のための建設ということで多くの課題が残ると考えているところでございます。

平成19年度の試算から数年経過し、国・県の補助事業による負担軽減や技術の進歩による効率的な運転等は考えられます。しかし、平成23年2月15日に総務省より公表されておりますバイオマスの利活用に関する政策評価の調査によりますと、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調との報告がなされております。したがって、現実的な施設の建設にはやはり厳しい状況であると思っております。

今後は、8月26日に可決されました再生エネルギー特別措置法の内容を精査するとともに、併せて法案成立に伴うバイオマス資源の活用についても国・県等の動きを見きわめてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） この質問を提出しまして、農水省の事業について調べてまいりました。畜産排泄物を利用した農地活性化総合事業、木質バイオマスエネルギー整備事業、農業関連施設に設置される太陽光、小水力、風力、バイオマスの事業などの事業がありましたが、7月で締切でありました。残念でありました。

今までの国の事業は、つくればよしの事業が多かったと思います。後の採算も考えなくてはなりません。これから行われる事業を精査しながら、本市も積極的に新エネルギーに対してチャレンジしていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで20分、暫時休憩いたします。

○

休憩 午前10時31分

開議 午前10時51分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

1番目に、耐震補強と公共施設の利用計画について、1から3まで掲げております。この1から3まで通して質問させていただきます。

1点目が、現庁舎の地震に耐えられる値はどれぐらいであるのかということでありまして、平成22年4月1日に市長の現庁舎の耐震補強に対する説明で、耐震補強の緊急度判断値といいますか、I sという値であります。震度6という、想定しているという説明でありました。現状の本庁の耐震震度がどれだけあるかということをお聞きし、またどれだけの震度を、このたびどれだけの補強をやるかということでもありますので、現状の震度を教えていただきたいというふうに思います。

2点目に、現庁舎の耐震補強で縦横の方向への壁補強を行う場合、どれだけの震度に耐えられるかということで、一般的な耐震補強は建物が倒れないというための補強を、現在、学校等でやってきております。

戦後、23年に福井地震、7.5と。昭和25年に、それを踏まえまして建築基準法の制定がなされ、その目的としまして、国民の生命、健康、財産を保護し、公共福祉の増進に役立てるということになっております。法の制定後、地震によります改正は昭和39年に新潟地震、これ7.5です。40年に十勝沖地震、これも7.5ということで、46年に建築基準法の改正でこの現庁舎と同じ鉄筋コンクリート、RCのつくりの場合、柱のせん断補強筋の規定というのが強化が義務づけられております。昭和53年、宮城沖地震が7.4ということで、56年に新耐震設計基準というのが導入されております。平成7年に阪神・淡路大震災、7.2で、昭和56年以前の建物には耐震診断が義務づけられておりますが、その時点で現庁舎の耐震診断は実施されておるかなということもあります。そして、平成19年に新潟中越沖地震といいますか、6.8ということで、ここで建築士の義務の適正化、罰則化というのが定めてあります。

そういうことで、昭和42年に建設されましたこの現庁舎、築44年と。縦横の壁補強では建築物は倒れないとしましても、はり、床の構造は崩壊しないかということについてお尋ねをいたします。

3点目の耐震補強の現状の活用と工事に伴う予算財源ということで、市長の方針では、合併特例債を活用すると説明を受けておりますが、合併特例債を用いた耐震

補強である場合、明確に使用目的を示さなければなりません。耐震補強工事に伴うもろもろの付帯工事も発生してくるというふうに考えられますので、全てが合併特例債でできるのか。

以上3点について、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、お答えをいたします。

まず、現庁舎が地震に耐えられる値はどれだけのなのかというご質問でございますが、平成19年度に行いました耐震診断の結果、本庁舎、第2庁舎、中央公民館、泗水庁舎においては新基準を満たしておりません。しかしながら、旧基準は満たしていることから、それぞれの庁舎の老朽度やコンクリートの中性化など、その建物特有の弱点はあるにしましても、診断結果等から判断しますと、日ごろ頻繁に起きております地震に対して、すなわち一般的に言います震度で表現いたしますと、震度5までの地震には耐えられる耐力があると考えております。

次に、現庁舎耐震補強でXY方向への壁補強を行った場合、どれだけの震度に耐えられるのかというご質問でございますが、構造的な骨組みを平面的に考えた場合、横方向をX、縦方向をYとした場合、それぞれの方向による新基準を満たすような構造補強を行います。建物の変形に対抗する耐力と、場合によっては変形に追従できる柔軟性を持たせることにより、新基準が目指しております震度6強ぐらいには耐えられる施設になると考えております。

耐震診断では、建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標、これをI s値と言いますが、このI s値を計算いたします。このI s値で表現しますと、0.6以上の数値が出れば、前述しました能力を十分活かせると考えております。

また、この耐震能力を確保するために、施設の用途による重要度を配慮し、安全率として計算上の割り増しを行います。およそ菊池市の学校では0.7、防災施設である庁舎などでは0.81を最低基準にしております。

次に、はり、床の構造は崩壊しないと言えるかとお尋ねでございますが、はり、床等につきましても、現在、調査、チェックを行っております。その結果を受け、必要があれば適切な対応を行う予定でございます。

次に、耐震補強工事に伴います財源はというご質問でございますが、現在、財源については合併特例債を考えております。合併特例債をもってその財源とすることができる事業は、新市建設計画に基づく事業となっていることはご存じのとおりですが、新市建設計画での旧市町村の庁舎の位置づけとしては、市民サービスを配慮

し、市民に対する情報発信や地域における行政サービスを行う行政拠点として再構築し、有効活用を図ることとしております。このことから、新市建設計画に基づき、有効活用を図るための施設整備として、合併特例債の活用を考えているところでございます。

今回の東日本大震災のことを考えた場合、耐震上問題のある現庁舎を改修し、防災拠点としての機能を確保することは急務であり、付帯工事を含め、合併特例債の対象となると思われますので、今後、その適用範囲等を県と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 再質問に入らせていただきます。

耐震補強は震度6ぐらいというふうに、今、お答えをいただきましたが、防災施設の、防災時の施設とか、活動拠点となる場合の庁舎等は国のI s基準で0.81ということで、今も81を目指すというふうなことでありますが、確かに0.81ということはもう震度8以上というようなことになるわけではありますが、0.6以上の値が出れば十分というようなところも申されております。やはり防災施設、そういった災害時の拠点としてこの庁舎を利用するということであるならば、やはり国の基準をちゃんと満たす耐震補強をするのが行政の責務ではないかというふうに考えますので、この点については市長の方から答弁をいただきたいというふうに思っています。

2点目の、再質問ですけれども、縦横のY X、補強工事を行った場合、かなりの工事の中に積載といいますか、荷重がかかってくると思いますが、その荷重が基礎部分に与える影響並びに壁面、外の外部面に補強をやった場合、採光面積ちゅうか、光の面積ですね、この2点が建築基準法をクリアするのか、違反しないのかということと、はり、床の補強を行うというふうなことになりますと、これはもう全面的に建てかえの方が安くなるんじゃないかろうかというふうにも考えますので、その点についてのお考えをお示しいただきたいと。

3点目の耐震補強の現状の活用と工事に伴う予算財源ということで、今、合併特例債を用いて行いたい。新市計画に沿ってやるのであれば、合併特例債の活用は適当であろうと思いますが、跡地の利用が明確でない場合は、やはり合併特例債の活用には当たらないというふうに私は考えております。

新市基本計画の行財政の効率化、主要施策の課題解決のための取り組みは、本庁方式により行財政の効率化を図り、機能的な行政運営ができる環境を整備するため、

花房中部2期地区の畑総、総合整備事業の関係機関と調整を図りながら用地を確保し、新庁舎の建設を推進しますというようなことで、基本構想、後期基本計画もそのように明記されております。その用地の確保に向けて、市長の今までの取り組みについてお尋ねをいたしたいと思いますが、花房中部の2期総合整備事業の関係機関の方々との調整について、いつどこでどのような調整を実施されてこられたのか。

2点目に、新庁舎の建設推進に対して、建設用地の確保に向けた地元との協議内容、協議の進捗状況等をお聞かせいただきたい。

3点目に、新市建設計画に基づく計画であれば、合併特例債の活用は活用できますけど、公用地の目的がないのに土地の購入ができるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

耐震補強工事は、災害時の拠点として機能を確保することが急務であると答弁をいただいております。耐久性は国の防災基準、I sで言いまして、先ほど言いましたように、0.8が最低基準で、をクリアしないで0.6以上の値で十分だというような、ちょっと判断は適切でないのではないかと。間違った耐震補強を計画し、現時点では明確な活用方針を示すことができないようなことであれば、議会も市民も理解できないし、不当な予算執行は住民監査請求の対象にもなるというふうに考えます。耐震補強と庁舎利用に対して、市長の認識をお聞かせいただきたい。

2番目に、花房中部総合事業の換地、公用地の目的がなくても合併特例債での購入は可能なのか不可能なのか。一般財源で購入は、やはりこれも住民監査請求の対象となると私は考えます。その点について、やはりどのような、もう今から庁舎を建てても間に合わないというところを土地を買う場合、どのような目的で買われるのかということをお聞かせいただきたい。

地域審議会に意見を求める場合、やはり花房の予定地を変更するということになりますと、第2予定地を必ずやっぱり示さなければなりませんし、市長が描いておられる場所はどこだろうか、どの辺だろうかということです。

合併特例債期限内に完成が見込めない場合、これも議会判断なのか。建築許可が可能な場所はやはり現庁舎周辺であるのか。合併前に七城、旭志、泗水が1年間ほど協議を進めておったのが一応富の原というようなことでありましたので、そういうことであるなら、今、泗水のところに購入してある苗畑予定地なのか。そういった場所を明確に示しながら、やはり財源がどれぐらい、予定地はここだと、そしてプロジェクトチームはこういうような編成でやりますというような、そういったものを明確にしながら地域審議会に諮っていくのが、やはりここ残り半年間というふうな期限内で進める協議ではなかろうかと思っておりますので、その点についての考えをお示しいただきたい。

そして、併せまして合併前の2町1村の首長さんより提出されました要望書、市民が納得しないまま約束が守られなければ行政不信、旧市町村間の不信感を抱くというような、この要望に対しまして、福村市長の胸の内をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の耐震補強によりまして、各方向におきましてもI s値の0.81を確保して、震度で表現しますと、震度6強の地震にもたやすくは崩壊しない構造に改修をしたいと、このように考えております。

本来、改修などでは当初の構造計算された荷重の条件を変えることは認められないのでありますが、再度計算を行う構造補強については、荷重の条件を変えることが認められているようであります。当然増えた荷重は上乗せされて構造計算をして、安全であることを確かめることとなっております。

現在の状況におきまして柱や床につきましても、部分的な劣化が見られる場合におきましては内容を詳細に調査をいたしまして、必要なものがあれば、その部分につきましても適切な改修を行う予定でございます。また、そのほかの、例えば光をとる採光や用途に関しましても、いろいろな制限につきましても建築基準法というものを遵守した工事を行わなければなりませんし、そのような方向で進みます。

現在は、庁舎の耐震設計中でありますため、具体的な数値を挙げることはできませんが、少なくとも建てかえするよりは工事費を抑えることができると、このように考えております。

また、花房中部2期地区畑総整備事業におきまして、地元との協議の結果というものにつきましましては、事業地域内におきまして非農用地として公共用施設等の用地を確保する同意を得まして、非農用地設定のために関係機関との調整を行いまして、平成20年5月30日、県よりこの事業の採択の通知を受けまして、施工申請を行って平成21年1月7日に事業が確定をいたしました。換地計画の原案を作成、平成22年3月末までに菊池市内の地権者、6月末までには菊池市外の地権者からの同意を得て事前換地。すなわち、公共用施設等の予定用地確保を行ったところがありますが、事業費の増及び受益面積の減などで重要な変更要件に該当しますので、現在、計画変更の途中であります。

新庁舎の用地につきましましては、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業で創設換地により確保することとしておりましたけれども、その所有権を取得する時期が換地

処分が済んだ後となります。現段階での進捗状況から推察いたしますと、菊池市としてこの非農用地を所有権移転の登記ができるのは、早くても平成29年以降になるかと思われますので、合併特例期間の平成26年度末までには合併特例債を活用した土地購入はできないと考えられます。

庁舎等検討特別委員会の申し入れ並びに中間報告を受けまして、庁舎建設予定地の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内では合併特例債を利用した計画は無理であり、また新たな予定地の検討・調査を行い、予定地は畑地帯総合整備事業推進のこれまでの経緯からいたしましても、公共用地として市が買い上げることで進めてまいります。そのように昨日の東 裕人議員の一般質問にお答えしたところでございます。

現在の耐震補強につきましては、防災拠点として早急な改修が必要であると、このように考えております。庁舎の利用につきましては、現時点で明確な活用方針ということを示すことができませんので、この辺ご理解をいただきたいと思っております。

先ほど答弁をいたしましたように、合併特例期間の平成26年度末までに合併特例債を活用した土地購入はできないと、このように考えられます。予定地につきましては、早い時期に庁舎建設の条件、また課題を踏まえながら、限られた期間の中で結論を出す必要があることから、昨日の東 裕人議員の提案も一つの、23分の1と失礼なお話を申し上げましたが、選択肢の一つとして受けとめさせていただきまして、市民の代表であります皆様方、議会と議論を重ね、判断をしてみたいと、このように考えております。

合併特例期間におきますところの用地の確保ができないということや、また庁舎整備に係る標準事業費の廃止による地方債の制度変更は、合併協議の時点におきましては全く予想されなかったことであります。私といたしましては、大変有利な合併特例債を活用せずにして庁舎の建設する場合には、極めて大きい財政上のメリットをなぜ活用しなかったのかといった、いわゆる執行部、あるいはまた議会側に対しましては後々の世代におきます人たちに対しまして十分な説明が果たして果たせるのかということでありまして、それをまた果たさなければ、理由が明確にないままに進むわけにはいけないということであろうかと思っております。

今後の予定といたしましては、早目の対応が必要でありますので、議会の庁舎等検討特別委員会での検討はもとより、各地区に設置をしてあります地域審議会への説明、意見聴取を行います。議会閉会后に、また今月末から来月にかけて行政区の代表であります囑託員、いわゆる区長さんへの説明を予定しております。

旧合併前の3人の首長さん方より要望書が上がったことについてはどう考えるのだということですが、主旨といたしましては市民の声を十分聞いた上で判

断、決断をしてほしいということに要約されるのではないかなと思っておりまして、市民の皆様にはこういった区長会等々、また議会が市民の代表であるということからいたしまして、十分その辺の議論を重ねてまいりたいと思います。市民の皆様に対しましては、広報きくちの10月号や菊池市のホームページを通じて周知をしてまいりたいと思っております。

ぜひまた議員各位におかれましては、それぞれの私案をお持ちになっているのではないかなと思いますので、そういった私案を特別委員会等でお示しをいただきまして、十分私の方といたしましても、執行部としても参考にさせていただきたいと、このように思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、市長の答弁をいただきまして、やはり一番の問題点はこの耐震、この庁舎の耐震を行う目的ですよね。目的がやっぱり合併特例債を用いてやるということであれば、この跡地利用ですよ、あと20年、30年もつと言われておりますので、その中においてどのようなものを、新庁舎が建った後、どのような形で利用していくかというのもやはりぴしっと示すべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

やはり跡地の利用がないということであれば、なかなかそういった理解も、耐震工事に伴う予算、財源についても問題が発生するのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、一番心配しますのが、跡地利用の考えもなくして合併特例債が使えるのかなど。もし、これができないということで、も発生するということと、一つ、今、予算組んであります2,300万程度の耐震設計費というのは、やはり先ほど申されました震度6程度の予算だろうというふうに思いますし、またそういった床とかはりとかの補強関係の調査を行うということになって、再度その耐震の設計をやり直しというような形になれば、また時間もかかりますし、予算も明確に出てこないというようなことで、やはり今の白紙撤回といいますか、凍結を解除された時点で、それだけの計画性というのはやはりぴしっと示していかなと、なかなか普通理解とれないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

やはり防災時のときの拠点として使いたいから耐震補強したいというふうに市長は述べておられるわけでありまして、やはり国の基準をきちっとクリアし、そしていざというときにはやはり安心して避難場所となるような施設にするということをぴしっと位置づけされるのが一番妥当なことだろうと思いますし、やはりその問題と、新たに議会の方の特別委員会の意見でなくて、やはり今まで凍結をされた時点から今日まで、1回の論議もなく、そして今、議会からの意見を聞いて、そして

地域審議会に意見を求めるということであれば、やはり予定地はどこだと、予算財源的にはどういう予算ぐらいで建設したい、そしてそれに伴う執行部の体制、そういったものもぴしっと明確にして、やはり地域審議会の意見を求めなければ、早急な返答は返ってこない。そして、やはり旧市町村の方から出されておりますように、地域関係の不信感というのが出てきますと、やはり不信任案というような問題も出てくると思いますし、これは本当早急に、半年以内で片づけるという気であれば、そういった明確性というのは必要であると思っております。

そういうことで、やはり市長の方から、議会じゃなくて、私はこれぐらいの案を持っとりますぐらいのことはここでやはりお答えをいただきたいというふうに思いまして、再質問にかえさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現庁舎の跡の利用をなくして耐震をやるということの必要性ということを言われた、お尋ねだったのかなと思っておりますが、これにつきましてはやっぱりどうしても防災の拠点として、そして多くの職員、そしてまた多くの市民の方々がお越しになる公共的な施設というものが、果たしてこのままの状態地震の多発する中でいいのかと。これにつきましてはご理解をいただきまして、執行させていただいております19のいわゆる学校を抱えておる中におきまして、その必要性の高いところから学校の耐震、もうほぼ終わりに近づいております、子どもたちの命、安全というものを守ることができているのかなと思っております。

その後に出てまいりました庁舎の耐震の診断の結果におきまして、泗水庁舎と菊池の現庁舎におきまして、その必要性と言われるものは、ご案内のとおり、いわゆる行政防災拠点ということにおいては、通常であればI s値0.6あればいいということですが、そういう防災拠点ということに特殊性があって、安全性をプラスすればI s値の0.81以上ということで、これをやらなければいけないということで、これについては森議員を初めとする議員の皆様方がその必要性をお認めをいただきまして、予算を認めていただいたということで、今、執行中であります。

床の耐震についてはどうかということですが、これは今後のその調査の中に置きまして、耐震の必要性というものが生じてくれば、当然耐震の工事の中の範疇に入ってくるということになってくるというふうに思っております。

また、市民の皆様方に対しまして、あるいはまた議会に対しまして、私の方がどう思っているのかを示せということですが、いわゆる1月におきます標準費、いわゆる工事費の見直し等が標準面積、単価というのが見直しになったということを受けて皆様方にご説明を申し上げまして、そしてこれについて、いわゆる耐震で

庁舎の問題にも絡むのかもしれませんが、これをじゃあどう進めるのかと、あるいはまた新庁舎をどうするのかといったものの議論として、およそ出てこられたのが3点ということで、過日お示しいたしましたように、花房台地D地点として今日まで計画があったものについては極めて困難であると、無理であるということで議会の方のお示しがありました。ただし、用地については非農用地設定をしているこれまでの経緯からして、これは行政が買う責務があるということでありました。

また、期限が迫っております合併特例債の期限内にやっぱり検討してやるべきだということで、整備検討をやっていくというのが議会の総意であったということに基づきまして、その総意に基づいて、つい先日その申し入れがあったばかりでありますので、これを受けて凍結を解除して、これからどうするかというのを非常に短期間の中で出していかなければならないということでもありますので、私が予断、偏見を持って、これをこうしようといった思いでやっているのではない。これまでは約束を遵守して、花房台地、グリーンロード沿いにやりますということを前提としてきたけども、畑総事業のおくれの中から万やむを得ない状況になってきて、これについて改めて議論しなきゃならんということでもありますので、その点については、ぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 庁舎問題はこれで、耐震関係は終わらせていただきまして、次に、提出しておりました農業政策と農業関連施設の経営状況、方針についてお尋ねをしたいと思います。

1点目に、第一次産業に取り組む中山間地域の高齢化率と、中山間地域の農業政策について、現状では、林業、農業の方々の高齢化が進み、維持できないような状況に対しまして、行政はどれだけの認識と対応策を持っておられるのか。中山間地域における農業政策について、菊池市の取り組み、現状をお聞かせいただきたい。

2点目に、農業政策で農業所得の向上及び農業就農者の解決策についてであります。現状の農業政策における農業所得の向上及び農業就農者の解決策として、菊池ブランド推進のため、JA菊池との連携、新規就農者との意見交換の現状、菊池市の農業の将来についてお聞かせをいただきたいと思います。

3点目に、農業関連施設に対しまして補助金等の活用実績ということでお尋ねをしたいと思います。ふるさと雇用再生特別基金事業における補助金を農政所管団体に数年間交付されておられますが、決算状況で判断して実績がうかがえないために、担当課としての取り組み、指導等を明確にお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。

お答えいたします。

本市の中山間地域における高齢化率につきましては、本年4月1日現在で32.16%になっております。特に、中山間地域におきましては高齢化が進んでおり、後継者不足等と相まって農家戸数、農業就業人口は年々減少し、さらには耕作面積も減少している状況にあります。また、林業につきましても近年の木材価格の低迷等により山林への関心等が薄れ、森林整備の停滞や山林境界の継承等が懸念されている状況でございます。

そのような中、中山間地域の農業生産活動等の維持と集落機能を確保するため、市内86の集落協定において中山間地域等直接支払制度に取り組んでいるところでございます。また、森林の基盤整備事業として、作業道の開設補助や林業研究グループなどの後継者育成事業にも取り組み、中山間地域の活性化及び森林の持つ多面的機能の発揮に努めているところでございます。

次に、本年7月13日に設立しました菊池市地域ブランド推進協議会は、商工会、観光協会などの各種団体や農業者、農業女性グループ等を初めとして、JA菊池からも参加いただいております。この協議会の中で、今あるブランドを含めた菊池市の新しいブランドづくりにつながる戦略等の構築に向けたさまざまな協議を現在行っているところでございます。

また、平成22年度新規就農希望者へ就農支援を行うということを目的に設置されておりますJA新規就農者支援ネットワークに本市も加入いたし、支援会議等へ出席するなど、積極的に新規就農者への支援に取り組んでいるところでございます。

さらに、本市の農業を持続的に発展させるためには、今後とも農業に関する各種制度を最大限に活用しながら、生産性の高い農業を促進し、消費者ニーズに対応した農産品のブランド化と販路拡大に努めるとともに、国・県を初めJA菊池等の関係団体と連携し、本市の農業の振興、また農家支援を今後とも積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、平成21年度から23年度までの3年間、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助金を活用し、3団体へ委託事業ということで、現在、取り組みを行わせていただいております。

まず、ふるさと菊池農業再生推進事業につきましては、第三セクターファームきくちに業務委託を行っております。交付金額は、平成21年度690万円、22年度801万円、平成23年度は912万円となっております。

委託内容は、本市農林畜産物を使用した新製品の開発と販路拡大等に関する業務ということで委託をいたしております。古代米を使用した揚げもちの開発や、東京、大阪で開催される商談会等にも積極的に参加していただくなど、現在、売上増につながる積極的な努力をされているということでございます。

二つ目は、ふるさと菊池米粉商品開発推進事業につきましては、第三セクターきくち観光物産館に業務委託を行っております。交付金額は、平成21年度540万円、平成22年度665万1,000円、平成23年度は667万8,000円となっております。

委託内容につきましては、米粉を使用した商品開発や販路開拓に関する業務ということで、菊池米の米粉を使用した米粉ドーナツや黒米そうめんなどを開発され、物産館独自の売り込み等により、県庁の地下物産販売ブースや熊本市黒髪にあるコンビニエンスストア、エブリワン駐車場にて、毎月8日程度、菊池市産の野菜や商品開発した加工品等を出店販売され、現在、売上効果につながっているということで理解をいたしております。

三つ目は、ふるさと菊池郷土料理推進事業ということで、これにつきましては龍門ふるさと振興会に業務委託を行っております。交付金額は、平成21年度520万円、平成22年度645万1,000円、平成23年度は647万8,000円となっております。

委託内容につきましては、龍門ダム湖内にあります龍龍館において、地元の農産物を活かした郷土料理や創作料理の商品開発と産物の提供に関する業務ということで委託を行っているところでございます。現在、シイタケや鶏肉等を使用したなば井等の開発販売や、本年度におきましては地元の梅、ラッキョウ、高菜等を使用した漬物開発に現在取り組まれているところでございます。ただ、努力はされておりますが、現在、売上効果という点では大変厳しい状況にあるのではないかとということで理解をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、再質問に入らせていただきます。

高齢化は、これは日本全国の地域の問題でありまして、確かに歯どめ策にしましても厳しい問題であろうというふうに思いますし、学校の統廃合も影響してくるといふふうに考えます。人口の減少を抱える中山間地域の農地及び林道整備等の問題に対して、年間の事業推進に向けた協議会だとか懇談会等は実施しておられるのか。

行政サイドは、国・県の関連との連携をよく口にされますけれども、菊池市の現状

認識からしまして、これに対しましての解決策は見出せているのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

2点目の農業政策で農業所得、農業就農者等についての再質問であります。ブランド推進室ができて1年以上がたちまして、ようやく今年度に菊池地域のブランド推進協議会が設立というふうなことで、基本的な戦略を構築するための協議を進めているというような答弁でありますけども、JA菊池、商工会、観光協会、旅館組合、農業者、女性グループの代表というような協議はできても、何年度にどのようなことをやるのかというのが明確であるのかということ。

菊池市の農業を担う新規就農者の支援は、本当に国・県関係のトンネル事業の補助金が主であると思いますし、そういった補助金だけで維持できるような問題と考えておられるのか。

地域間に合う作物等の作付の推進、品質向上を進めながら、販売組織の確保に向けた組織強化、これはやはり農林振興課の仕事でなかろうかというふうに思います。ブランド推進に向けたJAとの組織づくりが必要不可欠であるが、市の取り組みに向けた考え方、やはりこのブランドという名前については、やはり連携を持って早急に取り組む必要があると思いますので、どのような姿勢を持って取り組んでおられるのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

農業関連施設に対する補助金等の活用実績はということで再質問いたしますが、ふるさと雇用再生特別基金事業は、ファームきくちに委託し、新商品の開発及び菊池市の農産物の販路拡大、新規就農者の知見に関する事業を推進とした目的で21年度から補助金を交付されておりますけども、今、部長が申されましたように、やはり金額的には多額の金額が支払われております。その金額に対しての実績、効果が本当に出てきておるのか。

今までファームきくちに対しましては、市が5,000万という投資も行ってあります。その目的に向けた協議等の開催、それについて年間にどのような計画で何カ月ごとにそういった協議等を進めておられるのか。

私が一番心配しますのが、決算で判断した場合、運営の行き詰まりがもうはっきりとうかがえます。24年度以降に対しましても、そういった補助金等が国の、県の補助等がなくなっても市で支援していく考えがあるのか。

併せまして、龍龍館も同じであります。龍龍館の決算もここ3年間相当の金額が補助されておりますけど、中身からしまして何一つ進展していないというところがうかがえますので、この2カ所についてどのような支援策を持って対応していかれるのかをお聞かせいただきたいと思います。きくち物産館に対しましては、決算書の中で徐々に改善されておるというふうに判断をいたします。

以上のことについて、再質問をいたします。

この答弁については、市長の方からよかったら答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 事業の推進に向けた協議会や懇談会などの開催状況につきましては、中山間地域等直接支払制度や本年度より本格実施となりました農業者の戸別所得補償制度につきまして、事業の推進のためのヒアリングや、また公民館等を利用した農家への説明会を行っております。

また、林業につきましても新規事業の創設や事業の制度、内容等の改正がありましたら、説明会を開催して周知するとともに、意見の交換を行っているところでございます。さらに、菊池森林組合主催の地区座談会にも同席し、林務行政へのご意見やご要望を伺っているところでございます。

今後とも関係機関との連携、協力体制の構築を図ることは不可欠であると、このように認識しておりますので、県やＪＡ菊池の各生産部会、畜産団体など、各種団体との会議、協議等に積極的に参加してまいりたいと考えております。

菊池市地域ブランド推進協議会につきましては、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、本市のブランドづくりに関する戦略を本年度中に構築する予定で協議を進めているところでございますので、今後はこの協議会で構築した戦略に基づいて事業が進められていくものと、このように考えております。

ブランド推進に向けたＪＡ菊池との取り組みにつきましては、えこめ牛のブランド化や水田ゴボウの消費拡大に向けた協力を行っておりますが、現在はＪＡ菊池管内の２市２町とＪＡ菊池との合同のイベントができないかということで協議を進めているところでございます。

ファームきくち、大変ご心配かけておりますが、ファームきくちへは設立当初に１，０００万円を出資をいたしまして、平成１８年度に中山間地域の農家と連携して、古代米を生産、販売するために必要な機械設備等の基盤整備、基盤の補充、強化を図るということで、さらに４，０００万円を増資してきたところであります。毎月経営状況を報告いただいておりますし、必要に応じて出向いてまいりまして、協議や指導を行っているところであります。決算書の内容についても触れられましたが、大変心配はしているところであります。

ファームきくちの経営状況につきましては、厳しい状況下の中ではありますが、販路の拡大、また新しい取引の成立、古代米の売上高等が年々、少しずつではあります。増えているということでありまして、収益の増加の兆しは見えてはいると言ってもいいのではないかと思います。

ファームきくちは、古代米の袋詰め作業の一部につきましては障がい者施設への委託や、また森議員関係されております更生保護活動による事業を実施されるなどいたしまして、特殊な活動にも取り組んでおられて、社会貢献の面からいたしましても大変重要な存在であると、このようにも考えております。

したがいまして、売れる農産物の実証やその販路の確保を行い、地産地消、また地産他消の仕組みをつくるための農業生産法人として、経営上、制度上の利点を最大限に活用されるよう、引き続き市といたしましても助言や指導を行ってまいりたいと、このように考えております。

龍門ふるさと振興会が実質的な運用をやっておりますけども、振興会に対しましては交流促進センターの指定管理業務を行っているというところでもありますので、引き続き山村振興地域の林業を振興するとともに、龍門ダムを核とした都市・山村の交流を促進する地域活性化の拠点として機能が発揮できますように、今後とも関係者に指導と助言に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、ご質問のふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、3カ年の事業ということで本年度をもちまして終了をいたしますけれども、今後とも経営状況というものを注視しながら、今ご答弁申し上げましたように、さまざまな、単なる農業生産ということだけではないような社会福祉、更生といったものもございますので、市としてどのような支援策が必要なのかということで模索、協議してやりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 再々質問をさせていただきますが、一般質問でこういった問題は多くの議員さんから何度もお尋ねがっております。答弁としましては、本当に今後も各種団体、地域の連携を図ってまいりますというような繰り返しの答弁をいただいておりますが、やはり本当に今の現状は厳しくなっておりますので、やはりこの中山間地域の政策というのに対しましてやはりめどをつけて、何年度あたりに対してどのような方向をするというような、そういったこともお示しをいただきたいというふうに思います。

ブランドにつきましては、やはり菊池市、地域のブランド推進協議会の一体感のためには、やはりこのJAというところと手を組むというのは、これはもう不可欠な問題でありまして、絶対一緒にやらなければ、行政ばかりでできるわけでもありません。やはりブランド推進課の職員の方がJAの方に出向くとか、それかJAの職員をどこか、こちらの、行政側の方に設けた部屋の方で一つにやっていくというような、そういった体制の部屋の設置というのは考えられないのかということでお

聞きをしたいと思います。

農業関連施設に対して、21年から23年まで、ふるさと雇用再生特別基金事業ということで3事業所に多くの金が出資されてきました。一番心配しますが、やはりファームきくちのバランスシートを見まして、繰越剰余金の本当にマイナス、そして損益決算書の営業利益がマイナスでもありますし、正味資産がやっぱりマイナスである以上は、なかなかその体制、もとに戻すちゅうとは不可能だろうというふうに思いますので、やはりそういった、今、市長が答えられましたように、やはりどうにかしても残して向上を進めていくということであれば、やはりそういった支援策というのにも必要だろうと思います。

龍龍館につきましても、やはりあの地域を活かして、キャンプ場とか、水車つけて水車米だとか、いろんな考え方はあると思いますが、今まで一切そういった取り組みが行われていないというようなことでありますので、そういった方向性についての市の考え方、そしてまた地域の方とのそういった連携、協議、そういったものに対するの考えがあるかないか、再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 中山間地域の政策につきましては、中山間地域が抱えておりますさまざまな課題や問題解決のために、今後とも実情をしっかりと把握をしながら、この振興策を設けながら取り組んでまいりたいと考えております。

いつまで何がどうできるかということですが、大変な後継者不足、高齢化の中におきまして、いかんともしがたいと言ったら申しわけないんですが、いかんともしがたい社会環境というものもあるということですが、その中におきまして地域の皆さん方が一緒になってその地域を興していこうという地域が、今、芽生えていることはご案内のとおりであります。鹿児島に見る「やねだん」に続いていこうという、そういった意欲を持った村づくり、村おこしも芽生えてきておりますので、そういう地域が菊池の主体的な中山間地の一つのモデルとなってくれることを期待をいたして、またそのことについても支援をしていきたいと、このように思っております。

地域ブランド推進をする上におきましては、当然このJA菊池と連携をしなければならぬと、このように考えておりますが、中にはこのJA菊池とは取引がないよといった方々、また農林畜産物も考えられますので、本年度はブランドづくりに関する戦略が構築されましたら、JA菊池との推進体制について、こういったふうにして推進していくかということについて、十分協議をして取り組んでまいりたいと考えております。

大変龍龍館のことについてはご心配をかけておりますが、経営の主体が地元にあるということでありまして、もともと地元の多くの方々が株主であって、いわゆる経営者的な感覚をお持ちになっていたと思うんですが、今日においてはその状況が一変している部分もあると思います。そういった中でも、生き残りをかけて地元でわずかな株主さん、取締役さんでありますけれども、頑張っていこうという意識に立っております。まさに中山間地、山村振興という大きな大義のもとにこの龍龍館というのは設立された。そして、龍門ダムの水没に伴いまして生活の基盤をなくした方々などなどを含めまして、地域の振興、よりどころとしての龍龍館というものを主体的にこれまで経営してこられたということでもありますので、非常に難しい側面もありますが、まずはやはりこの経営の主体がしっかりしていなければならないということでもありますので、ぜひ願わくば第三セクター連絡協議会あるいは市行政、そして農業、それぞれの各種団体、地元が一体化した龍龍館再生のプログラムをひとつぜひつくっていかねばというふうに思っております、そういう側面を見ながら、さらにまた頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

---

○

休憩 午前11時49分

開議 午後 零時58分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をいたします。

今まで議員としまして、ブランドづくりや地域おこしについてよそを見たり、人を呼んで話を聞いたりする機会も多くございました。感動することも何度かありました。そのとき、地域おこしはないものねだりではなく、今あるものあるいはあったものを深く掘り下げることが成功への近道であり、またただ一つの道であるという思いが強くなったものであります。

そんな折、せんだって班蛇口湖で開催されますジュニアボート日本選手権の歓迎レセプションに参加する機会がありました。参加高校の指導者、ボート協会役員、地元関係者の交流を深めるこのレセプションは、木下議員の肝いりで始められたそ

うであります。そのときのボート協会関係者や指導者の話はとても興味深く、改めて木下議員に敬意を表するものであります。

そのときの話では、班蛇口湖はボートコースとしては、九州ではもちろん、全国的にもすぐれていること。ボート協会は年間2億円の予算で1億円を選手強化に充て、オリンピックでメダルをとることが夢であること等がわかりました。それらをもとにお尋ねをいたします。

ジュニアボート選手権ほか、ボート関連での経済効果というものを市としてどのようにとらえておられるのか、お尋ねをいたします。

また、私も知りませんでしたけれども、ボート競技というものは認知度がそんなに高くない、言うなればマイナーな競技であると、このように思います。PRや菊池を代表するコースとしてどのような発信をされておられるのか、その方法について伺います。

三つ目、担当課の具体的な仕事はどのようなことをやっておられるのか、最初の質問といたします。お世話になります。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） このダム湖を生かした町おこしということで、経済効果、あるいは認知度、あるいは具体的な仕事について答弁したいと思います。

班蛇口湖ボート場というのは、年間を通じまして6月に開催されております全日本ジュニアボート選手権大会を初め、県内外の高校、大学の合宿など、多くの利用をいただいている状況です。

まず、経済効果についてでございますが、平成22年度の実績を申し上げますと、大会あるいは高校、大学の合宿等での利用者が約4,400人、宿泊者が延べ約2,600人、宿泊料約1,700万円、弁当・飲料等の飲食代約255万円、合計の約1,955万円であります。そのほかに応援に来られた方々の宿泊料、あるいは飲食代等もあろうかと思えます。

ただ、全日本ジュニアボート選手権大会につきましては、平成22年度、昨年度ですけれども、口蹄疫発生のため、本市での開催は中止しましたので、今年の6月に行われましたその実績を申し上げますと、全国各地より選手、監督、役員等約360人においでいただき、宿泊者延べ約1,000人、宿泊料約830万円、滞在中の飲食あるいは土産代約190万円、合計の約1,020万円であります。

以上のように、宿泊、飲食需要の増加など、かなりの経済効果が見られます。また、今後も来訪者が本市の魅力を感じ、合宿や大会あるいは観光等で再び本市を訪れる機会が増えれば、持続的な地域経済への好影響も期待できると、このように考

えております。

次に、市民の認知度の変化についてでございますが、平成11年のくまもと未来国体、平成13年の全国高校総体、平成15年から始まりました全日本ジュニアボート選手権大会など、開催から10年以上も経過しておりますが、ボート競技については、ボートやコースが必要なためか、一つは特殊なスポーツとして見られ、なかなかボート人口も増えない状況でございます。

また、ボート競技は専門的な競技種目でもありますし、全日本ジュニアボート選手権大会はオリンピック選手を発掘するようなレベルの高い大会でもございます。このため、本市では毎年各職場、地区、団体等に呼びかけ、班蛇口湖ふれあいレガッタを開催し、市民を初め多くの方々にボートをこぐ楽しさを体験していただき、参加チームも少しずつではありますが増えているということから、認知度も少しずつ高まってきているのではと感じておるところでございます。

最後に、担当課の具体的な業務であります。このジュニアボート選手権大会につきましては、市補助金として280万円を交付し、福村市長を会長としたこの全日本ジュニアボート選手権大会菊池市実行委員会を設置いたしまして、担当課の業務として、全国の都道府県各地から参加するチームの受付業務を初め、コースの整備、選手、監督、役員等の宿の配宿、あるいは大会の業務運営等に関わり、本市を訪れた選手の皆さんが最高の状態で競技ができますように努めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 来年は、今お話しになりましたジュニアボート選手権大会というものが10回の節目を迎えるというふうに聞いております。参加しましていろいろ交流を深める中で、10回は何か記念となるべくような大会になってほしいなという思いを強くしたものでありますけれども、今までと違う対応を考えておられるのか、お聞きをします。

二つ目、本市としましても日本ボート協会や県ボート協会との関係を深め、まちおこしの知恵やヒントを得ることもするべきではないかと、このように思うわけがありますけれども、交流はあるかないか、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねをします。

似たような質問でありますけれども、本市のイメージアップのため、ボートにまつわるものを深く掘り下げ、活用するというようなお考え、マイナーな競技ではありますけれども、それをやっておられる方、あるいはやっておられた方というのは

非常に著名な方も多く、それらとの関係を深めれば市のイメージアップにもつながるヒントもあるのではなかろうかと、このような思いでお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、来年への対応についてでございますが、本年の第9回大会に日本ボート協会理事長もおいでいただき、ぜひ来年も菊池市で開催してほしいとの強い要望がございました。来年は第10回という記念すべき大会でありますので、県ボート協会や日本ボート協会と今後協議しながら、工夫した大会にしたいと考えております。まだ具体的に記念となるような大会を、これからまた考えていきたいと思っておりますので、記念になるような工夫した大会にできればというふうに考えております。

次に、日本ボート協会や県協会と、さらにこの菊池市との交流ということでございますが、日本ボート協会長を名誉顧問に、全国のボート場を有します市町村協議会が組織されています。毎年この協議会に加盟する29市町村が全国から集い、ボートによるまちづくりを語る首長会議と議長懇話会が開催されております。この議長懇話会の日程に併せて交流レガッタ大会、これが開催されておまして、今年の9月24日から25日にかけて、議会議員チームと市の体育指導員チームが参加することとしております。今後は、この全国市町村交流レガッタ大会や全国ボート所在市町村首長会議の本市開催も考えていかなければならないと思っております。

また、このような場を利用して、日本ボート協会あるいは全国ボート所在市町村との連携をさらに密にし、自然と調和した、全国的にもすぐれたボートコースを持つこの班蛇口湖ボート場のPRを初め、全国規模の大会や高校、大学あるいは実業団等の合宿等の誘致を要望してまいりたいと考えております。

また、県ボート協会には、現在、市艇庫兼研修センターの管理をお願いしておまして、施設管理を初め、艇の管理、コースの整備、あるいは各種大会の誘致、大会での運営等、ご協力をいただいております。当然9月11日に開催いたします第12回班蛇口湖ふれあいレガッタや各大会においても、中心となってお協力いただいております。今後とも情報を共有しながら連携を密にしてまいりたいと考えております。

それから、最後の本市のイメージにつながる、まだまだこのボートちゅうのはマイナーということで、それをどうにか本市のイメージアップにつながるようなこと、お尋ねがございましたが、現在のところ、今考えておりませんが、今後、さらにこのすぐれたボート場を持ちます班蛇口湖、今後検討して、さらに菊池市のイメージがアップできるような方策を探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 荒瀬ダムコースが、もうダムの解体ということでなくなろうとしておりますし、一番身近な江津湖コースも大分植物の繁茂の関係で大変であるという話を聞いております。願わくば、もうちょっと力を入れられて、環境整備あるいはみんなのより集まりやすいような条件整備をしていただきたいということをお願いをして、B & Gの問題に入りたいと思います。

指導者の先生方と交流を、歓談をしておる中で、カヌーの話が出てまいりました。あっと思ったわけでありまして。といいますのが、泗水あるいは旧旭志にはB & G財団のカヌーがあったような気がいたしまして、カヌーのことをちょっとお尋ねをいたしました。30年ぐらいもつとですかねという話をしましたら、保存状態にもよりますけれども、随分長くもちますというような話でございまして、今のところ、小学校近辺にありますカヌー、どうなっておるのかなというふうに思うわけがあります。現在、市内には何そうぐらいのカヌーがあつて、その状況がわかりましたらお聞きしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 本市の旭志地域と泗水地域にはB & G海洋センターの艇庫があり、それぞれにカヌーやボートを所有しております。まず、旭志地域には湯舟ため池に艇庫を設置し、シングルカヌー8艇、ペアカヌー2艇、ローボート5艇を所有しております。また、泗水地域には各小学校区の東部地区、中央地区、西部地区にそれぞれ艇庫を設置し、全体でシングルカヌー31艇、ペアカヌー2艇、ローボート4艇を所有しております。

この施設の利活用については、カヌーを指導いたします育成士が少なくなっているために、定期的な活動というものは行えておりません。しかし、各小学校や団体からの利用要望等がある場合には、指導します育成士を派遣してカヌーの体験教室を行ったり、ライフジャケット等の貸し出しを行ったりして施設を有効に活用していただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 指導者もないということで、学校に無理を押しつけるつもりは毛頭ありません。ですから、せっかくの市の財産でありますので、まちおこし、

あるいは地域おこしの観点からも考えられて、有効に活用していただくならばという指摘をして、次の問題に入ります。

二つ目、花房の基盤整備についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、本会議の冒頭に市長の建てないというような発言がありました。よって、通告しました事項の中で遺跡調査に関するところは割愛させていただきますので、せつかく準備されましたのに申しわけございませんでした。ほか、若干準備も違うところがあるかと思えますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

質問に入ります。

1番目、入念な検討、地元との打ち合わせのもとに始まったはずのこの事業のそもそもの計画につきまして、事業費、工期等、そしておくれの原因についてお尋ねをいたします。

二つ目、創設換地、8ヘクタールプラス、10ヘクタールほどあるわけでありませけれども、創設換地10ヘクタールの非農用地部分は平成29年度まで取得できないというような市長の今までの答弁がございます。それまで、市が買うまで、この土地の管理者は誰になりますか。最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 森 清孝議員の質問にお答えします。

花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の当初計画につきましては、受益面積71.2ヘクタール、総事業費14億2,000万円、平成20年度から平成25年度までの6年間の事業工期で、主な工事内容につきましては、整地工61.9ヘクタール、道路工8,855メートル、用水路工8,750メートル、排水路工9,389メートルという計画でございました。

事業推進の経緯につきましては、平成19年10月31日に県の方へ事業の採択申請を行い、平成20年5月30日、県より事業採択の通知を受けましたので、同年10月23日、約90%の地権者の同意を添付し、施工申請を行い、平成21年1月7日、事業が確定したところでございます。その後、再度10%の未同意者の同意推進を行い、数名の地権者の方からは同意をいただきましたが、他の地権者の方については理解を得ることができませんでしたので、地区除外をいたしたところでございます。

そういったことで、地区除外の土地との境界確定作業が平成21年12月までかかり、その後、境界確定、換地計画原案を作成し、菊池市内の地権者の方からは平成22年3月末に、菊池市外の地権者の方からは同年6月末に同意を得て、事前換

地の確認作業を終了したところでございます。

花房中部地区、花房北部地区などのほかの地区におきましては、事前換地終了後、約1年で面工事に着手しておりますが、花房中部2期地区の場合につきましては、地区編入・除外による施工区域の変更に伴い、計画変更の手続が必要となりましたので、ほかの地区に比べまして長期間を要したということでございます。また、畜舎等の非農用地の設定の追加による農振農地転用の事前協議にも時間を要しましたので、計画変更の手続がおくれたというところでございます。

現在、土地改良法に基づく変更計画の手続中でありまして、順調に進みますと、本年の12月中旬までには確定する予定ということで見込んでおります。

また、本地区の場合、事業費及び受益面積が10%以上の変更ということになりましたので、重要な変更に該当しますので、今後、地権者全員の方から計画変更の同意書を徴集しなければいけないということになっております。

また、今回、非農用地を設定しました7.3ヘクタールの公共施設用地につきましては、所有権は従前の土地の所有者であります。菊池市が所有権を取得するまでの間は事業主体が熊本県でございます。そういったことで、熊本県が使用収益権の停止を従前の所有者に通知しますので、管理者は熊本県ということになります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問を行います。

この非農用地の売却を前提としなければ、受益者の方々の償還計画は成り立たないと、このように思うわけでありましてけれども、償還計画というものはどのようなようになっておりますか、お尋ねをいたします。

二つ目、長引くということで営農計画が立てづらい受益者もおられると聞きますが、今、少しはお話がありましたけれども、結局この工事におきましては面工事はいつからで、いつ終わり、作付はいつから始められますか。二つ目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

非農用地を売却した土地代につきましては、受益者の償還計画に反映をされますので、換地清算金として市から土地改良区への支払時期につきましては、現在のところ、平成29年以降を予定しておりますので、そういったことで計画が進めば、受益者の償還計画に影響はないということで考えております。

また、計画変更後の予定でいきますと、面工事を平成24年度、来年度から着工し、3年間で完了する計画でありますので、一時利用地の指定ですべての農地が耕作できるようになるのは平成27年度と見込んでおります。その後、確定測量、地権者会議、換地処分登記等が行われ、事業完了は平成28年度の予定ということでございます。

ただし、国の予算等が計画どおり配分されませんと、本事業の計画、また完了が出来ることも予想されておるということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再々質問を行います。

庁舎に翻弄された受益者ということも言えるかと思えます。非常に地元の人は大変であろうというふうに思うわけですが、せんだって庁舎は建てないというような市長の発言で、この整備計画にまた計画変更というようなことは起きないか心配をしておりますけれども、いかがでございますか、お尋ねをいたします。何も変わらないのか、お尋ねをいたします。

二つ目、市道拡張といえますか、グリーンロード、拡張部分も29年度まで扱えません。取得登記ができるまでは云々というような非農用地についての市長の答弁があつてございますけれども、そうしますと29年度までは扱えないということになりますと、拡張はできないということでしょうか、確認をしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 非農用地の設定につきましては、公共用施設用地として設定をしておりますので、整備計画としての変更はないと考えております。

また、今後について計画変更というものが有り得るのかといったご質問であったかなと思えますが、これは事業の推進上、確定的に変更はありませんと答えるには至らないと思っております。ただ、やはり大きなもう計画というものについては、そんな大きなものはないのではないかなというふうにも考えております。

市道の拡張部分については、農振と、それから農地転用ということにつきましては許可が不要ということになっておりますので、県、そして土地改良区、市の三者の協定を締結すれば、事前に工事に着手することは可能と、このように考えます。

ただ、文化財調査ということにつきましては、必要となるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

○9番（森 清孝君） 3番目の項に進みます。

今まで新菊池にはグランドデザインがないのではないかというお話があったり、ビジョンがないのではないかという質問もあっております。そういうときの答弁は、基本計画というものがまさしくそれですというふうな答えが返ってきております。

議長にお断りをしまして、後期基本計画を持ち込ませていただきました。もう議員の皆様方、ご承知と思えますけれども、こういうものでございます。

その中について質問をしたいというふうに思います。

基本計画についての考え方はいろいろあるかと思えますけれども、私は非常に大切なものだと、このように思っております。基本条例あるいは基本計画というものがあつたわけでありまして、基本という名のつくものは市長が市民に対して守らなくちゃいかんと、こういう立場でないといけないものだと、このように考えておるものであります。自分を縛るものだと、このように思います。そういう考えからしますと、選挙前のマニフェストなどというものと比べても非常に重いものだと、このように考えるわけでありまして。

つくられましたこの基本計画を見てみますと、終わりの方に経過の概要というものが載っております。市民5,000名へのアンケート、これが10カ月前に発行、10カ月前にあつております。回収は1,400通ということでありまして。2番目、ワークショップが4回。3番目、起案委員会が4回、これは職員の会議であります。4番目、調整委員会が11回、同じく職員。最後に、策定審議会と、職員と市民の代表だと思えますけれども、これが8回。これだけの10カ月、そしてかかっております。これだけの計画でございます。ですから、私は会議のたびに、庁舎問題というのは単なる建物ではございませんと、計画のすべてにつながつておる問題ですからということを指摘してまいりました。それを市長は4年半凍結されておる中で、去年の6月、これは可決決定したものであります。

そこで、お尋ねをいたします。

基本計画というものは、単なる職員の希望や目標を文章化したものですか、どうですか、お尋ねをいたします。

二つ目、昨年6月、私はこの非農用地の取得について、ワールドカップを例にとり、市長の遅延行為ではございませんかというようなお尋ねをした覚えがございます。先日、3人の旧町村長が要望書を出されたそうでありますけれども、その要望書にも、現在は事前換地であり、用地の先行取得の可否、工事前着工の可否を追求すべきではありませんかというようなことが書かれております。これは本当にできないものなのか、お尋ねをします。県下市町村にそういう事例は全くございま

せんか、お尋ねをします。よろしくお願いをします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 総合計画・基本計画につきましては、基本構想に基づく施策を体系化したものであります。基本構想に掲げた将来像を達成するために、前期・後期5カ年ずつ中期的な視点から新市建設計画を尊重しつつ、主要施策を具体化するものでございます。特段の理由もなくして、変更もしくは不履行とすることはもちろんできませんけれども、新庁舎の予定地は花房中部2期地区畑地帯総合整備事業で創設換地によりまして確保することとしておりましたが、現段階での進捗状況は、これまで答弁をいたしましたけれども、推察いたしますと、市として所有権移転の登記ができるのは早くても平成29年以降になる、このように思われるとお答えしてまいりました。

こういった状況の中で、平成22年度から26年度までの総合計画・後期基本計画に花房中部2期地区畑地帯総合整備事業区域内において用地を確保し、新庁舎の建設を推進するとございますけれども、平成26年度までに予定地の用地確保ができません。これは特段の理由というふうになりますので、総合計画の後期基本計画の変更を行っていかねばならないと思っております。

これについて、遅延ではないかということと昨年の6月の議会で、遅延行為ではないかと指摘したというようなご指摘でありますけれども、あくまでもこれは合併当初からその予定地につきましては第三者の用地でありまして、少なくとも地権者が270名前後の方々がおられるということからして、あくまでもこれは目標とされてきたことであろうかと思えます。

今回の庁舎等の検討につきましては、合併特例期間内における庁舎建設に係る地方債の制度変更ということで、当初からある程度困難が予想されておりましたこの庁舎建設等について、議論が議会の中で始まったということで、いわゆるこの計画についてもそうでありましたけれども、皆様方議会におきましても審議会が4回あったと聞いておりますし、また特別委員会も4度ほど開催されたということでございまして、非常に議論がスピーディーに、そして深まってきているということは、こういった制度上の変更があったということとを背景にして議会の議論が高まってきたものだと、このように思います。

合併協議を進めてきました段階、時点におきましては、こういったことは予想されなかったことでありまして、私といたしましては、合併特例債の発行期限という限られた期間内で庁舎等の整備を行うには早期の取り組みが必要となりますので、市民の代表であります議会の皆さん方に新たに議論が必要であると、このように考

えておるところであります。

また、有利な合併特例債というのは、これまでもご報告しておりましたけども、これを活用せずに建設ということになりますと、一般財源で充当した場合に極めて大きい財政上のいわゆるメリットをなくして、なぜこの単独財源でやるのかといったことで、議会、そしてまた我々執行部も当然のことではありますが、それを論破するだけの根拠はないと私は思っております。

また、今、用地取得が困難であるということにつきましても、それが可能とするような論拠、根拠というものが何かあれば、ぜひひとつそういったことについて、また皆さん方のご意見も賜りたいと、このように思っているところでございますが、今現状においては手立てがないというふうに言わざるを得ないと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今のご答弁の中で、用地の先行取得、用地の取得については手立てがないというようなお話がございました。その要望書の中でお三方が、現在は事前換地であり、用地の先行取得の可否、工事の事前着工の可否を追求すべしというふうに書いてございますけれども、本当にここ近年、県下におきましてそういう事例はございませんか。

また、市長はそのような努力の跡が見えないというふうには私を感じますけれども、努力をされましたか。1回目の答弁で抜けておりましたと思われましたので、それも併せまして2回目の質問に入ります。

市長は去年の5月の広報きくちに、新庁舎建設の今後の方針ということで、いわゆる熟慮発言といいますか、熟慮に熟慮を重ねた結果ということで発表をなされました。

一つ、確認どおり特例債は間に合わない。本所の耐震をしたいというようなことでございましたらうと思います。この後、この基本計画が発表になりました。そこで事務方としましては、整合性があると喜んでおる職員もおったように私は記憶しております。

市長の発表の後、この基本計画が出まして、畑地帯総合整備事業の場所で用地を確保すると、ここに書いてあるものですから、そこで私は市長はなかなかぶれておらんというふうなことも言った覚えがございます。しかし、考えてみますと、特例債が10年しかないということは合併当初からわかつたことでございますし、それを理由にいろいろおっしゃるのは非常にひきょうではないかと、言葉は悪うございますけれども、おかしくはないかと、このように思います。

また、凍結の理由としまして、その当時、市長は三位一体の改革もあり、非常に

財政的に心配であると、経済も心配であるとおっしゃいました。世間では夕張ショックというのがございまして、本当だ、そうだ、そうだというお話が強うございました。

しかし、今はどうでございましょうか。東日本の地震がございまして、原発事故がありまして、国の方としましては、政策費10%削減などという話が出ております。また、経済の指標としまして日経平均株価等が使われますけれども、市長が凍結されましたときは1万7,200円でございまして。昨日は8,700円ですよ。そのようなとき、市長は特例債の、有利になりましたというようなことに問題を矮小化されて、使わないと将来に負担を残すと、そのような答弁をされましたけれども、そのようなことでようございましてか。2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併債が10年ということは当初からわかっていたのではないかと、それなのに新市建設計画、いわゆる庁舎の建設ということについて総合計画に掲げてあるということの食い違いといたしまして、その辺をご指摘なのかなと思っておりますが、そういうことですかね。

結局、先ほども申し上げましたように、51の協議項目を調整の中におきまして、それぞれの合意に達してはありましたものの、これについてはやっぱり目標とするとか合併後に調整するだとかといった言葉がいろんなとこにあったと思いますが、この庁舎につきましては、今のいわゆる花房のD地点という地点につきましては、これについて3年を目標としてこのグリーンロード沿い、325と387間において建設を目標とするということであったと思います。そこで、それはまだその当時において花房の中部第2期畑総事業というのは事業が起きていない状況であって、これをやるかやらないかも270名前後の方々の意思も全く示されていない状況であったと思います。

それから、皆さん方の会合が幾たびも開催されて、そして事業化に向けて進められた。その途中段階に、経過的にいきますと、もうやっぱりあきらめざるを得ないというような状況が何度も直面した中において、本当にこの花房台、これまで県営事業として水を受給しておった。しかし、それがコストかれこれ、社会の変化によりまして廃止になって、そして龍門ダムの方の水を利水するという事で国営事業・県営事業が行われるということになって、それに期待をつないでこられたということもあって、大変な推進協議会、地元の皆さん方のご尽力によりまして事業化が進められてきたということでありまして、当初からもう3年でできるなんていうことは到底、夢のまた向こうの話であったということをおっしゃるを得ません。

そのことについては、これはあくまでも努力をしていこうということでこれまで努力をしてきたところではありますが、繰り返しですけども、今の現状として、用地の取得、そして市の所有物になるということについては29年度以降にならざるを得ないということですから、それは合併特例債を使うという前提がなければ別ですけども、これからそれを期間内につくるといえば、合併特例債は有利であるということであって、果たして庁舎等検討特別委員会の方で検討されまして、庁舎をつくるかつくらないかというゼロベースで今から話をされるものだと思っておりますので、私の方が場所をどこにして庁舎をどうするんだといったことについては、今、避けるべきじゃないかというのを午前中の質問にもお答えしたところでございます。そういった意味で、総合計画、新市建設計画に計上してあるということでございます。

財政的に有利であるからということ、何かしら皆さん方の気持ちを庁舎建設の方に向かせようとしているかのようなことで思われているのかなと私も受けとめたんですが、それは有利か不利かといったら有利であることは誰しもが、万人が認めるところでありまして、それは議会の全員の皆様方、森議員も含めまして、この特別委員会の中で、それは新しいこの合併特例債の制度というものを利用して検討すべきだと。もちろんつくるかつくらないかも含めてのことだと思っておりますが、そういうことでの皆さん方のご意思を踏まえて、それでは私はこのD地点については無理な状況だということのを了承して、新しく検討していくための費用を計上すべきではないかということを考えておりますということをお願いしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 市長の答弁はなかなかつかみづらくて、聞いたことにひとつご答弁を願いたいと思います。最後の質問ですので、よろしいですか。

なぜこういうもう終わったようなことを聞くかといいますと、やっぱりそこがはっきりしませんとといいますか、市長の態度がわかりませんと、なかなか次の段階に進めない。

せんだって、オリンピックじゃなくて、陸上競技で誰かフライングしましたですね、1発失格ということで。

[「ボルト」と呼ぶ者あり]

○9番（森 清孝君） ああ、何ですかね、黒人が。まあ、それと一緒に1回フライングしますと、なかなか次、さあ、またやろうという気持ちになるまでにはやっぱりちょっと時間がかかるわけですよ。だから、市長はどう思うておられるか知りませ

んけれども、ひとつ答えていただきたいと、このように思います。

私はずっと事前換地が終わって、非農用地が確定されたならば、市長にやる気があるならば、どうにかなるんじゃないかとずっと思ってたわけですよ。そしたら、たまたま3人の旧町村長さんたちがそういう方法も追求すべきではないかというふうな、たまたま同じようなことを言っておられましたもんですから、公的にないというふうにおっしゃるから、それじゃあ熊本県下においてそういうような事業をしたところはあるかないかということ聞きよるわけです。やっぱりどこもなくて、やっぱり、ほら、市長がおっしゃるとおりというなら次の段階に行かじゃん、かなというふうにも思うわけですけども、私はずっと市長を信じて、ぶれない市長というふうにしておったけれども、最後の最後になってどん詰まりに来てほしい、こういう話だもんですから、そこはちょっとひとつ丁寧なご答弁をお願いしたいと。

それから、議員の間では、やっぱり5年もたつと状況も変わりますからという話をされる方もおられます。確かに、それはそうでありましょう。しかし、さりながら状況はどうかというと、さっき言いましたように、株価は半値になつるとし、余りよくはないと。しかし、凍結を解除してどこかにやろうとおっしゃるから、そこもちょっと一つ整合性がないかなというふうに思いますので、あと一つ変わった状況といいますと、議員の構成が変わつてきますですね、合併直後とは。合併直後は59名でございました。いろいろ議決をする際には、やっぱり数でございまして、1回はやめてくれというのは、否決されとる議事録も残っております。今は23名でありますから、地域別にはご案内のとおりであります。その辺も見られて、最後はやっぱり議決が必要になりますから、市長の判断もわからんじゃありませんけれども、もうちょっと最初に取り交わしたことを尊重されるようなご努力があつてしかるべきではなかろうかと思ひます。

菊池は、もうあれですけども、文教の地と言いながら、廉恥礼節を重んじる地であります。その辺に期待しておった私でもございます。一遍もう建てないというふうにおっしゃったわけですから、市長は強いですから、あと軟着陸をするためにも、この後、どのように考えておられるのか、市長の考えをお聞きしたいと。

人の言葉と書いて「信」ということはよく言われることであります。ずっと市長の言葉、あるいは書かれておるものを信頼せん限り何を信用しますか。そういう方面から、まじめにひとつお答えを願ひたい。最後の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご質問の主旨が、私の受けとめ方が悪かったのでしょうか、お

答えになっていなかったということでございました。

まず第1に、県下にこういった事例があるのかということで、私も手元にそういった事例があるという話は聞いておりません。ただ、やっぱり事業の内容によって、例えば農道だとか、あるいは用排水路だとか、そういったものを事前換地の段階においてやるといった、並行してやるというなのは、これはあっているという話は聞いておりますし、恐らく構成市町、4市町村の中においてもそういったことはあったと私は思います。

ただし、事業がこれだけ、数十億円もの巨費を投じていく中において、例えばいわゆる自分のものになっていない土地の上に権利が設定できるのかということだろうと思います。どこの番地に何をつくるのかといった場合に、議会にそれを諮るにしても、人様の土地であって、何十人かの恐らく地権者になるかと思いますが、そういったものが、地権者が変わらない、そういう状況の中で庁舎建設というのをそこにできるのかといったら到底できるはずはないし、事例がちっちゃな農業用排水路とかといったものであれば、それはもしそこでいろんなトラブルが発生しても、また変更だとか、あるいは時間を、年数をかけるとかといったものも可能かもしれませんが、こういった状況の中において庁舎建設という場合に考えれば、到底そういったリスクを負うてできるわけではないというふうに思っております。

誰の土地につくるのかといったら、人様の土地の上にもって市庁舎をつくりますと、こういった極端な話でいけば、そうなるのではないのかなと思いますので、自らの市の所有する土地ということに用地を買収した上、そして権利が確実に登記上移管した上、そして建設しなければならないというのは当然なことだと私は思います。

また、努力すべきということで、その用地を取得するための努力というものについては、本当先ほども申し上げましたように、市は当然のことではありますが、県営事業でありまして、県の方も大変な努力をされてきたと思います。そして、また地元のとりわけ地権者の方々、そしてそれを推進する推進協議会の皆さん方、換地委員の皆様方、本当に大変な苦勞をされてまいったことでありまして、しかしながら諸般の状況の中で、どうしても農業情勢が混沌としているという状況であります。そして、いわゆる地権者の方々の高齢化、そして後継者不足ということでありまして、ちなみに平均年齢どのぐらいになっているだろうかという係に聞きましたところが、その受益者の方々の耕作年齢というのは多分70歳近い年齢になっているというような話を聞いておりまして、これからさらに四、五年先にしか耕作はできないと。70歳になってしまう。そして、さらにこれを、償還期間というのを15年すれば85歳になってしまうという、それで後継者がいるところといないところといったものからすれば、事業に安易に乗れなかったということも背景にはあった

んではないのかなと思います。それで、当初から3年、5年でできる話ではないということを私は明確に言ってきたわけですが、あくまでもこれを目標とすると、目途とするということで、新市建設計画、合併協議というものに整ってきて、努力はやってきたものの、努力が足りなかったということであったのかもしれませんが。

それから、また昨日の一般質問で東 裕人議員が私案としてお示しをいただきましたが、ぜひまたそういった私案につきましても、先刻申し上げましたように、森清孝議員におかれましても、これをつくるという提案を、今、思いでおられるのか、つくらないという思いでおられるのか、つくるとすれば、それじゃあどういうことを考えているのかといったことも含めまして、ぜひひとつ特別委員会もあることでありますので、自らの私案ということもぜひお示しいただければなど。

そういった数々、多くの皆さん方の考え方というものを聞きながら、早く案をまとめていきたいと思っております。私自身がこういう思いを持っているとかということにつきましては、今申し上げる段階にはあっていないと思っておりますので、皆さん方の意見を十分聞きながら方向性をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

---

○

休憩 午後1時52分

開議 午後2時03分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、早速通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、菊池市の財産管理と自治体としての責任についてであります。

1点目ですが、菊池市では財政調整基金を初めとして、小川基金や土地開発基金等、13の基金があります。また、それ以外にも土地、建物等の財産があります。その中に九州電力の株式750株を所有をしております。まず、この株式所有に関する取得の経緯をお聞きいたします。

さらに、おおむね、ほとんどの基金条例には、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2点目に、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとの条項が盛り込まれておりますが、地方自治法及び地方財政法等の法的根拠

をお示しをください。

さらに、この750株の震災前、3月1日時点の評価額と現時点での評価額をお答えください。

2点目です。株式を保有するわけですから、当然株主総会への案内が来ると考えますが、今年度の株主総会への出席の有無、また欠席の場合、委任状の提出等が行われたかをお伺いをいたします。

3点目です。今後、九州電力の株主として、菊池市としてどのように対応していくのか、執行部としての思いをお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 九州電力の株式に関しまして、樋口議員からご質問のありました1点目の株の取得の経緯と株主総会への出席の有無、こちらについて私の方からお答えをさせていただきます。

九州電力株式会社の株を保有しておりますのは、現在、熊本県内14市におきましては山鹿市と菊池市のみで、ほかの市では保有はされておられません。

九州電力株は、旧菊池市において昭和51年1月6日に額面500円の株券170株の取得から、平成7年11月20日の無償新株式発行による21株の取得を最後に、現在まで750株を保有しております。九州電力株の購入に伴う目的につきましては、当時の資料が現存しておりませんので、判明をいたしておりません。

次に、保有の法的根拠を申しますと、地方自治法第235条の4第1項及び地方自治法施行令第168条の7第1項により、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない、現金または有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。さらに、地方財政法第4条の3第3項に類似の規定がございまして、積立金は銀行その他の金融機関への貯金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買い入れ等の確実な方法によって運用しなければならないともあります。

本市が保有しております九州電力株の評価額ですが、平成23年2月3日付で1株当たり1,846円を示しておりましたが、平成23年、本日9月6日現在では1,320円という価格になっております。

次に、九州電力株式会社の第87回定時株主総会は、平成23年6月28日、福岡市内のホテルを会場に開催されましたが、本市としては出席することができず、会社提案及び株主提案の議事に対する賛否における議決権行使書を提出したところ

でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本年3月11日の東日本大震災によります東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、日本国内の原子力発電施設のあり方や、また安全性が問われております。お尋ねの九州電力株式会社に対しましては、どういった提言を行うかとのことでございますが、現在確保されているエネルギーにおいて、今すぐ原発を廃止いたしますと、需要と供給のバランスが崩れ、国民生活はもとよりといたしまして、経済活動など、はかり知れない影響が予想されると思います。

市といたしましては、太陽光発電や風力発電、また地熱発電などの新エネルギーが長期にわたり安全かつ安定的に供給できる体制が国家レベルで進むことが必要であると、このように考えているところでありますが、九州電力株式会社に対しましては、まず一つ、迅速かつ適切な原子力発電所の事故対応、それから二つ目に、原子力発電所等の安全確保及び防災対策の強化、三つ目に電力の安定供給の確保について求めていきたいと、このように考えております。

また、去る8月26日には、ご案内の再生可能エネルギー買い取り法が国会において成立をいたしました。この法律は、電力会社に対しまして、太陽光や風力など、自然エネルギーによる電力を全量、国が決めた価格で一定の期間買い取ることを義務づけるもので、今後、自然エネルギーによる電力確保のさらなる推進が期待されるところであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 再質問させていただきます。

法的については、ご説明がありましたので十分わかりました。ただ、取得の経緯が不明というのは余り、こういう場で言うべき言葉なのかなとはちょっと感じたんですが、あと額面に関して言うと、大体震災後で言うと、約トータルで40万ぐらいの目減りということですかね。

あとは、6月の株主総会には、99万ぐらいか。

まあ、出席はできなかったけど、議決権の行使書を提出されたということですね。

あと、また市長の答弁をお伺いしますと、原子力発電については、国民の生活や経済活動に大きな影響が予想され、混乱を招くために即時の原発停止は難しいと。今後は、自然エネルギー等、国家レベルで対策を図ることが不可欠と。また、原発の安全確保とさらなる防災対策の強化を提言するということですね。大体これによ

ろしいですかね。

でしたら、私は、株価を見る限りでは最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるという定義には若干そぐわなくなっただと思われる九州電力の株なんですが、私は自治体株主として声を伝えるためにも、決してこの株を売却することなく、菊池市として保有するべきと考えますが、いかがでしょうか。

東京都のように、東京都の場合は東京電力の株式を4,267万株ですかね、毎年年間25億ぐらいの配当金を受けとって企業会計の赤字に充てているということなんですが、菊池の場合はそう大きな金額ではありませんし、ならば自治体としてその株主の権利を行使するべきではないかというふうに考えます。

先ほど述べられた山鹿市も保有しているということですよ。山鹿市の場合が3,154株、できればこの株を含めて、ほかの自治体と連携をして、九州市長会または全国市長会等で議論をしていただきながら、これからの日本、九州のエネルギー政策について提言をするべきではないかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。場合によっては、他自治体に九州電力の株式の購入を考えていただいて、大きな力となってそれを示すというのもやり方ではないかと思えます。

基本的に、いかに少額の株式保有とはいえ、株主はその事業者と責任を共有しているはず。そのことは、さきの第三セクター四季の里における会社解散時にも議会で議論がなされたはず。ならば、自治体としてその提言を行う機会を放棄することは私は許されることではないと考えますが、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現在保有しております九州電力の株は、発行済株式総数の約4億7,400万株からすれば誠に少額でありまして、東日本大震災発生前に比べますと、評価額は下がっていますが、さきの国会で再生可能エネルギー買い取り法が成立しましたので、自然エネルギーへの関心も高まるものだと、このように考えております。

また、現在の評価による売却損や会社への議決権行使を考慮した場合においては、ご提言のように、現在においては保有しておくことが有利ではないかと、このように判断をいたします。

今、山鹿市と菊池市が保有しているということだったんですが、考えてみれば、もしかしたら、想像の域を超えませんが、菊池市は非常に菊池川に伴います発電所、変電所等がございました。山鹿は、多分内田川水系というものがあつたのかなと。そういう県下におきますところの河川を持っている発電所に縁のあるとこ

ろが特に取得をされていた中において、必要性がなくなったということで売却されている関係市があるのかもしれないというふうに、これは推測ではありますが、そういう考えをしたところであります。

今後の九州電力の株主総会への出席につきましては、日程を調整しながら、代理の出席も含めまして、可能な限りには出席をして、また株主としての意見を申し上げることにもなろうかなと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 全体的にこれまでの国のエネルギー政策自体は、戦後の復興を遂げるために、ばらばらだった電力会社を統合して、今日の形態に至っていると。その中で、国民生活の利便性を高めるために安定した電力の供給ということで一生懸命やったんでしょうが、その中で1973年のOPECによる石油の大幅値上げによりオイルショックが起きて、その中で3本の柱を主眼として、そのエネルギー政策に変更せざるを得なかったと。その中の一つといえば、1番目は脱化石燃料、2番目が化石燃料の高度化利用、そして3本目の柱が省エネというか、省電力ですよ、その3本が柱だったと思うんですが、その中で安全と安心を売りに今の原子力発電所がどんどん建って今日に至っているという変遷だと思います。

ただ、ここからはちょっとあくまでも個人的な見解として申し上げさせていただきますと、今回の福島第一原発の大惨事は原子力の怖さを改めて実感させられた出来事でありました。ならば、原発はすべて悪だったのか。私はそうは考えられない。確かに、今回のそういう原発の事故は絶対安心という神話を根底から覆す出来事ではありましたが、しかしやはり戦後から今日まで経済大国としての復興、国民生活における利便性の向上実現に、その裏には原子力発電はその一翼を担ったものというふうに考えられます。

ただ、今後は国も原発に頼らないエネルギー政策に転換することは確かであるというふうに考えます。それはこの日本という国は、人類の歴史上、唯一2回の被曝を経験しているからです。1回目は、昭和20年の戦争の中で核兵器という兵器利用の中で放射能の被害を浴びた。そして、今回は原発事故という、平和利用という目的ではあるが、放射能における事故、被害というのに何ら変わりはない。併せて言えば、第5福竜丸のマーシャル諸島の事件を入れれば、日本は3回の原子力の被害に遭っている。そのことを考えたときに、短期的なものではなく、長期的には必ずこの原子力による政策は転換されるものというふうに考えております。

その中で、国も非常に、言葉は適当ではありませんが、いいかげんというか、1人の首相の方は温室効果ガスの25%をうたい、次の首相は原発の事故に伴い脱原

発を言ってみたり、25%を片一方で言いながら、とまっている火発を動かしてどんどんCO<sub>2</sub>を出すという、そういう中で、明らかな政策が出ない中で、市長に答えてくれというのは非常に心苦しい形だとは思いますが、私はこの菊池という地域の特性を活かした中で、先ほど言った自然エネルギーの、再生可能エネルギー法は通ったんですが、まだ電力が幾らかというのははっきりはしていない。ただ、その中に、さきの答弁でもあったように、中山間地等の活性化を考えると、逆に利用できる部分はあるんじゃないかというふうに考えています。

今や世界では、全体的にはアメリカもヨーロッパも、そして東アジアでは韓国の済州島や中国の広州辺りでスマートグリッド、スマートシティというのをいろいろな形で実験をされています。域内の電力を全部最適化という形で使うという形なんですが、日本にはまだその例はないと思うんですが、経済建設委員会の研修で今度予定をされておられる高知県の梶原町ですかね、この梶原町は風力電力により年間3,500万の予算が出るもんですから、そのお金を使って太陽光パネルを最大80万円の補助金を交付したり、森林伐採による木質ペレットでの発電等をされて、今、全体の約25%を自分のところでエネルギーをつくっておられるそうです。

ただ、大きな形でのスマートシティというよりも、私はそのスモールパッケージのスマートシティ、特にヨーロッパとか、そういうところで行われているのは都市型のスモールシティ構想ですから、私は世界で初めての田園型、農村型のスモール・スマートシティをやってはどうかというふうに思うんです。休耕田にメガソーラーパネルを置きながら、例えば小さな集落の中ですべての電気を賄いながら生活のエネルギーをすべて自分たちで作り出す、こういうことが可能になれば、私は違った形でこの菊池の自然が活かされるのではないかと思うんですが、先ほども述べたように、国の政策がはっきりしない、補助金もはっきりしない中ではっきり答弁してくれとは言えないんですが、全体的な構想として、市長としては今の私が述べた発言の内容をどうとらえられるか、お答えをいただければありがたいです。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） スマートシティということでございますが、これについては明確な定義というものは存在しないようでございますけれども、一般的には太陽光とかと言われるような、風力発電であるとか、再生エネルギーを、新たなこの新しい技術やいわゆる手法を取り入れて、環境負荷をなるべく抑えながら地球環境に優しい一つの状態を実現していこうとする、そんなまちがスマートシティということかなというふうに思っております。

国家レベルのいわゆる施策の一つであるエネルギー政策だと考えておりますけど

も、しかし今、この3. 11以来、このエネルギー問題というのが単なる国家的なものではなくて、身近に、それぞれの自治体もそれを考えていかなければならないような、そういった問題を提起した、いわゆる3. 11の発災以降というのは、自治体が真剣に取り組んでいこうとしている、そのことを今、樋口議員の方が述べられたということだというふうに受けとめております。

日本でも経産省の主導によりまして、昨年から次世代エネルギー、社会システム実証地域として、横浜市、豊田市、京都府けいはんな学研都市、北九州市をモデルに実証事業が開始されているようでございます。熊本からは水俣市がソーラーを中心とした次世代エネルギーの取り組みをテーマに提案をされたようですけれども、この中に入ることはできなかつたと、このように伺っております。

こういった中で、先般、再生可能エネルギーの全量買い取り制度に関する法案が成立をいたしました。このことを前提としてか、今年、ソフトバンクの孫社長が自然エネルギーの普及拡大に向けて電田プロジェクト、電気の「電」と田んぼの「田」で電田プロジェクトを自然エネルギーの普及拡大の柱に据えることを発表されました。このプロジェクトは、いわゆる広がっております休耕田あるいはまた耕作放棄地に対しまして太陽光パネルを設置してメガソーラーをいわば発電地とするものでございます。そのために、すぐさま私の方はソフトバンク本社まで本市の職員を出向かせまして、この電田プロジェクトの候補の一つとして加えていただくように要望を伝えたところでございます。ちょうどまた東京菊池会の折に、その中に菊池の出身者でその関係者がおられたために、ご紹介をいただきまして取り次ぎをいただき、その関係社長にも担当者がお会いしたということでございます。

私は、以前から環境を大切にしたい環境日本一の一つのまちを目指したいということをお願いしてまいりましたが、この東日本の3. 11の発災以降における自然エネルギーの重要性というものを再認識をいたしまして、国や企業の動向を注視して、議員が今述べられましたような事柄につきまして、省エネをテーマとした一つのまちづくりを今後さらに目指してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

小中学校教職員の確保についてお伺いをいたします。

このことは森 隆博議員も先般一般質問されておりますが、現在、公立の小中学校教職員さんは、そのほとんどが熊本県に採用され、県下の小中学校に配属をなされ、定期的な異動がされております。しかし、熊本市の政令市移行後は、教職員の

採用、異動についてもシステムの変更がなされると聞いております。現時点で、そのシステム変更の内容はどのようになっているのか。

また、そのことにより菊池市における教育環境の変化をどのように考えるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 熊本市が政令指定都市に移行するに伴いまして、教職員の編成がどのように変更になるかということですが、これはさきの3月定例市議会の森隆博議員にも答弁させていただきましたように、大きく変わるのは県費負担教職員の任命権というものがございします。すなわち採用あるいは異動、退職、そうした熊本市独自の権限になるということです。また、県費負担教職員の給与等の決定、初任給あるいは昇級等の決定権についても同様となりますが、これは県条例が適用されるというふうに伺っております。このほかに、分限、例えば休職等もございしますが、それから懲戒処分の権限があります。ただ、給与等の負担や支給、学級編成の決定、学校種ごとの県費負担教職員の定数の決定は熊本県教育委員会にあるということです。

ご指摘のあった教職員の採用あるいは人事異動についてですが、平成24年度に実施されます選考考査から熊本市単独で行われるということになります。また、平成24年4月1日時点で、熊本市内の小中学校に勤務する教職員は、原則として熊本市任用の教職員となりますけれども、平成19年度以降に採用された若手教職員には、意向調査、さらには面談等を実施した上で任用先を決めることとなるというふうに伺っております。

以上、わかっている範囲でお答えいたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 何かこの問題については、まだまだ先があるというふうな感じで受けとめました。私が言いたいのは、義務教育における熊本市内と郡部との不公平があってはならないということです。今のお話ですと、熊本市内に任用された方は、要は俗に言う遠隔地というか、天草とか阿蘇とか、そういうところに行かなくていいわけですね。政令市になって熊本市が雇い入れた教職員であれば、それもしようがないのかなと思うんですが、それまでの先生たちはすべて熊本県で雇用契約を結ばれた方ですから、おれは遠くに行きたくないとかという、そんな理由で熊本市内にとどまれるちゅうのは非常に郡部とすれば迷惑な話ですから、その部

分はどうか声を上げていただきたい。

また、昨日、教育長から中学校の空調の話が出ました。私も当時の北中学校のPTA会長だったんですが、なぜ空調をつけたかという経緯にいきますと、非常にその数年前から菊池市の中学校の学力低下が問題になっていたときに、先生に対してアンケートを出した中で、暑さ対策、要は暑過ぎて生徒の集中力が低下をして、そのことが原因で学力が伸びないんだというアンケートの答えが数多く返ってきたみたいです。そこで、前田中教育長は国の補正予算を使って、それじゃあ学力向上のために、文教菊池のために設置をしましょうということで、議会の承認を得ながら今の空調設置に至っているという経緯があります。

私は、逆に今度、これからまた空調を設置して学力が伸びない、そんなときに熊本市が政令市になって教職員のなかなかいい先生がとれないんだと、そういうことを言いわけにしないでほしいんです。決してそういうことがないように、政令市移行後もいろんな制度変化については、教育長におかれましては目を光らせて、声を出すべきところは声を出していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。次に移ります。

3番目の表彰・顕彰制度についてであります。

今日、菊池市の多くの学校、そして地域、クラブ等、文化系・スポーツ系を問わず、無償にて児童・生徒に対して技術指導などを長年にわたり貢献をしている方々に対し、表彰制度を検討してはどうかというふうに考えますが、執行部としてはどういうふうに考えておられるかをお聞かせをください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 各学校あるいは地域において、部活動あるいは伝統文化、読書活動、農業体験、あるいはいろんな食文化等の分野で多くの方々が児童・生徒のためにご貢献をいただいております。そのことに心から感謝を申し上げているところでございます。

例えば30年以上の長きにわたって剣道部の活動を指導され、有為な人材を数多く輩出させている方もおられます。また、数年間、読書の読み聞かせを続け、読書活動を活性化していただいている方、そのほかいろいろ総合的な学習で地域から学校へ足を運んで子どもたちの教育に携わっておられる方、いろいろおられるわけです。

そういう方々に対する表彰制度ということでございますけれども、現在、教育委員会独自の制度というものはございませんけれども、本市においては菊池市表彰規則というものが平成18年に制定されております。これはもう樋口議員もご存じだと

思います。この表彰の規則を見ますと、その表彰基準として、教育、産業、民生、土木、土地改良事業に貢献した者とありますし、また該当する事業に貢献し、市民の模範となる者と規定がされております。

まだこの菊池市の表彰規則というものが余り一般市民の方には周知されていないというのは事実でありますし、当然学校においてもこういった表彰規程があるということが、多分随分周知されていないと思います。今後、この表彰規則に係る具体的な基準を今現在市の方で検討しております。この基準の中で表彰できるように今後検討し、またその周知につきましては学校を通じて、教育の面で表彰できるものがあれば、この表彰規程に該当するというので、それぞれの学校から該当者を挙げていただいて表彰していきたいというふうに考えておりますので、今後、校長会を通じまして、改めてこうした菊池市表彰規程に該当する指導者の方があれば、遠慮なく推薦してほしいということを伝えてまいりたいと思います。

この表彰制度ということは、まだ現在のところありませんので、そうした表彰規程の規則の方から、まずこれを周知徹底させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 教育長、菊池市表彰規程で、今、表彰された方は、合併後、対象はゼロ人ですよ、一人もおいでじゃなかったと思うんですが、ですね。

非常に中を見ますと、かた苦しいというか、まず一番最初に誰を表彰するんだらうということ次第で、賞の重みも何かちょっと変わってくる形なんです、いろいろな形で言えば、今の菊池市で言えば、一昨日ですか、世界陸上に出ていた江里口君もそうなんでしょうし、前総務部長の娘さんの緒方さんも日本一になられたり、泗水の方では巨人ドラフト1位で行った山本君とか、いろいろな形の方がおいでとは思っています。

ただ、そういう成功した方を表彰すると、地域に貢献があった方を表彰するというのは、私は表彰規程の中で、いろんな審議会を経てやっていただくちゅうのは構わないと思うんですが、要はそこに至るまで、子どもどものとき、児童・生徒のときに基礎を教わって今日があるということですから、その指導をされる方というのはまた別な形で光を当てていただきたい。

要は、表彰状とちょっとした記念品ですから、そんなに予算が要る話ではないと思いますが、できればそのことを考えていただけるのであれば、私はその何らか特徴がある記念品をつくっていただければというふうにも考えます。

ちょっと若いころ、2年ほどイベントの先生につきながらいろんな勉強をしてい

たんですが、いろんな祭りのときに、要はブリキの勲章、変な話ですが、消防団でも15年表彰、20年表彰等、ちっちゃな勲章が来るんですけど、そこに参加した者にしかもらえないものというのを何かつくっていただいて、長年の貢献に対して報いていただきたいという思いです。

本当に指導者、ここに二ノ文議員もおいでですが、水泳で子どもさんをもう多分30年以上にわたって指導されていますし、ほかにもいろんなことをされている方がたくさんおいでだと思います。そういう意味で、ある意味では、よく人が言われるのは、彼は好きだからいいんじゃないという話なんですけど、実際、いろんな監督さんとか、そういうものを見ていると、ある意味自分の家は犠牲にしながら、よその子どもさんたちを自分の子どもさん以上に思いながら、全身全霊を向けて面倒を見ている方が多くおられるわけですから、有償であれば別ですが、無償の方に対してはいろんな、協会とかではなくて、できれば市としてその功績を認めて、簡単な形でもいいので、自薦・他薦、先ほど学校から推薦という話がありましたが、例えば地域の区長さんからでもそうですし、そういう形で受け付けてやっていただければというふうに思います。

明日の人材をつくるそのすばらしい職責に無償の対価で報いる方々に光が当たることを願いながら、一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

---

○

休憩 午後2時42分  
開議 午後2時54分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 5番、水上彰澄です。

通告に従いまして質問をいたしますが、私のこの庁舎等建設についての質問は、昨日の東 裕人議員、それから森 隆博議員、森 清孝議員の質問もあっているようでしたし、質問も答弁も重複する部分があると思いますので、この1問目あたりは割愛せにゃいかんと、そういう状況も起きました。

はい。まあ、最初申しましたとおり、確認のため、やらさせていただきます。

今日まで私の質問は、要旨が一つ、要旨が菊池市花房台地におけるの庁舎等建設が凍結されているが、解除する気持ちはあるかということでございましたので、庁舎等検討特別委員会の凍結解除の申し入れがあつておりましたし、今定例会の冒頭

に特例債活用できる新建設予定地を検討する方針を表明されましたので、これは聞かなくてよくなりました。

2問目の議会特別委員会の申し入れがなければ凍結解除はできないのかということについては、できなかったのかということになります。質問事項と要旨については早く出しておりましたので、肩透かしを食ったような状況にありますが、これを1回目の質問といたしますが、なぜ今年の1月に、特例債緩和された、そういう時期に執行部側から言われなかったのか、その辺のお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。これを1回目の質問にいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご質問の通告と内容が少し変わったということで、ご説明をいただきましたが、いわゆる新庁舎建設について凍結解除ということを表示させていただきましたが、これについて1月の時点でこの合併特例債の見直しがあったということについて、その時点で議会の申し入れなくして凍結を解除、自らでなぜやらなかったかといった、そういうご質問かと思えます。

凍結というのは、なぜやったかという原点に触れる必要性があります。平成18年にこれまでの計画に従いまして、約束どおり守っていきこうということで進めてまいったところではありますが、それはいわゆる基本構想・基本計画、そういったものについて3,000万余の予算をいただきまして進めてまいりました。しかし、その翌年、19年度においては基本構想・基本計画がまとまったことによって、基本設計に入るという段取りになっておりました。基本設計の予算がおおむね約8,000万円ほどかかるということで試算されておりました。それで、基本構想・基本計画が終わった段階において、これを基本設計に入っていくにはまだまだ、先ほどの、前段の質問につきましてお答えしておりましたように、この土地改良事業、畑総事業の進捗状況が極めて不安定な状況にあったわけでありまして。

そのまま基本設計に入れば、8,000万余のお金をかけながら、もしかして事業が崩れるかもしれないという状況の中において非常にリスクが高いということで、これは一時的に凍結をして、状況を見る必要があるということで凍結をいたしました。自来、この凍結の解除ができないままにあったわけでありまして、凍結の解除の背景には用地の取得が困難である、そして財政的な状況というのは好転の兆しがまだ見えないという二つの問題点を提起をいたしまして、これについていましばらく凍結をさせていただきたいという、それについては議会の、当時におきまして18名の議員の皆さん方が凍結をしてほしいということで申し入れがあったことを受けまして、凍結に至ったということでありまして。

そういうことからいたしまして、この1月に合併債の方向が変わったということで、これを皆さん方に説明申し上げまして、審議会が開催をされ、そしてまたその中でこのD地点とされております現計画の地点においては非常に無理があるということについて、今後どうしていくんだとかということで特別委員会がつくられて、特別委員会も数回にわたって開催をされて、その中でこのD地点については現状としては無理があると。それで、これを改めて合併特例債の期間内に有効的な、大変効率の高い合併債であるんで、これを使ってやるかやらないかも含めながら検討していこうということで、特別委員会の方がそのことを背景にしながら予算要求が必要になってくるということで、執行部に対しまして凍結の解除を求められたということでもあります。

それで、私の方からいたしますれば、皆様方から申し入れがあった凍結に対しまして、今度は凍結の解除の意思やあるやないやということで、その周囲の環境の変化というものを皆様方に説明を申し上げて、皆さん方の判断というものを待っていたところでもあります。それに基づきまして、正副議長の申し入れ、さらにはまた特別委員会の正副委員長、正副議長さん、申し入れがありまして、凍結の解除ということでの申し入れにおこたえする形で凍結を解除するということをお願いしたということでもあります。

これは現在の予定地における建設は無理であるということの背景からいたしますれば、これは特別委員会で全議員の参加によることでもありますので、もうその確認をされて、そして総意によって申し入れを受けたというふうに判断をいたしておりまして、花房中部2期地区の畑総事業地内におきます現予定については全く白紙になっているという状況で、新たな問題として、庁舎問題について建設の是非も含めまして議論がされなければならないというふうに受けとめておるところでございますので、そのようにご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 前議会の18名の申し入れによって凍結をしたということでもあります。それはわからんでもございませぬけども、凍結の解除の件は、解除するということが表明を、今議会の初日の冒頭において表明されましたけど、白紙ということは表明の中にはなかったというような気がいたします。ちょっと私が耳が遠かったのかどうか、聞こえませんでした。

そういうことで、明るる日の9月1日の新聞には白紙ということが書かれていたのは皆様ご承知のとおりであります。白紙という言葉はいつつけ加えられたのか。私も凍結解除と白紙は一体的なものであると、そのようには思っておりますし、何

ら言うことはございませんけども、表明後に市長の気持ちを言われたのか、それとも記者の推測、憶測、あるいはまた主観で書かれたのか。議会、市民が誤解するような発言は許されんと思っております。

もちろん凍結解除だけでは物事は進みません。雪が溶けてもとの芽が吹くだけのことでありますので、当然、花房台地のD地点ということが解除になるということでございますので、その辺の議論も出てくるというのは当たり前の話であります。26年度までの特例債期限までは間に合わないと何回も執行部よりお聞きしておりますが、白紙は後からつけ加えられたものと憶測いたします。

私も市長同様、白紙が望ましいと思っておりますが、市長と申しましたけども、新聞に書かれていた同様、白紙が望ましいと思っておりますし、庁舎等建設においては建設をするかしないか、それから始まり、その後、場所の選定。場所においては、花房台も含めます、もちろん泗水全域、これも含めます。また、その他4車線、325線が4車線化するということがありますならば旭志方面も考えられますし、4車線の周辺とか、それを併せましてもとのこの現庁舎周辺とか、そういういろんなのが考えられます。菊池市全地域より再度候補地を出し合い、特例債の期限も含め、いろいろと要件を満たさないものから消去法で決めていく、そういうことにすれば、おのずから結論が出てくると、そのように思っております。

市長におかれましては、進むも地獄、止まるも地獄と。後退はできないと、こういうことでありましょうが、止まるや後退は立ち往生するということでありまして、いたずらに凍結解除だけにとどめますと庁舎建設はできないということでありまして、特例債の緩和されているのにも関わらず利用しなかったとすれば、次世代、また将来において大きな負のツケを回すということになります。一時的に現庁舎の耐震強化には取り組んでおられますけれども、20年、35年においては新庁舎建設をしなくてはならないということになるから、ここは市長の政治生命をかけた決断にも値するものと思っております。どちらにせよ、決断をしてもらわなくちゃならない、そのように思っております。

ところで、先日の新聞に載りました白紙ということは、市長のお気持ちもあって白紙ということでありましょうか。その辺を、基本構想・基本計画を白紙にするということでもよろしいでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えします。

庁舎建設についての凍結解除というものが、いわゆる花房台のD地点とされております現計画、その地点について白紙なのかどうかの点と。水上議員は、これは白

紙と思うと述べられたわけでありますが、私も過日申し上げましたように、特別委員会が示されました、いわゆる現計画については無理があると。無理とはなぜなのかといえば、それはこの合併特例債の適用期間内にこれを行うことは無理があるために、D地点についての建設は極めて困難であると、そういったことでこれを白紙に戻すという意味がその中に私は含まれておったと思いますし、それで新たに別の地域、地点を探す、あるいはまたつくるかつくらないかということも含めて、今述べられましたように、どこにどうするんだということを含めまして検討するということで、そのためには白紙に戻して、そしてその費用というものが予算化されなければいけない、そういったことの思いの中でこの白紙に戻すということに私は受けとめたところでございます。

新聞記事等について、白紙であったかどうかと、記憶も定かではありませんけども、いずれにしてもそういった凍結を解除すると、そして今の現地点については無理があるという言葉が羅列しますと、これは明らかに白紙に戻して新たな検討に入ることだと言わざるを得ないと、このように思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、明瞭な白紙というお言葉をいただきました。間違いはないと、そのように思っておりますし、もう一つお聞きしたいところでございますが、この期限をよく言われますが、最終期限、この辺に、最終期限に間に合わんと、当然その建設もできないということになりますので、大体最終期限というのは、予定地の決定が最終期限ということは大体いつごろになりますか。その辺もちょっと聞いて、この質問は終わらにやいかんと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 期限というものには幾つもの選択肢があると思います。まず、やっぱり23名のそれぞれの議員の皆様方が特別委員会委員として議論をされながら、そして私の方に申し入れが、凍結解除がございましたが、その中で、まさしく失礼な話が、同床異夢的なものがうかがえると思っております。白紙というのは、現地点を改めて検討するという白紙にとらえている方もおられるやに伺いますし、また白紙というのは、今、水上議員が述べられましたように、新しくこの庁舎をつくるかつくらないかということも含めて地点を模索すること、手法を模索することを含めてといったさまざまな思いというのがあってはないのかなと、

このように思っております。

そこで、この期限はいつかと言われた場合に、つくらないと言え、それでもうおしまいになってしまうわけでありまして、それでいいのかという、また議論も出てくるのかもしれませんが。また、場所をどうするかといった場合には、言われたように、旭志地区についてはこういった地区があるよと、あるいは泗水、七城、旧菊池地区においてはこういったところがあるよといったものが示された中において、それならば直ちにできるよと、まさしく用地の取得が何も問題なくて直ちにできると、そういったことから判断して、期限というのがおのずからそれぞれ違ってくるということで、今ここで想定の中において新しい場所に、どこかにするという全く考えもありませんので、今、期限を切ると、表明するということはできない。

ただし、やっぱり逆算していけば、それだけの建物をもしつくとすれば、相当な期間がかかると、設計も必要になりますし、基本設計、実施設計、そして施工となってくれば、非常に限られた時間ということだけは言えると思っておりますので、今後、特別委員会の方での審議というのを非常に、大変時間が切迫しているという中において、適切な審議と判断をお願いいたしながら私の方は決断してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） わかりました。

次に、小水力発電についてをお尋ねいたします。

小水力発電については、6月定例議会の一般質問で葛原議員、木下議員が詳細にわたり質問されておりますので答弁は同じであるかと思いますが、ただいま合志川の上流で菊池東部中山間地の補助事業が1期7年で2期目の事業になっておりますけれども、95%の補助事業ということであります。よそにない珍しいパイプライン方式であります。合志川の上流より自然流下方式で、これはパイプラインによる用水事業が行われ、山の中あるいはパイプラインの施設の上の草刈り等をしなくて済むということで、通常人築と申しますか、手間がかかるもので、省けるものでありますので、パイプラインを利用した小水力発電ができないものでしょうかということでお尋ねをしたいわけでありまして。

県は阿蘇地域の中山間地においてモデル事業に取り組むということでありまして、菊池市も中山間地、多くございます。モデル事業として取り組んだらどうでしょうかという、そういうことで、少しでも地域の活性化につながると、そのように思いますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） それでは、まず私の方から小水力発電についてお答えさせていただきます。

県では、平成21年度と平成22年度に山都町や御船町などの5市町村で小水力発電の導入可能性の調査を実施し、水俣市と水上村で実証実験が行われております。また、今年度は阿蘇地域に農業用水を利用した小水力発電と太陽光発電を組み合わせ、農業施設の電力源の一部として利用する施設を設置することになっております。

小水力発電の実施に当たっては、水利権取得が必要となることが多く、このことが小水力発電の普及の妨げとなっていると指摘する声がありますように、水利権の問題が大きく、また農業用水を利用する際には水田に利用する水の年間消費量や、それに伴います水の必要量などの調査や発電量によっては国からの許可が必要となってまいります。そのため、県が行うこれらのモデル事業の目的は、小水力発電を事業化するに当たりまして、水利権の調整や採算性の確保などの課題があり、この課題解決に向け、企業やNPO法人などによる研究組織を設置して検討を進めるため、その動向を注視していく必要があると感じております。

また、太陽光発電の場合、余剰電力の買い取り制度によりまして、平成23年度の住宅用の単価が40円となっておりますが、水力発電は1キロワット時につき単価が4円となっております。8月26日に可決されました再生エネルギーの特別措置法によりまして、再生可能エネルギーの全量買い取り制度が2012年7月より施行されることになりましたが、いまだ買い取り価格や買い取り期間などは決まっておらず、今後の動向については注意を払ってまいりたいと思っております。

今後も、今までにない補助金制度や設置に当たっての許認可手続をさらに簡略化するなど、さまざまな優遇措置が打ち出されるかもしれません。そのような優遇措置と同時に、技術面でも数キロワットから数十キロワット程度の発電量のものについて採算性がとれるようなものが開発されることとなれば、まずは環境への影響などについて検証を行い、本市に合ったものを模索していく必要があると考えております。

現状では、新規のモデル事業や検証の結果の情報収集を行い、人に優しい水力発電などの自然エネルギーの確保につきまして、今後も技術革新の把握に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 水上議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま質問の中にありました菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業につきましては、平成21年度から平成26年度までの5カ年事業として、農業用排水施設の整備、圃場整備、暗渠排水、農村生活環境基盤整備事業等を総事業費2億6,160万円で実施しているところでございます。その中で、旭志姫井地区におきましては、水田8.5ヘクタールに農業用水を供給するために、直径5センチから30センチのパイプラインの配管事業を実施しているところでございます。

なお、直径30センチの配管につきましては、平成23年度で完了する計画にいたしております。

議員ご質問の直径30センチの配管は、上流からの自然流下方式でありますので、水力発電に活用できないかというご質問でございます。

土地改良事業によります小水力発電の意義につきましては、農業用水利施設を活用した水力発電を行い、土地改良施設の電力需要に使用することを前提といたしております。使用した残りの余剰電力につきましては、電力会社に売電することで土地改良施設の維持管理費の軽減を図ることは可能ということになっております。

現在実施しております本事業の中でパイプラインを活用し、小水力発電に取り組む場合には、受益者のご理解を得た上で事業の変更手続や経費の一部負担増をお願いすることになりますが、今回の本事業の中には電力を必要とする施設計画がありませんので、本事業の中で取り組むことは大変厳しいものがあるということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今後の国あたりの様子を見てから、あるいはモデル地区を検証しながらということですが、この件においては、菊池も中山間地が広がるわけですので、先ほど申しましたように、葛原議員、木下議員が言われましたのも併せまして広くあるわけですので、やはりよそのモデルを見るというのも大事でありますけれども、モデルになると、先にそういう国・県あたりをお願いしてモデル地区をつくると。かえって向こうから来ていただくと、そういうことを先にできないかと私は思うわけですが、またこの水力発電によりますところの電気の使用、これがそのパイプラインの中で動力あるいは電力を使用するところがないということですが、この辺においては、例えば公共的に部落の公民館とか、あるいは街灯とか、こういうものには許されないものかと、この辺のところを簡単でようございますけん、ちょっとお答えいただけますならばお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、土地改良事業による小水力発電につきましては、農業用水路施設を活用した水力発電ということで、その地区内の土地改良施設に基本的には電力需要を使用するというようになっております。当然その施設の整備につきましても受益者の方の負担が出てきますので、そういった事業の中で活用するというのが土地改良事業による小水力発電ということになっておりますので、その周辺の公民館とか公共用施設に使うということは、今のところちょっと無理ではないかというふうに判断をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 3番目の質問をいたしますが、パークゴルフ場（公園）についてということで申し上げておりますけれども、これも2度目でございますので、前回申し上げましたとおり、四季の里周辺、鞍岳山麓で辺地債を利用してパークゴルフ場をとお伺いしましたけれども、その後の調査検討がされたか、その辺のところを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えさせていただきます。

四季の里旭志敷地内でのパークゴルフ場建設について可能かということでございます。現在のキャンプ場南側のゲートボール場及びキャンプファイヤー広場一帯を仮に造成をするということにした場合については、9,000平米程度のパークゴルフ場の整備が可能ではないかというふうに思っております。

しかし、傾斜地の整備、コースの設定になりますので、実質利用面積はさらに制限され、愛好者の方に満足されるコースや変化に富んだコースをつくるのは困難ではないかというふうに思っております。

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ設置基準によりますと、およそ1万2,000平米以上のコースが望ましいとされており、県内では長陽パークゴルフ場が5万9,379平米、うぶやまパークゴルフ場が2万4,000平米と、主な施設におきましては2万平米以上の整備がされておるところでございます。

本年の熊本県全体のパークゴルフ協会会員は808名で、そのうち菊池市の協会会員は75名ということになっております。利用者につきましても、長陽パークゴルフ場及びうぶやまパークゴルフ場とも、平成19年度と比較しますと増加してい

る傾向がございます。

また、四季の里旭志の維持管理、仮に四季の里旭志につくった場合の維持管理につきましても、あくまで想定ということでございますが、人件費や芝管理等で年間500万円の管理費がかかるとした場合、プレー量を500円と設定すれば、年間1万人以上の利用者を見込めなければ採算は合わないということになります。

確かに、愛好者、利用者等は増加傾向にありますが、仮に四季の里旭志の敷地内にパークゴルフ場を整備した場合には、コース敷地面積が9,000平米以下と狭くなりますので、他のパークゴルフ場と比較した場合、魅力や満足度を与えられるコースが設定できるか、また四季の里旭志の運営ということ、特に採算性が重要になりますので、寒さの厳しい冬場でも安定した集客が見込めるかというようなことを総合的に考慮しますと、四季の里旭志敷地内に整備することは大変厳しいものがあるのではないかと考えております。

また、四季の里旭志周辺で建設はどうかということにつきましては、四季の里旭志周辺は大部分が保安林に指定されておりますので、必要面積を確保するのは今のところ困難ではないかというふうな考えを持っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 一つ、四季の里周辺ということも言うておりましたけれども、もとは旭野方面の辺地債、牧場の方の辺地債は活用できんかというところもさきには質問しとったわけでございますが、その辺の辺地債が利用できるのかできないのかということですが、それと管理委託料の件ということで、採算性の問題言われましたけども、管理委託料は四季の里でつくる場合は、もう今も現在、管理委託料というのは千五、六百万出とると思えますけども、その辺でできる。もちろんほかの施設はもうつくらんでいいわけでございますので、できはしないかという思いでしたところであります。

それから、もしそのパークゴルフ場はできないとしても何らかのものを、公園を私つけておりますけども、何らかの、やはり四季の里がうまく経営、安定した経営ができるような状況に持っていくというか、そういうことを考えていただきたいと。3年契約で、民間委託の3年契約でございますけれども、残り1年半ということになりましようけれども、やはり管理委託も継続できるような、そういうことを考えてもらいたいと。

公園においては、なかなか旭志の方は全体が公園だという冗談的な話もありますけれども、どうもできそうにないような感じもしますし、とりあえず菊池市の、何

ですかあそこは、藤田の河川公園とか、今後、泗水の富の原から、それから桜山、2カ所でございますが、立派な公園ができると思いますので、その辺のところを旭志の皆さんは活用させていただかにならんということになりますけれども、それらを含めまして、再度3点をお願いしたいと、答弁をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。辺地債の範囲がどの辺までなのかということですね。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） お答えさせていただきます。

旭野周辺、仮に全農種豚場南側ということで指定しますと、辺地債対象外ということで確認をいたしております。

また、先ほど申しましたとおり、四季の里旭志にパークゴルフ場は大変厳しいということで大変申しわけない答弁になったかもしれませんが、大変厳しい、四季の里旭志も厳しい状況が続いておりますので、今後、そのほかに何らかの手立てがあるのか、またどう行った方向で進んだら一番いいのかについては、四季の里旭志と十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、管理料につきましては、現在、指定管理ということで管理料を支払っております。このパークゴルフ場の管理についても、その管理料という、以降の問題については少し今後、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時36分

第 4 号

9 月 7 日

平成23年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 皆さん、はようございます。

議席番号3番の大賀慶一でございます。

早速でございますが、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、本市の道路整備計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。

本市の交通機関は、何と申しましても、唯一車に頼らざるを得ません。本市の基幹産業であります農畜産物の輸送、工業製品の出荷、人の移動等においても車に依存するしかありません。そのようなことから、本市の道路の整備は、本市発展のためにとりまして必要不可欠でございます。今後もよりスピーディーで、より安全な道路ネットワークの構築がますます必要になってくるものと思っております。

そこで、合併して早くも7年目を迎えました本市の道路整備についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず1点目に、合併以来、本市の道路整備計画はどのような計画に基づいて行われてきたのか。

2点目に、今日までのその取り組みや成果について。

3点目に、今後、道路整備を行う上においてどのような計画で整備を行っていくのか。

以上、3点をお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） おはようございます。

それでは、ご質問にお答え申し上げます。

道路整備につきましては、総合計画と新市建設計画に基づき、平成17年度より合併特例債の最終年度であります平成26年度をめどに整備を行っております。

また、平成26年度以降につきましては、次期総合計画に基づき整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 整備計画については、本市の基本政策に基づいてやるということでございますけれども、先ほど申しましたように、道路というのは非常に本市にとりまして生命線でございますので、しっかりとした基本政策なり中長期的な立場から道路行政を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

グリーンロードの維持管理についてお尋ねをいたしたいと思います。

本市を東西に縦断するこの道路は、合併前の旧市町村、4市町村をすべて網羅する道路でございます。物流や観光面におきましても極めて重要な道路でもございます。国道325号線や387号線からの七城町流通センターや植木インター線への農畜産物の運搬や菊池溪谷方面への物資輸送や観光道路としての役割も果たしております。いわば地域の基幹道路でもございます。近年は、大変通行量も増しております。特に大型車の通行が非常に多くなっております。

そのような中で、国道325号線から七城町の畜産流通センター方面への道路の損傷が大変ひどいように思われます。そのために、農畜産物の運搬時に荷痛みをするというお話も伺っております。また、旭志の東部、鞍岳山麓を通過する箇所は、非常に山間部のために、路側の木垂れや雑草の繁茂も激しく、外側線やセンターラインが全く消えているところが大変多く見られます。先ほども申しましたように、大型車の通行が非常に多くなっておりますので、地元の人たちも大変危険だということに危惧されております。

そのようなことから、次の点について質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、グリーンロードの現状の維持管理についてはどのように行われているのか。

2点目に、今後、路面の補修は、センターライン、外側線の補修について、どのように対応されていくのか。

また、3点目でございますが、夏場や秋の観光シーズンになりますと、隈府地区内の菊池溪谷方面へ行く道路が非常に混雑いたします。そこで、私は国道325号線の旭志の道の駅から菊池溪谷方面に向かう車両をグリーンロード経由で誘導す

るような道路の案内板を設置してはいかがでしょうか。大津方面から来ます車につきましては、グリーンロード経由で誘導すれば、若干でも菊池市内の混雑が緩和されるのではないのでしょうか。現状を見ますと、今、325号線にはグリーンロードへの案内をする看板がございません。

以上、3点についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） グリーンロード、全体的な維持管理につきましては、現在、市で定めております維持計画に基づきまして、それぞれ旧市町村ごとに路線名をつけておりますので、旧市町村ごとの中で対応してやっておるところでございます。

また、白線等につきましては、現在、緊急経済対策等で路面の補修等をやっております。その中で一緒に併せてやっていきたいというふうに考えております。

それから、最後の道路標識の件につきましては、現場を確認しまして、広域農道、菊池市の古川地区で387と接しておりますので、非常に便利な道路というふうには考えておりますので、その辺は県の方に調査をして報告したいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 昨日の森 清孝議員の質問に市長は、花房地区でのグリーンロードの道路の拡張や改良は圃場整備の前でも可能であるというような答弁であったと思いますので、グリーンロードの路面の早期改良といえますか、をお願いしたいと思います。また、ぜひともいろんな面に調査をされまして、早い対応をお願いしたいと思います。

次に、原植木線の伊萩地区におけます道路改良、これはバイパス計画でございますが、このことについてお尋ねをいたしたいと思います。

多分、合併以前の旭志村の時代からだと思いますが、県の方で、以前、伊萩地区内の一部でバイパス計画が進んでおりました。合併後は、その計画が全く見えておりません。地元の人たちには何の説明もなく、どのようになっているのか、大変心配をされております。

この部分は集落内で、道路の道幅も大変狭く、曲がりくねっております。以前には、子どもが交通事故で亡くなるという痛ましい事故も起きております。そのようなことから、地区の方々も一刻も早いバイパス工事の着工を望まれておりました。

そのようなことで、質問でございますが、1点目にこれまでの経過について。それから2点目に、市としては、今後、計画を進めていく考えはないのか。以上の点

について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 県道原植木線伊萩区における改良計画は、圃場整備に併せまして県道の改良工事を施工されているものであり、圃場整備区間におきましては、既にバイパスが完成しております。

今回、議員ご質問の改良計画は、この完成しておりますバイパスから合志川伊萩橋付近の県道菊池赤水線との交差点までの区間でございますが、人家が密集し、現道拡幅が難しいため、バイパスで計画し、整備するものではございます。

この区間は、バイパスによる整備であるために、関係者全員の同意が得られなければ、その整備効果が発揮されません。平成18年度、19年度に住民説明会を開催しております。当時の状況としましては、用地取得に係る問題等により全体的な同意が得られない状況であったことから、事業に着手できずに現在に至っていると聞いております。

その後も市としましては、毎年、単県事業として要望はしておりますが、菊池市管内でも県による国道・県道の整備が継続施工中であり、また、県の財政状況からも新規での取り組みについては厳しいものがあると聞いておりますが、今後も引き続き要望を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 用地問題、大変難しいかと思っておりますけれども、粘り強く用地交渉を行っていただきまして、県の方ともタイアップしながら、ぜひこのバイパス工事は進めていただきたいと思っております。

それでは、次の人口減少の歯止策につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

私は、先日、牧瀬 稔さんという学者の著書の一部を目にしました。その中で、自治体としての政策形成の戦略展開に基づいて基本的な考えを教えてもらったような気がいたしましたので、少しだけ紹介をいたしたいと思っております。

その本の中の一部でございますが、住民は自分の選好を満足させてくれる自治体にすることを望む。そして、その選好を満たしてくれない場合は、その自治体から住民は離れていく。このような行動を起こすことで、住民は自らの意思表示を明確にしていく。この考えは足による投票という概念である。普通、投票というのは手で書くわけでございますが。日本においてもこのような時代が刻一刻と近づいているようです。この足による投票が実現すると、住民福祉の増進する自治体には住民

はますます増加する。そして、その増加する住民という市場や労働力を求めて企業も進出する。その自治体はますます豊かに反映していく。一方、住民が不安を持つ自治体は住民が引っ越していく。その結果、そういう自治体は衰退していくことになる。今求められていることは、選ばれる自治体の条件である云々と書いてはごさいました。

この言葉は、一学者の言葉でありまして、一概にこうだとは言えませんが、しかし私のとらえ方としましては、市は住民の要求を常に分析して、常にその要求にこたえていき、選ばれる自治体を目指さなければならないと思っています。

そこで、私は昨年12月議会におきまして、本市の人口歯どめ策として婚活支援、子育て支援について、どのような取り組みをしているのか、また、より充実した内容に改善する考えはないのか、お尋ねをいたしました。特に、婚活支援といたしまして、結婚の支援隊、私は結縁隊と自分で命名しまして、を組織して、一般市民有志の皆さんを募って結婚適齢期の皆さんを支援してはどうか。また、子育て支援にしましても、今後、すくすく子宝祝金の増額やプロジェクトチームをつくって検討してはいかかと質問をいたしてまいりました。それについては、市から前向きに検討するという答弁をいただきました。

そこで、その後どのような検討がなされてきたのか、また実施されたのか。さらに、今後もよりよい方向にどのように取り組んでいかれるのか。以上について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

昨年12月の議会におきましては、スポーツや文化活動の中で地域間の交流も活発化しておりますことや、区長さんを初め、いろいろな組織の方の情報交換も進み、若者の出会いの手助けとなることを期待するといったこととお答えしたところでございます。

人口減少の歯どめ策につきましては、行政といたしましても何らかの取り組みが必要であると考え、ほかの自治体の取り組みや制度の新設状況の把握に努めてまいりました。県もくまもと結婚支援事業補助金制度などを創設し、県全体として人口減少の歯どめについて対策を講じられているところでございます。

本市におきましても、先般から民間事業者とタイアップをして婚活のイベントを企画したいと考え、現在、詳細の協議をしているところでございます。

今後も市内の各種団体や事業者も含め、ご縁に結びつくような出会いの場を提供できますように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） おはようございます。

子育て支援策の平成22年12月定例会以降におきます取り組みといたしましては、小学校6年生までを対象としていました医療費助成を平成23年度より対象者を中学校3年生まで拡充して実施しております。

さらに、小学校の授業終了後に、児童の健全な育成を目的とした放課後児童育成クラブにつきましては、平成23年3月に隈府小学校敷地内にクラブ施設が完成し、指定管理者により運営がなされております。花房小学校区におきましては、平成22年度からの継続事業としましてクラブ施設を建設し、本年10月からのクラブ開設を予定しております。

また、平成23年度予算として議決いただきましたふるさとで育て菊池っ子事業につきましては、本市の実情に合った子育て支援を検討するため、委託事業として20歳以上60歳未満の市民1,000人に対しアンケート調査を実施いたしております。

さらに、庁内の検討組織につきましては、子育て支援課を中心としまして、平成23年8月17日に関係部署の担当係長等によりますワーキングチームを組織しまして、施策の検討を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 婚活支援にしましてもある程度の取り組みがなされているようでございます。また、子育てでワーキングチームを編成して検討されているということでございますので、一步前進したかなと安堵いたしております。

次の質問に移ります。

本市における人口は、合併後、これまでに約1,000名以上の人口が減少しております。私も5万人の大台を割るのではないかと、大変心配をいたしております。

先ほど述べましたが、私は昨年12月議会におきまして、結婚支援隊、結縁隊を提案いたしました。そのような折、本年4月よりお隣の山鹿市で、やまが肝いりどん事業として結婚サポート事業がスタートしております。資料をいただきましたので、議長の了解を得ましたので、ここでちょっと概略だけ皆様にご説明をしたいと思います。

やまが肝いりどん事業概要。名称、やまが肝いりどん事業。目的、山鹿市の地域

活性化や定住促進、少子化対策として、結婚を望む方々の縁結び活動の推進を図ることにより、地域で若者を支援する機運を醸成するとともに、定住促進や地域活性化、少子化対策に結びつけていくことを目的とする。

定数でございますが、肝いりどんの定数として20名以内、当初は12名でスタートしたそうでございます。これは旧山鹿市の旧市町村で1名ないし2名を選択してございます。

活動の内容でございますが、肝いりどんは基本的に個人活動とするが、次項に示す連絡協議会の出席や他の世話役との連携、協力をするものとする。なお、結婚を希望する人に心配や不信を与えないためにも、定期的な情報発信や相談に応じるなど、担当する登録者をできる限り支援していくものとする。

それから、これは任期でございます。世話役の任期は1年として、再任を妨げない。

手当、手当等。世話役の年間活動費として年間3万円を支払うものとする。また、肝いりどんの相談、支援により結婚が成立した場合は、報奨金10万円を1組に、1組10万円を肝いりどんへ贈呈するものとするというような、それから対象者でございますが、山鹿肝いりどん事業の対象者は次に挙げるものとする。対象者は、真剣に結婚を考えている人であって、山鹿市内に居住する、または結婚後は山鹿市に住居を構えるもの、希望する人とする。

以上が概略でございます。

山鹿市の担当課に伺いますと、将来は近隣の自治体とも連携をしていけたら効果も上がるのではないかという期待感も持っておられました。

そこで、質問でございますけれども、本市におきましても、いま一度本市独自の結婚支援サポート事業を計画する考えはないのかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

山鹿市の肝いりどんの取り組みにつきましては、本市も調査をさせていただきました。おっしゃるような体制を整え、山鹿市全体で婚活の支援をするようなものでございます。本市におきましてそのような制度を確立する前には、結婚や子育ても含め、本市に在住されている方々の現状を分析する必要があると考えております。

そこで、年代別年齢分布といった面で集計と分析をしてみましたので、お伝えしたいと思います。

この集計は、本市の人口動向を平成17年3月末と平成23年3月末の7年間を

基礎に分析をしております。

まず、ゼロ歳から4歳までの乳幼児につきましては、平成17年が2,141人、平成23年が2,210人で、18人の増でございます。次に、5歳から9歳までは32人の減、その後10歳から5歳ごとに24歳まで、74人、66人、90人と、それぞれ減少しております。

しかしながら、25歳から39歳の乳幼児の親と推定できる世代には大きな減少は見られず、むしろ35歳から39歳の世代については45人増加しているという結果が見られます。40歳から59歳までの小学生から大学生の子どもを持たれると推定できる世代の方々が、40歳から5歳おきに59人、110人、168人、83人と、いずれも多く的人数が減少していることがわかりました。

このことは、子どもが産まれている、またはこの子どもたちの親世代と推定できる25歳から30歳世代は減少していなく、しかし小学生から大学生の世代、またその世代の親に当たると推定できる40歳から50歳世代が大きく減少しているということが推測できるのではないかと考えられます。

以上のことだけでは判断はできないと思いますが、生産人口と呼ばれる年代の大きな人口減、またこれからその年代へと移行していく年代の人口減が見られる実情からも、多方面からの分析を行うとともに、住民の皆様から求められるニーズを把握し、人口減少への対策とともに、誰もが住みよい菊池となりますように、各種の対策を立てていかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 世代間で大変人口の増減があるように伺いました。とにかくこういうサポート事業、ぜひとも本市もやっていただきまして、本市人口の歯どめ策の一環としていただければと思っております。

本市の人口歯どめ策としまして、結婚支援と子育て支援についてお尋ねいたしました。選ばれる自治体を目指して我々も努力していかなければなりません。今までの成果や今後の全体的な取り組みとして、市長はどのようにお考えでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大賀議員おっしゃいますように、婚活、そして子育て支援につきましては、いずれも人口減少の大きな歯どめ策として重要なことであると、このように考えております。

これまでも子育ての世代の方々が菊池市にとどまっていただきますような施策といたしまして、車社会に対応した、先ほどもいろいろとご指摘がございましたが、道路、特に交通基盤の整備や先進的な情報環境の整備に努めてまいったところでございます。これからも市民の皆様が菊池市を離れられないように、また住み続けたいような、そしてご指摘のように、選ばれる自治体と、そういった施策を創出していかなければならないと考えておりまして、ただいま企画部長並びに市民部長の方からお答えを申し上げましたように、現在の菊池市におきます人口分布につきまして、分析を含めまして、さまざまな検証を行うとともに、お答えいたしておりましたワーキングチーム、8月にそれぞれの関係する係長クラスをメンバーといたしましてワーキングチームを設けさせていただきまして、本市の実情に応じた子育ての支援策というものを検討させ、そして事業の提案を速やかにさせていきたいと、このように思っております。

また、先進事例として山鹿市のこと、それから姉妹交流をしております西米良が大変この出生率の向上だとか定住率がいいということで、ついせんだって地元紙に宮崎県の西米良村長さんが出ておりまして、早速、西米良の方にその資料を要求いたしまして取り寄せておりまして、そういったことも含めまして、定住と、それから子育てということの両面において、これから施策として取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） さまざまな施策をぜひとっていただきまして、これ以上人口が減らないように、人口をふやす方向へ我々と執行部も一緒になって頑張っていこうではありませんか。

次の質問に移ります。

3番目に、火災報知器の設置につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

近年、家屋火災の死者数は、毎年1,000名以上にも至っております。特に、住宅の機密化等により、年々火災による犠牲者も増加をしております。

そのようなことから、消防法の改正により、新築家屋につきましては平成18年6月から、また既存の家につきましては今年、23年6月から火災報知器の設置が義務づけられました。この設置法には罰則規定はないということですが、法的に義務づけられたということは強制的に行わせることでございますので、行政としても住民に対する十分な周知徹底をしていく必要があるのではないかと思います。

アメリカでは、1977年から義務化されておるようで、年間の火災による死者数が半減をいたしたそうでございます。しかし、全体の80%以上に普及させるの

には10年ほどを費やしたように書いてありました。

そこで、本市としましては、市民に対しての周知を徹底することは行政の義務であると思いますので、次のことについて質問をいたしたいと思います。

まず1点目に、市民への周知はどのように行われているのか。

2点目に、その機材は高額なものではございませんけれども、購入時に補助制度はあるのか。

以上、2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 消防法の改正に伴いまして、菊池広域連合火災予防条例が平成17年11月に改正、公布されまして、議員からご案内のありましたとおり、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては平成23年6月1日から住宅用火災報知器の設置が義務づけられております。

建物火災のうち住宅火災における死者数が最も多く、その原因は約7割が逃げおくれとなっております。また、65歳以上の方の死者数が多く、高齢化社会を迎える中で、さらに被害は増えてくるものと考えられております。

菊池市の、まず補助制度といたしましては、平成21年度に最も逃げおくれが多いとされる65歳以上の夫婦世帯及び単身世帯、それに身体障がい者世帯へ火災報知器を約3,500個配布したところでございます。

火災報知器の設置に関する周知につきましては、パンフレットの配布や火災予防週間での消防指令車、消防団による広報活動及び防災無線による周知、さらには各種イベントでの実物実演、消防団幹部訓練におきます住民への周知のお願いなど、これまで幾多にも周知を行ってまいったところでございます。今後、このような方法で引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

菊池広域連合消防本部にお聞きしましたところ、現在、広域連合管内におけます設置率は62.4%とのことでございます。設置者一人一人の大切な命を守るものでありますので、今後も設置率100%に向け、住民へ周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 火災の際の弱者といえますか、高齢者の方、あるいはまた身体障がい者の方につきましても大変いち早く取り組んでいただいていることは大変評価されるものと思っております。

次に、再質問いたします。

市営住宅は本市にも相当あると思いますが、当然、市の負担で取り付けがなされているかと思いますが、そこで質問としまして、1点目に今までの設置の経過について。2点目に、経費はどのぐらいかかったのか。また3点目に、これは先ほど広域消防管内では62.4%というお答えをいただきましたが、本市におきまして、わかればどのぐらいあるのか、以上3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 市営住宅への火災報知器の取り付けにつきましては、平成19年度から年次計画により工事をを行い、平成22年度においてすべて設置を完了しております。

設置戸数につきましては、工事により1,080戸に設置し、住宅建設時に設置してありました田島団地、砂田西団地、新明団地とリフォーム工事中の葉山団地を合わせ、管理戸数1,200戸のうち1,192戸に設置しております。未設置の8戸につきましては、建てかえを計画しております朝日東団地の空き屋7戸と伊坂住宅の空き屋1戸でございます。

経費につきましては、平成19年度から22年度までの合計で2,492万7,000円かかっております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 火災報知器につきましては、菊池市管内での設置率ということでお尋ねがあったかと思いますが、この火災報知器の設置につきましては、菊池広域連合消防本部の方で所管をしておりますので、本市としてその設置率について独自に調査も行っていない現状でございます。したがって、市内においての設置率につきましては、ちょっと判明しておりませんので、ちょっとお答えができませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 本市につきましてはわからないということですが、いずれにしろ消防署管内で62.4%ということですので、約6割が設置されておるとのことですのでございますけれども、まだまだ今後も積極的に取り組んでいかれて、特に既存の住宅につきましては住民の認知度も低いようでございますので、

今後も消防のみならず市の広報やあらゆる機会をとらえて市民への通知をしていた  
だきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 火災報知器の設置促進につきましては、これまでパンフレ  
ットの配布とか火災予防週間での消防車、指令車あるいは消防団による広報活動あ  
るいは各種イベントでの実物実演等において、設置促進、住民への周知をお願いを  
してきたところでございます。今後、このような方法を取りまして、またさらなる  
火災報知器の設置促進については住民の皆様へ働きかけていきたいと考えておりま  
す。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） これで私の質問を終わりたいと思います。どうか今後ともよろ  
しくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

---

休憩 午前10時41分

開議 午前10時50分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） おはようございます。

議席番号12番、ちょうど真ん中でありまして、二ノ文です。

それでは、質問をさせていただきます。

合併して早6年半が過ぎ、合併特例の期限まであと3年半となり、いよいよ庁舎  
問題も佳境に入り、執行部のなお一層のスピーディーな行政運営が求められており  
ます。本市の職員さん、大変優秀な方ばかりで安心はしております。特に5人の部  
長さん方、市長をしっかりサポートし、支えられておられる姿には心を打たれる  
ものがありますが、少々暫時休憩や取り消しが多いのが気になるのは私だけではな  
いでしょう。頑張ってください。

ここで、質問に入りたいと思います。

今回は、あと一つ質問をするはずだったのでありますが、打ち合わせの段階でや

るということでした。清流ふれあい公園のあずまやの件であります、これはやるということで、部長さん、建設部長さん、よろしく願いしときます。

それでは、行政区の合併について質問をいたします。

4市町村の合併時に、旧菊池市において行政区の合併が推し進められたと記憶しておりますが、どのような意図があったのか、またどのような内容で、どのような結果だったのか。そして、結果について検証がなされたと思いますが、どのような検証結果があったのでしょうか、お示しをお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ご質問にお答えをいたします。

現在、本市には211の行政区がありますが、世帯数は最小で6世帯、最大で880世帯と、規模的に大きな差が生じております。また、30世帯未満の行政区が4分の1を占めており、少子高齢化の進展や市街地への移転などに伴い、特に中山間地域においては、今後、ますます世帯数の減少が進むものと思われま

す。合併前の旧菊池市におきましては、早くからこの問題を抱えており、この問題を解消するため、平成16年度に菊池市区合併助成要綱を制定し、行政区の合併を促進したところでございます。

その助成制度の内容でございますが、市の助成金として公民館の増改築にかかる費用には300万円以内、公民館の備品購入費用には50万円以内、事務的経費には合併前の1区当たり70万円がそれぞれ交付されております。

その実績としましては、15行政区が6行政区に再編されたところですが、全体で見ますと、111行政区から102行政区に縮小をしております。これは単年度の助成措置ではございましたが、一定の成果があったというふうに認識をしております。

行政区の合併推進につきましては、区長を初め、区の役員、消防団員等の担い手の確保や地域コミュニティの維持といった行政区のメリットや行政事務の効率化や経費削減といった市のメリットがあるものの、行政区域の範囲が広くなり、より不便さが増したとか、また歴史的な経緯や地域性、財産問題等のデリケートな部分があるなどの理由により、思うように行政区の合併が進まなかったという点も検証されております。

また、この行政区の合併に関しましては、合併前の他の旧3町村においては取り組まれておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

今、答弁を聞いておられますと、あめはあつてむちは余りなかったようにちょっと聞こえたわけですが、問題点として財産の所有権、いろいろあったと思います、歴史的なものとか。ただ、やはりそのようなことを乗り越えて、これは私は押し進めていくべきではないかなというふうに、今、感じております。

昔は、区長さんになることは大変名誉なこと、なり手は多かったのですが、現在では会合などの出席、講演会等参加など、出方が多く、敬遠されているのが現状のようです。特に、中山間地の部落では高齢化率は高い上に世帯数は少なく、若手が何回も区の三役をやらなければならない、そのような状況があるやにも聞いております。

そこで、再質問ですが、本来、区長さんが出席しなければならない費用弁償の出る会議等に、何らかの理由により区長さんが出席できないときに、副区長さんなどの代理者が出席をした場合には、代理者にはその費用弁償は出ないと聞いております。そのようなことは、どのような理由でそのような状況になっておるのか。

やはり副区長さんを経て区長さんになるというような、そういう状況が、普通、区の間での取り決めではないですが、そういう順序があると思います。もっと副区長さんになる、区長さんになる、会計、いろいろななり手があるような処置を、このような状況では処置がなされないのではないか。そういうところから、今のところの答弁をお願いしたいと思います。

それから、今、いろんな検証がなされたらと答弁がありました。そのような検証がなされた上で、今後、この区の統廃合、合併といいますか、このことを進められるお考えがあるのか、お伺いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 副区長さんが区長さんのかわりに代理で出席をされた場合の費用弁償等の支出についてのご質問であったかと思っております。これにつきまして、私の方からまずお答えをさせていただきます。

行政区の区長は、市長から菊池市連絡事務嘱託員として委嘱をされた特別職の職員となります。会議等の費用弁償につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の第5条で、特別職の職員が招集に応じて会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,200円を支給することができるとうたっておりますので、特別職の職員ではない副区長等の方が代理で出席をされましても費用弁償を支給することはできないことになっております。

また、条例改正等による条件整備につきましては、他の特別職の職員との取り扱いとの関連もあることをごさいますので、なかなか大変難しいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 行政区の統合についてのご質問でございまして、私の方から考え方を、お答えを申し上げたいと思います。

行政区の中には、少子高齢化、また核家族化の進展に伴いまして、世帯数が少なく、高齢化率が極端に高いなど、こういった理由から、区長を初めといたしまして、ご指摘のとおり、役員や消防団員などのなり手不足の問題を抱え、さらには地域の伝統文化の継承とか、あるいはまた財産管理、防災対策など、住民自治機能が十分に発揮できなくなっているところが多くなっている状況にある、このように認識をいたしております。

本市といたしましても、地方分権の確立によります国や地方の果たす役割、これが大きく見直されている中にありまして、今後、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しまして、また行政サービスの効率化、経費削減を図るという上におきましても、行政区の合併というものは必要不可欠であると、このように認識をしております。

しかし、先ほどの検証結果でも申し上げましたように、歴史的な一つの経緯や、あるいはまた地域性、さらには古来の財産というものがあるということなどで、行政区の合併には非常に微妙な部分があるということから、慎重に取り組むことが必要であると、このように思われます。

また、昨年度の区長会協議会の中で行政区合併についての協議を行った際にも、単なる数合わせのための合併ではなくて、既存の自治組織の役割、あるいは地域住民の意見というものを十分聞いていただいて、そして進めていただきたいというようなご意見も出されておりますので、今後におきましては地域の方々のニーズに合った行政区の合併に取り組んでいくことが大変重要であるだろうと、このように考えております。

先ほどお話がありましたように、旧菊池市合併前におきまして平成16年に、合併が間近に近まってきているということもありまして、限られた時間ではありましたが、行政区の合併というものをやっていくことは市町村合併にも大きな、この組織の統合によってメリットになるのではないかとということで、本当に短い単年度事業ではありましたが取り組ませていただきまして、先ほど紹介を申し上げまし

たように幾つかの区が統合したということでございまして、それなりの効果があったというふうに思っております。

今後におきましては、行政区につきまして一定の一つの、例えば目安として、人口がどのぐらいというふうなことを目安として、それをこの第1段階はこのぐらいの人口、第2段階はこのぐらいの人口といったようなことで目安を設けながら、統合していく必要性があらうかなと思います。

あめとむちのお話もありましたけども、確かにむちというものは必要性はありません。やはり住民の意識の中で必要性を認めていただいて、いろいろお悔やみ事があったり、お祝い事があったり、あるいはいろんな諸行事、イベントがあたりした場合に非常に人出が少ないということがあって、自分たちの日常の生活や暮らしの中でお困りになっているというのが実態であらうと思います。極端に言えば、この旧菊池でいけば、隈府校区が八つあれば八つの区があればいいのではないか、それが20幾つもある必要性がどうなのだろうと。また、旧市町村におきましても、それぞれの旧の町村区の方が一つの区になって、今の区が班になるというような形ででもいいのではないかなといった思いをしておりますが、こういったことを議論をしていただきまして、住民の意思というものを十分聞きながら、そして統合をしていくべきだろうと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 前向きな答弁であったというふうにとらえております。前は単年度ということでやられたということなのですが、やはりこれから先、恒久的にそのような助成金とか、そういうのを活用しながら、結果はどうあれ、やはりこのことはずっと続けていくべきだなというふうに私は思いました。先ほどの大賀議員の質問にもありましたように、結婚サポート事業、このようなこともやはり結果がどうあれ、やるべきだというふうに思っております。どうかその辺のところをご理解をいただきまして、よろしくお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩します。

○  
休憩 午前11時06分  
開議 午後 零時58分  
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） お疲れさまです。

先ほどの大賀議員の婚活支援に対する２回目のご質問の中で、お答えしました数値に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

本市の人口動向を説明しました部分で、平成１７年３月末と平成２３年３月末の７年間の差が、平成２２年度と平成２３年度との比較になっておりましたので、訂正をさせていただきます。

正しくは、ゼロ歳から４歳までの乳幼児につきまして１８人の増が６９人の増です。次に、５歳から９歳までは３２人の減が３５０人の減です。その後、１０歳から５歳ごとに２４歳まで、７４人、６６人、９０人と説明していましたが、４６７人、４９３人、２５７人と、それぞれ減少しております。３５歳から３９歳の世代につきましては、４５人の増加が１９４人増加です。４０歳から５歳おきに、５９人、１１０人、１６８人、８３人と答弁いたしましたものが、減少というところですけども、４９９人、７９９人、５１３人の減少になっております。数値の訂正をお願いしたいと思っております。

なお、比較に伴います傾向の説明に修正はございません。申しわけございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

○１５番（坂本昭信君） 坂本でございます。

昼の昼食を食べたすぐでございまして、少々眠たいところもあるかと思いますけれども、寝たい人はご自由にやってください。

それでは、通告に従いまして、一般質問をします。

道の駅旭志の改修についてお尋ねいたします。

現在、道の駅旭志の生産者組合各部会では、農産物の生産振興、生産の喜び、健康づくり推進と地域の活性化、生産技術の向上と消費者との情報交換、その展開に努め、新鮮で安心・安全な商品を提供しているところでございます。

ご承知のとおり、駐車場より物産館が高いところにありますために、どうしても老人の方、高齢者の方、足の不自由な方、大変ご迷惑をおかけしているのが現状でございます。植木の間をスロープにして、バリアフリーにしてお客様の利便性を高めたらと思いますが、いかがでございましょうか。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

第三セクター旭志村ふれあいセンターの改修につきましては、本年度、合併浄化槽の老朽化及び処理量の増に伴い、200人槽を350人槽に、現在、改修を行っているところでございます。また、物産館の精肉コーナーの拡張工事につきましても、本年度実施する予定であります。

議員、今ご質問の高齢者の方や障がい者の方が利用されるスロープをつくる考えはないかということでございますが、新たにつくるとしたら、現在の正面階段の右側のツツジが植栽してありますスペースを活用して施工することが考えられます。仮に、車いすを利用される方のスロープを設置するということになりますと、建築基準法施行令第25条で、階段にかわる傾斜路の勾配は8分の1以下ということで規定されておりますので、相当な面積確保が必要ということで考えております。8分の1以下の規定といいますと、1メートル上げるためには8メートル延長が要るということでご理解をお願いしたいと思います。

物産館に入場するためには、下の駐車場から階段を上がっていくコースと正面駐車場左側から上の駐車場を利用する二つのルートがございますが、上の段の駐車場には障がい者用の駐車スペースも確保されておりますし、一般の駐車スペースも相当ありますので、今後、施設利用者の方の利便性、また費用対効果や敷地景観等を含め、旭志村ふれあいセンターと協議をさせていただきたいということで現在考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 近年、類似施設も、近くにココファームができて、共栄しなければならぬところがございますけれども、やはり我々の物産館のように不便なところにはお客さんはだんだんと離れていって、やっぱり便利なところに行っていってらっしゃるような現状でございます。今後、早急に検討されまして、実現しますことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2番目に、市有林の管理についてお尋ねいたします。

水と緑、光あふれる田園文化のまち菊池でございますけれども、やはり森林がその役目を大きく果たしていることは大だと思います。本市において保有している市有林面積は約1,300ヘクタールと聞いております。杉、ヒノキの人工林はどれぐらいの面積があるのか、また管理の状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えさせていただきます。

現在、本市が保有しております市有林面積は約1,318ヘクタールで、そのうち杉、ヒノキの人工林が約1,029ヘクタールと、78%を占めております。残りがクヌギ及び天然林ということになっております。

市有林の管理につきましては、菊池市森林整備計画と森林施業計画に基づき、伐採、造林、保育の時期を定め、計画的に実施しているところでございます。

間伐につきましては、市事業としまして、平成20年度22ヘクタール、21年度15ヘクタール、22年度23ヘクタールを行っており、今年度は約20ヘクタールを行う予定をしております。場所につきましては、旭志の旭野団地及び山水一野坂団地、また赤崩団地を予定をいたしております。

併せて、国・県事業による間伐と森林整備促進対策事業で14ヘクタール、保安林整備事業で16ヘクタール、合わせて30ヘクタールの間伐及び路網整備にも取り組んでいるところでございます。

市有林の間伐計画としましては、全体を20年周期ととらえておりますので、今後10年間で間伐が必要な面積は約500ヘクタールと予測をいたしております。

間伐の施業場所につきましては、森林施業計画をベースに、市有林管理人会議や林道管理部署からの情報をもとに選定をいたしているところでございます。

また、昨年度より企業のCSR活動の一環として、水源涵養及び地球温暖化防止等を目的に、福岡市の西部電気工業株式会社と協働の森づくり「西部の森きくち」協定を平成22年3月16日に締結し、市有林旭志麓赤崩団地内において、植樹、下刈り等の森づくり活動が展開をされているところでございます。

今後とも、国、県、企業及び市有林管理人、森林施業者と連携をし、市有林の適正な整備、維持管理に努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、今の答弁の中で、伐採、造林、保育を22年度については23ヘクタール行ったと答弁がございました。それで、その23ヘクタールと申しますと、22年度の決算書を見ますと、収入部分で申し上げますと、水源の森づくり補助金が139万円ほどあっております。それと、市有林育林事業に897万円、大体この補助だけで1,000万程度あると決算書にはあります。

それと、間伐材売却が23ヘクタールの中で、どのような材木であったかは見ておりませんのでわかりませんが、1,811万、これだけの材木の代金が収入に入っているわけでございます。合わせますと、約二千八百二、三十万の収入があっているんじゃないかなと思うわけでございます。

それで、これを考えてみますと、今、私もいつぞや市有林を見せてもらいました。それを見てみますと、私が見たのは伊牟田でございますけれども、この間伐ができなくて、本当に哀れな杉の姿を見せてもらいました。矛先だけは1メートルか2メートルぐらい青くしとるわけでございますけれども、その下は全部茶色の枯れ葉でございました。

このような森林を、やはりこのように収入が上がっておる森林は、今から大変財政難とか、いろいろ問題が出てくると思いますけれども、このようになって間伐しても間に合わないと私は思うわけでございます。この面積は広くて手が回らないということもありましようけれども、それはそれなりに、やはり危機のときにその木を売ってやっぱり財政を補う、そのようなことを、時間はかかりますけれども、やはりせっかく植えてあんなに大きくなったやつを、手入れもせずにそのままの状態でも大きくしてもお金にはなりません。やはりその財政難、昔、私が旭志のとき、中尾村長は、この旭志もかなり面積がございました。でも、この木を売って村民の税金を安くするんだという、このような意気込みで信用を集められました。

そのようなことを考えますと、余りにも山がかわいそうで、これに事務局でちょっと見せてもらいましたけれども、菊池市森林整備計画、平成22年4月1日から10年、32年3月31日までの計画でございますけれども、この計画を見てみますと、本当にこれだったらもう立派な山が、一反売れば何百万とするような木が育つんじゃないかなと、そのような感じを受けたわけでございますけれども、今の現状を見てみますと、本当に絵にかいたもちにも及ばない。こんなような計画を立てて、職員さんも何日かかかってこの計画書をつくっておられたと思いますけれども、やはり職員が一生懸命考えてつくった計画書でございます。それを無にするような管理の仕方では私はだめだと思います。

やはりそれなりに、やはり23年度だけで補助金、伐採事業だと3,000万ぐらい入ってくるわけでございますから、3,000万にもう少し予算をつけて、やはり20ヘクタールぐらいの間伐しても、それは間に合いませんよ、1,000町からあるんですから。それをもう少しやはりスピーディーに、毎年毎年しなくてもいいんですから、思いますよ。

私は昔、若いころおやじから言われました。あのねと、山でん畑でん、おやじの足跡が一番大事。おやじがいつも見にいきよっと、作物はびしゃっとできちいく。

その折々に手入れをすればいいんだから、そういうしつけを受けてまいりました。まさしくそのとおりと私は思います。

この年になってようやくわかりましたけれども、やはりせっかくこのように計画もありますし、また一筆ごとに、この森林の現状と計画書ですよ、森林施業計画対策、森林と書いて、一筆一筆、620筆ありますよ、これ。これで何年植えて、木が何年たってどういう状態だ、ただ机上の上で座って書いて、現場に行かなくてわかるもんですか。やはり月に1回までとは言いませんけども、2カ月に1回ぐらい現地を回って、その木の状態を眺めながら、これは何10年すれば幾らになるんだ、今はやっぱり木材価格も低迷しておりますので、非常に難しい面もあると思います。なら、この計画書を見たら、本当にバラ色ですよ。それで、私はもういつも、ああ、これはいい計画だなと思って見ていましたけれども、今、やっぱり時代の流れと申しますか、もう木材が余り下がり過ぎまして、山主の方々も山にうちあっておれんというような感じが出ているわけでございますけれども、見てみますと、乾燥施設やらいろいろ書いてございます。

せっかく言い出しましたので、その森林整備の基本方針だけ読み上げてみたいと思いますけれども、森林整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施設の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする、これが基本でございます。それからずっと森林区分やら森林整備の方向とか、いろいろ、造林から伐採に至る森林推進、方針、方法とか、そういうことが事細かく計画してあるわけでございます。このような、私は農林振興課に行ってみせてもらったからわかったことでありまして、これを知っている議員さんは恐らく何人とはいらっしゃらんと思います。ただ計画を立てました、はい、議会、もう議員にも発表もしない、何もしない。では、どうしてわざわざ対応してつくって、後期高齢計画とか、そういうもういろいろ計画あります。一つやっぱり議員さんにでもそれを説明して、今からこのようにして持っていこうと思います。そしこ自分にプレッシャーをかけんと、なかなかこれは実行できないんですよ。言ったらせにゃん。言わにゃきゃおろせんでええけんと、そう思われても仕方ないじゃありませんか。

特に、さっきも申しましたけれども、市長にこんなことを言うと失礼でございますけれども、やはり市長も大変お忙しいと思います。東京出張もあろうし、韓国、中国出張もあろうし、その1日か2日でもいいから、森林浴を兼ねて、やはりその市有林を見回ってほしい、これは私の切なるお願いでございます。

やはり木は切って間引いて、日が下に通すように切っておれば、どれだけでも太るんですよ。時間はいさぎゅうかからないんですよ。孟宗竹か矢旗竿みたいな杉に

なったら、やはりそれは何10年、何年かかろうと、風が吹けば倒るるぐらいで、なびくぐらいでどうにもならんと思いますけれども、そのことを受けまして、一つ、今、部長の答弁にございましたが、森林整備計画、森林施設計画、わかりました。それで、市有林管理人会議とおっしゃいましたけれども、その市有林管理人という管理人はどこにおられるか、どういう人たちがその管理人なのか、そういうお答えも欲しいと思います。

それと、林道管理部署、そういうこともおっしゃいました。林道管理部署はどのようなことを指すのか、私はまだ勉強不足でわかりませんので、教えてもらいたいと思います。

以上をお尋ねして、2回目といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

私の方から市有林管理人会議及び林道管理部署ということで、その点についてお答えさせていただきたいと思います。

市有林管理人会議といいますのは、合併する前の旧市町村で市有林、町有林、村有林、それを管理された管理人ということで委嘱をされておりました。その方たちを新市になりまして、現在11名の管理人ということで委嘱をやっております。その市有林の管理人ということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、林道管理部署ということで言いましたが、林道の整備については農林整備課の方がやっておりますので、林道整備部署と言いましたが、農林整備課ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市有林の管理の状況ということにつきましてお答えをいたしたいと思います。

森林は水源の涵養、そしてまた国土の保全と、広くは地球環境、温暖化の防止、林産物の供給など、多面的な機能の発揮を通じまして、国民生活とは大変密接なつながりを、関係を有しております。

政府は、今後10年以内にこの国内林業の基盤づくりと需要の拡大によりまして、木材の自給率を50%以上とするということで、森林・林業再生プランというものを作成をいたしまして、平成23年、今年度より本格実施することとなっております。計画的な森林施業の定着、集約化と路網整備の進展によります低コスト作業シ

システムの確立が求められております。

議員、先ほど述べられましたように、とにもかくにもこの需要が少ないということでありまして、そしてそれはさらに材価が低迷しているということもあります。そして、木材の利用が非常に低いということであって、緊急的な一つの木材自給率を高めようという政策が展開されているというふうに理解をしております。

私たち菊池市といたしましても、いち早く何とかこの木材、林業の果たす役割というものにつきまして対策をしていかなきゃならないということで、例えば、ご案内のとおり菊池、合併いたしまして、北中学校の建設、まさに木材をフルに使ってさせていただきました。これまでのコンクリートと違って、非常に教育環境がすばらしいということではありますが、これにつきましてもしっかり安くあげろという声もなきにしもあらずでありまして、木造校舎は高いということで、コストが高いものですから、必然的に建築単価も高くならざるを得なかったんですけども、森林、林業という立場においてオール木材ということでやらせていただき、校舎も体育館もそのようにさせていただきました。

また、そのほかにもこの交流センターをつくったり、あるいは児童の預かりセンターをつくったりとかということで、さまざまな施設につきましては、これまで木材を主体としてつくらせていただいておりますし、今、着工いたしております市の老人福祉センターにつきましても、木材を極力使うようにということで指示をしております。

もちろん、県の方もこれにつきましては積極的に取り組みをしていただいておりますし、地元菊池からすれば、菊池高等学校もエコスクールとして木材をふんだんに使った菊池高校の校舎が建設をされているとおりでございます。

本市が保有しております市有林につきましても、適正な管理が求められておりまして、市内の民有林の模範となるべきものではないかと認識をいたしております。

また、1, 318ヘクタールという大変広大な面積を有しておりますために、間伐等の森林施業のおくれた林分があるということも十分認識をいたしております。

この中山間地域に登れば、本当に市有林であれ、民有林であれ、路傍に山林がたくさんありますので、山の荒れよう、そして竹が大変杉・ヒノキを駆逐している状況につきまして心を痛めている現況であります。

市有林の管理につきましては、今後も引き続き菊池市の森林整備計画と林業施業計画に基づきまして、国や県の造林間伐補助事業というものがありますので、これを有効活用しながら適切な林業の一つの施業というもの、森林の施業というものを今後も努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） さっきも申しましたけれども、やはりもっと手入れをしていけば、作物、木々も作物でもそうでございますけれども、やはりその分だけは、彼らはまじめです。人間と違いまして、手を入れただけ大きくなってくれます。

それを考えますと、私は最終的に市長に予算面、通告していませんでしたけれども、市長でございますので、通告せんでもいいと思いまして、よかったら答えていただきたいと思えますけれども、さっき申しました22年度分の収入が3,000万、それに最初からなかったと思って、それに2,000万だけ足してもらって、年間5,000万ぐらいの予算で間伐やら下草刈り、そういうことにしてもらえないかなという要望でございますけれども、そのことを市長にお願いしたいと思いまして、3回目とは言いませんけれども、よかったらご答弁のほどをお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 予算を何とか確保しなさいということでのご要望的なもので受けとめさせていただきたいと思えますが、私自身が財布をポケットに入れておくわけでもありませんし、小切手帳を持っているわけでもありませんもんですから、お気持ちは十二分にわかります。それで、なるべくやっぱり自主財源というものを少なくして、そしていわゆる交付税、交付金とか補助だとかといったものの制度というものを利用していかなければ、いろんなあらゆるさまざまな施策というのがありますので、林業だけにとどめるわけにはいきません。

そういった意味におきまして、ご意見はご意見として受けとめさせていただきまして、何かいい制度はないのかと、これだけ自給率を50%にしようというんですから、さまざまな制度、政策がまたさらに打ち出していかれることだろうと思えます。上流地域にあります菊池、そしてすばらしい緑と自然というものに囲まれております私たちが次の世代に残していかなければならない。そして、3.11以来、自然環境、地球環境というものが叫ばれておりますので、何かもっといい政策というのができるように、また市長会等におきましてもそういった提案を申し上げるなどして、何かしら政策的なものが実行できるようなことで努力をさせていただきたいと。そして、予算面においてそれだけのことが可能であれば、財政の方で検討させていただきたいと、このように思いますので、以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、もう3回やりましたので、しゃべりたい気持ちは

まだありますが、次の質問に移らせていただきます。

私は前回の一般質問で、中小企業振興基本条例についてお尋ねいたしました。その中で、私は答弁のこの用紙を持っているわけでございますけれども、180件のうち地元発注が約30%という答弁を受けました。そして最後に、今後、元請業者なり、それをお願いなり指導していくという答弁を受けました。それで、どのような指導をなされたのか、その反応はどうだったか、そこをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 質問にお答えいたします。

6月定例会以降の対応についてでございますが、まず7月1日付の指名業者格付け後、同月8日に市内業者の説明会を行いまして、このときに工事関係111社、委託関係52社に対して、下請発注における菊池市内業者の積極的な利用について協力をお願いをいたしました。内容につきましては、十分理解をしていただいたというふうに認識をしております。その後、8月22日付で菊池市建設業協会長あてに市発注工事における市内下請業者等への優先発注等についてということで、文書で協力要請を行いました。

このように、今後も受注業者に対しましては、菊池市中小企業振興基本条例の主旨にのっとり、できる限り地元業者への優先発注をお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） やはりその福祉センターやら、いろいろ工事は行われているわけでございますけれども、話によりますと、地元の下請は入っていないという話を聞いているわけでございます。そんな中であって、今、菊池市の入札率が、私の考えではございますけれども、高どまりじゃないかな。今月の市のあれを見せてもらいましたけれども、何件か、四、五件載ってございましたけれども、広報で見ましたけれども、六十七、八%じゃなかったかなと思うわけでございます。

[「九十七、八%」と呼ぶ者あり]

○15番（坂本昭信君） あ、90です。九十七、八%じゃなかったかなと思うわけでございます。

ちなみに、私は今朝、県の入札率は大体どれぐらいになっておるのかなということで、部署に調べてもらいました。熊本県の100万円の金額で落としてあるのが、100万円以上とございますけれども、69.211%でございます。それで、それ

を見てみますと、私は菊池市の入札率は非常に高どまりになっているんじゃないかなと思うわけでございます。

そして、やはりこの前も申しましたが、菊池市の公共工事は菊池市の下請と元請で片づけるんだ、それで菊池市を豊かにして、税金でもたくさん払ってもらおうんだという考えを持って、やはりその元請なり下請なりを指導してもらいたい、このように思うわけでございます。

それで、もう終わったことをとやかく言っても仕方ありませんので、今後のことを考えますと、やはり私の考えでは、あくまでも市の入札率が高どまりと思っておりますので、今後、入札をどのようにするか。一般競争入札にするのか、電子入札にするのか、そのような考えはあるかないか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 現在、落札率が高い状況にあるというご指摘をいただきました。市としましては、今後の取り組みといたしましては、平成18年12月18日付の全国知事会から出されました都道府県の公共調達改革に関する指針に基づき、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図るため、議員からご案内のありました条件つき一般競争入札の取り組みや、国が進めております総合評価方式、これは価格だけではなくて技術力も評価するという、そういった入札方式でございますが、そういった入札等を促進しますとともに、今後、インターネットによって発注者、受注者間の入札行為を行います電子入札制度、こういった導入をしていくことを検討を今しているところでございます。

いずれにいたしましても、公共工事等の適正な施行と事業者の健全な育成に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは最後に、もう一点だけ教えてください。実は、私は入札申込書を何度か見せてもらいました。その中で一番私が気になっているのは、その積算根拠がどのようなになっているかということでございまして、市の最低価格の積算は、ある文献によって調べられると思いますけれども、私は入札がその最低価格に限っては、それから何%引きだという入札のやり方を業者の方々はやっているんじゃないかなと思うわけでございます。何年か前、石原部長、いろいろ部長さんの中にこんな質問を尋ねたり、質問したりしてみましたけれども、やはりその文献が一緒だから計算がそれと全く一緒になっているんだという答弁でございました。

けれども、それはちょっとおかしいんじゃないかな。私の考えとしては、これはあくまでも勘ですけれども、この最低価格掛ける90何%という数字で計算して入札に申し込んでいるんじゃないかなという思いを強くするわけでございます。1回か2回で結構でございますので、その最低価格なしで試験的に入札を行うというようなことはできないか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 現在の本市の入札の方法、仕組みにつきましては、一応最低制限価格を公表するといったやり方をとらせていただいております。したがって、今ご提案のありました最低価格を、これをなくして入札行為をやるというやり方は、現在のところは考えておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

○

休憩 午後1時39分

開議 午後1時52分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、坂本議員から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。  
坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 先ほどの一般質問の中で、熊本県の平均落札率を69.211%と申しましたが、正しくは63.06%でございました。

[「90」と呼ぶ者あり]

○15番（坂本昭信君） ああ、93.06%でございました。

また、最低制限価格と申しましたが、正しくは予定価格でございました。  
以上、訂正いたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、総務部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 私の方も坂本議員さんの最低制限価格にという発言に対しまして、予定価格と本来なら申し上げるべきところを最低制限価格にというふうに

申しあげましたので、この部分の訂正をお願いしたいと思います。済みませんでした。

○議長（山瀬義也君） 次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 議席番号16番、隈部でございます。

先般通告をいたしました本市の教育について4項目、本市の社会教育について3項目質問をいたします。

夏休みが終わり、子どもたちは元気に登校をしていますが、夏休みの過ごし方も私たちの子どもころから随分変化したと思います。私たちの子どもころは、一日じゅう川の中で泳いだり、魚をとったり、寒くなると、大きな石に背中をつけて、温まったらまた泳いだり、山や野で小刀を使って水鉄砲や木の実鉄砲をつくっていましたが、今では川で遊ぶのは危険だ、小刀は危ないと制約をされてかわいそうです。子どもたちはアニメのテレビを見たり、パソコンやゲームで遊んだりしています。子どもころの思い出は何かと考へたりいたします。

平成18年12月、新教育基本法が公布、施行されました。学校現場においてどのように変わってきているか、また新教育基本法は何を目指しているのか、教育は国家百年の大計と申しますが、将来の日本を背負う子どもたちはたくましく、強く育ってほしいと思います。

それでは、本市の学校教育についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点として、新教育基本法の改正及び教育三法の一部改正は、どのように変わったか、お伺いをいたします。

第2点目、教育は知育、徳育、体育と言われていましたが、最近では食育、環境・安全教育が加わりましたが、どのように行われているか、お尋ねを申し上げます。

第3点として、学校教育充実のためにどのような施策が行われているか、お伺いをします。

まず、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 今回の教育基本法の改正及びそれに伴います教育三法の一部改正は、どうして、またどのように変わったのかということについてですが、昭和22年に教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法が制定されました。以来約60年が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化あるいは少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況というものが大きく変化してきました。そこで、こ

のような状況に対応すべく、平成18年12月22日に新しい教育基本法が公布、施行されたところでございます。

今回の改訂のポイントといたしまして、人格の完成、個人の尊厳など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながらも、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人など、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしているところです。

教育委員会といたしましても、この新しい教育基本法に対応すべく、菊池市教育振興基本計画、いわゆる菊池スピリッツ、これを一昨年、つまり平成22年度に策定したところであります。

また、新しい教育基本法の制定に伴いまして、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これらが改正されまして、義務教育、特別支援教育の見直し、教員免許更新制など、新たな対応が求められ、一部改正が行われたところでございます。

さらに、平成20年3月に新学習指導要領も告示されまして、これにのっとった新教育課程が、小学校には既に本年度から、中学校も来年度から全面実施という大きな節目を迎えているところでございます。

このようなことから、教育委員会といたしましても、平成23年度菊池市教育委員会取組の方向における重点努力事項を本年度整理、統合をいたしました。学校教育の第2項目に、文武両道教育の推進、いわゆる知育、徳育、これを掲げ、学校教育活動全体を通じた健康・安全教育、食育等を推進しているところでございます。また、環境教育は第4項目の特色ある教育活動・開かれた学校づくりの推進において、各教科、領域での学習とともに、各学校の特色を活かし、リサイクル活動や、あるいは緑のカーテン、あるいはEM菌の活用といったものを現在行っているところでございます。

これらの重点努力事項は、毎年実施しています学校訪問の折に、点検あるいは指導を行い、そして年度末には市に提出の義務を負っています学校評価報告書で、その実績の把握、指導に努めているところでございます。

次に、どのような施策が行われているかについてですけれども、本市における学校教育充実のために教育委員会が果たす責務の第一義は、教育環境の整備、充実であろうと考えております。そのためには、まず人的条件を整えています。現在、学校図書司書、補助教員、特別支援教育支援員、心の教育指導員、学校教育指導員、給食調理員等、市独自で嘱託あるいは臨時職員などを合わせまして、現在135名を雇用しております。

また、全教員へのパソコン配置、各学校に電子黒板等といったICT機器の導入、読書活動のため、蔵書量の充実等、そうした物的条件もこれまで整えてまいりました。

次に、市教育委員会の独自事業といたしまして、授業力向上事業、幼・保、小、中連携推進協議会、いじめ・不登校対策会議、これらの設置。また、学校問題解決支援事業、特別支援教育の講演や研修会、特別支援教育巡回相談、英語の森・きくち、中学生海外派遣事業、不登校対策のサマースクール、万句のふるさと菊池などの事業を行いながら、学校教育への支援や補完を行っております。

また、菊池高校と連携した拓志ゼミナールを開催し、進路指導の一端を担っていますが、本年度、初めて菊池農業高校にお願いいたしまして、小学生におけます農業体験学習を実施したところでございます。小学生30名が乳搾りあるいはロールパンづくり、ブドウ狩り、乗馬、そうしたものを体験いたしまして、8月24日の新聞やテレビで紹介されたところです。来年度からは菊池女子高校も加えながら、市内三つの高等学校との連携事業をさらに充実してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 今回の新教育基本法の改正のポイントは、人格の完成や個人の尊厳など、これまでの教育基本法の理念を大切にしながら、公共の精神及び国家・社会の形成に参加する国民、我が国の伝統と文化を基盤として、国際社会を生きる日本人など、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしているということでした。

それでは、再質問をいたします。

新教育基本法の改正及びそれに伴う教育三法の一部改正については詳しく説明をいただきました。それでは、学校現場の対応についてお伺いをしたいと思います。

また、小中学校の新教育課程はどこがどう変わったのか、どんな力を養成するのか、学習指導要領の改訂はどうして行われたのか、教育内容はどう改善されたかをお伺いをいたします。

2番目に、知育、徳育、体育、食育、環境・安全教育については、平成23年度菊池市教育委員会取組の方向における努力事項を整理、統合されたということですが、その成果についてお尋ねをいたします。

また、今までの総合的な学習時間は、新教育課程ではどんな役割を持つのか、お伺いをいたします。

3番目について、学校教育充実のための施策については、教育環境の整備・充実、全教員へのパソコンの配置、各学校に電子黒板等のICT機械の導入など、物的条件の整備。市教育委員会の独自の事業として、菊池高校や菊池農業高校の小学生農業体験学習等の事業をお聞きをしましたが、その施策の成果についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、教育基本法及び関連法の一部改正によりまして、学校現場の対応はいかかかということですが、教育委員会といたしましては、このような教育基本法、関係法等の改正に伴いまして、今日までに学校関係者に対して県教育委員会と連携をしながら、各種研修会の実施、あるいは重点努力事項の見直し、各教科等の年間指導計画の策定など、準備を滞りなく進め、各学校とも順調に今現在進んでいるという状況でございます。

学習指導要領の改訂、学校教育法施行規則の改正に伴い、学習内容も増えます。教科等の授業時数も増加しています。小学校では、算数、理科、体育が特に増加し、新たに外国語活動が加わり、総合的学習の時間というものが35時間減少しております。また、中学校では、数学、理科、外国語が特に増加し、総合的学習の時間が減少し、さらには選択教科がなくなっています。小学校、中学校ともに総授業時数が週当たり1時間増えたと言えます。

新教育課程では、この生きる力をはぐくむことを目指して、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的知識及び技能を確実に習得させます。そして、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみながら、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かす教育の充実が求められております。

全国どこでも一定水準の教育を行うため、教育課程の編成基準を示します学習指導要領は、学校教育法第33条に、文部科学大臣が定めるものとされています。この文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問し、審議のまとめ、答申、改訂案をパブリックコメントで国民の意見を聞き、最終的に告示したもので、これがいわゆる学習指導要領となります。今回の学習指導要領は、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的知識、技能の習得、思考力、表現力等の育成などが挙げられています。

次に、知育、徳育、体育、食育、環境・安全教育についての成果及び総合的な学習の役割についてですけれども、これらの教育は新教育課程から新たに始まるというわけではございません。これまでの教育の成果の上に、新教育課程にのっとった

教育活動が展開されることとなります。

また、食育につきましては、平成17年度に学校教育に導入されたところでございます。国民のライフスタイルが多様化し、また生活習慣病等の増加、あるいは食の簡便化、外部への依存化等の問題から、平成17年の食育基本法の制定から、その取り組みが始まっております。各学校では、弁当の日を設けて、子どもたちが自ら、あるいは母親から手伝ってもらいながら弁当をつくり、食への感謝、大切さなどを学んでおります。毎年6月は食育月間として、それぞれの学校で創意工夫しながら取り組んでいるという状況でございます。

今回の学校教育法施行規則の改訂で総合的な学習の時間、これは減少しておりますけれども、小学校、いわゆる3年生以上は年間70時間、中学校では1年生が50時間、2年生、3年生は70時間となっています。

この総合的な学習の時間、これは大きく二つのねらいがございます。一つは、横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すると。二つ目に、学び方や物の考え方を身につけ、問題解決や探求活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生きる力を教える、考えることができるようにすることというねらいがございます。つまり、教科等の枠を超えて、主体的に学び方や生き方を学ぶ時間であり、また他の教科等では学ぶことのできない教育活動であると考えております。

次に、施策の成果についてですけれども、教育環境の充実のための人的・物的条件の整備によりまして、子どもたち一人一人まで目が行き届き、子どもたちの学習理解に効果が上がり、また学力の向上に寄与しているところでございます。

昨年度の全国学力標準検査の結果を申し上げますと、全国標準50.0に対しまして、菊池市の小学校は54.1、中学校51.6となって、全国標準よりも上回っております。

また、特別支援教育におきましても手厚い指導ができ、また市内の小中学校への学校図書司書配置によりまして、読書活動の推進等にも大きく貢献しているという状況でございます。

また、電子黒板等といったICT機器の活用によって、先生方の授業も変化し、より変化があらわれ始め、学校現場からは大変感謝されている、そういう状況でございます。

本市の大きな課題となっています不登校児童対策につきましても、適応指導教室や相談員の配置あるいはサマースクール等といった菊池市独自の事業によりまして、不登校の発生率が小学校は全国0.32%に対しまして0.11%、中学校は2.

77%に対しまして、今の2.77は全国ですね、そしてそれに対して菊池市の中学校は2.24%となります。

このように成果というものは確実に上がっておりますので、今後とも各事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

教育振興基本計画では、地域ぐるみの学校支援、学校教育法の改正では学校評価と情報提供に関する規定の整備が挙げられていますが、本市としてどのように取り組む考えであるか、まずお伺いをいたします。

2点目として、このたびの東日本大震災後の学校教育について、どのような影響があつて、どのように変わったかをお尋ねを申し上げます。

3点目として、小学校では他郡市に先駆けて全小学校で週1時間の外国語活動を位置づけられておられますが、実施上の課題についてお尋ねをいたします。

また、中学校におきましては、平成24年度から武道が取り上げられますが、この実施上の課題についてお伺いをいたします。

また、秋の読書週間を迎えます。平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が公布、施行され、子どもの読書活動の重要性が叫ばれていますが、本市の読書活動の状況、各学校の図書の数に適正であるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、地域ぐるみの学校支援及び学校評価と情報提供の取り組みについてでございますけれども、各学校では地域の実情に応じまして、地域や保護者の方々から子どもたちの登下校の見守り、伝統文化や食文化の継承、農作物づくりなどの支援をいただいております。特に、洒水小学校あるいは花房小学校、旭志幼稚園、旭志小学校、旭志中学校におきましては、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の指定を受けまして、先進的な取り組みを進めているところでございます。

学校評価につきましては、既に菊池市立小中学校管理規則の一部を改正しまして、各学校は外部の方から教育活動その他の学校運営の状況について評価を行っていたき、その結果の公表と教育委員会への報告を行うようにしております。今後とも学校評価が学校運営や地域へ開かれた学校づくりに寄与できますように努めてまいりたいと思っております。

次に、東日本大震災後の学校教育についてでございますが、長期間にわたってテレビ等で大震災の様子、あるいは災害の状況等が放映されまして、子どもたちは大きな衝撃を受けたんじゃないだろうかというふうに考えております。

多くの学校では、学級や学校全体の中で大震災を取り上げ、改めて災害はどこでも起こり得るものであること、危機回避のあり方等について考えさせることができたと思っております。また、自分たちも何かしなければという思いも強く、募金活動等も積極的に行っていました。

また、学校としましては、子どもたちからも多数の犠牲者が出たことから、避難経路、場所はここでよいのか、そうした危機管理マニュアルを再度見直し、避難訓練に真剣に取り組むなど、今回の大震災を我が身のこととしてとらえることができたと考えています。

教育委員会といたしましても、学校から報告されております防災計画を見直し、また校長会等を通して、今後、さらなる防災教育あるいは防災計画等の見直し等を推進していきたいというふうに考えております。

次に、小学校の外国語活動、あるいは中学校の武道の実施上の課題、そして子どもの読書活動の状況について説明したいと思います。

担任が授業できるようにということで、教員研修を3年前から行ってまいりました。また、昨年度から他郡市に先駆けまして、今、隈部議員さんの方から話が出ましたように、小学校では1週間に1時間の外国語活動をきちんと位置づけております。本年度はその2年目となっております。また、現在の課題として、中学校の外国語学習へどうつないでいくのか、また教師間の力量の差、あるいはALTに頼り過ぎるといった問題点もまだ挙げられます。

来年度からまた実施されます武道でございますけれども、武道の領域というものは、これまで第1学年において男女とも武道またはダンスから1領域を選択し、履修することにしてきたことを改めまして、第1学年、第2学年において、すべての生徒に武道を習得させることとなっております。また、第3学年におきましては、球技及び武道の区分の中から1領域以上選択して履修するようになっています。また、武道の運動種目は、柔道、剣道または相撲の中から1種目選択して履修するようになっています。地域や学校の実態に応じまして、なぎなたなど、あるいは弓道、そうしたものも武道に履修することができるとされております。

現在、各中学校ではそれぞれに剣道場等の施設が十分整えられているということから、ほとんど全部の中学校で大体剣道を実施しております。その際、実施上の課題等は、今のところ中学校の方からは挙げられておりません。

読書活動につきましては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律、

これが公布、施行されまして、子どもの読書活動の重要性が強く叫ばれております。本市でも学校図書司書をすべての小学校、中学校に配置してからもう7年目となりますけれども、この読書環境が整備され、子どもたちの読書意欲も向上してまいりました。また、各学校ではボランティアによります読み聞かせ等や、あるいはノーテレビ・ノーゲームデーの設定によりまして、本好きな子どもの育成に努めているところでございます。

昨年度の1カ月当たりの読書冊数は、小学校中学年におきまして7.7冊、高学年におきまして5.9冊、そして中学生は3.0冊となっております。学年が上がるほど、残念ながら読書から離れていく傾向に少しあるみたいですが。

また、学校図書館図書蔵書数の平成22年度末現在の状況につきまして、これはもう古い図書の廃棄等によりまして、文部科学省が定めております基準冊数を満たしていない学校もありますけれども、平均といたしまして小学校では100.9%、中学校では100.7%となっている状況でございます。

教育委員会といたしましても、読書は心の糧と言われるように、子どもたちの成長に読書活動というものは欠くことのできないものと認識しているところでございます。現在、菊池市子ども読書活動推進計画を策定中でございます。今後とも子どもたちの読書の活動の一層の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 教育振興基本計画の地域ぐるみの学校支援では、地域の実情に応じて、地域や保護者の方々から子どもたちの登下校の見守り、伝統文化や食文化の継承、農作物づくりや農業体験を通して支援をいただいているということで、子どもたちは家庭、学校、地域の連携によってたくましく育つものと思います。学校、家庭、地域の連携による教育支援活動促進事業を全域に広めていただき、たくましい菊池っ子を育ててほしいと思います。これが先代から受け継いでいる文教菊池の姿であると思います。

○議長（山瀬義也君） 隈部議員、次の質問に移ってください。

○16番（隈部忠宗君） はい。それでは、次の質問に移ります。

本市の社会教育について。

本市の総合計画の中で、後期基本計画では、九つの柱の一つに生涯学習の推進が挙げられております。その中で、重要施策の一つが、今質問しました学校教育の充実で、二つが社会教育の充実であります。この二つ目の社会教育について質問をい

たします。

まず1点目、地域の特性を活かした生涯学習はどのように行われているか。

2点目、青少年の健全育成のために、学校教育では家庭、学校、地域の連携による教育支援活動促進事業が取り上げられているということでしたが、社会教育面においてはどのように連携しているか、お尋ねを申し上げます。

3番目に、平成13年3月、合併前ですけれども、菊池市の教育委員会から「蘆花と愛子の菊池」という本が発刊されております。この「蘆花と愛子の菊池」という本をどのように活かされ、活用されているか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、三つの質問に答弁したいと思います。

本市で実施しています生涯学習の主な活動について説明申し上げます。

まず、人権・同和教育につきましては、市内の各種団体代表によります人権・同和教育推進協議会の社会教育部会を開催しまして、学習機会の提供、あるいは学校教育との連携などの充実に努めております。

文化芸術としましては、その拠点であります市民会館の自主事業がございます。教育委員会指定自主事業として、毎年7回ほど開催しております地域団体等の連携した事業も行い、また市民の皆様には舞台芸術などの鑑賞機会を提供しているところでございます。

公民館では、生涯学習の場としてさまざまな主催講座、学級を開催しており、また各地域にあります自治公民館の整備、事業の活性化を推進しております。

青少年の健全育成のための家庭、学校、地域の連携につきましては、青少年を中心とした地域間交流を目的に、土曜体験教室、青少年育成キャンプ、菊池ふるさとかるた大会、わんぱく広場など、市内全小学校の児童に呼びかけるとともに、各種ボランティアグループや高校生ボランティアの協力を得ながら、さまざまな交流活動を行っております。また、市の将来を担います青少年が健やかに育つようにするため、青少年育成市民会議を中心に、青少年健全育成ミニ集会、これを地区ごとに開催して青少年の非行等の防止に努めております。

「蘆花と愛子の菊池」につきましては、平成13年に熊本日日新聞情報文化センターの編集制作により、菊池市教育委員会との共同で発刊したものでございます。この本の発刊によりまして、蘆花夫人が菊池市隈府出身ということを市民の皆様にも広く周知できたと思っております。

教育委員会としましては、この本の発刊に伴い、わいふ一番館のまちかど資料館

において、愛子婦人の写真や書、使用されていた衣服等を愛子婦人と親交のあった方から寄託をいただき、展示を行っております。

また、このほかに夢美術館においてもおしどり夫婦として蘆花と愛子夫人の常設コーナーが設けられており、また出田愛子さんとともに紹介しておりますし、隈府中町の愛子夫人生誕の地には記念碑が建てられるなど、顕彰されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

地域の特性を活かした生涯学習、それから青少年健全育成のため、家庭、学校、地域はどのように連携しているかという点についてお伺いをいたしました。それでは具体的に公民館活動、あるいは社会教育事業、図書の実等、成果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど出田節子さんのところを愛子さんと言ったんじゃないかなと思います、大変失礼いたしました。出田節子さんの間違いですので、済みませんでした。

それでは、ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

人権・同和教育につきましては、社会教育部会独自の研修会を実施して、各種団体における人権に関する自主研修会の推進も行ってしております。出前講座では、平成22年度実績として58回の講座依頼があり、2,724人の参加がありました。

市民会館におけます自主事業は、子どもたちを対象としました童謡唱歌祭や市内14校小学3年生の演劇教室、老人クラブ連合会との共催によります芸能大会、また音楽まつりなど、地域の関係団体のご協力により開催しております。また、このほかに伝統芸能やミュージシャンのコンサートなど、さまざまなジャンルの催し物を開催し、市民の文化意識の高揚に努めており、子どもから大人までの幅広い取り組みを行うことにより、生きる力、創造する力が生まれているものと思っています。

公民館主催講座につきましては、従来の文化、教養タイプの講座に加えまして、社会参加型や問題解決型の学習を取り入れ、学習した成果を活用し、社会に還元されるような講座を開催しております。既に、ヨガ講座、傾聴講座、古武術介護講座などの受講生の方が、地域や各種施設においてボランティア活動を実践し、活躍しておられます。また、本年度から紙芝居ボランティア、絵手紙ボランティア講座

も開催しまして、人材の育成などを進めながら、地域全体の生涯学習の向上と充実につなげているところでございます。

自治公民館活動につきましては、各行政区に自治公民館活動推進員を委嘱しまして、公民館活動の推進を図りながら、自治公民館の整備と活性化事業を実施しているところでございます。

まず、整備事業は、新築、改築、修繕、備品購入の支援を行い、前年度は30地区実施しております。活性化事業は、青少年健全育成や家庭教育、世代間交流、伝統文化継承事業の支援を行っております。前年度は26地区実施しており、年々増加している状況でございます。

例を挙げますと、菊池市の太田地区では自主的に先進地研修やまちづくり研修会に参加したり、鹿児島県のやねだん地区と地域間交流を図るなど、地域おこしに取り組んでおられます。このように、公民館活動によります地域住民の自立、自助と個性ある地域づくりの支援を実施しているところでございます。

青少年の健全育成のための家庭、学校、地域の連携につきましては、土曜体験教室で子ども料理教室、木工教室、クリスマス飾りづくりなど、多彩な催しを実施しまして、毎回参加する子どもも多く、人気のある活動となっております。

また、青少年育成キャンプでは、市内の小学4年生から6年生までに参加募集を行い、さまざまな野外体験活動を実施する中で、平成21年度から高校生ボランティアを活用し、異なる年齢の子どもたちが行動、生活をともにすることにより、成長段階に応じた人間関係の育成など、多大な成果を挙げております。

このほかに、市内の史跡等を取り入れました菊池ふるさとかるた大会やわんぱく広場なども開催しております。

青少年育成市民会議では、地区ごとに開催しています青少年健全育成ミニ集会のほか、夕方のトランペット放送を市内の小・中・高の児童生徒によりまして、半月ごとの輪番で放送を実施しております。

また、昨年度は市内小中学校19校に郷土や友達に関する標語を募集し、3,567語の応募がっております。その標語の中から900語を選定しまして、書家グループによりまして300本の標木に、各3面に記載をした後、市内各所に設置いたしました。

また、今年2月に開催しました生涯学習フェスティバルでは、戦場カメラマンの渡部陽一さんを講師に迎えまして講演を開催し、約1,600人の参加を得ております。また、各種団体の発表や公民館講座、受講生による展示等も行っております。

読書推進活動につきましては、乳幼児から書に関心を持ってもらうために、生後三、四カ月健診時にブックスタート事業として、絵本の配付と読み聞かせを実施し

ております。公民館活動を通じた読書活動につきましては、今後の自治公民館の活動の中で、さらに呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたけど、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 最後になりましたけれども、市長に本市の主要施策の一つであります学校教育と社会教育の充実についての所信をお伺いを申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご承知のように、熊本県は古くから文教の盛んな土地として知られてまいりました。それは私たちの菊池市、すなわち菊池氏の時代からであろうかと思いますが、21代の重朝公が戦乱の続く中、孔子堂を建てて学問を勧め、その流れは当時の藩財政の危機の中で、藩校「時習館」を創設した細川重賢公によるところであります。これは、教育は国家百年の大計といった、そういった強い思いからであります。

本市におきましても、菊池市の未来を託し、教育に大いに期待しているところであります。学校教育については、子どもたちが菊池に生まれ、また菊池で教育を受けてよかったと思われるような教育をぜひとも作り上げていただきたく、精いっぱい支援をしてみたいと、このように考えております。

生涯学習につきましては、まちづくりは、まさに人づくりからでありますから、これを基本として、子どもから高齢者まで、いつでもどこでも学ぶことができる市民の皆様の多種多様な学習意欲にこたえるために、公民館を生涯学習の拠点として活用して、自主的な生涯学習の推進を図ってまいります。

また、地域において活動する各種団体やグループなど、生涯学習関係団体の育成と活動の支援に努めますとともに、郷土に伝えられてきた伝統文化、あるいはまた芸能等について継承に係る取り組みを図らなければならないと、このように思っております。

青少年の健全育成といたしましては、保護者を対象といたしました講演会あるいは小学生を対象としました土曜体験教室、青少年の健全育成を目的といたしましたミニ集会などの充実を図れますように、学習成果の発表の場を提供するなどいたしまして、学習意欲の向上に積極的に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間休憩します。

---

休憩　午後2時44分

開議　午後2時52分

---

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君）　皆さん、こんにちは。

最後でございます。多分、最後でございます、きょうのです。10年後を見据える坂井でございます。

五つ通告しておりましたけれども、二つは対応していただけるということで取り下げ、3点を質問したいと思います。

3月の議会で、日本で散策したい溪谷第2位の菊池溪谷を、トロッコ列車を導入し、日本一の溪谷を目指そうということで一般質問をしました。京都の嵯峨のトロッコ列車、和歌山の高野山のケーブル、津奈木町のモノレール等を調査してまいりましたが、もう少し勉強しまして、12月の議会で日本一の溪谷を目指して、懲りずに再度質問したいと思います。

前段が長過ぎましたけれども、要はせっかくなら2番、3番よりも日本一がいいと皆さん思いませんか。今回は、お米で日本一を目指すべく質問をしたいと思えます。

ブランド推進について。

ブランド推進七城米について質問をいたします。

前回の一般質問で、日本航空の機内誌に、新潟魚沼産コシヒカリと山形庄内産ひとめぼれ、これは皆さんもご存じだと思います。それに熊本県菊池市の七城米ヒノヒカリの3銘柄が掲載される可能性が大きいので、市を挙げてバックアップしてくださいということを市長にお願いをしておりました。載るか載らないかでは天と地の差がございます。市長を初め、市を挙げてのアプローチがきいて、日航の機内誌「スカイワード」に取り上げていただくことが決定をいたしました。本当に、市長、ありがとうございました。

これはJALのジャパンプロジェクトとJA全農のみんなのよい食プロジェクトの共同プロジェクトで、読売広告社が、皆さんもよく見る「スカイワード」という機内誌に載せていただけるありがたい話でございます。その打ち合わせが9月6、7、8、菊池地域農協七城中央支所で、本市からもブランド推進課が出席をして、

大々的に菊池を取り上げ、紹介していただけるとのこと。また、10月15日は七城米の稲の収穫を取材に来られ、国内線のラウンジで放送され、七城米のおにぎりが提供されるそうであります。また、ANA、全日空も取材の打診があったと聞いております。

菊池を紹介するチャンスとも思っております。私としては、ブランドの利活用ということで、相乗効果に期待をかけているところでございます。今は、既に日本三大銘柄になったと、私は大変喜んでおります。

しかし、これからが3位ではなく、日本一への挑戦だと思っております。これは東北の農家の方々には非常に気の毒な点もございませうけれども、原発事故の影響で東北の農産物、特に米への放射能汚染、セシウム汚染の疑いもあるようでございます。このことは、九州菊池にとってはチャンスでもあります。新潟、山形にも何らかの影響があるようでございます。ここで最大限努力をすれば、三大銘柄の一つでございませうから、七城米が日本一の米になり得る確率も低くはないと思っております。蓮舫さんではないですが、第2位、第3位ではだめでありませう。せつかくなれば日本一にしたいものでありませう。印象、インパクトが違ひませう。日本一になれば、市民の誰もが喜ぶこととございませうし、本当にすごいこととありませう。

ここで、言わせてもらひませうなら、日本一の溪谷にし、これは夢ですけれども、日本一の七城米をつくり上げれば、日本一の菊池溪谷を満喫して、美肌の湯につかり、日本一の七城のお米を食ひて帰ろうツアーなど、できはしなひかと思ひませう。なんて夢があつて、とてもいいとは思ひませうか。また、つくり上げねばならなひと思ひませう。今こそ市長がつくられたブランド推進課の出番とありませう。

そこで、質問ですが、掲載される七城米の件で念願が叶ひましたけれども、日本航空へのアプローチ、本当にお世話になりました。一生懸命頑張つたと思ひませう。どのようにされたのか。また、日航機機内誌に写る七城米、日本一へのチャンスとありませうが、今後どのようにアタック、推進されるのか、1回目の質問といたしまひす。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂井正次議員のご質問にお答えさせていただきます。

市長のトップセールスにつきましては、6月議会終了後、直ちにJA全中に連絡をとり、日程の調整をいたしまひましたが、市長と相手方との日程の調整ができませんでした。その後、ブランド推進課の職員が7月20日に上京し、JA全中のよい食プロジェクト推進課の担当者と協議の中で、JALとJA全中のコラボレーション企画「日本のよい食を旅する～みんなの元気を応援する朝ごはん～」が決定したと

ということで確認をいたしましたので、今回につきましては、大変残念ではございましたが、市長のトップセールスにつきましては見合わせをさせていただいたところでございます。

なお、確認いたしました内容につきましては、新潟県魚沼産のコシヒカリや山形県庄内産のひとめぼれ、熊本県菊池産ヒノヒカリ、七城の米ですが、がJALの機内誌「スカイワード」に掲載されるというもので、本市の七城の米につきましては、来年1月ごろに掲載される予定となっております。JALの機内誌の1カ月の閲読可能者数は、国内線が約320万人、国際線が約90万人となっており、かなりの宣伝効果が見込まれるものと思っております。

今後、七城米の販路拡大やPRの方法につきましては、JA菊池及び銘柄米センター等の関係機関と連携し、さらなる七城の米の品質向上に努めるとともに、七城の米の全国ブランドを目指して販路拡大や商談会等を積極的に行い、その場におきましてJALの機内誌に掲載されたことを十分活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 農協に聞きましたところ、菊池市から来られました、ありがたくお受けをいたしましたということをおっしゃられたそうでございます。また、菊池会 のときも市長自ら行くんだということでおっしゃられたけれども、日程の都合がつかせませんでしたので、それは仕方がなかったと思います。本当にありがとうございました。

夢のようでございますけれども、これが現実でございます。三大銘柄となった以上、今の状況下で私は日本一がねえはしないかと思っております。そのためにも販売が熊本、九州だけではなく、やはり中心の東京に的を絞り、ブランド推進のためのイベント、そしてまた先進地研修、販路づくりのため上京する交通費等、ブランド推進活動費等の支援助成は十分だと思いますか、どうですか。経済部、お答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ブランド推進活動として販路拡大事業やメディア活用事業などを現在実施しているところでございます。本年度の予定としましては、JALの機内誌に掲載される前の新米がとれた時点の10月ごろから販路拡大事業やメデ

メディア活用したPR事業を行い、この中でできるだけ多く七城の米をPRをしてまいりたいというふうに考えております。

販路拡大事業としましては、10月中旬に福岡の大丸百貨店で、11月上旬には東京日本橋で、農林畜産物等の販売とPRを予定をいたしております。

メディア活用事業につきましては、福岡のテレビ局で本市の放送を11月に50分間、KBCラジオで20秒のスポットコマーシャルを50回予定をしております。

そういったことで、本年措置してあります予算につきまして、最大限に活用し、最大限の効果が出るように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 部長、十分足りませんか。正直に言われて結構だと思いますけれども、やはり熊本や九州での販路拡大ではないと思います。そして、せっかくならば、やはり日本一を目指すべきだと思いますので、東京、大阪へどんどん出向いていかなければならない、そんな中でやはり私は不足が生じると思います。ブランド推進予算、何回も言っていますけれども、私に言わせれば少な過ぎる。政策として一番大事なところであるので、惜しみなく、私に言わせれば、農業、産業の根幹をなすところなので、最低でも1億円ぐらいの予算がなくてはブランド推進はできないと。

来年の1月に日航の「スカイワード」に載ることが決まっている。掲載されて来年度の予算で販売キャンペーンをやっても、その効果が薄い、弱いのではないかと私は思っております。掲載をされて二、三カ月の間にキャンペーンを打った方が効果もある。その点では、補正でも組んでやってほしいと私は思います。

本市がブランド推進に力を入れ、七城米が日本一になったら、いろんなことが考えられると思います。もし日本一になったら、お米で新潟魚沼市は全国に有名になりました。全国に菊池の知名度を上げることができます。また、菊池のイメージアップにもつながります。もし日本一になったら、七城の米の値段は当然ながら上がります、日本一ですから。それと同時に、相乗効果で近隣の菊池平野の米も当然上がるものと思います。理想は最低2倍ぐらい上がってもいいんじゃないかと私は思います。南魚沼市も全体のレベルが上がったと。

日本一になったら、日本一になるであろう、まあわかりませんが、菊池溪谷とともに菊池温泉郷への相乗効果があると思います。日本一になったら、中元、歳暮等、龍門ダムのシイタケとか旭志、菊池のお茶、その他の加工品とのギフトセット販売が東京とかいろんなところで打てると思います。日本一の米どころになれ

ば、他の農産物の評価も上がってくれると私は思います。

以上の点から、機内誌の3銘柄にいったことでもございますが、せっかくなら日本一を目指し、絶えず上京して市場調査をし、農家、農協、市職員とともに宣伝、販売活動をし、イベントも打てるよう支援、助成をしてほしい。何よりも菊池市には大きなプラス要因が多く、そのことを踏まえて、これは市長にお伺いいたしますけれども、絶対に日本一にするんだという覚悟で思い切った戦略、支援、決意をお願いしたいですけれども、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員の再々質問にお答えをいたします。

今回のJAL機内誌「スカイワード」に掲載されますことは、本市といたしましても、ご案内のとおり、全国の数あるお米の産地の中から、有名なブランドとして確立されています新潟県の魚沼産のコシヒカリ、あるいはまた山形県庄内産のひとめぼれ、これと肩を並べることになって大変意義があることだと、このように思っております。また、JALの機内誌は、国際線と国内線を合わせますと約410万人の乗客ということですので、410万人の目に触れる機会が与えられたということで、本市の知名度アップの絶好の一つの機会を得たと、このようにとらえております。

先ほど経済部長がお答えいたしましたとおり、これを機会といたしまして、JA菊池や、また銘柄米センターと連携をして、七城の米を地域ブランドから全国的なブランドとして拡大することを目指しまして、それに応じた活動を今後行っていかなければならないというふうに、このようにとらえております。

また、予算等につきましては、少ないんではないかということでございますが、私といたしましては、人員配置2人をして、果たしてこれだけの消化ができるかなというような思いを持ちながらも、とにかくスピード感を持たなければいけないということで、予算は大盤振る舞いをしてつけたつもりであります。

これから先につきましては、6月の議会で答弁いたしましたとおり、菊池地域のブランド推進協議会が設立をされておりますので、今あるブランドを含めた米以外のものも含めまして、新しいブランドづくりに関する戦略などがまた構築されますので、その戦略内容、その中におきまして、特にまたお米の日本一を目指そうということですので、それに対しての予算措置というのは、必要なものについては議会をお願いをいたしまして予算措置を十分に措置したいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長を初め、市のバックアップで機内誌に載ることができました。本当に感謝をしているところであります。もし日本一になったら、いろんな相乗効果も出ると思いますので、精いっぱいのご支援、よろしく願いいたします。

2番目に、人口増施策について質問をいたします。

少子高齢化対策と人口増施策について質問いたしますが、この問題は各自治体共通の悩みであり、共通の課題だと思います。2010年9月、昨年9月のデータですけれども、1年間で熊本県は181万1,204人、人口がですね、それで4,781人の減少だそうでございます。人口増減率は0.26%マイナスです。本市は増減率0.73%で371人の減少。私が残念なのは、県の平均よりも減少率が高かったということです。

ちなみに、逆に増加率が一番高いのはもう菊陽町で、956人増で2.63%の増加。次に、合志市、大津町となっております。これはもう皆様もご存じのとおりであります。

このまま人口減少をこまねいてはいけないと思いますが、ここで質問ですけれども、本市の少子高齢化対策と人口増施策についてお伺いをいたします。

以上1点ですね。

それから、本市の合併後、人口推移を示してください。これは、ちなみに市全体と旧市町村で合併時と今をお示してください。また、新成人の出生状況も17年から22年までお示してください。

そしてまた、前にも企画部長おっしゃったような気もしますが、今後10年後までの本市の全体の人口推移予想をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 人口増につながる施策ということでございますが、施策の一部をご紹介させていただきますと、子育て世代を応援するために、すくすく子宝祝金制度、つどいの広場事業、ファミリーサポート事業を、健康や福祉面では医療費や予防接種費用の助成を行っております。

次に、将来を担う子どもの学力支援が必要と考え、補助教員の増員や英語の森・きくちを行っております。

また、通勤・通学の利便性を高めるため、国道325号などの主要幹線道の整備促進や市道の整備を行うなど、このほかにも多くの施策に取り組んでいるところでございます。

次に、お尋ねの人口につきましては、住民基本台帳年報の3月31日現在の数値によりますと、旧菊池市におきましては平成17年度が2万7,061人、平成22年度が2万5,794人で、1,267人の減となっております。旧七城町におきましては、平成17年度が5,925人、平成22年度が5,621人で、304人の減となっております。旧旭志村におきましては、平成17年度が5,390人、平成22年度が5,081人で、309人の減でございます。旧泗水町におきましては、平成17年度が1万4,412人、平成22年度が1万4,899人で、487人の増となっております。全体では、平成17年度が5万2,788人、平成22年度が5万1,395人で、1,393人の減でございました。

次に、出生者数につきましては、平成17年度から平成19年度までは旧市町村別の出生者数のデータが不明のため、平成20年度と平成22年度の比較を申し上げます。旧菊池市におきましては、平成20年度が208人、平成22年度が222名で、14人の増でございます。旧七城町におきましては、平成20年度が40人、平成22年度が30名で、10人の減でございます。旧旭志村におきましては、平成20年度が39人、平成22年度が43人で、4名の増でございます。旧泗水町におきましては、平成20年度が130人、平成22年度が149人で、19人の増となっております。全体では、平成17年度が405人で、平成22年度が444人で、39人の増となっております。

今後10年間の人口予測推移でございますが、昨年総合計画・後期基本計画の中で、コーホート要因法により平成27年度までは予測されております。仮に、平成32年度までをこの率で推移させますと、平成22年から約3,000人程度の減少と予測されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） いろんな角度で少子高齢化対策、また人口増施策を述べていただきました。確かに、いろんな方策が必要とは思いますが。しかし、現実として人口は減少しているという現状でございます。ただ、注目すべき点は、泗水だけがやはり増えている。旧1市1町1村は減っておりますね。なぜ泗水が増えたのか。それは熊本に近いとか済々黷高校が校区内だったりとかもあるかもしれませんが、やはり建てる場所がたくさんあったのではないかと私は思います。

また、いずれ3,000人の減少にもなるというようなことも伺いました。どうか手を打たなければならないと私は思います。人口増を考えた場合、子育て、福祉施策も必要でしょうが、何といたっても、これは私が考えたのですけれども、定住

できる受け皿、建てて住むところ、いわゆる場所ですね、宅地分譲地が人口維持、増加させるためには絶対に必要になると思います。それは民間業者が分譲しやすいような環境を市がつくってやるということも非常に大事ですし、土地開発公社によって宅地分譲をするようなことも私は必要だと思います。

平成14年ですね、もう小さい七城のことですけれども、七城の場合、土地開発公社が学校近くの雇用促進住宅のそばに釘原団地を造成、開発をしまして、たった14区間ではありましたけれども、80坪から100坪、坪平均6万5,000でした。もう早期に完売をいたしました。七城にもこんなに需要があるんだなと私は認識をいたしました。

ここで質問ですけれども、本市の人口増といいますか、維持を考えた場合、宅地分譲地が少なく、つまり受け皿が少なく、若者の、合志とか菊陽への流出もあると。若者が定住してくれる宅地分譲地がもっと必要ではないかと思えますけれども、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

宅地の分譲につきましては、3月の定例会でお答えしましたとおり、地価が下落する中での分譲はリスクが大きいと考えております。住宅を建てる際の条件としましては、通勤場所だけではなく、学校や生活用品の調達場所、病院、主たる生計者でない者の通勤や通学路、そのほかにもそれぞれの方が種々の事情を考慮して居住場所の選定をされていることと思われまます。

工業団地の近くというか、宅地分譲というようなこともございますけども。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） これは私の提案でございますけれども、旧市町村に工場団地があります。約6,000人の方々が働いておられると聞いております。そのうち約35%の方々が本市にお住まいとのこと。実に4,000人の方々が本市以外の地域から勤めに来ておられるわけです。もったいないなと私は思います。取り込めないかなど。どうにかすればならないと思いませんか。

工場団地から学校付近の便利のよいところに宅地分譲等をつくり、受入体制をつくれば、遠方から工場団地に勤めに来られる。

○議長（山瀬義也君） 静粛にお願いします。

○19番（坂井正次君） 遠方から工場団地に勤めに来られている方などは定住されるかもしれない。そこで、各工場団地に企業連絡協議会等もあるので、市とタイアッ

プしてお互いに連携を密にとり、市としてバックアップするところはして、積極的に工場団地にお勤めの方の本市定住促進をやるべきだと思いますが、いかがですか、質問をいたします。

それからもう一点、これは打ち合わせしておりませんでしたけれども、ご自由に答弁をお願いします。

また、企業進出に対して優遇措置がありますが、本市に住んでいただければ子どもが生まれ、少子高齢化対策にもなるし、税金も落とさせていただきます。企業と一緒にです。

そこで、本市に住居を建てて定住するという方に奨励金や税金の免除等の優遇措置をする考えはないか、2点を質問いたします。

考えるでも結構ですよ。ないでもいいです。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） まず、不動産会社という、民間企業とのタイアップにつきましては、現在の経済情勢の中では分譲、お話を持ちかけるような状況にはないと考えております。分譲のリスクや住宅環境の面を配慮しますと、慎重にならざるを得ないと思っているところでございます。

それと、本市に住宅を建て、居住された方への税等を含めた奨励金というお話でございますけれども、他市で、私が知っている範囲ではそんなこと、現在ちょっとお聞きしたことございませんので、そのようなことも調査はしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 人口が減ってしまえば、もう何もなくなるわけで、例えば中山間地なんか、下水道工事とか道路工事、いろいろありますけれども、そこに住んでいる方がいなくなれば、その社会資本整備も要らないわけですね。やはり住んでいただくというのが基本だと私は思います。菊陽とか大津。

○議長（山瀬義也君） 次の質問に進んでください。

○19番（坂井正次君） はい。3回言ったのですかね、もう言いましたか。済みませんでした、それは。まあ、前向きによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

スポーツ施設利用についてですけれども、多目的グラウンドについて質問いたします。

多目的グラウンド貸し付け、維持管理はどのようになっているのか。

ソフトボールの登録試合などの最中に突然と明かりが切れ、真っ暗になるようなことも何度かありました。大変危険でありますし、後の対応に非常に困ったことがあります。また、照明の明かりが多数切れ、特に年配の方から暗くて危ないとの声もよく聞きます。また、グラウンドの状態も草など生えて悪いときもあります。対応も遅いというようなことを聞きますけれども、その点についていかがお考えですか。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 最初に、この多目的グラウンドの維持管理についてお答えしたいと思います。

この多目的グラウンドの正式名称というものは、菊池市都市公園条例によりまして、菊池公園多目的広場として広く市民の方々に利用していただいているものでございます。これは城山公園周辺を一体的に公園化する目的により、都市公園法により設置したものでございます。

この施設の維持管理についてであります。まず施設の利用申請に基づく利用許可証の発行及び使用料の徴収については教育委員会の社会体育課が行っており、グラウンドの整地、それから草刈り、バックネットの補修、ナイター設備の管理等を建設部の都市整備課が行っております。この理由としましては、利用の面からは社会体育施設としての認識が強いと思われること、維持管理面からは、都市公園である菊池公園内に設置された施設であり、公園全体の維持管理面と並行して行うことが合理的であったためであります。

次に、施設設置機器等に故障が発生した場合、通常、利用者から社会体育課に連絡がありまして、社会体育課から維持管理を行う都市整備課にすぐ報告があります。都市整備課においては、報告後、直ちに故障箇所を確認し、必要な措置をとっておるという状況でございます。また、部品の交換等が必要な場合では、特殊な部品の交換が必要となる場合は、その調達に時間がかかることもあり、一定期間は利用できない場合がありますので、どうかご理解いただければと思います。今後とも利用者の方々に対して支障を来すことがないように、早急な対応を行う所存であります。

また、ソフトボール競技等においても、通常でもナイター照明が暗いのでは、そうした利用者の声もあるようですが、多目的グラウンドのナイター設備に関しましては、J I S規格の照明基準総則に基づき、必要な照度を設定しております。通常の一般競技用として、野球競技、これについては野球用の明るさ、ソフトボール競技ではソフトボール用の明るさで設定しておりますので、どうかご理解いただけれ

ばと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 今まではそれでよかったと思います、公園の中の一角ということで。しかし、社会体育課と都市整備課ですか、これはもう部署が違いますし、その連携も職員さんで大変だと私は思います。ここはひとつ新しく変わるべきだと思います。

ちなみに、体育館は指定管理、受付は指定管理者ですかね、そして整備補修は社会体育。弓道場は、受付が社会体育、整備は都市整備。多目的グラウンドは、社会体育が受付、あとの整備は都市整備。テニスコートも一緒です、社会体育が受付、都市整備があとを整備する。芝生広場は、社会体育が受付、これは社会体育があとの管理もしますね。しかし、この施設全部スポーツ施設であります。整備、補修、管理の教育委員会管轄は芝生広場だけです、受付から管理維持は。ほかは全部他の課で管理しているわけです。また、利用者にとっても非常に、職員さんも知らないと思いますよ、どこが受付で、どこが整備ちゅうのは。職員さんもひよっとしたら知らないと思います。そういうこともありまして、やっぱりこれはスポーツ施設ですから、教育施設ですから、教育委員会がやるべきだと私は思います。

また、さっきの暗さも基準を満たしているとおっしゃいましたけれども、やはり利用者の声を真摯に聞いていただいて、私も多少年をとりましたから、ちょっと暗さを感じております。

以上ですけれども、問題が生じたら教育委員会社会体育課に要望し、対応処理は建設部都市整備課が整備をする、これが今の現状でございます。スポーツ施設のことは教育委員会が総括するのが一番いいと、これは誰でも思っていると思いますけれども、そのような改善が必要だと思いますけれども、いかがですか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 要するに、社会体育課が窓口となって一本化しないかと、そっちの方がいいんじゃないかというご意見だと。

○19番（坂井正次君） 整備も。

○教育長（倉原久義君） 整備。都市整備課、それから社会体育課が現在行っています業務分担については、利用者からも特に支障を来すというようなお話というものが上がっておりません。今後とも常に利用者の立場に立って、それぞれの業務、運営

を進めてまいりたいというふうに考えております。

特に菊池公園周辺一帯というものは、都市公園として整備されて、桜の季節であったり、ツツジの季節にはそうした花見のスポットとして親しまれております。また、全国大会を初め、各種のスポーツイベントの際には、この多目的グラウンドが利用されている状況です。

また、この公園全体の維持管理、あるいは施設整備につきましても、年間計画に基づきながら定期的な除草、それからグラウンド整備等が行われております。今後、現行の管理体制においては、不都合な点が出てまいりましたら、また総合的な見直しを行いたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 不都合だから言っているわけです。これは市民の、恐らく大半の方が不都合だと思っておられると思います。恐らく職員の方もどこがどう管理してどうと、わからない人が大半だと思います。これはあえて要望でございます。しっかり考えてよろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時40分

第 5 号

9 月 8 日

平成23年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成23年9月8日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君
23番	北田彰	君

---

欠席議員（1名）

10番 中 原 繁 君

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、市道整備、柏木護線の迂回路の整備状況についてお尋ねをいたします。

この市道は、平成18年の集中豪雨のときに落石があり、木護集落までの唯一の道路である立門木護線が通行どめとなり、木護区の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設「里山の家」に避難され、不安な一夜を過ごされました。このように、木護区は立門木護線が通れなくなると、迂回路がないために陸の孤島になってしまうのであります。

住民の不安を解消するためには、迂回路の整備を早急にする必要がありましたので、その当時の木護区の内田区長、また井上水迫地区長、菊池警察署水源駐在所の犬童様とも何度も現地調査等を行い、市に対して要望を続けてまいりました。私も何度も一般質問をさせていただき、一日も早い柏木護線の全線開通を強くお願いしてまいりました。

市としても緊急性、必要性を十分認識していただき、これまで橋梁の整備が進んでおりますが、現在、舗装工事がまだ完了しておりません。全体延長は900メートル残っており、今年度は300メートルの工事予定で、今の計画では3年かかってしまいます。6月の定例会では、経済建設常任委員会で現地調査を行い、委員長報告でも執行部に対して早急に対応するようにと要望がなされました。

そこで、お尋ねをいたしますが、柏木護線の迂回路としての整備状況、特に要望があった舗装工事の対応についてお示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） おはようございます。

柏木護線は、現在の生活道路であります立門木護線の道路災害等が発生すれば、孤立を余儀なくされる木護地区の大変重要な迂回路であります。

この道路整備状況につきましては、木護－柏間の連絡道路として、また迂回路として平成20年度より整備に着手し、地元及び関係者の方々のご協力をいただきながら、昨年度にコンクリートボックス式による橋梁設置箇所までの整備を行ってまいりました。

内容としましては、平成20年度に施工延長360メートルの路盤工と一部の舗装を行っております。平成21年度には、施工延長400メートルの舗装工事、それから橋梁護岸の取り付け工事を行っております。平成22年度には、施工延長207メートルで、ボックス式の橋梁一式、それから舗装工事を行っております。また、橋梁設置箇所の用地交渉につきましては、大変難航いたしましたけれども、市長を交えまして交渉を行い、了解をいただいたものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長の方から答弁をいただきましたけれども、私がお尋ねしておりますのは、経済建設常任委員会でも指摘がありました舗装工事の件を、その対応についてというのをお示してくださいということで質問をしたと思っておりますけれども、改めて質問をしたいと思っております。

もう3回しか登壇できませんので、この道路については、まず今、部長の報告がありましたように、もう市長にも用地交渉等に行ってください、本当に苦勞の末、ここまで来たところでございます。先般も雨が降りましたときに落石がありまして通れなかったときもありましたものですから、今、舗装はしてありませんけど、一応地元の方は通らせていただいているような状況でございますので、大変助かったということ聞いております。

ここで改めて部長に、3年かかるから委員会としては、今年度は1,000万組んで300メートルやりますので、あと残りの600メートルを1年間でやってほしいという委員会での要望をしたと思っております。そのことについての答弁を求めたつもりでございますので、その答弁をいただきたいのと、市長の方から、多分用地交渉もされて十分認識していただいとしたいと思いますので、1回現地を市長にも見てい

ただいて、必要性があるということを確認していただくためにも見ていただきたい  
と思いますので、そのことも含めて、部長、市長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 大変失礼いたしました。この路線は、緊急時の迂回路として大変重要な路線であることは十分認識をいたしております。ご要望には早急に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

木護地区までの残り1,800メートルの未舗装区間がございますが、本年度におきまして約900メートルの整備を行い、平成24年度完成を目指し、地元及び利用者の方々が安心して通行できる道路整備に努めたいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 柏木護線については、ただいま木下議員の方から経過の説明もありましたけども、大変長い期間にわたりまして地権者のご同意をいただけない状況が続いておったということもありまして、私の方からも特にお願いをいたしましてご理解をいただきました。地元関係区の皆様方から大変感謝をされておって、またその中にご指摘のその当時の駐在さんのお名前であったり、あるいはまた地権者の方であったりという関係者がおられます。そういう方々に対しての感謝の意を表すために、何か地元の方で橋梁の竣工的なお祝いをするというようなお話もあっておりまして、そのときがいつか、早く来るのを待っております、そのときにでも参りたいなど。また、もちろん時間的な調整ができますときには、現地もどうなっているかということを確認をしたいなど、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、緊急性がございますので、ぜひともあと残りをもう単年度といいますか、1年でやっていただくようにしっかりお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

それでは次に、下水道整備計画と管理等についてお尋ねをいたします。

快適な住環境の整備の観点からも下水道整備は必要不可欠であります。これまでも総合計画に基づいて整備が進んでいると思われませんが、現状と今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 現在、市の下水道事業は、主として都市計画区域内における下水を処理するもので、計画人口の制限がない公共下水道と公共下水道で行える区域外の集落で、計画人口1,000人から1万人の特定環境保全公共下水道がございいます。計画区域は、公共下水道菊池処理区が600ヘクタール、特定環境保全公共下水道泗水処理区が416ヘクタール、特定環境保全公共下水道七城処理区が135ヘクタールあり、市全体で1,151ヘクタールが計画区域となっております。平成22年度末における進捗状況は、菊池処理区が89.7%、泗水処理区が46.2%、七城処理区が100%となっており、市全体での進捗率は75.2%となっております。

なお、泗水処理区におきましては、農業集落排水事業の富の原東地区及び富の原西地区を区域に編入し、まだ接続が完了していないことにより、進捗率が現在低下しているというところでございます。

これらの計画区域の決定方法についてですが、生活排水の処理方式には下水道のような集合型の処理方式と合併浄化槽のような個別処理とに大別されます。集合型の処理方式は人口密集地において有利であり、人口密度が高くない地域においては個別処理の方が経済的には有利となります。下水道区域は、そのような処理方式の特性を踏まえ、人口集中地区、用途地域あるいは将来都市化が促進される区域及び県が定める流域別下水道整備総合計画における下水道要整備区域については区域となります。また、今述べました以外の地域につきましては、経済、地域性を考慮し、区域の決定を行っております。

なお、ベースとなる経済性の判断基準については、国土交通省、農林水産省、環境省の3省協定による共通の経済指標が提示されており、近年はこの指標が区域決定の基本となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長の答弁によりますと、いずれにしても国の経済資本といえますか、そういう評価に基づいて区域の決定がなされているということでございますけれども、今回はちょっと私は問題提起といえますか、要望も兼ねての質問になりますけれども、民間の不動産会社の方から、きのう、坂井議員が申されましたように、ちょっと分譲の話になりますけれども、分譲の申請をするときに、下水道区域ではないもんですから、自分たちで工事費用を出してやれば申請ができるということで考えら

れましたけれども、やはり民間独自の方でやれば莫大な費用がかかると。半分ぐらい市の方でも補助といたしますか、応援をしていただければ十分可能であるということで相談がありました。

きのう、坂井議員の分譲の話も出ておりましたけれども、やはり家を建てて人口が増えるような施策も打っていかなければ、人口はどんどん減っていくというふうに考えられます。こういった下水道の整備もそういう将来的なことも考えた投資といたしますか、施策も必要になってくると思って、今回、下水道整備計画について質問をさせていただきました。このことに対して、執行部としては即答はできませんでしょうけれども、考えでもあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） ただいまご質問の新しい地区に下水道関係の整備をすることになりますと、議員おっしゃいましたように、施設整備に多大な費用がかかります。それにつきましては、一応受益者負担ということで考えておりますし、また施設の能力等、そういった面もあるかと思えます。その辺につきましては、今後の課題として考えさせていただきたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 今後の課題として、やっぱり小規模であってもそういう分譲地をふやしていかないと、なかなか人口は増えていかないと思えます。昨日、七城町の事例も挙げておられましたように、ある程度きちんとした分譲地をつくれば、菊池市は土地の価格も安うございますので、十分宅地としての価値はあると思えますので、そういうことも検討していただきたいと思えます。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは次に、生活環境の整備、特に公園整備等の現状と今後の管理計画について質問をさせていただきます。

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のためには、快適な住環境を創出する必要があります。菊池市も豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをテーマに、魅力ある土地基盤整備に努めていかなければなりません、現在の公園整備等の現状と今後の管理計画についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 最初に、公園につきましては、農村公園と経済部で所管し

ます公園もありますんで、それを併せましてこちらの方で一括して答弁させていただきます。

市で管理します都市公園としては、菊池公園、合志川河川公園、遊蛇口街区公園、野間口街区公園、菊之池街区公園、北古閑街区公園、菊池ふれあい清流公園の7カ所。その他の公園として、鴨川河畔公園や亀尾城址公園、山崎緑化公園など、7カ所を主に管理しております。それらの年間維持管理費については、平成22年度決算で約3,600万円となります。

農村公園としては、富農村公園、永南農村公園、福本農村公園、赤北農村公園、千畳河原河川公園、迫竜ふれあい公園の6カ所を管理しております。年間維持管理費につきましては、平成22年度決算で約61万円となっております。

公園整備の今後の計画につきましては、泗水地区の都市再生整備計画に基づき整備を進めております公園として、富の原公園と桜山公園がございます。また、本定例会に提案させていただいております限府中央地区都市再生整備計画に基づく事業となります切明、横町のポケットパーク整備がございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それぞれ市が管理している公園、それには農村公園も含めてですね、維持管理費は市の管理している公園は3,600万、農村公園は6カ所で61万ということでございましたけれども、たまたま6月の議会で千畳河原の道路の滝黒仁田線の方が、伊倉黒仁田線の整備がある程度できましたもんですから、千畳河原の横の道路の整備ができたおかげで、あそこの千畳河原の公園といいますか、利用が高くなっております。それで、今回、特に千畳河原の公園の整備といいますか、管理についてのお願ひも含めて一般質問しておりますけれども。現在、地元で、たしか地元へ委託をするという形で年間に22万ぐらいの管理でお願いをしているということだったんですけども、高齢化率も高くなっておりますし、利用者も増えているということで、なかなかやっぱり対応ができないということでございます。

それと、現況を見ていただくとわかるんですが、河原にもうアシがいっぱい生えておまして、なかなか草刈りとかそういうのができないような状況でございますので、ずっと管理をただ委託するというよりも、定期的いきちんとした整備をした上でまた管理をしていただくような状況もつくっていただきたいと思います。

それと、部長の方からちょっとポケットパークの話がありましたけれども、今回委員会に付託されますので、しっかり審議をしていかなければいけないということ

ですが、これはちょっと公園とは違いますけれども、私どもの地元で北中の尚実寮、もう解体されてなくなっておりますけど、その横に野外運動場がございます。その整備を私ども地元でお願いをして整備をしていただいたときに、こういった形で地元との覚書をとることによって、その整備の予算をつけていただいたという経緯がございます。このように、地元で管理をするならば整備をしていただけるということで、最終的にはこういった覚書をとって、そして今、もう平成15年からですから、ずっと管理をしていらっしゃるということでございます。

このように、公園をどんどんつくっていくのはいいですけれども、こういった形で、これはもうちょっと公園とは違いますけれども、市がつくるにしても、ある程度の管理はやっぱり地元との協議をしながら、やっぱり地元でもある程度頑張ってもらいと、そういう施策をしていかなければいけないと思います。でないと、やっぱり愛着もわかないでしょうし、また市がどうせするんだからということで、やっぱり管理もできていかないということになる可能性もありますので、このことについては提案者である市長の方に、今度、ポケットパークの方も予算が、1カ所はちょっとだめになっておりますけれども、2カ所予算計上されておりますので、そのことも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 公園の管理についてのお尋ねであります。都市公園は都市計画法や都市公園法に基づき、都市計画区域内の宅地などが密集する市街地において住環境の保全のために市が主体となって計画、そしてまた整備、管理するものでありまして、菊池公園や菊池ふれあい清流公園がこれらの公園に該当をいたします。また、都市公園でない鴨川河畔公園についても観光面などからいたしまして寄与しているということで、管理面積も広く、そして利用者も不特定多数の方々の利用があるということからいたしまして、市が主体性を持って管理をしているというところでございます。

今定例会に提案をさせていただいております切明、横町のポケットパークにつきましては、整備計画のもとであります限府中央地区の都市再生整備計画の中で、目標として観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを掲げておりまして、目的が来訪者も対象とした回遊性のある市街地形成、市街地の活性化に寄与することを目的とする観点からいたしまして、トイレと足湯の維持管理は市で行うように計画をしておりますけれども、落ち葉の清掃とか、あるいは草取り等につきましては、地元による協力をいただくということでの同意を得ているところであります。

また、泗水地区に建設予定でありますところの富の原公園と桜山公園とにつきま

しては、近隣住民の方々を中心としたワークショップなどで管理運営面をどのように行っていくかについて検討できればと、このように考えております。できるだけ地元でできるものについては、ご指摘のように、愛着を増してくるということもありますので、検討を進めたいと思っております。

都市公園にありましても、遊蛇口あるいは野間口、菊之池、北古閑のこの街区公園や農村公園でありますところの富農村公園、永南の農村公園につきましては、大変地域に密着した公園といたしまして、地元によって清掃活動等を行っていただいております。また、お話の千畳河原河川公園につきましては、周辺の清掃管理委託として、河川内のアシの撤去なども含めて地元をお願いをいたしておりましたが、近年、大変観光スポットとしても観光客も増加する一方にありまして、一方また地域におきます高齢化等によって、地元だけの管理ということについては大変維持管理にも限界を来しているということ等を考えておりまして、現状を十分把握をしながら地元の意見を伺って、委託業務の中身について十分協議をしまいたいと、このように考えております。

今後におきましても、維持管理面等においては、公園の設置の目的、あるいはまた公共性というものを十分考慮をしながら、市民の皆様をお願いできる部分についてはお願いをし、また市で行うべき部分については主体性を持って市の方で管理をしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

ポケットパークについては、また委員会に付託されておりますので、委員会の方でしっかり審議があると思います。

それと、千畳河原等については、本当に現状をきちんと把握していただいて、条件も、道が整備されましたので、観光客も増えておりますので、その状況も把握して整備をしていただきたいと思います。

それでは次に、老人福祉センターのこれまでの経緯と今後の計画について質問をさせていただきます。

この件につきましては、特に予算の縮減等も含め6月の定例会で質問をいたしました。が、本体建築工事契約は5月24日に臨時議会が招集され議決をしましたが、電気工事及び管工事は、一日でも早く建設しなければならないという割には、6月23日に私がお尋ねした時点では入札が実施されておりませんでしたので、今回、改めてこれまでの経緯と内容、変更等による縮減額についてお尋ねをしたいと思

ます。特に入札については、落札率等、詳しくお示してください。

また、高野瀬の老人福祉センター跡地を現在どのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） おはようございます。

これまでの経緯と今後の計画につきましては、6月定例会で答弁いたしました、その後の状況についてお答えいたします。

まず、電気工事につきましては、7月1日に入札し、5,040万円で熊本市の株式会社昭電社が落札し、落札率は97.6%でした。管工事につきましても7月1日に入札し、8,851万5,000円で熊本設備株式会社菊池営業所が落札し、落札率は96.5%でした。

また、水中ポンプ設置工事につきましては、6月20日に入札しまして、320万2,500円で熊本市の株式会社タツミ工業が落札し、落札率は95.3%でした。

工事全体における8月末現在の進捗率は約20%となっております。

なお、付帯工事につきましては、平成24年1月に入札を予定しております。

建設予算の縮減額につきましては、幾つか例を挙げますと、構造木材を集成材から在来工法によります一般材へ変えまして約400万円、設備のバックアップ材の省略により約200万円縮減しております。また、付帯工事はこれからであります、現場地形及び工作物を最大限に活かすなど、引き続き経費の縮減に努めてまいります。

次に、高野瀬区の跡地問題についてですが、現在、高野瀬区から提出されております要望につきまして、庁内で協議をしているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

温泉掘削の方の1キロ500の送水管方式から、それについてのあれもちょっと報告をいただきたかったですけれども、いずれにしても当初は総事業費が6億6,000万ぐらいかかるということで試算されておりましたので、最終的には、あと付帯設備がちょこっと残っておりますから、それが完全に出ないと縮減額というのは出ないと思えますけれども、割と高どまりの入札でございますので、どれだけ出るかということはまだ、改めてまた再確認をしていきたいと思っております。

それで、今度、中小企業振興条例に基づいて、私どもも一生懸命地場産業育成をやっておりますけれども、今回、結果的に電気関係が熊本市内の業者にということでございますので、指名審査会の委員長といたしますか、副市長の方に、この結果的なものはあれとして、どのように感じておられるのか、そういうことも含めてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 議員さんのご質問の主旨は、下請等で地元業者をとという主旨であろうかと思っておりますけれども、電気工事につきましては、ご指摘のとおり昭電社ということでございますが、これは指名審査会で指名をいたしまして、規模等を勘案いたしまして指名した結果の落札でございます。

また、下請等の地元業者促進につきましては、老人福祉センター工事だけでなく、市発注工事につきましては、6月定例会及び本定例会の坂本議員の質問のときにも答弁をいたしましたけれども、落札決定通知書や仕様書による地元業者への発注促進及び指名審査会での指導を初め、あらゆる機会に地元業者へ発注促進のお願いをしております。

特に、今年度は指名業者格付後、市内業者説明会時に、工事関係者、委託業者に対しまして、下請発注における菊池市内業者の積極的な利用について協力をお願いいたしまして、その後、菊池市建設業協会会長あてに、市発注工事における市内下請業者等への優先発注等について文書をお願いをしたところでございます。

ご指摘の老人福祉センター建築工事につきましては、9月6日現在でございますけれども、下請業者14社中6社、42.9%が地元業者となっております。

ただ、元請業者が下請業者を選定することに関しましては、建設業法等でも定めはございません。したがって、国・県の営業許可を有した業者であれば、元請業者の判断によるものとなっております。発注側の要望として強く指導は行いますが、地元業者への限った下請発注につきましては限界があるものと考えております。

指導の限界はありますけれども、今後とも市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、市内中小企業の受注機会の増大に努めていきたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

法的な問題、いろんなこともあるかと思っておりますけれども、本当に下請の業者の方々は、結果的に非常に不満を持っておられるような業者がたくさんいらっしゃる

ます。私どものところにも、それぞれの議員の方々にもお願いとか要望があっていると思います。そういう中で、やはり久々のこういう箱物でございますので、やっぱり市民も注目しておりますし、また地元の生田さん、吉安さんがとられましたので、ある程度の下請が自分たちに回ってくるんじゃないかという期待を持っておられた結果、それが余り自分たちに回ってこなかったということで不満を持っておられます。

先般、副市長の方にも議長を通じてお願いにも、地元の方々とお伺いしましたけれども、そのときにも申し上げましたように、やっぱり設計の段階である程度地元を使っていたきたいちゅうお願いをしとかなないと、どうしてももう設計監理の方で形ができ上がってしまって、もうそれ以上のことは何も言えないという形になってしまっているような経緯もありますので、そういうところからしっかり気をつけて、またお願いするところはしっかりお願いをしていっていただきたいと思います。

それと最後に、老人センターの、高野瀬の老人センター跡地の問題でございますけれども、これはもう具体的に地元の高野瀬の区長の方から要望が出ていると思います。この件につきましては、いろいろ老人センターの請願というか、そういうのが上がったときに、ある面では交換条件的なものもあったかなという思いもありますので、検討というよりも、ある程度もう段階を持って早目早目に、具体的な予算等もかかると思いますので、やっていただきたいと思いますが、もうこの件についてはちょっと市長の方から答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 経費の縮減ということでございますが、これは老人福祉センターに限ったものではなくて、あらゆる行政執行上におきます予算につきまして、極力縮減をしていくように努めていかなければならないと、このように考えております。

本件については、縮減した結果として、先ほど市民部長の方が答弁いたしましたとおり、今後ともできる限り縮減には努めてまいらなければならないと思います。ただ、きのうも一般質問で出ておりましたが、競争性を保ちなさいということで、一般競争入札等でもうやるべきかということではありますが、地元業者というものからすれば、どうしても対外的な、あるいはいわゆる対菊池市外ですけれども、業者との一つの競争力というのが極めて劣っているということもあろうかと思ひまして、競争性の原理を働かせるということにも際限、限度があるということだろうと思ひます。

また、地元のために、あらゆる災害等が出た場合には建設業協会を挙げて、協定

に基づいて出動するという事になっていながら、競争はよそのものを入れてやるというのにも非常に不合理性があるということをよく指摘をされますし、またそうではないのかなというふうに思っております。そこをどう調整していくかというのは非常に難しいことでもありますけども、今、時代が変わってきておりますので、競争性の原理を貫きながら、地元の中小企業基本条例に基づいてそれを、実効性を上げていかなきゃならないと思います。

また、節減ということにつきましては、これもまた昨日の質問でありましたように、菊池市の林業というものを守っていくためには、やっぱり林価を上げる、材価を上げる、あるいはまた使用度というのを高めていかなきゃならないということで、その辺から考えますれば、やっぱり木質をなるべく多く使うということが居住性も高まってまいりますし、経済効果も高いということですが、また今度は行政執行からすればなるべく安くといったら、もう木材じゃない方がいいということが、側面があります。そこら辺も非常に安くばかりではいけないということもあろうかと思っておりますし、また議会でこれまで指摘があってございました今からの時代におきましては、やっぱり太陽光発電というのはクリーンエネルギーとして、CO<sub>2</sub>の削減を初めとして大きな効果があるということで、太陽光の設置ということが求められております。

このことについて、老人福祉センターについても太陽光を設置するため、その費用がまたかさむということにもなりますが、これは避けて通れないと思っておりますし、またいろんな今の既設の建物等々についても、やっぱりLEDを使うべきじゃないかというものが議会の方でもご指摘があってございまして、これも使えば大変予算が莫大なものになりますけども、できるだけ頻繁につけるような、使用するような明かり、光源、光の電源としては、こういったLEDをやっぱり老人福祉センターの中でも一部は採用させていただきたいなど。それが中長期的にすれば経費の縮減ということにもなるであろうと思います。

一時的には、坪単価等々からすれば木材は高いと、あるいはLEDつければ高い、ソーラーをつければ高いということになるろうかと思っておりますが、長期的な視点からすれば、環境に優しい、そしてランニングコストを抑えることができるという視点において、これを長期的に見て必要性が認められるものについては、総合的に判断しながらこの整備を進めてまいりたいと思っております。

また、高野瀬区の跡地の問題につきましては、地元の方からのご意向というものを十分受けとめておりますので、引き続き高野瀬区と協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは最後に、環境問題、九州産廃との協議の状況と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

6月の定例会で九州産廃との調停中の件でお尋ねをいたしましたが、答弁によりますと、5月18日に第1回調停が行われ、市より申し立ての主旨の説明を行い、九州産廃からの意見聴取が行われ、第2回の開催が7月6日に決定しているとのことでありました。予定どおり第2回の調停が行われたと思いますが、そのときの内容、進展があればお示しをいただきたいと思います。

また、6月の定例会で確認をしました汚染土壌等の受け入れの状況、この件は、東日本大震災の災害廃棄物等については、特に国の処理方法も明確ではありませんので、市民に対して常に正確な情報を公開していかなければなりません。国も野田新内閣となり、仮置きされた瓦れき等の処分方法も決定してくると思われまますので、市としても現段階では受け入れはないと思われまます、市としてどのように国・県と現在協議をされておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

それとまた、環境整備基金の現在の積み立て状況と設置目的、基金の用途等を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 九州産廃株式会社を相手方としました環境保全協定書及び一部変更協定書の有効確認調停の申し立てにつきましては、本年3月31日に山鹿簡易裁判所に調停申立書を提出し、第1回調停が5月18日に、第2回調停が7月6日に行われ、第3回調停を9月28日に予定している状況でございます。

これまでの2回の調停で調停主旨に対するそれぞれの意見聴取が行われましたが、相手方は白紙撤回の主張が法的な主張であるか否かについて回答を留保されている状況であり、再度相手方に対し、調停申立主旨に対しての回答を出してほしい旨を裁判所より伝えてもらい、第2回の調停を終わっております。

調停の期間はいつまでに終わらなければいけないという規定はありませんが、今後、年内の調停回数を2回程度と見込んでおり、年内の調停成立を目指し、委任弁護士と協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理につきましては、平成23年8月11日付で東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインが環境省より通知されております。この中で、災害廃棄物の焼

却処理により生じる焼却灰の放射性セシウム濃度が受け入れ側で8,000ベクレル以下のものが対象とされています。膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するために、全国の自治体に対し受け入れの協力と住民の理解を重要視し、通知されたものです。

災害廃棄物は一般廃棄物であり、受け入れ自治体の承諾なしに搬入されることはありませんので、前回の一般質問で答弁していますとおり、市としましては放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の受け入れは考えておりません。

次に、環境整備基金の内訳について説明させていただきます。

平成22年度末の積立金総額は3億3,747万7,046円となっております。内訳としましては、本市に所在する産業廃棄物処理施設に市外の地方公共団体が一般廃棄物を搬入した場合に徴収する環境保全協力金が1億7,657万5,000円、九州産廃株式会社からの寄附金が7,452万7,046円、管理型産業廃棄物最終処分場が所在する市町村に対し県から交付されます熊本県管理型最終処分場立地交付金が8,400万円、利子237万5,000円が積み立てられております。

環境保全協力金につきましては、県内の地方公共団体等から搬入される場合、1年目は1トン当たり1,000円、2年目以降は1トン当たり2,000円を徴収しており、県外の地方公共団体等の場合は1年目から1トン当たり2,000円を徴収しております。また、再資源化を目的とする一般廃棄物の搬入の場合は、本年度より協力金は免除としております。

平成22年度の実績としましては、県内では津奈木町が粗大ごみを12トン、人吉球磨広域行政組合が沈砂を1トン、八代市が焼却灰及び不燃残渣を5,418トン及び家庭系可燃ごみを2,795トン、天草市が焼却灰を338トン、宇城広域連合が焼却灰等を3,624トン、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合が焼却灰等を2,454トン、御船地区衛生施設組合が汚泥等を235トン、有明広域行政事務組合が金属類の資源ごみを66トン、山都町が焼却灰等を579トン、御船町甲佐町衛生施設組合が焼却灰を1,011トン、県外では長崎県壱岐市が廃ガラスを71トン、鹿児島県十島村が燃えがらを8トン、福岡県筑後市が沈砂等を3トン、合計1万6,515トンが13団体から搬入されており、協力金額は3,302万円となっております。

基金の使途、目的につきましては、基本的に環境整備におきます施設の整備だったり、地域の整備だったり、それまでの道路の整備等の目的として積み立てを行っているものでございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

環境整備基金については、内訳といたしますか、それまで報告をしていただきましたので。この環境保全協力金は、もう他の自治体から持ってくる一般廃棄物に対する協力金でございます。それと寄附金、これはもう九州産廃から、もう1回だけでございますけれども、経常利益の5%を1回だけ、もうずっと積み立てた分を7,400万受け入れて、それを足して、それと立地交付金を足してということでございますけれども、今回、この整備基金について、先般、平成21年11月26日に三者協議が行われておりますけど、そのときに白紙撤回とか、そういう問題が出ましたものですから、産廃の方から1回寄附金を返してほしいと、そういう申し出がっております。その中で、市としては一応寄附をいただいておりますので、今のところ返還する気持ちはないということで、そのときは断られておりますけれども、今現在、調停中でもございますので、向こうがそういうことであれば1回返すか、またこの基金も地元とのいろんな使途、目的も含めて、産廃の寄附がその中に入っておりますと、いろいろな面で使いにくいと。地元の感情等もございますので、一たん切り離すか、一たん産廃に返すか、こういう協議をする時期に来ているのではないかなと思っております。このことについては、やはり市長の方のお考えをお聞きしなければいけないと思っておりますので、そのことをちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、今朝、熊日の方に、天草市で汚染おそれ瓦れきは受け入れないと、もうそういう形で、多分一般質問に対する市長の答弁できちんとそういう表明をされているんだと思えますけれども、私ども地元でもやはりこういった形で市長に、今度新しい大臣はほかの自治体にも協力を求めるということによっておられますので、私どもとしては、もうこれまで九州産廃の方は30年近く地元としても非常な苦勞をしておりますので、こういう汚染のおそれについてはやっぱり自治体としてきちんとこういった形で表明をしとくべきだろうと思えますので、このことも市長にちょっとお答えをいただきたいと思えます。

以上2点、お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 産廃問題につきましては、これまで約30年、四半世紀を超えるような長きにわたりましたの問題でありまして、住民や、そして議会の皆様と協議を行いまして、解決に向けて取り組んでまいったところであります。その一つの成果が環境保全協定書であり、また一部変更協定書であると、このように考えてお

ります。また、この協定書をお互いに遵守して、自然環境とか生活環境を守っていくことが市としての大きな責任であると、このように考えております。

本調停の結果につきましては、地元住民はもとよりであります。全市民的な大変な関心が高く、また関係団体への影響も大変大きいということを十分認識しておりますので、先ほど市民部長がお答えいたしましたとおり、年内に結論が出るように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

環境整備基金の使途、使い道につきましては、基金条例及び運営要綱に基づきまして、地域の環境施策経費の一部の補助金と、先ほど部長が一部お答えしましたけれども、廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費、そのほかには環境保全を推進するために必要と認められるような経費と、このようにされております。廃棄物処理施設周辺はもとよりであります。全市域的な環境保全ということにおきまして使用が認められております。

一方、この九州産廃株式会社からの寄附金につきましては、環境保全協定書の規定に基づきまして会社が積み立てたものでありまして、施設周辺の環境整備の使用が目的と、このようにされております。

基金を分離して新たな基金を創設することはどうかというお考え、また九州産廃に寄附金を返還したらどうかというようなお考えであったかと思いますが、寄附金としていただいたものについては返す意思は全くありません。この寄附の背景には、地域の皆様方、また菊池市として有形無形のいろんな負担というものに伴った背景もあるということですので、またその辺についてはご理解をいただきたいなと思っております。

それから、東日本の瓦れきの問題につきましては、どこの自治体でもそうだと思いますが、今、我々の抱えております産廃問題ということからいたしまして、当然のことながら、それを受け入れる考え方は全くありません。

それから、基金を分離して管理したらどうかということで、新たな基金を創設するということによって、それぞれの使い道というものを、いわゆる産廃会社からもらって、寄附金の7,452万円、約これだけのものと、それから行政、それぞれ、今、説明がありましたような各自自治体からこれまでいただきました協力金1億7,657万と、こういったお金がありますので、これを別々に分けて使いやすいようにしたらどうかということもあったかなと思います。

現在の基金の状態でも、基金の内訳を把握しながら、使途、目的ごとに使用するということが可能と、このように考えておりますが、これについては基金を分離する、そして条例をまた新たにつくるということで考えられないことでもない。要は、この今あります基金というものを有効、適切に市民の皆さん方の思いというも

のを反映して環境保全の中で使えるように、使用しやすいようなものになっていかなければいけないという意味におきましては、皆さん方がどちらのお金だ、こちらのお金だと、お金に色がついているわけではありませんけども、そういった判断になることは決していいことではありませんので、関係の皆さん方に理解していただけるような基金となるように、今現在、担当課の方にその条例の見直し等々は考えられないかということで指示をしているという状況にあります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、基金の分離といいますか、その願いをした経緯については、もう環境保全協定書の中に環境整備基金の要領というのがありますが、その中の第4条で、基金から支出する場合、菊池市は、これはもう甲と書いてありますけど、菊池市はこの基金の目的に合致すると認め、乙に、九州産廃にその目的と金額を報告した後に支出することができるということで、報告をするような形になっております、産廃の7,400万の基金を取り崩して使う場合はですね。ですから、一緒にその基金がなっているということであれば、その一部を使うにしても、やはり全部産廃の方に報告という形になると思いますので、できれば分離して、やっぱり地域住民の思いとか、その感情的なものもございますので、しっかり使えるような状況を、条件整備をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時57分

開議 午前11時06分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） こんにちは。

無所属の東 英俊でございます。

通告に従いまして、一般質問に入りたいと思います。

まず、小学校の統廃合問題についてですが、6月の定例会において、龍門小学校、迫水小学校、水源小学校の3校の菊池北小学校への統合が議決されました。統合案の対象校の残りの1校が愛着、そして思い出がいっぱい詰まった我が母校の河原小

学校であります。この河原小学校も隈府小学校への統合に向けて、地元の地区長さん、PTAの保護者の皆さんと協議を重ねているところであります。この会議には、当然オブザーバーとして、私も山瀬議長も最初の教育委員会側からの説明から出席をしてきており、その過程も、また教育委員会の意向も十分に理解しているところであります。

ただ、今の自分の人格、能力の部分がこの河原小学校において9割方形成されたといっても過言ではないし、その小学校が統合対象校となり、議論の結果によっては廃校となるかもしれないと思うと、やはり寂しい気持ちになります。しかし、あくまでも学校規模適正化という観点から、小学生を持つ保護者の方々の目いっぱい議論に私は期待をしておるところです。

ただ、私なりに学校規模の適正というよりは、今の子どもたちにとって最適な環境規模、いわゆるスケールメリットの適正とはの観点で審議会にもう少し諮問していただけていたなら、また違った答申が出ていたかのように思われてなりません。菊池市総合計画の後期基本計画の中でも重点施策として学校教育の充実を教育委員会はうたっておられますし、文教菊池の確立に向けて教育委員会の手腕が発揮され、試されるところではないでしょうか。

そこで、お聞きします。

先日の中山議員の答弁にもあったように、統合の決まっておる3小学校の地区において、統合準備委員会を立ち上げて進んでいかれるということですが、平成25年4月スタートまでのスケジュールは具体的にどうなっているのか。

2点目、この小学校統廃合は、文教菊池の再興という目的に対しての1プロセスととらえていいのか。

以上、2点を最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 質問にありました2点についてお答えしたいと思います。

まず、水源、迫水、龍門小学校と菊池北小学校との統合における進捗状況については、先日の中山議員にも答弁申し上げたところでございますが、この統合準備委員会を設置し、所掌事務について協議してまいりたいと考えているところでございます。

その統合準備委員会のまず内容についてですが、委員の定数としましては、統合に関係する学校ごとに10人以内としております。委員の内訳としましては、児童の保護者代表でありますPTA会長、副会長を含めたPTA役員4人、住民代表として区長代表1人、地区公民館長等1人及びPTA会長経験者2人、また学校代表

として、校長と教頭からなる10名ということになります。また、準備委員会に総務・通学部会、PTA部会、教育課程等部会、事務部会といった四つの部会を設けて、調査及び協議を行うものとしております。

なお、部会の構成としましては、統合準備委員会のメンバーに学校諸職員、教育委員会の関係職員を若干加えておまして、基本的には業務内容に精通されている方々に各部会の担当をお願いしております。

所掌事務の主な目的としましては、校則、通学体制、PTAの組織運営、教育課程、学校行事、設備備品に関することなどがございます。これらの内容については、まずそれぞれの部会で調査、協議をいただき、その後、その内容を統合準備委員会全体で協議をお願いし、さらにその結果を教育委員会に報告していただくということになります。報告されました内容を教育委員会等に諮りながら審議することになりますけれども、教育委員会としましては、基本的には統合準備委員会での審議結果を十分尊重してまいりたいと、こういうふうに考えております。

所掌事務の中では、緊急性のある内容とそれ以外の内容とありますけれども、大方の内容につきましては来年9月ぐらいをめどに終えたいと思っているところでございます。詳細な時期につきましては、今後、統合準備委員会発足後にご相談しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

また、統合におけるその他の対応としまして、児童の不安を最小限にするため、教職員配置など、心のケアにもできる限り配慮を行ってまいりたいと、このように考えております。

子どもたちの良好な教育環境を確保するため、平成25年4月の統合に向け、万全の準備を整えてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご支援のほどをよろしくお願いいたします。

なお、河原小学校と隈府小学校との統合につきましては、現在、関係されます保護者と地域の皆様方で、現在、協議が進められているということです。

教育委員会としましては、将来の子どもたちの教育をまず一番に考えますとともに、関係者のご理解を得ることを基本に、平成25年4月の統合を目指し、ぜひ一緒に進めてまいりたいというふうに考えております。今後、関係保護者、地域の皆様方から同意が得られ、市議会での関係条例の可決がなされましたら、その後、早急に別途統合準備委員会を設置したいと考えておりますので、併せてご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、今回の小学校統廃合について、文教菊池の再興の一つとして考えてよいかというご質問ですけれども、本市の将来を担います子どもたちが同じ年齢の集団の中でさまざまな考えや価値観に触れ、そして切磋琢磨するということは、社会性や

協調性を身につけるために必要ですし、集団の中から学ぶことがたくさんあるのではないかと考えます。そのためには、一定規模以上の学級数あるいは児童数が必要になってくると考えております。このようなことから、文教菊池の確立のための一つとして考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、教育長の答弁の中で、まず既に合併の決まっておる3小学校、この準備委員会、来年の9月までにはある程度めどをつけたいと。当然、地区、また保護者の方々の心配のないように進めていただきたいというふうに思っております。

ただ、先日の隈部議員の一般質問の中にもありましたように、なぜきのうの隈部議員も文教菊池の再興なのか、また私も今回文教菊池の再興というテーマで一般質問をしておりますが、この菊池市において文教菊池というものが定着、もうしていない。もう長い間、文教菊池でないと危惧している思い、その思いが先日の隈部議員の発言、また私の今回の一般質問でなるものではないかなというふうに思っております。

そして、この統廃合問題の中で、いろんな数多くの友達、またクラスの生徒、その方々からいろんな刺激を受けるような子どもたちをつくっていききたいというところでもあります。やっぱり一番問題は、この統廃合というものが、ただ学校規模適正化、複式学級があったというところでの審議会答申がなされたというところでございます。

きのうの教育長の答弁にもあったように、全国学力標準検査ですか、これを全国を50として例えたときに、小学校はこの菊池市では54.1と。中学校では51.6と。要するに、まだ複式のままであるにも関わらず、あくまでも平均値でしょうけども、学力が落ちているというところは全くこの数字を見る限りうなずけるところはないというふうに私は感じております。

点と点の施策だけで、一向にこの文教菊池の再興というものが実現不可能であるというところも、本来ならこの統合問題はこの文教菊池再興に向けての点と点を線につなぎ、そしてその上に夢を叶えるものでなければならぬというふうに思いますし、また将来の子どもたちの何を考えてまた進まなきゃいけないかというところをもう少し教育委員会の方ではしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

ここで、一つ資料を、議長の許可を得ましたので、教育委員会からいただいた資

料をちょっとご紹介いたします。

まず、この小学校統合問題というのは、実際この小学校だけの問題なのかと。もう既に中学校の問題になってきているのではないかという部分の数字を紹介させていただきます。

以前、旧菊池市には、昭和22年のころに菊池中学校というものがあつたと。それは河原村、戸崎村、花房村、菊池村という、この四つの行政がつくった菊池中学校、これが昭和22年に発足しております。そして、菊池南中学校となったのが昭和40年代であります。昭和40年のころには生徒数は707名、昭和50年のころには725名であります、生徒数が。そして、昭和60年673名、菊池南中学校が。そして、平成5年、生徒数は644名であります。

片や菊池北中学校を見ますと、昭和50年には589名の生徒数、それと昭和60年には397名、平成5年が342名と。今現在、菊池南中学校、北中学校の生徒数の、まず合計だけでいきますと、今年度5月1日現在で、北中学校、南中学校を合わせた合計が722名。6年後の平成29年度には605名。

要するに、二つの学校を合わせた生徒数がもう600。それを踏まえれば、この小学校の統合問題だけじゃなくて、中学校の統合問題も入ってくるのではないかなというふうに思っております。少子高齢化、生産年齢人口の減少など、社会情勢の変化の波はこの菊池市にも確実に押し寄せてきております。

これらを踏まえてお聞きしますが、今の二つの中学校を合わせた生徒数が昔の1校でしかないこの現状を教育委員会ではどのようにとらえているのか。

2点目、文教菊池の再興のために最も必要な政策は何であると考えてるか。

以上、再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池北中学校、菊池南中学校の現在及び将来の生徒数、これをどういうふうにとらえ、そしてその対応策ということについてですけれども、本年度の菊池北中学校の生徒数272人、菊池南中学校450人在籍しておりまして、6年後の平成29年度の菊池北中学校の生徒数が233人、そして菊池南中学校が372人ということで、両校合わせますとこの6年間で117人の生徒数が減少し、合わせて合計605人となる見込みになります。

このようなことから、将来、中学校の数につきましても、生徒数の数だけで見えていきますと、やはり中学校の統廃合も視野に入れることが必要であるというふうには認識をしております。今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っておりますし、またその対応策といたしまして、やはり菊池市教育委員会としてはそう

した児童、あるいは生徒たちが将来何になりたいか、そのためには何を学ばなくちゃならないのか、そのためにはどこの高校へ行った方が一番いいのか、そうした力をつけ、そして見きわめながら、どの高校を選択していくのか、そういうことを校長会議等でも指導しながら、子どもたちへのよりよい進路指導に向けた選択肢を選ばせていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 要するに、生きる力、イコール生きる力とは、考えられる力の養成というふうに私は受けとめておりますし、またことしの6月の定例会ですか、二ノ文議員が限府小学校の中学校への学区割りの問題、この問題にも当然この中学校も踏まえた学校規模適正化というところが行くならば、二ノ文議員の問題も解消できる部分はあるのではないかとこのように考えております。

本来なら、この二つの中学校問題も議論のテーブルに乗っていてもおかしくはない部分でありますし、文教菊池の再興という目標において、教育委員会サイドの施策を私はお聞きして、全く政策がないんだなというふうに感じております。

私は、今回、教育委員会側を多少なりとも非難させていただき上で、対案をもって施策を提案させていただきたいと思っております。これに関しましては、福村市長にも見解を賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今、この菊池市に必要なのは、市内の中学校はもとより、市外の中学校の成績上位の生徒たちが菊池高校への進学、これまた菊池高校は私の母校でもあります、私たちの時代は上位50番目ぐらいまでに入るとけば、九州大学、熊大、鹿児島、宮崎大学、防衛大学という形でいろいろな形で進学していた、そういう高校の時代でもあります、今はかなりの生徒数が熊本北高、鹿本高校へと流出しておるのは私が言うまでもないし、その理由も私が言うまでもないと。そこで、菊池高校への進学だけを今現在保護者や生徒に促しても、恐らく受験はしてもらえないのではないかなど。

であるからゆえに、私はこの菊池市に中高一貫校の創設を提案したいというふうに考えております。要するに、今、菊池北中学校と南中学校の2校を合わせた数が1校方しかないというふうにとらえるならば、これはあくまでも案でございますが、現菊池南中学校に旧菊池市の小学生はまずもって全員入学し、そして進学することができるとした上で、現在の菊池北中学校を、仮名称として例えば菊池中学校と。そして、菊池市内全域の小学生を対象に中学受験を実施し、ある一部の中高一貫の

エスカレーターにしたらどうかなと。

メリットとすれば、当然、地元に進学校があれば、上の学府に行きたい子どもたちも安心してまず勉学に励める。私も、今、高校3年生の娘と高校1年生の息子を持っておりますが、この2人とも鹿本高校と文徳という形で菊池高校には通っておりません。朝からもうばたばたして通学すること、これがまずないし、朝食も本当に抜いた形で朝行かないと間に合わない。公共交通機関の費用や送迎代の燃料代の観点からしても、家計は助かるのではないかなと。子どもをこの進学校となった菊池高校に入学させるために菊池に移住してくる家族も増え、進んだ教育行政からの人口増加も見込めるのではないのでしょうか。

そこで再々質問ですが、文教菊池の再興のため、中高一貫校の創設を提案いたしますが、市長、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 私も東議員と同じように菊池高校のOBでありますし、やはり愛校心というのはあります。今、東議員の方から大変素晴らしいご提言をいただき、本当に感謝申し上げたいところです。

しかし、公立学校におけるこの中高一貫教育というものは、熊本県教育委員会の所管でございます。現在、県内で3カ所ございますが、そしてこの3カ所というのはいずれも通学に便利な、いわゆる鹿児島本線沿いにあるということで、県北の玉名高校、そして県央の宇土高校、そして県南の八代高校で現在行われております。

本年度開校いたしました玉名高校附属中学校、ここをちょっと見てみますと、県内在住あるいは通学可能が応募条件ということで、定員が80人。それに3.5倍の応募があったそうです。この80名の生徒は、そのまま玉名高校へ進学することになります。当然なことながら、附属中学校は、これは選抜試験による入学ですので、玉名市内の中学生が優先されるということとはございません。

このように、中高一貫教育は県教育委員会の所管事務により進められますので、菊池高校や地元保護者のまず意向というものが第一になり、気運の盛り上がりが必要であろうかというふうに思います。中学校の再編成は、県立中学校設立の状況、そして本市立中学校の生徒数の減少等の推移を見ながら、また県教育委員会の今後の動向を見ながら、あるいは地元高校との話し合いをもちながら、十分今後また検討課題として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

現在、教育委員会といたしまして、今できることとして現在やっていることは、地元三つの高校と連携し、各高校の理解をさらに進めるために、菊池高校の拓志ゼミナール、そして本年度初めて実施しました菊池農業高校の、いわゆる小学生の農

業体験学習に加えまして、来年度からは菊池女子高校とも連携した取り組みを考えてまいりたいというふうに思っております。

今後とも地元高校のよさをやはり児童生徒に、体験的な活動を通して地元高校に行きたいと思うように取り組んでいくということとともに、また市内の校長会を通して、さらに理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地元にあります高校につきまして、この高校を活性化したい、あるいはまた元気にしたい、そして地元にある中学生が地元高校に進学するようというところで、そういった意味におきまして、生徒にとって魅力ある学校にしたいという思いというのは、東議員の思い、よくわかりますし、またこの多くの市民の方々が地元高等学校の活力というものを本当に感じたいと、そういう思いでおられるものだと、このように思います。

このことにつきましては、ただいま教育長の方からお答えいたしましたように、この高等学校教育につきまして、特に学生につきましては県の教育委員会の所管ということもあって、容易に方向性を実現するということは無理なところがあると思います。

しかし、現実的に県下におきまして中高一貫という体制がしかれているということからいたしまして、私たちのこの今までの学校教育のあり方、とりわけ我々地方自治体といたしまして、義務教育というものの一端を担っているということにおいて、これが文教菊池のすべてかと言われればそうではなくて、やっぱり子どもたちの進路としての受け皿としてあります公私立高等学校の役目というのは大きくあるだろうと。そういうものを含めながら、小学校の統合、そして小学校を統合したら、その受け皿となります、いわゆる中学校についてはどういった統合を目指していくのか、あるいは必要性があるのかないのかも含めまして、総体的に考えていかなきゃならないという、そういったご指摘ではないのかなと思います。

そうすれば、今までの公私立の役割というのは、特に高等学校でもそうでありませんが、やっぱり私立高等学校が県下に配置が非常に少なかった、私立がなかった場合においては、教育の機会均等という中において、どんなに人口が少なかりょうが多かりょうが、特に少ないところにおいても、小さな、過小な規模であっても、当時においては高等学校がつくられ、ある地域におきましては、まちの何千人しかいないところにも高等学校が一つも二つもあるといった、専門高校、普通高校というのが存在するというようなことで、乱立した状況にあったと思います。しかし、人口が

減少期に入ってきているということにあって、必然的に分校化してしまう。そして、いろんな意味での政治的な背景があってできていた学校等々については、必然的にこの必要性が薄れてきたということによって分校化したものが廃校化されてくるということで、学校の廃校、そして統合というのが進められてきていると思います。

そういった大きな流れの中において菊池の教育というのを考える場合に、組織的な面だけで考えれば、やっぱり今の学校の統合は避けて通れないということで統合しているということですが、ご指摘のとおり、中学校はそれじゃあどうするのと。中学校からさらに高等学校、現在3校ある菊池の高等学校について、どういうふうに進路を見出していくのかということ是非常に真剣に考えていかなければならないと思っております。

そういうことを含めまして、教育委員会の方にもぜひひとつ地元で中学生たちが残る、高等学校生徒として進学する、そういう方向性を考えていただきたいということで奨学制度というものが今ありますけども、高等学校が、特に農業高校、普通、菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校ございますが、それぞれに学力あるいは文化面、あるいはまたスポーツ面、そういった意味において、私立の高等学校においては非常に有利な奨学制度が設けられていると聞いております。それにさらに強化するような形の中において、この3校に進む菊池の中学生に対しまして、奨学制度の拡充というものを考えていくべきではないのかなというふうに考えまして、ぜひひとつ検討をお願いしたいということで教育委員会をお願いをしているところでございます。

また、今お話がありましたように、これまでについては菊池高等学校を直接的には上位機関であります県に対して、我々が、地方自治体がするということはできませんけども、拓志館については私たちのまさに子どもたち、中学生たちが学舎として菊池高校に残り得るような、あるいはまたどうしても他校に行かなければならない子どもたちについての学力を何とかしていきたいという思いで、拓志館につきまして大変関係者のご努力いただいておりますが、それに対して、わずかではありますけども、菊池市としては積極的に支援していこうということで支援をさせていただいておりますが、今後につきましても、さらに必要なものについて私たちは支援をしていきたいと思っております。

そして、この後については、やっぱり大学という最後の受け皿というものを考えた場合には、今の一般論といたしまして、高等学校というのは私学であれ公立であれ、大学と結節するのが非常に大事ではないのかなと思います。よくよくこの夏の甲子園に出場いたしました専大玉名というのは、やっぱり専修大学の附属高校としてあるということでありまして、今、大学もやはり子どもたちが少なくなってきて

いるということにおいて、生徒をどう確保していくのかということによって必死になっておられると、このように思っております。

そういうことから考えれば、やっぱりそういうこの上位の大学の学閥的などいいますか、あるいは大学の系列的なものというものが今からまた進んでくるのではないのかな。それは決してこの高校生だけではなくて、中学から小学校から、まずは赤ちゃんのときから、保育園、幼稚園のときから一貫した大学への門戸というものに通じるような学生というのが動いていくのではないのかなと、このように思っております。そういうことにつきましては、この場でちょうちょうと述べていても結論は出ませんが、ぜひひとつそういった議論を専門化した形で、東議員、そして議会の皆様方におきましても、菊池の教育の再生について議会としてどういった考え方をといったことで議論でもなされていただければ、またありがたいなというふうにも思っております。

ぜひひとつ菊池の教育が、本当に皆さん方が期待、そして信頼を持てるような再興ができますことを願っておりますことを申し述べまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 次の質問に移ります。

今定例会の開会冒頭、福村市長は、議会側の庁舎等検討特別委員会の凍結解除の申し入れを受け、今の今まで議論がストップ、いわゆる凍結されていた新庁舎問題を凍結解除なされました。その市長表明の中身の一番重要な部分はどこか。それは合併特例債の緩和を受けて、それをもって新庁舎建設に踏み込みたいというところであろうかと思われまます。

そして、その合併特例債使用期限内には、当初の建設予定地では無理だということとは、新庁舎建設を建設候補地の選定などから、一からスタートしなければならぬということですよ。

それを踏まえてお聞きします。

菊池市総合計画の後期基本計画の策定がなされている中で、この庁舎建設という菊池市にとって最重要課題が突如として舞い込んできた事実を踏まえ、かつ今の社会情勢を勘案し、各部署が豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち菊池を構築していくために取り組んでいかなければならない施策、方向性を簡潔にお答えください。

また、永田副市長におかれましては、副市長就任2年が経過をされました。福村市長の女房役として、また市長と各部署とのパイプ役としてのご尽力には敬意を表

したいと思ひますし、頭の下がる思ひでいっぱいあります。

ですが、お家一大事の難題が降りかかってきた今だからこそ、副市長にもお聞きしたいと思ひますが、副市長としてのこれまでと、そしてこれからのその思ひ、そしてより豊かな菊池市となるための現執行部体制の機能性、機動性をどのように見ておられるのか、永田副市長の率直な感想、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 本市では、菊池市総合計画後期基本計画に掲げる主要施策を実現するための取り組みを行っております。各部局から順次お答えをいたしますが、まず総務部の方で実施をしております主なものを5項目ほど取り上げてご説明をしたいと思います。

まず、一つ目としまして、男女共同参画施策をより効果的に推進するため、菊池市男女共同参画計画を昨年3月に見直し、策定をいたしました。さらに、昨年11月には、男女がともに輝き、支え合う社会の実現を目指して、内閣府との共催により男女共同参画都市を宣言をいたしました。今後とも男女が協働する住みよい社会の実現に向けて、より一層の積極的な啓発等に取り組んでまいります。

次に、二つ目といたしまして、機能的な行政運営環境づくりとして本庁舎の耐震補強工事に向けた取り組みを行っております。平成19年度に実施をいたしました耐震診断により、本庁舎は緊急度ランクが高いとの結果が出ております。緊急時や災害時においては活動の拠点となりますため、現在、耐震補強工事の実施に向け、工事設計に取り組んでおります。

次に、三つ目といたしまして、簡素で効率的な行政運営、市民視点の行政運営充実に向けた取り組みとして、平成22年度から26年度を期間とした第二次行政改革大綱により、行政改革を進めております。特に、養護老人ホームと保育園の民営化や特別養護老人ホームの総点検、幼稚園の民営化の検討、土地開発公社の見直し、学校規模の適正化の六つを重要項目として位置づけ、推進をしているところでございます。

次に、四つ目といたしまして、行政経費の削減に向けた取り組みの一つである人件費の抑制といたしまして、本市職員の定員適正化計画に基づき、市町村合併時からことし4月までに、同計画を上回る101人の職員削減を行いました。今後も同計画に基づき人事管理を行いますとともに、高度化する市民ニーズへの対応、市民サービスの向上のため、職員の適性配置や職員の人材育成基本方針に基づく計画的な人材育成を行ってまいります。

最後に、五つ目としまして、防災・消防体制の整備、充実に向けた取り組みでご

ざいますが、本市の災害対策につきましては、日ごろから菊池広域連合消防本部や地域密着性の高い消防団と連携を図りながら取り組んでおりますが、さらに充実、強化に向け、火災時の初期消火の迅速化のため、消火栓、小型動力ポンプ、積載車などの整備を行いますとともに、災害時の情報ネットワークを構築するため、防災行政無線の統合整備を行う予定でございます。また、地域の防災活動の成果を上げるために、自主防災組織の組織づくりを推進し、防災対策を一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上、総務部の主な取り組みをご説明をさせていただきましたが、今後も各部局と連携を図り、総合計画に掲げました主要施策を実現するための取り組みを着実に実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 次に、企画部からお答えいたします。

菊池市の活性化が叫ばれる中、公共交通機関の確保や情報ネットワークの構築が重要と考えます。そのために、べんりカーとあいのりタクシーについて、充実した運行が行えるように進めてまいります。また、情報ネットワークにつきましては、光ブロードバンドの整備や携帯電話の不感知地区解消に取り組んでまいりました。

次に、観光客の誘致につきましては、本市には代表的な観光地として菊池溪谷や菊池温泉がございますが、新たな観光客の誘致のために、鞠智城跡の国営公園化に向けた取り組みを行います。

さらに、国際交流では、海外の友好都市とのつながりを強くしながら、海外からの視察団の誘致及び対応により、菊池を広くPRしてまいります。

庁舎整備につきましては、当定例会で凍結解除を受けましたので、限られた期間の中で結論を出す必要がありますことから、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

また、泗水地区におきましては、社会資本整備総合交付金事業によるまちづくりを実施中であり、七城地区におきましても本年度から計画書の作成を行い、平成25年度から事業着手を目指し、現在、準備を進めているところです。

企業誘致につきましては、県営菊池テクノパークの整備が平成25年春完成に向けて進んでおりますので、県との連携を密にした積極的なPR活動により、本市への優良企業誘致に努めてまいります。

以上です。

○6番（東 英俊君） 議長、時間の都合上、経済部、建設部、市民部の部長答弁は結

構ということでいいですか。副市長で、次。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 総務部長が答弁いたしましたけれども、あとの部長の答弁はカットということでございましたけれども、それぞれ各部におきまして各施策はもう全体的には着実に進んでいるというふうに考えております。

しかしながら、庁舎問題や産廃問題等、まだまだ大きな課題もございます。一般職員を統括する私の立場といたしましては、総合計画の後期基本計画に掲げております50の施策、その中でも重点施策を実現するために、各部長を初め、本庁並びに各総合支所の職員とのコミュニケーションを図りながら、また市長の女房役として市長を補佐しながら、まちづくりの理念であります豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちの実現を目指してまいりたいと考えております。特に、ご指摘のございました庁舎問題、大変重要な問題も出てきておりますので、そのための体制、機構の充実の必要性を十分認識しております。しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 経済部長、建設部長、市民部長、大変申しわけございませんでした。答弁書を書いていただいていたと思うんですけど、時間の都合上、割愛させてもらいました。

各、今、総務部長、そして企画部長の答弁をいただいた中、そして副市長の答弁をいただいた中で、庁舎問題にやっぱり深く関与するであろうということが十二分に考えられます。財政的にも今後の菊池市の明暗を大きく左右する庁舎問題でもありますし、市民サービス、防災拠点の核となり得、そして広域行政という対外的な観点からも、菊池市の新庁舎は私はぜひとも必要であろうと考えております。

でありますから、ここからが問題でして、まず建設予定地の選定、それから基本設計、それから実施設計、それから施工、この施工完了が合併特例債期限内の平成26年度内までに終わらなければならないということは私が申し上げるまでもありません。

ここで、先ほど企画部長の答弁を受けて、まず1点をお聞きしますが、菊池市総合計画の後期基本計画の76ページには、総合計画のフレームとして目標人口は平成27年では5万2,800人というふうにしてありますが、将来人口予測についてコーホート要因法で推計すると、今のままでは平成27年には4万9,096人というふうに総合計画の計画書には書いてあります。この市の運営が人口5万人以

上を切ると、機能性的にも悪くなると。5万人以上を確保することが重要とされる中、政策実施からの行政評価を人口で判断するべきというふうには私は考えておりますが、企画部の見解はどうであるか、まずお聞きします。

2点目、庁舎建設のために、早急に庁舎内において少数精鋭のワーキングプロジェクトチームの立ち上げが必要と考えますが、当局の判断はいかかなものか。

以上、2点を再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） まず、1点目の総合計画の中の将来人口についてお答えいたします。

総合計画の理念達成の主要指標の一つとしての将来人口の予測がございますが、人口減少社会の中でコーホート要因法により予測した平成27年度の予想人口は4万9,096人でございます。何とか5万人を確保することが重要であるとしております。

このような計画のもと、全国的な人口減少の模様と同様に、住民基本台帳によりますと、平成22年の人口は5万1,395人とあり、予想を上回るペースで人口が減少しております。今後も将来人口5万人確保を重要指標ととらえ、総合計画の理念に基づき、各施策を着実に進めてまいります。

続きまして、プロジェクトチームのお話がございますが、市長の庁舎建設の凍結解除を受けまして、これから検討を進めてまいるところでございますが、現在の組織体制で庁舎等の整備計画の案を作成していくためには、各専門分野における専門的な知識を持つ職員の関わりが不可欠と思っております。

合併協議会において新市の事務所の位置についての確認に基づき、新市になってから菊池市新庁舎基本構想・基本計画（案）の策定に取り組んでおりますが、そのときは庁内検討組織として、当時、助役を委員長とした新庁舎建設等検討委員会を設置しておりました。また、検討委員会に提案するために、専門事項を調査研究するための専門部会を設置しております。短期間のうちで整備に向けた事務を行うためには、議員からご提案がありましたプロジェクトチームのような部を超えた効率的な体制づくりが必要であると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再々質問をいたします。

今の企画部長の答弁を受けまして、最後に福村市長にぜひともお聞きをしたい。

余りに時間のない中での庁舎問題の凍結解除、もうこれはあくまでも市長がこの時間まで引っ張ってこられた部分もあろうかと私は思っておりますが、またこの庁舎問題がようやくこの議論のテーブルに乗った以上、議会側ではまずもって特別委員会もありますし、土地の選定の議論が喫緊の課題ではなかろうかなというふうにも思っております。

建設予定地としての土地条件は、考えられる範囲内で私はこのように思っております。ある一定規模の面積を兼ね備えていること、かつ農用地では農振除外などの手続に時間を要するために、非農用地の土地であること、かつ所有権の変更手続などに時間を要さない。このような土地が建設予定地としては有効ではなかろうかなというふうに思っております。この土地問題に関しての私の今の意見、これを、市長の見解をお聞かせください。

また、これから庁内の動きが慌ただしくなるのは必至であります。昨日の坂井正次議員の一般質問の中でも、市長のトップセールスが市長の日程が合わずに実現しなかったということもお聞きして、今こそ世に打って出なければならぬときに何をやっているんだというふうに私は憤りを感じました。

でありますから、私は庁舎建設が終わるまでの期間限定で、菊池市行政に詳しく、かつ庁内の諸問題を解決し、庁内ワーキングチームの頭を任せられる人材の登用、いわゆる期間限定での副市長2人体制、これを私は市長に提案をいたしたいと思っております。議会側からのさまざまな提案の検証、施策実施に邁進するべきと、私は市長、考えております。最後に見解をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず、庁舎用地の土地の問題についての見解を述べられました。が、これまで市長が引っ張ってきたということですが、いい方に引っ張ったのか、悪い方に引っ張ったのか、よくわかりませんでした。私といたしましては、少なくとも花房中部第2期畑総事業というものについて、何度も繰り返しておりますが、地元の受益農家の方々が本当に熱心に取り組んでこられて、今やっと事業が進捗し始めたということに思っております。

これについては県営事業ではありますが、当然、地元のそういった農政意欲を盛り上げて、そして事業が起り得るようというので、私たち菊池市としての支援をさせていただき、一体化して努力をしまいついて今の状況にあると思っておりますが、もうやはりご指摘のとおり時間的余裕がなくなってきた、なおかつ用地の取得が極めて時間がかかってしまうということであるので断念せざるを得ないのではないかなといった思いを持っていたところではありますが、議会特別委員会の皆さん方のご

同意によりまして、これにつきましては大変無理があると。そこで、この新庁舎問題については、合併特例債の期限内に庁舎等のことについてはさらに検討を加えていく必要があるために凍結を解除してほしいという、そういう申し入れにおこたえをしたところであります。

また、これから先の話でありますけども、確かに新しい場所だとかということ、またこれは決してつくるという前提ばかりではなくて、つくらないという思いの方もおられるのではないかなと思います。必要性がないといえれば必要性がない根拠をお示しいただかなければなりませんし、また新しい場所をつくと主張される方々におかれましては、今、東議員がおっしゃったように、これは果たして面積はどれだけ必要なかと、あるいはまた非農用地でなければ農地の転用というのは、今、大変時間かかっておりますように、新しい農用地の非農用地化あるいは農振の除外等々の手続からすれば、相当の時間がかかってしまうと。そして、そういったことを含めまして、例えば宅地であるにしても、やっぱり所有権の移転等については時間がかかるということを配慮しながら、容易ではないのではないかといったお話ではなかったかなと思いますが、そういう考えの方と、やっぱりいい場所があって、こんなところがあるよといったことのご意見もあるかもしれません。そういうことでとらえさせていただきたいと、このように思っております。

それから、この2人副市長制ということでお話がありました。随分以前に森隆博議員さんの方からそういったご発言があったことを記憶いたしております。全国の地方自治体において副市町村長の定数を2名としている自治体数ということにつきましては、平成21年4月1日現在で総務省が行った調査によりますと、全国が平成21年1,800団体のうちに301団体、16.1%となっております。熊本県下は45団体であったわけですが、現在、人口の73万人、政令指定都市を目前にいたしております熊本市1団体のみが副市長2人制ということに、複数制となっております。本市と人口規模の近い県外の自治体で副市長を2名としていたところについても、現在ではもう1名に減員をされて1名体制としているところが増えているようであります。

副市長の職務につきましては、市長を補佐して、職員の先頭に立って、政策及び企画を指揮し、職員の事務を監督するということでもあります。今後は、事務量の煩雑さが一時的に生じることがあるといたしましても、恒常的な行政業務の量がそれほど増えるということは考えられません。ただいま、人口が平成27年になれば5万人を割ってしまうんじゃないかというご指摘があつておまして、人口が減少している中で職員数が増えることは逆行することであつて、今、101名が予定を遙かに上回って職員数を減らしております中で、この2人体制というものについては

考えられる状況ではないと思っております。職員とさらに連携を深めまして、事務を状況についてよく掌握をしながら、現の1名体制で十分対応していけるのではないかと、このように思っております。

ただ、言えることは、今のこの庁舎等につきましてのワーキンググループ、あるいはプロジェクトチームをつくってやるべきではないかと、そのトップとして云々という話がございますが、こういったことにつきましては今からの議論の中で必要性が生じるか生じないかということの判断でありまして、決して2人副市長制ということを是認するものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

---

○

休憩 午後零時02分

開議 午後零時57分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） こんにちは。

一般質問の最後になりましたけれども、しっかり締めができればと思っております。頑張って質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、去る3月11日発生をいたしました東日本大震災から早6カ月を迎えようとしております。その震災に当たりましては、ご承知のように、各地方公共団体の職員あるいはボランティアの方々が日夜休む暇もなく被災地の復興に当たられておりました。当然その被災地の自治体職員等につきましては、大変なご苦労があったんではないかと思っております。ボランティア活動をされましたそれぞれの皆さん方、国内外からボランティアが集まったと、おられました。しっかり頑張っていたいただいたことに感銘を受けました。

うちの自治体職員も派遣をされまして、実際に被災地で活動をして、先般、議会での報告会があったところがございます。それぞれ自分の目的とされたボランティア活動、公務等をしっかりとこなして報告を受けました。自分が何をできるか、何をしなければならないかということも含め、また帰ってきてからの報告についてもしっかりと自分の意見を踏まえた上で報告をしていただきました。今後、菊池市の職員として菊池市の発展にしっかりと頑張っていただけじゃないかと、非常に感

銘を受けたところであります。

この東日本大震災につきましては、死者、行方不明者合わせますと2万人を超える皆さんが犠牲となっておられます。この犠牲者の皆さん方にご冥福を、被災者の皆さんのご冥福をお祈りをいたしますとともに、今なお避難生活や転居生活を送られている皆さんが8万8,000人余りおられると聞いております。心からお見舞いを申し上げたいと思っております。一日も早い復旧・復興を願うものであります。

このたびの東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故における国の震災への対応については、皆様もご承知のとおりだと思います。特に、震災と福島第一原子力発電所事故については、国が行うべき適切な情報の提供、情報発信並びに支援体制等のおくれから、多くの国民に与えた影響と併せ、さまざまな風評被害や農林業、水産業あるいは商工業、製造業など、日本経済に与えた影響ははかり知れないものがあります。私は今日ほど国民が求める、住民が求める確かな情報や支援をいかに早く正確に国民、住民に提供することが大切であるかが明らかになったものと思っております。大震災は自然の摂理、営みであり、不可抗力と言えますけれども、東京電力の福島第一原子力発電所事故は、明らかに人為的なものであると私は思っています。

先般、8月末に国会では、衆参両院本会議で菅直人前首相の後継となる新首相の指名選挙があり、民主党の野田佳彦氏が選出をされました。9月2日午後には、皇居において天皇陛下から第95代内閣総理大臣に任命をされ、新しい野田佳彦内閣がスタートを切ったところであります。

政府として取り組むべき課題が山積をいたしております。東日本大震災からの復旧・復興が最優先課題でありますし、東京電力福島第一原子力発電所事故の一日も早い収束、あるいは円高・デフレ対策、税と社会保障の一体改革、また外交、安全補償問題、エネルギー政策などなど、いずれも喫緊の課題であります。新しい日本のリーダー、野田佳彦首相の力量、強いリーダーシップに期待しているものであります。

今回の東日本大震災、東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う国の対応、情報提供、情報発信の状況等を踏まえた上で、通告に従いまして質問をいたします。

開かれた行政・信頼される市政についてということで、1点目でございますけれども、地方の時代、何事も自己決定、自己責任と言われる今日、地方自治体自らが住民主体の行政運営を目指す上では、住民、市民に自治体が保有するさまざまな情報を正しく伝達すること。住民に情報が十分に行き渡り、そしてその情報を住民が正しく理解してもらえていることが大切であると思っております。また一方、住民の意見も広く聞き、住民の声が行政に届き、反映されていることが大事であると思っております。

行政の説明責任とは、住民が情報を正しく理解してこそ達せられるものであると思いますが、市民に行政情報は十分に提供、発信され、説明責任は果たされていると思いますか、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 質問にお答えいたします。

市民への行政情報の提供に関する方法、手段等、その状況につきましては、まず広報誌であります広報きくちがございます。議員ご案内のとおり、合併当初は毎月1日号と15日発行のお知らせ号の月2回発行しておりましたが、平成19年7月から月1回発行としております。総ページ数が月1回につき約4ページほど減りましたが、紙面づくりに創意工夫をしながら、さまざまな市政情報を掲載し、市民への周知に努めているところでございます。また、市民ニーズへの対応と市民サービスの向上を図るため、ホームページも開設し、市民を初め、対外的に広く菊池市の新しい情報発信に努めております。

さらに、市の重要な施策や計画の策定に際しましては、広報誌やホームページを通じて広く市民の意見を求め、寄せられました意見に対しましては、必要に応じて市の考え方を公表するというパブリックコメントも活用しております。また、市長への手紙やインターネットによるメールでのお問い合わせに対しましても、その都度ご説明やお答えをしながら、説明責任と市民の市政への参画及び公正で民主的な開かれた市政の推進に努めているところでございます。

その他の行政情報の提供といたしましては、議会だよりや社会福祉協議会、広域消防等の広報誌のほかに、各区への回覧文書やチラシなど、毎月1回、区長を通じて行政文書の配布を行っております。さらに、緊急の場合には、市の防災行政無線を使った情報提供も行っているところでございます。

開かれた行政、信頼される市政を実現し、市民参画のまちづくりを推進するためには、市民への行政情報提供は必要不可欠なものと考えております。今後とも行政として説明責任が果たせるよう、より充実した広報の紙面づくりやホームページづくりに努力をまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ただいま執行部の方から、あらゆる機会を通してさまざまな情報提供、開示があつているということでございました。

再質問に入らせていただきます。

2点目につきましては、情報公開条例と個人情報保護条例、両制度の主旨に沿った運用はできているかということ。また、両制度の周知と職員研修の実情についてお伺いを申し上げます。

9月5日の一般質問の初日に、東 裕人議員の質問に対する答弁もあっておりますので、本日は私なりに質問をさせていただきます。

地方分権時代において、住民参加、住民主体の行政運営を進めていくための柱の一つが原則開示、国民、住民の知る権利を保障したのが情報公開制度であります。一方で、今後ますます重要性を増していくのが個人のプライバシー保護を尊重いたしました個人情報保護制度であると認識をいたしております。この両制度とも、新菊池市においては合併により17年3月22日から条例の施行となっております。

自治体職員、公務員にとりましては、この二つの制度、菊池市情報公開条例、菊池市個人情報保護条例を含め、各法令は行政事務を行う上で大切な道具であると思っております。この道具につきましては、ご承知のように、たくさんの種類がありまして、国会で成立します法律、また政府が出します政令、各省庁の省令、自治体では条例規則、規程等、これらの道具を使って、例えば農家の皆さんであったならば、農業生産に合った、農地の状態に合った施肥を施し、また各種の農機具、農業施設等を利用して、農業のための道具を用いておられるのと同様に、公務員はさまざまな行政事務に沿った法令を道具として有効に用いて市民福祉の向上に努めなければなりません。それが公務員の職務、務めであると思っております。

そこで、お尋ねですけれども、道具の一つであります両制度の市民、職員への周知と職員研修の実情について、特に菊池市個人情報保護条例第3条、実施機関の責務では、個人情報の保護の重要性から、職員に対して教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならないと規定しております。このことを踏まえまして、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 情報公開条例と個人情報保護条例、これにつきましての周知と職員に対する研修等につきましてのご質問がございましたので、これにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、菊池市の情報公開条例についてでございますが、この条例の目的としましては、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市民が等しく市との情報共有を進めるため、市政に関し、市民に説明する責任を全うし、市民参加による公正で透明な市政の推進に資することとなっております。

情報公開条例における実施機関としましては、水道事業管理者の権限を含む市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び土地開発公社とされております。

次に、情報公開条例の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画（とが）、これは図画（ずが）と書きますが、ほかにフィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとし、当該機関が保有しているものを言います。

ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたもの、市の資料館等において歴史的もしくは文化的な資料、または学術研究用の資料として特別に管理されているものは除きます。

これに関連しまして、本市の窓口での対応といたしましては、菊池市情報公開事務取扱要領というものを定めておまして、請求者の求める情報が従来から情報提供されたもの、または本市が作成した統計資料、調査報告等で明らかになるものである場合は直接情報を提供しております。また、法令または他の条例で閲覧または写しの交付が可能なものである場合は、情報公開条例の適用はございませんので、直接所管課の方に請求された方をご案内し、交付を受けていただくということとしております。

次に、請求できる方でございますが、これは何人も実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができるということになっております。

ちなみに、平成17年度以降の開示状況でございますが、平成17年度は、市長部局が13件、教育委員会が2件。平成18年度は市長部局が8件。平成19年度は市長部局10件、教育委員会1件。平成20年度は、市長部局49件、教育委員会が1件。平成21年度は、市長部局が11件、教育委員会が3件、議会が1件、農業委員会が1件。平成22年度におきましては、市長部局が20件、教育委員会が2件、議会が2件となっております。

本条例に基づきまして、毎年請求件数や運用状況を市の広報誌及びホームページにおいて公表をしておるところでございます。

続きまして、個人情報保護条例でございますが、この条例の目的としましては、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な市政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとなっております。

まず、個人情報保護条例の実施機関としましては、土地開発公社を除きまして、先ほど情報公開条例のところでも述べました実施機関と同様でございます。

次に、個人情報保護条例の対象となる行政文書は、一般に容易に入手することが

できるもの、または一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものは除き、情報公開条例で述べました行政文書と同様でございます。

そして、請求できる人は、何人も実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する情報の開示請求をすることができるということになっております。

ちなみに、平成17年度以降の自己情報の開示状況でございますが、平成17年度は市長部局が2件。平成18年度は市長部局が6件。平成19年度は市長部局が4件。平成20年度は、これはございませんでした。平成21年度につきましても、これもございません。平成22年度は市長部局が2件ということになっておりまして、その運用状況を本条例に基づきまして、広報誌及びホームページで公表をしております。

次に、両制度の職員に対する周知と研修ということでございますが、平成17年度以降に本市におきまして県で実施された個人情報保護法に関する説明会及び内閣府国民生活局個人情報保護推進室を講師とした説明会に関係職員を参加させておりますが、全職員を対象とした研修は実施できておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再々質問に移ります。

ただいま情報公開条例あるいは個人情報保護条例による開示請求の件数等についてご報告がありました。また、18年度以降の市の職員に対する研修等については、県と国の方の説明会等に職員が参加しておるといようなことでありまして、全職員を対象とする研修については行っていないということでありまして、非常に残念なことでありますけれども、情報公開条例並びに個人情報保護条例とは最も重要な条例の二つでありますので、職員研修をさらに進めていただければと思っております。

先般、東 裕人議員の情報公開条例に伴う開示で、黒塗りばかりだったということでありました。情報公開条例の開示請求があった場合は、判断するのは当然受付をして、総務課が受付だろうと思っておりますけれども、それぞれの所管課がまずその内容を確認するということになります。職員がこの情報公開条例の主旨というものをしっかり認識をしていないと、どういう判断をするかというのが非常に不透明な部分だろうと思っておりますけれども、現在、職員研修につながっていないことでもありますので、ぜひ職員研修がまず第一だろうと思っております。開かれた市政、透明性を持った行政運営をするためには、やはり職員がまず勉強して、その条例を使いこなすことだろうと思っておりますし、十分認知した上で両制度の活用を図っていただければと思っておりますけれども、今後、職員研修の必要性をどう認識をされてい

るかということにつきましては、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 職員研修、その必要性ということについて論じていただきました。職員担当係を初めとする職員の一人一人が、これは情報公開に値するのかもしれないのか、黒で塗りつぶすのか、あるいはそのまま渡してもいいのかといった判断というのは、まさしくこのジャッジは難しいことだと思います。そのために職員の資質の向上というものに努めていかなければならないと思います。

本市も合併後7年目を迎えます、各職員の職務に対しますところの姿勢も徐々に変化があらわれているように感じております。各職場で職責に基づいて、上司、また部下という信頼関係がかなり形成をされつつありまして、この信頼関係、協調体制こそが業務遂行に対しますところの必要な対話を生み出し、また業務を効率的に行う大きな原動力となっていると、このように思っております。

合併で組織が大きくなりましたけども、いわゆる手足にしびれがあったり、あるいは手足の末梢神経に血流が流れず、俗に言うしもやけ的なものになってはいけなわけでありまして、全身に血流が流れていかなきゃならないということだと思います。職員がお互いにこの関係を意識しまして、切磋琢磨して業務に励めば、職員一人一人の業務の能力と、あるいはまた判断力というものの向上とともに、住民、市民の皆さん方との対話も深まりまして、市民の方々が考えておられる公務員としての期待感あるいは倫理観の向上にも大きく影響してくるものだと、このように考えております。

本市は市長会、また町村会が主催いたしております熊本縣市町村職員研修協議会、この研修で21年度には82人が参加をしております。また22年度におきましては99人ということで、これは県下で2年連続して最多の参加を行っているということでございます。職場での業務研修とともに、こういった多くの職場外の研修を通じまして、職員の潜在能力の開発と公務倫理の高揚を図って、今後さらに高度な業務遂行能力が必要となる行政需要に対しまして、適正なサービスを提供できる職員を一人でも多く育ててまいりたいと考えております。

議員ご提案の職員の地域をどう受け持っていくかといった、そういったお考えにつきましては、さらにまた検証いたしまして、今後ともともにかくにも住民と行政というものがお互い信頼関係に立って、窓口立つ市職員の姿勢が市民の目から見られまして、本当に期待感あるいは信頼感というものになってくるようにしていかなければならない。そのことが住民サービスの向上というものにも必然的につながってくるものだと考えておりますので、そのように取り組んでまいることを述べて、

答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。

2番目の質問の内容まで踏み込んでいただきましたけれど、次に2点目ですけれども、市民から信頼される職員についてということでご質問をしたいと思います。

平成17年3月22日、1市2町1村が合併をしまして、はや7年目ですけども、迎えようとしております。四つの自治体が合併で、新しい菊池市が誕生しました。職員もまた新しい菊池市の職員に生まれ変わったと思っております。それぞれの職員には、新市の首長さんから辞令が交付されております。平成17年3月22日からは、菊池市の職員であります。

初めに、合併後の職員研修について、どのような目的別研修がなされてきたのか、お答えをいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 職員研修につきましては、大きく三つの区分で行っております。

まず一つ目が、職員の職責別に行う階層別研修で、これには新規採用職員研修、採用後5年目と10年目を対象とした研修、新任係長研修、新任課長研修等の研修がございます。21年度が10研修に延べ484人、22年度が同じく10研修に延べ419人の参加となっております。

次に二つ目が、担当する業務の精度を高めるための専門研修でございまして、これには契約事務研修、家屋評価研修、指定管理者制度研修、監査事務研修、出納事務研修等がございます。21年度が14研修に延べ28人、22年度が15研修に30人の参加となっております。

次に三つ目が、公務員としての知識、技能の向上を目的とする研修で、これには法制執務研修、女性ステップアップ研修、クレーム対応研修、自治大学研修、韓国友好都市研修等がございます。21年度が8研修に延べ12人、22年度が11研修に13人の参加となっております。

なお、研修の実施機関としましては、本市が独自で行っているものもございしますが、そのほかは区市町村会が主催します県の市町村職員研修協議会や全国の行政組織の研修実施を目的に設立された市町村アカデミー及び日本経営協会等の団体で行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） いろいろな研修に職員が参加をし、自己レベルの向上に努めておられるということでございます。

2点目ですけれども、公務員としての自覚について、また信頼される公務員とはということでお伺いしております。

報道等によりまして、一部公務員の不祥事等があっておりまして、公務員全体に冷たい目が向けられるということは非常に残念なことであります。今日、まちづくりは人づくりとよく言われますし、またたびたび聞く言葉でもあります。私も全く同感であり、まちづくりの基本だと思っております。自治体の職員、公務員は、それぞれの自治体のまちづくりの先頭に立っていなければならないと思います。それが職務であり、公務であると私は信じております。

地方公務員法の第30条は、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。このことはすべての公務員について、法律の規定に待つことなく、当然に当てはまることでありますが、地方公務員法は、これが職員のサービスの基本であることにかんがみ、特に明記したものと云えます。

同じ同法31条から38条までのサービスに関する具体的な規定を設けております。

30条につきましては、ただいま申し上げましたとおり、サービスの中で基本となるサービスの根本基準を定めているところであります。

また、第31条についてはサービスの宣誓。「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」と。

第32条では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務ということで、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定をいたしております。

また、第33条、信用失墜行為の禁止。「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定をいたしております。

第34条では、秘密を守る義務。「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と1項でうたっておりますし、2項では「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、任命権者の許可を受けなければならない。」と。3項では、

「前項の許可は、法令に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。」と  
いうことであります。

第35条では、職務に専念する義務。「職員は、法律又は条例に特別の定がある  
場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために  
用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定をしております。

第36条は政治的行為の制限、37条は争議行為等の禁止、第38条は営利企業  
等の従事制限であります。これらの規定がございます。特に、サービスの基本基準を定  
めた同法第30条の規定は、職員が全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないこ  
と。このことは日本国憲法第15条第2項に由来するものであります。

ここで一つ、国家公務員法、地方公務員法の法施行が行われる以前から、明治年  
鑑から旧憲法、新憲法において定めているものの一つ、サービス規律について、ちょっ  
と事例がありますので、ご紹介をしたいと思います。

古くは1882年、明治15年7月5日、太政官時代になります。その後、旧憲  
法、新憲法、後に国家公務員法、地方公務員法と変わってきて、制度がなっており  
ますけれども、その根本となるような官吏サービス規律というのがありまして、このこ  
とをご紹介を申し上げたいと思います。

官吏というのは国家公務員、国務大臣とか、そういったものを含めております。  
官吏、その他俸給を得て公務に従事する者に対し、法令、職務命令を守ること。威  
張らないで親切にすること。恥を知り、身辺を清潔にすること。秘密を守ること。  
許可なく商業に従事しないこと。工事請負契約等に関し、饗応を受けないこと。み  
だりに贈与を受けないこと。身分不相応の借金をしないこと。無賃乗車券をもらわ  
ないことなどの義務を課しており、これらに違反するときは懲戒処分の対象になる  
というものであります。公務員制度のバックボーンとなった規律であります。

今日においても全体の奉仕者である公務員としては、国家公務員と地方公務員と  
を問わず、また特別職であると一般職であるとを問わず、心得ておくべき事項であ  
ると思っております。ご紹介にとどめますけれども、特にサービスの基本基準を定めま  
した地方公務員法30条の規定は、職員が全体の奉仕者であり、一部の奉仕者では  
ないことは、日本国憲法第15条2項に由来するものであります。

新しい菊池市が誕生しまして7年目を迎えます。これまで新市では文化芸術、ス  
ポーツ、神事、祭り等を含めさまざまな市民交流が図られております。いずれも大  
変重要であり、今後とも新市のまちづくりのためには創意工夫を凝らしていくべき  
大切なことであると思っております。

私が思うことの一つに、菊池市の行政事務等の全般を担う職員の一人一人が、ま

ず変わることが先決ではないかということでもあります。法を遵守し、公務員としての自覚を持って、まず職員として旧市町村間の垣根をなくすこと、意識、心を変えることが新菊池市のまちづくりにつながり、市民の信頼を得ることになると思いますけれども、方策の一つとしましては職員研修があり、また一つ提案としましては、行政区または一定度の校区単位で職員2ないし3人を配置しまして、それぞれの行政区とのパイプ役といたしますか、自分の勉強にもなりますし、菊池市の現状を知ることにもなると思います。決して菊池市出身の職員ばかりで構成されていない菊池市の職員でありますので、ぜひ地域を知ること、地域の実情を知ること、いろんな勉強につながってくると思いますけれども、一度試してみてもどうかと思います。この件につきましては、以前、隈部議員さんが質問をされている事項であります。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

行政をあく公務員として、重要なことは多々あると思いますが、一つは、議員ご指摘のように、地方公務員法に掲げられた服務規定を遵守することと、一つは公務員としての高い倫理観を常に持ち続けることだと考えております。

服務につきましては、公務員としての言動や行動の基本であり、職員一人一人が厳しく認識をしていると考えております。また、公務員の倫理観につきましては、各個人の意識の持ち方によるところが大きいと考えるため、合併後にさまざまな職員研修を通して、その意識の高揚に取り組んできたところでございます。

現在、合併後7年目を迎えました中で、旧市町村の垣根がまだあるというご意見もありますが、職員はどの部署に配属になっても、全体の奉仕者としてサービスを提供できるよう、多くの研修を実施をしております。特に最近2年間は、毎年約30研修に延べ500人前後の職員が研修を受けており、職員の意識改革は進みつつあると思いますが、さらなる意識の高揚、改革を行い、信頼される公務員を育ててまいりたいと考えております。

議員からご提案のありました、区長さんとのパイプ役として職員の地域担当制のようなものを設けたらどうかということですが、これにつきましては、今年6月の定例会の一般質問で隈部議員の質問にもお答えをしているところでございます。この制度は、現在、山鹿市、大津町等で実施をされており、担当する職員のスキルアップにつながる面もあるかと思いますが、職員の時間外勤務等、服務上の問題もあり、導入の効果や課題等について、もう少しの検証期間をお願いしたところでございます。

今後、先進地等の調査を含め、実施するかどうかにつきましては、さらに検討が必要であると考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） ぜひ制度化、担当割りの制度化に向けて、十分な庁内での議論をしていただければと思います。

やはり職員の皆さん方が地域を知ること、きちんと実情を知るとは非常に大切なことだと思います。そういう意味では、自分からどんどん出て行って実情を勉強するというのが一番近道ではないかと思っております。制度化がなくても、地域に出ていくことはやぶさかではないと思いますので、それぞれの職員さんが努力をしていただければと思っております。

今回の質問に当たっては、すぐれたすばらしい職員さんがたくさんおります。一部の公務員の不幸事で左右されるものではありませんけれども、ぜひ菊池市のあすを担う職員さんが先頭に立ってまちづくりに励んでいただければと思っております。

最後に、私が思うまちづくりということで、まちづくり、人づくり、職員の意識改革がまちづくりの第一歩ではないかということを考えております。職員一人一人の意識を変えることというのは、先ほども言いましたように、公務員としての自覚をしっかりと持つということであります。職員が変われば、それぞれの一人一人の職員が変われば、職員が配置されている職場の雰囲気も変わると思います。雰囲気が変わるんじゃないかと思いませんか、職場の。連帯感も生まれますし、明るくなります。協働の精神も生まれます。そこに変わっていくのではないかと思っております。

市役所の中の職場が変われば、市役所全体が変わってくるのではないかと思っております。市役所全体が変わるということは、市民が来やすくなる、言葉をかけやすくなる、相談にも容易に乗ってくれるんじゃないかという、そういう雰囲気、醸成ができてくるんじゃないかと思いませんか。やっぱり市民のための役所でありますので、役所を変えるということが大切ではないかと思いませんか。その市役所の中の雰囲気が変われば、市民の意識も変わってくるんじゃないかと思いませんか。やはり市役所が変わったということであれば、市役所に対する見方、考え方、信頼関係、いろいろなことに対する参加や協力がおのずと市民の方々にも生まれてくるんじゃないかと思いませんか。まちづくりは参加することですので、参加してこられるということが非常に大切なことではないかと思っております。

そういう意味では、職員から、職場から、市役所から変わって行って、市民の意

識を変えていくということがまちづくりではないかと思っております。市民の意識が変わりますと菊池市が変わっていくということで、どなたか質問でありましたように、どこからでも菊池市に住みたい、住んでみたいというような菊池市に変わってくるんじゃないかと思えます。協働のまちづくりが出ますし、発展にもつながりますし、市民福祉の向上にもつながってくるし、素晴らしい菊池市が生まれるんじゃないかと思えます。こういうまちづくりに向けて、素晴らしい職員さんたちばかりですので、先頭に立って頑張っただけだと、非常に強く期待をしているところでもあります。

最後に、市長のまちづくりに対する思いをお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 岡崎議員の提言、そしてご質問ということでございましたが、まちづくりはまさに人づくりであるということで、これまでいろんな議員さんを初めとして、方々からこういったご意見を聞かせていただきました。今回、最後の質問ということもありまして、熱烈に人づくり、すなわち菊池市が変わるためには職員が変わることだと。そして、市役所が変わることが菊池市全体がまた変わってくるんだということで、全くそのとおりだと思います。公務員は、まさしく全体の奉仕者でありますから、ご指摘のとおり、法律や省令、政令、また条例に基づきまして、規則を守って皆さん方から本当に信頼されるような、そういった行為というものをやっていかなければならないと思っております。

先日、役所の庁議がありました際に、書籍の中からとった言葉であります。お米とおかゆがあると。同じお米でおかゆをつくるわけですが、かゆはどろどろになって、どこに米粒があるかわかりません。しかし、少なくともそのもとになったものはお米であるという。私たちは、この組織を見た場合に、おかゆになって米粒がわからなくなってしまっているような、どろどろとして一方向に流せば一つの方向に流れていくし、どこかでこぼせば、またそれがずっと続いてこぼれてしまうといった、じゃなくて、おにぎりみたいにお互いが一粒一粒が、一人一人が手をつなぎ、心をつなぎ、組織となっているのがおにぎりではないのかと。だから、私たちの組織もそういったおにぎり、米粒という姿を残しながら連携を深めていかなければいけない。それが組織力、地域力になってくるんじゃないかといったことを庁議の中で申し上げたところであります。

一人一人の意見というものがありますが、これを1人の意見として、個人の意見として受けとめるのか、あるいはそれぞれまたこの一つの意見として受けとめるの

かという、ちょっと考え方が複雑でありますけども、個人の意見として受けとめるのか、全体の中の一つの意見であるのかという、同じ一つであり、1人であっても、受けとめ方によって違うと思います。そういった中で、行政機構の中で職員が適切な判断をして、これはAさんが言ったから直ちにそれをやらなきゃならないというんではなくて、Aさん1人の、個人の意見であると。そして、それが全体の意見として本当にその中の一つの意見であったのかどうなのかといったものを検証しながら施策というものを進めていかなければ、右に行ったり、左に行ったりというようなことで、重心バランスというのをとるために余りにも施策がばらばらになってしまっただけで一貫性がないということになるのではないかと、そういう思いもいたしたところであります。

ご指摘のとおり、大変不祥事が最近新聞、テレビ等でも出ておまして、不祥事につきましても、やはり倫理観の欠如ということで片づけられるものでありますけれども、そうではなくて、本当に職員として、全体の奉仕者として何を自分たちはなすべきかということを改めて考えていかなければならないと思います。その中の一人として、私は今、処分をまだ受けているさなかでありますから、余り大きくは言えませんが、副市長さんともどもに職員の方々においても大変ご迷惑かけておりますが、そういったことにならないように、今後も心がけて職員の研修、そしてまた職員の資質の向上のために頑張りたいと、このように思います。そのことが地域おこし、まちおこしになってくると固く信じて、その道を進めさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、9月15日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午後1時51分

第 6 号

9 月 15 日

## 平成23年第3回菊池市議会定例会

### 議事日程 第6号

平成23年9月15日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議員の派遣について
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



#### 追加議事日程

- 第1 意見書案第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第3号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決



#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議員の派遣について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



#### 追加議事日程

- 追加日程第1 意見書案第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 意見書案第3号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決



#### 出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君

5番 水 上 彰 澄 君  
 6番 東 英 俊 君  
 7番 東 裕 人 君  
 8番 泉 田 栄一朗 君  
 9番 森 清 孝 君  
 10番 中 原 繁 君  
 11番 樋 口 正 博 君  
 12番 二ノ文 伸 元 君  
 13番 中 山 繁 雄 君  
 14番 怒留湯 健 蓉 さん  
 15番 坂 本 昭 信 君  
 16番 隈 部 忠 宗 君  
 17番 葛 原 勇次郎 君  
 18番 木 下 雄 二 君  
 19番 坂 井 正 次 君  
 20番 森 隆 博 君  
 21番 山 瀬 義 也 君  
 22番 境 和 則 君  
 23番 北 田 彰 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市長公室長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議事課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前10時01分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月5日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第78号から議案第87号まで、及び議案第100号並びに請願第4号、陳情第2号の13案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、補正予算案1件、請願1件、陳情1件の3案件でございました。現地調査も踏まえ、慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算案の付託分について申し上げます。

歳入の市債、臨時財政対策債の3,255万1,000円につきましては、地方交付税の振り替えで財源として有利なため増額する旨の説明を受け、質疑を行いました。

地方債の残高が増えてきているが、ほかの地方債との違いについて見解を問われ、執行部より、その活用方法に対し、本来は国において交付税として交付すべきであるが、一部国と地方で分けて起債で賄い、100%相当額を交付税措置されるため有利であるとの答弁でした。

次に、歳出では、賦課徴収費の委託料485万2,000円につきましては、緊急雇用創出基金事業補助金を受け、紙資料の劣化等によりデータベース化するとの

説明を受け、委員より、会社との委託契約なのか、地元雇用はできないのかとの質疑があり、会社との契約であるが、仕様書の中に菊池市在住の人の雇用を条件づけたいとの執行部からの答弁がございました。

次に、地域振興費の負担金補助及び交付金3,440万9,000円につきましては、企業誘致促進補助金として七城町蘇崎の工業団地に株式会社サンユウ九州の進出によるものとの説明がありました。

質疑の中で、今回の土地売却で公社の収入となるので、土地開発公社基金積み立てから財政調整基金への返金ができるのかということに対し、現在、土地開発基金から公社へ貸し付けを行っており、定額運用基金ということで土地を持ったり、現金で預けたりしているが、財調には返せないとの答弁がございました。

次に、学校教育費の工事請負費1,175万円につきましては、旭志小学校が使用する井戸水に濁りが生じたため、簡易水道に変更する水道工事の費用であります。

質疑の中で、50ミリ管で計画されているが、本管と同じ75ミリ管の方が、消火栓を含め、将来的によくはないかとの意見がございました。

現地調査で執行部より、予算の範囲内でできそうなので、75ミリ管を使いたいとの答弁がございました。

以上、補正については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第4号、菊池市原の「市営牧場跡地」の買取りを求める請願につきましては、紹介議員から補足説明の中で、地元が心配していることは菊池川の上流であり、菊池溪谷を抱える自然環境を維持するため、ぜひ採択していただくようお願いするものであります。

執行部からも聞き取りをしながら審議を行い、委員からは、議会に対して説明不足ではないか、土地の活用も明確でないなどの意見がありました。

執行部より、今までの経緯と契約書の説明があり、まず農振除外の手続きを行い、樹木育林の森林整備も一つの選択肢として検討したい。購入後の管理については、地元と協議して地域環境に合った整備をしていきたい。また、市としても広大な土地であり、用途制限を設けており、重要な土地であるとの答弁がございました。

委員より、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見も出ましたが、地元の意見を聞きながら、一刻も早く解決すべきとの多数意見でございました。

現地調査を踏まえ、慎重審議した結果、賛成多数で原案どおり採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書については、陳情の主旨も理解できるとの意見でございました。

討論もなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

よって、本委員会として意見書を本会議に追加議案として提出することといたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、総務文教常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例1件、補正予算2件、その他1件であります。慎重審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第82号、菊池市放課後児童育成クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、花房小学校児童育成クラブの施設開設に当たっての条例改正です。また、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定についても花房小学校学童育成クラブを指定管理者として指定するものであります。関連しているので、併せて審議いたしました。

主な質疑としては、この施設で市内の放課後児童クラブはすべて専用施設になったのか。有資格者はいるのか。障がいのある児童を引き受けるのか等がありました。

答弁では、この施設ですべて専用施設になったこと。専用の研修を受けた者はいるが、有資格者はいないこと。障がい児の受け入れについては、本年度はないが、将来対応できるように研修を行っていることなど、説明がありました。

議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に関係するものとして主なものは、きくち地域支えあい事業、民営化後のこすもす荘に対する扶助費、公立保育所の児童増に対応する人件費増等の補正です。

主な質疑応答としては、災害時における地域支えあい体制づくり事業はいつから始まるのか。恒久的に定着させていくのかとの問いに、この議会後始まる。今後、継続して菊池市全体に広げていきたいとの答弁でありました。

また、民営化後のこすもす荘に対する経費増に対し、民営化することによって新たに生まれた経費であり、民営化を急ぐがために後からこういうことがわかるようでは理解が得られないのではないかと。コスト削減で民営化しておいて、人件費が低いから自治体が加算するというのは適当か疑問。その財源は何か等の質疑がありました。

執行部より、こすもす荘の経費増については、夜勤体制加算、民間施設給与加算

であること。財源は一般財源であること。指導監査は県であることなど、説明がありました。

公立保育所の人件費増については、児童増に対応する非常勤職員の人件費増であり、市全体で46名の児童増であったことが報告されました。

質疑の中で、管理体制は大丈夫か。老朽化の状態のまま増員して対応できるのか。耐用年数が2倍になり、老朽化しているとあおりながら民営化を進めてきた行政は、反省や総括をしないまま、何も責任をとらないで民営化するののかとの意見があり、これに対しては、今後、しかるべき場で執行部より説明する旨の答弁がありました。

議案第84号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、支払基金返納金に関する補正であり、質疑はありませんでした。

以上、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第100号とも討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げ、福祉厚生常任委員長報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） おはようございます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、補正予算案件4件です。現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第78号、県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてであります。県が実施する地域密着型農業基盤整備事業に要する経費に充てるため、受益者から分担金を徴収するための条例制定であるとの説明を受け、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定については、従来は換地委員会へ負担金として一般会計から支出していたが、県の指導により、換地委員会の経費は、本来、市の直接事業であり、一般会計の歳出科目から支出するのが適当であるとされたことにより、条例制定するものであるとの説明を受けました。

県からの指導ということだが、菊池市での不祥事に伴うものかとの質疑があり、先般の不祥事により県から内容調査が入り、県統一事項ということで指導があり、条例制定するものとの答弁がありました。

討論では、固定資産評価委員の評価と換地委員の評価との整合性について疑問が

残るとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定についてありますが、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽において使用料金、受益者負担金、分担金が異なるので、協議会を設置し、施設ごとの経営状況、稼働状況、市の財政も考慮し、使用料金等を検討し、意見を述べてもらうために、条例制定するものとの説明を受けました。

委員には専門性も必要と思われるが、どうやって選ぶのかとの質疑があり、当初は、専門性は必要でなく、区長会、女性団体、商工会等の各種団体から地域で偏らないように人選するとの答弁がありました。その後の審議で、委員には市政にすぐれた識見を有する者とあるが、各種団体に割り当てるのかとの質疑や、詳しい人も必要なので、公募でも選ぶべきではないかとの要望に対し、市民の意見を聞くため、各種団体の代表者を予定しているが、公募の枠も設けたいとの答弁がありました。

また、委員が値段を決めるのかとの質疑に対して、金額の決定については、委員には意見を伺い、委員会、全員協議会、市役所内部でも検討を積み重ねて進めたい。委員さんがすべて料金を決めるということは考えていないとの答弁がありました。

また、補足として、合併時に特定環境下水道、農業集落排水については、分担金、負担金、使用料の見直しをするとなっており、今までに分担金、負担金は調整されているが、使用料ができていない。市の総合計画の後期基本計画の中に、市民の参画の推進を主要施策の中で述べてあり、市民の方に参画してもらい、意見を聞いて進めていくということで提案している。委員の選任については、この委員会での意見を十分考え、新たな方法で選考したいとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今回、条例制定を上程している菊池市土地改良換地委員会委員と菊池市生活排水処理施設運営協議会委員の日額報酬を加えるものとの説明を受けました。

日額が高額であるが、今までの委員と同額かとの質疑があり、換地委員については、以前もこの金額で支払っており、県からの委託金もこの基準で入っている。生活排水処理施設運営協議会委員については、浄水センター運営協議会委員と同額であるとの答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）中、付託分について申し上げます。

その主なものは、農林水産業費中、農業振興費の負担金補助及び交付金では、農地・水・環境保全向上対策事業が平成23年度から農地・水保全管理支払事業及び環境保全型農業直接支援対策事業に移行したことに伴い、名称変更による予算組み替えや事業追加による増額であるとの説明がありました。

同じく、農林水産業費中、農地費の負担金補助及び交付金では、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業他2件の事業費の減額によるものと県からの指導により換地委員会への負担金を一般会計の歳出科目から支出するために組み替えるものとの説明がありました。

また、土木費中、道路橋梁費の工事請負費5,917万5,000円の増額については、泗水桜山の道路側溝整備工事及び国の経済対策事業の繰り越し事業で、泗水吉富地区田中農協線他2路線の舗装工事が、現況が砂利道で県との協議により補助対象外となったため次年度事業としていたが、地元からの強い要望で合併特例債に財源を組み替えて施工するものとの説明を受けました。

泗水桜山の道路側溝整備工事は、あとどのぐらいあるのかとの質疑があり、今回は一部で、今後、下水道や上水道の計画と併せて行っていくとの答弁がありました。

土木費の都市計画費中、街路事業費のポケットパークの関連予算については、3月の当初予算においての際、予備費へ修正されたものを一部変更して要求するもので、変更点は、上町のポケットパークが地元協議の結果、現整備計画を断念することになり、横町と切明の2カ所の整備になったとの説明を受けました。

3カ所の公園整備でのアートポリス事業としていたのに、上町が反対となったから2カ所でも整備したいとなり、一貫性がないのではないかと。目的を持ってするのなら、地元を説得し、受け入れてもらうぐらいでないといけない。また、工事費も高過ぎるのではないかと。もう一回地元の意見を聞いて維持管理面での覚書を交わす等、再検討すべきものではないかと。質疑があり、地元とはワークショップ等でいろんな意見を聞いている。清掃管理についてはできる範囲でお願いしている。工事費が高額になっているのは、面積の割にはトイレや足湯があるため割高となっているとの答弁がありました。

また、足湯を拠点にどういうふうに菊池市を活性化しようと論議されたか。例えば観光協会と一緒に戦略を練る等の協議はされたかとの質疑に、ソフト面については関係団体と協議してはないが、まずはハード面で道路の老朽化の改善、高質空間の形成を進め、後追的にそういう施設を使ったまちづくりの活性化の機運ができ

ればと期待している。例えば中央通りでは段差をなくした道路整備を行っているので、軽トラ朝市で利用された使い勝手のよい道路だと好評を得ている。そういう形でソフト的な事業展開ができるのを望んでいるとの答弁がありました。

さらに、一つのポケットパークをつくって検証した上で、次の公園整備をすることは可能かとの質疑があり、この事業は24年度までの交付金事業であり、財政的に厳しいとの答弁がありました。

また、上町ポケットパークが反対になった理由について質疑があり、お伊勢さんが菊池遺産に指定され、神社仏閣に不似合いな公園整備を行っているのか。歴史に重きを置き、昔の姿を大切にすべきで、整備はしない方がよい等の理由であるとの答弁がありました。

ほかに、維持管理費は2カ所で幾らになるのかとの質疑があり、試算では516万円で、内訳についても答弁がありました。

それに対して、3月に説明があったときより大幅に上がった理由についての質疑があり、前は、下水道料金は夢美術館前の足湯の分は減免になっているため入れなかったが、経常経費的には必要ということで入れたこと、及び掃除の委託料で現在の公園清掃の頻度の3日に1回を毎日に変更したことによるものとの答弁がありました。

討論では、3月の議会で修正案を経済建設常任委員会から出した提案理由に、この件に関しては費用対効果の面から必要性がないと思われるようになっており、今回また予算計上されたことについても問題があり、維持管理費が大幅アップになって、1年間に516万円かかる公園をこれから何十年と管理していくのは負担が大きい。2カ所の公園整備では費用対効果が薄れるとのことであつたが、そうであれば費用を削減して考え直すべきとの反対討論と、菊池市は、水と緑、そして温泉、観光のまちをキャッチフレーズとしており、今回計画されている横町及び切明のポケットパークの整備については、菊池温泉を観光客の皆さんに味わっていただくことはそれなりの効果があり、またこの疲弊したまち中、その周辺住民の方々がここに寄り集まっている交流をするということについてもある程度の活性化が望める。3月議会での修正後、執行部では地元住民との話し合いもしてあり、上町の公園整備の断念はしっかり地元の意見を受けとめての断念であろうし、維持管理面についても地元との覚書はまだ交わしていないが、これからとっていくという約束もしてらっているとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）では、その主なものは市道のつけかえ工事に伴う給水管の移設によるものと

の説明を受けました。

次に、議案第86号、平成23年度菊池市公共下水道事業等特別会計補正予算（第2号）、議案第87号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、その主なものは汚水ます設置が増えたことによるものであるとの説明がありました。

以上、議案第85号から議案第87号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それから、委員会として執行部に述べさせていただきます。

3月議会において、建設部の説明におきまして、公園3カ所の別々の見積もりでの金額を聞いておりました。1カ所建設が見送られたということで、1カ所の金額を差し引いた金額で委員会では考えておりました。ところが、泉源のポンプ、滅菌、水槽などの施設に別に予算立てして、今議会に予算立てしてられました。3月議会においてはそういうことを聞いておりませんでした。3月の見積もりでは、泉源関係予算は3カ所の振り分けにしておいたとのこと。また、見積もりについても泉源のポンプ代金の金額についても即答できませんでした。維持費においても前回何度も聞きましたが、これで大丈夫ですとのことでした。ところが、このたび大幅な増額であります。執行部におかれましては、予算を組まれる際、確実な予算立てと確実な情報をつかんで議会に示していただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いいたしまして、経済建設常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、議案第83号について、木下雄二君から、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見の報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

少数意見報告書。平成23年9月12日、経済建設常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第101条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第83号。

件名、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）、款7土木費、項4都市計画費、目2街路事業費のポケットパーク関連予算について。

意見の要旨。

1点目、3月の議会で修正案を経済建設常任委員会から出した提案理由に、この件に関しては費用対効果の面からも必要性がないと思われるとしてあり、今回、こ

ういった形でまた予算計上されることについて問題がある。

2点目、当初は、3カ所の公園をアートポリス構想の中で作るということで、地元住民ともワークショップを重ねて3月議会で提案があった。ところが、上町区では地元で反対があったため、今回は提案がないとなっている。結局、私たちより先に住民の反対で3カ所が2カ所が変わっている。こういうことが議会で続くと、私たちの審議する必要性もない。

3点目、維持管理が大幅アップになって、1年間に516万円かかる公園をこれから何十年も管理していくのは負担が大きい。

4点目、他の行政区との公平性に欠けること。まち部に施設を集中させ、特に新築される老人福祉センターと切明区のポケットパークは距離的にも近く、必要性がない。

5点目、上町区のポケットパークが市民の反対で断念するということだが、上町区に配管を埋設しているのは無駄になり、どう利活用していくのか、疑問が残る。

以上、5点の点から少数意見の留保を報告させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告及び少数意見の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告及び少数意見の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案、請願、陳情、13案件について討論を行います。討論はありませんか。

坂井正次君。

まずは、反対の方の討論です。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算について、反対討論をしたいと思います。

土木費、都市計画費、街路事業のポケットパーク事業でございますけれども、私が思いますに、菊池市夢美術館の隣の足湯、これはみんなで、ボランティアでつくったというあれもありますけれども、200万程度ででき上がったと。そしてまた、私が考えますに、一つの足湯をつくるには、大体一般的に1,000万から2,000万程度あれば、それが大体の足湯だと私は思っております。

その点で考えまして、二つの足湯に1億800万程度の巨費を投じてやっていいものか。そしてまた私が思いますに、1億800万投じて費用対効果があるのか。市民の税金を使って費用対効果がどれだけあるのか。そしてまた、菊池市の文化会

館、賃借料が1,000万にも近いというような賃借料を60年間払い続けなければならぬ。あと20年ほどあるそうですけれども、これは市民に大きなツケが回っていると私は思います。そんな中で、足湯の維持管理費用が500万から600万程度かかる。これは永遠に市が負担していかなければなりません。

そういう観点からいたしまして、高額な1億800万のお金を投じて、そしてまた1キロぐらい離れた回遊道路で、果たしてその効果があるのか。そしてまた、永遠に維持管理費用を五、六百万投じなければいけないという点を勘案しまして、私は反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 私は、議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）、款7土木費、項4都市計画費、目2街路事業費のポケットパーク関連予算について、原案賛成の立場で討論いたします。

菊池市は、水と緑、そして温泉観光都市をキャッチフレーズに、さまざまな観光振興に努めてきたところであります。今回示されております横町及び切明におけるポケットパーク整備事業については、さかのぼること平成18年度より計画がなされ、その間、熊本県主催によるまちづくり人材育成講座、くまもとまち育て塾講座、あるいはくまもとアートポリス市民大学菊池シンポジウム、アートポリスシンポジウムin菊池「まち活性・足湯」等と開催するなど、また地元説明会も何度となく開催され、要望や意見等も十分に聞き取り、深い議論の結果が足湯つきポケットパーク整備事業であると思っております。

西日本一を誇る泉質を有する菊池温泉を菊池に来られる観光客の皆様に味わっていただくことは、PRも含めて本市の観光振興に大きく寄与するものと私は確信をいたします。さらには、疲弊した商店街や地元住民の方々がここに寄り集い、広く交流を深めることで、ある程度の活性化にもつながっていく大きな期待も望めます。

冒頭にちょっと触れましたが、本事業は平成18年度より事業を立案され、これまで必要な温泉管の布設工事あるいは用地の買収と、既に予算執行され、すべて準備万端整っております。温泉管理設工事費約889万、用地購入費、横町約970万、切明1,176万円、合計約3,000万円。このことは、その時々々の議会において予算計上され、審議とともに議会でこれを認め、議決してきているわけであり

ます。

このようなことから、もしこれを反対、否決、つくりたくない、いや、つくりたくないということになった場合、これこそ無駄遣いの典型的なものであります。市民の猛

反発は必至、そのとき、議会としてどう責任をとるのか。少なくとも私は説明できません。

以上の理由から、私は原案賛成であります。

以上、終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

東 裕人君。

まず、反対の方ですか。

○7番（東 裕人君） 賛成。

○議長（山瀬義也君） 反対の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） じゃあ、賛成の方の討論をお願いします。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第83号、平成23年度菊池市一般会計補正予算、その中でポケットパーク関連予算について賛成討論を行います。

このポケットパークの予算については、私は前は修正案賛成の立場でした。そのときは、地元との協議が不十分で、地元の理解も得られていないことがその理由であります。今回、中山委員長の報告も詳しく聞いて、その問題はクリアできていると思うので賛成をします。

また、この問題では、経過については、ただいま中原 繁議員が述べられたのでよくわかります。議決も用地購入も済んでいることも調べてみてわかります。それから、併せてこの問題で費用対効果の議論が盛んにされています。

私、このポケットパーク事業の基本的な性格は何かと考えると、これは隈府中央地区の活性化の一環としての事業。そうすると、隈府中央地区の活性化が必要ないというのなら別ですが、隈府活性化の一事業としてのポケットパークだけを取り出して費用対効果を論じるのはなかなか難しいと思います。根本の議論なしに費用対効果の議論はできないのではないかと考えています。

今後、隈府の中心地区をどうするのか、そういった全体としての活性化の議論を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

反対の方ですか、賛成ですか。

○14番（怒留湯健蓉君） 賛成です。

○議長（山瀬義也君） 賛成討論を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉君） おはようございます。

私は、請願第4号に対して賛成討論をいたします。

請願第4号は、地元の区長さんとともに菊池市全体の区長協議会の会長さんが連名で請願者となっております。請願には、この問題は菊池市の一部の山間地域の問題ではなく、菊池市全体に関わる問題であるという共通認識の観点から、菊池市区長協議会において決議をして、今回の請願に至ったものでありますと書かれています。ということは、とりもなおさず、この請願は新菊池市211全行政区が旧市営牧場跡地の問題を共通の課題として考えていただいているあかしであって、議会としてもこれを重く受けとめなければならないと思います。

請願に書かれている共通認識の観点には、少なくとも二つの意味があると思われるます。

一つには、この請願が水迫地区の問題にとどまらず、市街地やその流域における生活及び観光及び農畜産等の生産活動に関わる問題であるということが包含されていると思われる点です。

もう一つには、菊池川の源流域に住む住民として、下流域の山鹿市や玉名市等への責任はもとより、その先に広がる有明海等を汚してはならないというその姿勢の表明にほかならないと思われる点です。

このような区長協議会の共通認識の観点の裏には、一般市民においても菊池川の源流域に住む住民の責任とその義務について、日ごろから高い関心が示されていることが考えられるのではないのでしょうか。

先般行われました下流域の環境団体や市民運動の交流会の中でも、菊池市と菊池市民は、菊池川、迫間川、両河川の水質、水量の保全には努力を惜しまないということが語られていました。それらのことを踏まえ、請願に至られた区長さんたちの大所高所からの高い見識に私たちは議会としてしっかりこたえていくべきだと考えたのが、私が賛成討論に立った理由の一つでございます。

そして、二つ目の理由として、今議会を限りにこの旧市営牧場跡地問題を完全解決しなければ、取り返しのつかないことになることを危惧しているということでございます。それは、進出予定であった企業が反対運動によって撤退をしまして、そして運動体が解散された後も、裁判の結審の後も、当該地にはさまざまな事業の進出が打診され、一部には実際に試みられてもいます。その都度、地元の方々は、まさに戦々恐々たる心境に追い込まれました。旧市営牧場跡地が現状のままであれば、それは今後も永遠に続くわけです。

本請願には、本件が9月議会への請願に至ったいきさつとともに、その歴史的な

背景及び反対運動及び裁判の経緯等が述べられています。そして、加えてこれまで考えられなかった今日的危機的状況として、外国資本による買収等の危険性が述べられています。その行間には、地域住民の皆さんの長年にわたる不安と苦悩とともに、逼迫した危機感がにじんでいるのを見逃すわけにはいきません。

さらに、賛成討論の私の三つ目の理由として、この地区には一方で産廃問題という約30年にも及ぶ巨大な重苦しい問題が今日なお未解決のまま存在していることとございます。本市にとって最も重要な懸案に数えられる産廃問題を抱え込まされているこの地域に、その上重ねてこの旧市営牧場跡地問題の不安と苦悩をこの先も背負わせ続けることは余りにも過酷というものではないでしょうか。

以上、大筋三つの理由をもって、この地区の深刻な事情を総合的に考察するとき、私はこの請願を今議会で全会一致で採択し、この際、今議会を最後として旧市営牧場跡地問題の完全解決を図るべきだと思います。

思えば、この問題等を一つの契機として、本市は環境基本条例を策定しました。それに従う環境基本計画等も私ども配付されて持っております。請願にもあるように、さきの反対運動の当時、市長は、裁判が終われば、菊池市環境基本条例に基づいて、地域環境に配慮した土地利用ができるよう最善の努力をしますと回答されております。そうであれば、行政当局ともう一方の車輪である議会としても、この本会議で請願は採択することをもって問題解決への決定的な一打となすべきではないでしょうか。そのことによって、住民の不安と苦悩を取り除き、同時に自ら策定した菊池市環境基本条例と環境基本計画に立脚した当該地の新しい環境政策の一步を踏み出すときだと確信し、その旨を述べて賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第83号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第100号、請願第4号、陳情第2号、以上の12案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上12案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第83号について、起立により採決します。

お諮りします。議案第83号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。



## 日程第2 議員の派遣について

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付しているとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。



## 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

庁舎等検討特別委員会

- 1 庁舎等の問題に関すること

決算特別委員会

- 1 平成22年度決算認定に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

追加日程第1 意見書案第2号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、意見書案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 意見書案第2号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務文教常任委員会として提出をします。

提案理由としまして、これまで郵便局は地域社会において交流等の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献しておりました。しかし、郵政三事業は民営・分社化され、利便性向上をうたう法の主旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられています。全国2万4,000郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもあります。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早い郵政改革法案の成立を強く要請するためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の主旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第2 意見書案第3号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、意見書案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、森 清孝君。

〔登壇〕

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書の提出についてでございます。

意見書案第3号。上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務文教常任委員会として提出します。

提案理由としまして、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために、活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充を図る必要があるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の主旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成23年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 水上 彰澄

菊池市議会議員 東 英俊

# 付 録

平成23年第3回定例会付議事件一覧および審議結果表

(8月31日・9月15日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第76号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第4号）	原案承認
議案第77号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度菊池市一般会計補正予算 第5号）	原案承認
議案第78号	県営地域密着型農業基盤整備事業分担金徴収条例の制定について	原案可決
議案第79号	菊池市土地改良事業換地委員会条例の制定について	原案可決
議案第80号	菊池市生活排水処理施設運営協議会条例の制定について	原案可決
議案第81号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第82号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第83号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第84号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第85号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第86号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第87号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第88号	平成22年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第89号	平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第90号	平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査

議案番号	件名	審議結果
議案第 91 号	平成 22 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 92 号	平成 22 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 93 号	平成 22 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 94 号	平成 22 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 95 号	平成 22 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 96 号	平成 22 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 97 号	平成 22 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 98 号	平成 22 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 99 号	平成 22 年度菊池市水道事業会計決算の認定について	継続審査
議案第 100 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 101 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 102 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
意見書案		
意見書案第 2 号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書	原案可決
意見書案第 3 号	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	原案可決
請 願		

議案番号	件名	審議結果
請願第 4 号	菊池市原の「旧市営牧場跡地」の買取りを求める請願	採択
陳情		
陳情第 2 号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書	採択
報告		
報告第 17 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第 18 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 19 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 20 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 21 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 22 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 23 号	専決処分の報告について	原案報告

## 郵政改革法案の早期成立を求める意見書

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当菊池市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。

当市においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、先の通常国会と未だ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日

熊本県菊池市議会議長 山瀬 義也

衆議院議長 横路 孝弘 様  
参議院議長 西岡 武夫 様  
内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
総務大臣 川端 達夫 様  
郵政改革大臣 自見庄三郎 様

## 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難場所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要である。

この度の東日本大震災においても、学校施設は発生直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活の拠り所となったが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部と連携が取れなかった等々学校施設の防災機能について様々な課題が浮かび上がってきた。

文部科学省は今年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言をとりまとめた。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子ども達や地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されている。

災害は待ってくれない。よって、政府におかれては、今回のような大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

- 一、 新增改築時の整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
- 一、 制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。  
例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。
- 一、 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギー及び自然エネルギーの積極的導入、活用についても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日

熊本県菊池市議会議長 山 瀬 義 也

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

文部科学大臣 中川 正春 様

財 務 大 臣 安住 淳 様

総 務 大 臣 川端 達夫 様

国土交通大臣 前田 武志 様

議員派遣

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員
1	第20回 全国市町村 交流レガッタ豊岡大会	兵庫県豊岡市	平成23年9月23日 ～25日	工藤圭一郎 東英俊 樋口正博 二ノ文伸元 中山繁雄
2	第13回金堤地平線祭り 2011 清原生命祭り	韓国	平成23年9月28日 ～10月3日	森清孝 二ノ文伸元 中山繁雄 森隆博 坂井正次